

令和6年度 岩手県出資等法人運営評価レポート 個別法人編 目次

所管部局等	所管課	NO.	法人の名称	頁
ふるさと振興部	ふるさと振興企画室	1	(公財)さんりく基金	2
	交通政策室	2	三陸鉄道(株)	8
	交通政策室	3	IGRいわて銀河鉄道(株)	15
	科学・情報政策室	4	(株)アイシーエス	21
	国際室	5	(公財)岩手県国際交流協会	25
文化スポーツ部	文化振興課	6	(公財)岩手県文化振興事業団	31
	スポーツ振興課	7	(公財)岩手県スポーツ振興事業団	38
環境生活部	資源循環推進課	8	(一財)クリーンいわて事業団	45
保健福祉部	保健福祉企画室	9	(公財)いわて愛の健康づくり財団	51
	医療政策室	10	(公財)いわてリハビリテーションセンター	55
	地域福祉課	11	社会福祉法人岩手県社会福祉事業団	62
	長寿社会課	12	(公財)いきいき岩手支援財団	69
商工労働観光部	商工企画室	13	(公財)いわて産業振興センター	76
	商工企画室	14	岩手県オイルターミナル(株)	84
	商工企画室	15	岩手県土地開発公社	90
	経営支援課	16	岩手県信用保証協会	96
	ものづくり自動車産業振興室	17	(株)盛岡地域交流センター	100
	ものづくり自動車産業振興室	18	(株)北上オフィスプラザ	104
	ものづくり自動車産業振興室	19	(株)岩手ソフトウェアセンター	108
	産業経済交流課	20	(公財)盛岡地域地場産業振興センター	114
	産業経済交流課	21	岩手県産(株)	118
	観光・プロモーション室	22	(公財)岩手県観光協会	122
	観光・プロモーション室	23	(公財)盛岡観光コンベンション協会	130
	定住推進・雇用労働室	24	(公財)ふるさといわて定住財団	134
	定住推進・雇用労働室	25	(株)クリーンピアいわて	141
農林水産部	団体指導課	26	岩手県農業信用基金協会	145
	流通課	27	(公社)岩手県農畜産物価格安定基金協会	149
	流通課	28	(株)いわちく	153
	農業振興課	29	(公社)岩手県農業公社	157
	農林水産企画室	30	(公財)岩手県生物工学研究センター	164
	農産園芸課	31	(公社)岩手県農産物改良種苗センター	171
	畜産課	32	(一社)岩手県畜産協会	175
	森林整備課	33	(公財)岩手県林業労働対策基金	182
	水産振興課	34	(一社)岩手県栽培漁業協会	188
	水産振興課	35	(公財)岩手県漁業担い手育成基金	192
県土整備部	県土整備企画室	36	(公財)岩手県土木技術振興協会	196
	県土整備企画室	37	岩手県空港ターミナルビル(株)	203
	下水環境課	38	(公財)岩手県下水道公社	207
教育委員会	教育企画室	39	(公財)岩手育英奨学会	214
警察本部	組織犯罪対策課	40	(公財)岩手県暴力団追放推進センター	220
(参考) 財務指標の考え方について				

No. 1 公益財団法人さんりく基金

I 法人の概要

1 基本情報

令和6年7月1日現在

法人の名称	公益財団法人さんりく基金		所管部局 室・課等	ふるさと振興部 ふるさと振興企画室	
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律		代表者 職・氏名	代表理事 佐々木 淳	
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	平成6年5月9日		事務所の所在地	〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号	
	※平成14年4月1日に名称変更 ※平成23年4月1日に公益財団法人移行		電話番号	019-629-5212	
			HPアドレス	https://sanriku-fund.jp/	
資(基)本金等	335,400,000 円		うち県の出資等 ・割合	230,000,000 円	68.6%
設立目的	この法人は、三陸地域及びその周辺地域の振興を図るため、産学官民の研究交流及び市町村等の主体的な取り組みを支援することにより、もって県土の均衡ある発展に寄与することを目的とする。				
事業内容	(1) 三陸地域の振興に関する総合的な調査研究及び提言 (2) 三陸地域の振興のための人材育成 (3) 三陸地域の振興に関する調査研究事業に対する助成 (4) 三陸地域及びその周辺地域の振興に関する研究開発事業に対する助成 (5) 三陸地域及びその周辺地域の地域振興を図るための事業に対する助成				
常勤役員の状況	合計	1名	うち県現職	1名	うち県OB 0名
	平均年収 ※	1,439 千円	平均年齢 ※	58.0 才	※令和5年度実績
常勤職員の状況	合計	5名 (役員兼務1名)	うち県派遣	1名	うち県OB 0名
	平均年収 ※	4,886 千円	平均年齢 ※	43.0 才	※令和5年度実績

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	調査研究事業等により、県北・沿岸地域の振興に貢献する。
2	地域振興に資する取組への支援等により、三陸地域の交流人口拡大や産業振興等に貢献する。
3	助成事業により、商品力の向上や販路拡大に向けた取組を支援する。
4	体験プログラムの開発支援や観光人材の育成により、復興ツーリズムの推進に貢献する。
5	人材育成事業により、地域振興の担い手などの育成支援等を行う。

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

産業振興策を担う団体はありますが、県北・沿岸地域の振興を目的とした団体は他にはなく、代替性はありません。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

意思決定が迅速であり、地域のニーズや状況の変化に対応可能で機動性に優れていること、県の規則等にとらわれない弾力的な運営が可能であることから、県直営よりもメリットがあります。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は、三陸地域及びその周辺地域の振興を図るため、様々な助成事業の実施や地域資源を生かした産業振興・地域振興への支援等を行う唯一の公益法人であり、県土の均衡ある発展に寄与していることから、県は、本法人が展開する事業について、より効果的なものとなるよう連携・協働を強化し、法人の長所、強みを発揮することにより、効果的な施策推進を目指します。

II 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	積極的な情報発信	① サイトアクセス数 1,050,000pv	671,866pv	サイトアクセス数 1,100,000pv	サイトアクセス数 1,150,000pv
取組内容	三陸観光ポータルサイト「さんりく旅するべ〜いわて三陸観光ガイド〜」や公式SNSアカウントを活用し、関係機関と連携して国内外に対しタイムリーな情報発信を行ったものの、実績が目標を大きく下回る結果となった。要因としては、従来使用していたデータ収集ツール(UA)のサービス終了に伴い、新たなサービス(GA4)に移行したが、従来とデータの集計方法が変わってしまったことから表示回数が大きく減少したものの。(例えば、UAでは表示回数は1ユーザー(デバイス)のページの再読み込みも1回とカウントされたところ、GA4の表示回数は、1ユーザー(デバイス)のページの再読み込みは1回とカウントされないもの)				
課題	モデルコースやタイムリーなイベント情報の閲覧数の伸びが良い状況を踏まえ、関係機関や団体と連携し戦略的に情報を更新するなど、ポータルサイトの充実を図ることで、三陸地域の観光情報をより効果的に発信していく必要がある。				
2	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	助成事業における幅広い主体への支援	① 新規事業者割合 60%	59%	新規事業者割合 63%	新規事業者割合 67%
取組内容	三陸地域の課題解決や新たな可能性を見出すための調査研究・研究開発、地域資源を活用した商品等の開発、地域活性化に資するイベント等に対し助成した。 各助成事業の実績は以下のとおり。 ・調査研究事業 採択6件/助成6件(助成総額5,756千円) ・新商品・地域サービス開発事業 採択14件/助成11件(助成総額3,845千円) ・イベント開催事業 採択2件/助成2件(助成総額9,555千円)				
課題	助成事業全般的に、過去採択事業者の申請が多く、分野に偏りが見られるため、事業周知の徹底と新規事業者開拓が必要。				
3	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	助成事業による商品力の向上や販路拡大支援	① 商品化率 80%	79%	商品化率 80%	商品化率 80%
取組内容	新商品・地域サービス開発事業において、新商品開発や販路拡大に向けた取り組みに対する助成を行った。 主な助成先及び事業内容は、以下のとおり。 ・一般社団法人大野ふるさと公社(洋野町)、洋野農場育ち「純和鶏赤鶏」を活用した新商品開発 ・一般社団法人竹駒牧野(陸前高田市)、玉山金山遺跡群の観光資源を有効活用した誘客事業				
課題	採択件数14件のうち、中止が3件あり、商品化率が目標値に届かなかった。 採択者への事業完了までのフォローアップの強化、及び事業期間完了後の商品展開時の販路拡大に向けたPR強化が必要。				
4	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	観光地域づくりを推進するための人材育成	① 三陸観光プランナー養成塾受講者数(1回あたり) 13人	11人	受講者数(1回あたり) 13人	受講者数(1回あたり) 13人
取組内容	三陸地域の振興に向け、地域資源を活用した産業・観光等を担う人材の育成のため、以下の取組を行った。 ・令和5年度三陸観光プランナー養成塾を3回実施(①R5.12.19田野畑村、②R6.2.6~7弘前市、③R6.3.7大船渡市 参加者数計33名) ・令和5年度は新規に9名の三陸観光プランナーを養成。 目標値に達しなかったが、三陸観光プランナー養成塾以外にも、三陸観光プランナーが作成した体験プログラムのモニターツアーを行い、旅行商品化に向けた磨き上げの支援に取り組んだほか、三陸観光プランナー養成塾生による意見交換会を実施し、これまで養成した三陸観光プランナー相互のネットワーク強化を図るなど、観光地域づくりを推進するための人材育成の充実に取り組んだ。				
課題	訪日外国人旅行者や、防災・復興をテーマとした教育旅行等に対応した体験プログラム開発など、受入れ体制の充実を図るため、これまで養成した三陸観光プランナーのスキルアップやプランナー相互の連携強化が必要。				

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	職員の資質向上	① セミナー・研修会参加(年のべ3回)	3回	セミナー・研修会参加(年のべ3回)	セミナー・研修会参加(年のべ3回)
取組内容	電子帳簿保存法セミナー(2回)、情報発信基本講座(1回)に参加。 定期購読している全国公益法人協会発行の専門誌により、最新情報等を把握し、業務に生かした。				
課題	法人運営にかかる法令改正等の内容について、適時適切なセミナー等の受講が必要となるが、セミナー開催場所が限られ、タイムリーな受講ができない場合がある。				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	1	1			1	1			1	1		
非常勤	11	1	1	9	11	1	1	9	11	1	1	9
計	12	2		9	12	2		9	12	2		9

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		令和4年度				令和5年度				令和6年度						
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他			
常勤	管理職 (役員兼務)	1	1 (1)			1	1 (1)			1	1 (1)					
	一般職	3	2		1	5	2		3	4	2		2			
	小計	4	2	1	1	6	2	1	3	5	2	1	2			
非常勤	管理職 (役員兼務)	2	/	/	2 (1)	2	/	/	2 (1)	2	/	/	2 (1)			
	一般職	8	/	/	8	10	/	/	10	9	/	/	9			
	小計	10	/	/	10	12	/	/	12	11	/	/	11			
計		14	2	1		11	18	2	1		15	16	2	1		13

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和4年度 人

令和5年度 人

令和6年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計	
常勤	管理職					1		1	
	プロパー	県派遣					1		1
		県OB							
		その他							
		一般職			2	1	1		4
	プロパー	県派遣			1	1			2
		県OB							
		その他			1		1		2
		計			2	1	2		5

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

令和5年6月、臨時職員1名採用。

令和6年3月、プロパー1名退職。

〔県の関与の状況について〕

増減なし

〔職員の年齢構成について〕

中堅層が厚い

IV 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
資産	715,470	680,501	637,408	▲ 43,093	
流動資産	6,746	7,291	5,684	▲ 1,607	
うち現預金	6,746	7,278	5,684	▲ 1,594	
うち有価証券	0	0	0	0	
固定資産	708,724	673,210	631,724	▲ 41,486	
基本財産	338,104	338,104	338,104	0	
うち投資有価証券	0	0	0	0	
特定資産	370,339	334,884	293,353	▲ 41,531	
うち投資有価証券	30,000	0	0	0	
その他固定資産	281	222	267	45	
うち投資有価証券	0	0	0	0	
負債	7,028	7,513	6,598	▲ 915	
流動負債	7,028	7,197	5,951	▲ 1,246	
うち有利子負債	0	0	0	0	
固定負債	0	316	647	331	
うち有利子負債	0	0	0	0	
正味財産	708,442	672,988	630,810	▲ 42,178	
指定正味財産	688,464	659,742	630,810	▲ 28,932	
一般正味財産	19,978	13,246	0	▲ 13,246	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
経常収益	37,740	56,144	47,389	▲ 8,755	
経常費用	40,877	62,876	60,635	▲ 2,241	
事業費	29,991	50,316	47,580	▲ 2,736	
うち人件費	10,534	15,023	18,340	3,317	
うち支払利息	0	0	0	0	
管理費	10,886	12,560	13,055	495	
うち人件費	9,701	10,963	11,318	355	
評価損益等増減額	0	0	0	0	
当期経常増減額	▲ 3,137	▲ 6,732	▲ 13,246	▲ 6,514	
経常外収益	0	0	0	0	
経常外費用	0	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	0	
法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	▲ 3,137	▲ 6,732	▲ 13,246	▲ 6,514	
当期指定正味財産増減額	▲ 26,500	▲ 28,722	▲ 28,932	▲ 210	
正味財産期末残高	708,442	672,988	630,810	▲ 42,178	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	内容
長期貸付金残高	0	0	0	0	
短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
損失補償(残高)	0	0	0	0	
補助金(運営費)	0	0	0	0	
補助金(事業費)	0	0	0	0	
委託料(指定管理料除く)	0	0	0	0	
指定管理料	0	0	0	0	
その他	11,093	22,078	18,255	▲ 3,823	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
自己資本比率(%)	99.0	98.8	98.9	0.1	=正味財産/総資産×100
流動比率(%)	95.9	101.3	95.5	▲ 5.8	=流動資産/流動負債×100
有利子負債依存度(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債/総資産×100
管理費率(%)	26.6	19.9	21.5	1.6	=管理費/経常費用×100
人件費比率(%)	49.5	41.3	48.9	7.6	=人件費/経常費用×100
独立採算度(%)	92.3	89.2	78.1	▲ 11.1	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
総資本当期経常増減率(%)	▲ 0.4	▲ 1.0	▲ 2.0	▲ 1.0	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
財務評価	B	B	B		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

〔貸借対照表・正味財産増減計算書について〕
 貸借対照表：退職給付引当金の計上あり(任期付職員から無期雇用職員への転換による)
 正味財産増減計算書：臨時職員1名の雇用により人件費増

〔県の財政的関与について〕
 事業費の一部として県負担金を受入れ(18,255,326円)

〔財務指標・財務評価について〕
 ・人件費が増加し、かつ、総事業費が減少したため、人件費率が増加した。

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	当基金は、東日本大震災津波や、平成28年台風第10号災害などからの復興に資する取組を支援するとともに、三陸地域の総合的な振興を図るため、持続可能な地域社会の構築に向けて、地域資源を生かした観光産業の振興や、地域の事業者が直面している課題解決に資する取組に対する助成事業を行い、県政の重要課題である県北・沿岸地域の振興に寄与している。
所管部局	いわて県民計画（復興推進プラン）に基づいた施策に対して大きく寄与してきており、三陸地域の一層の復興とその先を見据えた地域振興のため重要な役割を果たしている。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	当基金では、三陸地域及びその周辺地域の事業者等が、地域の振興のために挑戦的に取り組む地域課題や新たな可能性をテーマとした調査研究、地域資源を活用した商品・サービス開発や地域活性化のモデルとなる取組等への助成支援や三陸地域の振興を目的とした事業を行っている。 また、地域連携DMOとして、民間団体において、当基金と同様の三陸地域全域を対象として地域振興を展開している団体はないことから、代替性はないものとする。
所管部局	県北・沿岸地域の振興を目的とした総合的な施策を展開する団体は他になく、代替性はない。 また、三陸DMOセンターの運営や産学官民連携、復興支援、地域振興支援など、県施策と連携しながら地域のニーズや状況の変化に弾力的・機動的に対応した事業運営を行っている。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	ワークライフバランスの実現に向け、計画的な年次有給休暇取得を進め、積極的な取得を促している。 また、職員のスキル向上のため積極的に研修会等に参加させており、研修内容の共有を図ることで職員の資質向上を図った。
所管部局	就業環境の整備に取り組むとともに職員をセミナーや研修会に積極的に派遣し、その能力向上に努めている。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	毎月15日をコンプライアンスの日として、法令順守に係るミーティングを行うとともに、会計処理については、会計事務所に指導を仰ぐなど適正処理に努めている。また、監査や立入検査などで指摘された事項については、全職員に共有し、適正な事務執行及び再発防止に努めている。
所管部局	県職員と同様に、コンプライアンスの日を定めて意識啓発を適切に行っている。 また、会計処理についても適時、会計事務所の指導を受けており適正に処理されている。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	地域事業者等への支援事業について、活動の視察や事業者へのヒアリングを積極的に行うことで地域ニーズの把握に努め、より地域の振興に資する事業となるよう、支援枠や、支援条件など毎年度見直しを行っている。 また、インターネットバンキングを導入し、業務効率化を図るとともに、値上げが続く手数料等のコスト削減に努めた。
所管部局	適時適切な情報発信や地域ニーズの把握により環境の変化やニーズに沿った事業の見直しを行い、さらに効果的な施策が実施できるよう努めている。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	三陸DMOセンター長として県職員1名が派遣されており、県施策との連携が図られている。
------	--

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	ホームページにおいて、事業計画及び実績、収支予算及び決算を公表しているほか、助成事業の採択状況を公表することで、先進事例を紹介し、他の事業者が参考とできるように努めている。 また、機関誌「三陸総合研究」を発行し、県内の市町村や団体、研究機関に配付するなど事業や成果を積極的に情報発信している。
所管部局	ホームページを通じて常に情報公開、情報提供を行っている。 また、機関誌等を通じ、事業の実施状況や成果を積極的に発信している。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年度は、経営改善目標の達成率は100%となった一方で、財務状況は、当期一般正味財産増減額は▲13,246千円の赤字により一般正味財産は令和5年度末で0円まで減少しているため、目標達成による経営改善の効果が見えない状況にあることから、目標の見直しの検討や赤字縮小又は黒字化に取り組む必要があります。
所管部局	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、経営改善に向けた取組に積極的に関与する必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和4年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 現行の中期経営計画（R1～R4）について令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。 この評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標等の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分に行い、令和4年度に策定する次期中期経営計画（R5～R8）に反映させる必要があります。	実施済	中期経営計画（R5～R8）策定の際に、課題を洗い出し、今までの計画内容について見直し、事業目標等を再設定した。	R5.3
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	中期経営計画（R5～R8）策定の際は、所管部局として指標設定等についての助言・指導を行った。	R5.3
	2 法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。	実施済	令和元年度からDMOセンター長を新設し、県職員を派遣しているが、毎年度、県の関与の必要性及び妥当性等を十分検討した上で派遣を行っている。 なお、県施策の方向性や社会情勢等を踏まえ、県政策と連携を図り、効果的な事業が実施できる体制となるよう継続的に検討していく。	R5.3

【令和5年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。 なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。	実施済	中期経営計画策定の際に、改めて目標値等について、課題整理を行い、ポストコロナの観点での見直しを検討したが、特に変更はなく、目標値は現状の設定のままとした。	R6.3
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。	実施済	中期経営計画の見直しの際は、所管部局として指標設定等についての助言・指導を行った。	R6.3
	2 法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。	実施済	令和元年度からDMOセンター長を新設し、県職員を派遣しているが、毎年度、県の関与の必要性及び妥当性等を十分検討した上で派遣を行っている。 なお、県施策の方向性や社会情勢等を踏まえ、県政策と連携を図り、効果的な事業が実施できる体制となるよう継続的に検討していく。	R6.3

No. 2 三陸鉄道株式会社

I 法人の概要

1 基本情報

令和6年7月1日現在

法人の名称	三陸鉄道株式会社		所管部局 室・課等	ふるさと振興部 交通政策室													
設立の根拠法令	会社法		代表者 職・氏名	代表取締役社長 石川 義晃													
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	昭和56年11月10日		事務所の所在地	〒027-0076 岩手県宮古市栄町4番地													
			電話番号	0193-62-8900													
			HPアドレス	https://www.sanrikutetsudou.com/													
資(基)本金等	306,000,000 円		うち県の出資等 ・割合	144,000,000 円	47.1%												
設立目的	三陸沿岸地域における住民の生活路線の確保を図り、地域住民の生活の向上及び福祉の増進を図ることを目的とします。																
事業内容	<table border="0"> <tr> <td>(1) 鉄道事業</td> <td>(7) 洗車場業</td> </tr> <tr> <td>(2) 旅行業</td> <td>(8) 駐車場業</td> </tr> <tr> <td>(3) 土産品・酒類・たばこ・郵便切手・収入印紙・清涼飲料・食料品及び日用雑貨等の販売業</td> <td>(9) 自動車賃貸業</td> </tr> <tr> <td>(4) 損害保険代理業</td> <td>(10) 自動車整備業</td> </tr> <tr> <td>(5) 生命保険の募集に関する業務</td> <td>(11) 食堂及び喫茶店等の経営</td> </tr> <tr> <td>(6) 広告業</td> <td>(12) 前各号に付帯関連する一切の業務</td> </tr> </table>					(1) 鉄道事業	(7) 洗車場業	(2) 旅行業	(8) 駐車場業	(3) 土産品・酒類・たばこ・郵便切手・収入印紙・清涼飲料・食料品及び日用雑貨等の販売業	(9) 自動車賃貸業	(4) 損害保険代理業	(10) 自動車整備業	(5) 生命保険の募集に関する業務	(11) 食堂及び喫茶店等の経営	(6) 広告業	(12) 前各号に付帯関連する一切の業務
(1) 鉄道事業	(7) 洗車場業																
(2) 旅行業	(8) 駐車場業																
(3) 土産品・酒類・たばこ・郵便切手・収入印紙・清涼飲料・食料品及び日用雑貨等の販売業	(9) 自動車賃貸業																
(4) 損害保険代理業	(10) 自動車整備業																
(5) 生命保険の募集に関する業務	(11) 食堂及び喫茶店等の経営																
(6) 広告業	(12) 前各号に付帯関連する一切の業務																
常勤役員の状況	合計	3名	うち県現職	0名	うち県OB	1名											
	平均年収 ※	5,880 千円	平均年齢 ※	62.0 才	※令和5年度実績												
常勤職員の状況	合計	142名	うち県派遣	1名	うち県OB	0名											
	平均年収 ※	3,160 千円	平均年齢 ※	41.4 才	※令和5年度実績												

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	将来に渡る鉄道の維持を図るため、国、県、沿線市町村等と連携し、持続的な経営を図るとともに、三陸沿岸地域の通勤、通学、通院等の生活交通手段及び地域コミュニティ間の交通手段として、安全運行の徹底を図るとともに、使いやすく、安定した鉄道運送サービスを提供し、地域住民の利便性の向上と三陸沿岸地域の交通の確保に努める。
2	安全安心な鉄道輸送と利便性の高い輸送サービス（ダイヤ・運賃・企画列車、鉄道施設、接遇等）の提供及び改善と、県、沿線市町村、岩手県三陸鉄道強化促進協議会、関係団体等と連携した利用促進・交流人口の拡大を行うとともに、自社の商品力向上を図る。

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

沿線人口の減少やモータリゼーションの進展など、今後も厳しい経営環境が予想され収益性が乏しい状況下にあることに加え、東日本大震災津波の被災に当たり、沿線市町村や住民から三陸鉄道(株)による復旧への強い要望があったこと等から、他の事業主体が当該法人に代わって経営を行うことは非常に困難。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

鉄道事業は専門的な技術、知識等を必要とするほか、安全面の確保を要するため、県直営で行うことは考えられない。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

同法人は沿岸地域の生活の足として、また観光資源として大きな役割を果たしていることから、沿線市町村等と連携しながら利用促進や必要な経営支援に取り組み、持続的な鉄道経営の維持を目指します。
--

II 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	安全・安心な輸送の確保	① 障害事故件数0件	0件	障害事故件数0件	障害事故件数0件
取組内容	安全・安心な輸送を確保するため、2023年度も国・県・市町村の補助を受けながら、橋りょうの改修や通信ケーブルの増設、マクラギのPC化工事、継電運動の更新工事を行った。また社員の外部訓練会・研修会・社内勉強会を実施し障害や事故の防止に取り組み、障害事故0権を継続している。				
課題	H6年度以降、連続で経常損失を計上している中、鉄道施設の老朽化に伴う修繕・更新等に対する投資体力が乏しいことから、国・県・沿線市町村の補助を受けながら計画的に実施していく必要がある。				
2	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	利用者数	① 年間利用者数70万人	61万人	年間利用者数74万人	年間利用者数79万人
取組内容	<p>・震災学習列車は2022年度に引き続き年間1万人を超える多くの方々に利用いただいたほか、プレミアムランチ列車、かいけつゾロリ列車、こたつ列車・洋風こたつ列車、沿線市町村のウォーキング企画であるトレイン&トレイルや復興道路を活用して八戸から誘客を図るさんてつ縦断駅伝列車などの企画列車の実施、三陸元気！GoGo号や人気アニメなど魅力的なラッピング列車の運行などにより利用者数の増加・収入確保に努めたほか、台北・いわて花巻空港間の国際定期便の運航再開、大型客船の入港、みちのく潮風トレイルの人気などにより、外国人観光客の乗車も増加した。</p> <p>さらに、お絵かき遠足列車や小中学生用特別回数乗車券の発売等により、園児から高校生まで広く子どもたちの乗車機会の創出に取り組んだ。</p> <p>・この結果、輸送人員は、沿線の少子化等の影響を受け目標の達成には至らなかったものの、地元利用や観光利用が持ち直したことにより前年度比101.4%となった。</p>				
課題	<p>・沿線市町村の人口減少による定期利用の減少や地元利用の減少に対して、住民の利便性やニーズに配慮したダイヤ設定のほか、通勤定期・団体貸切を中心に営業や情報発信の強化、沿線市町村同士の交流による乗車機会を創出するようなイベントの開催、企画列車の運行等を行っていく必要がある。</p> <p>・また、開業40周年の年度となることから、交流人口のさらなる拡大に向け、県内外への営業活動と観光客へのPRを強化するとともに、外国人観光客の受入れ拡大に向けた取り組みを関係機関と一層の連携を図りながら進めていく必要がある。</p>				
3	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	魅力的な企画列車等の運行	① 企画列車等の利用者数1.8万人	1.4万人	企画列車等の利用者数1.9万人	企画列車等の利用者数2.0万人
取組内容	2023年度は、こたつ列車・洋風こたつ列車などを含む14本の企画列車、震災学習列車を運行した。利用者1.4万人のうち、約8,000人は県外からの利用となった。				
課題	各企画列車によって、集客状況にばらつきがみられることがあるため、企画内容や料金・区間等の設定の見直しや、広く周知を図るため、営業活動や県・沿線市町村・団体等と協力してPR活動を強化する必要がある。また、震災学習列車では県外だけではなく、県内（内陸）の小・中学生など、震災を経験していない層をターゲットとした営業活動も強化していく必要がある。				

II 経営目標の達成状況

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	旅客運輸収入の確保	① 運賃収入：372,811千円	335,704千円	運賃収入：446,827千円	運賃収入：476,363千円
		② 運輸雑収：57,951千円	50,820千円	運輸雑収：58,536千円	運輸雑収：58,770千円
取組内容	<p>「いわての学び希望基金」を財源とした県の補助を活用して通学定期の半額補助等を実施したほか、プレミアムランチ列車、かいけつゾロリ列車、こたつ列車・洋風こたつ列車に加え、沿線市町村のウォーキング企画であるトレイン&トレイルや復興道路を活用して八戸から誘客を図るさんてつ縦断駅伝列車などの企画列車の実施、三陸元気！G o G o号や人気アニメなど魅力的なラッピング列車の運行、地域のイベントに合わせた企画切符の販売などにより運賃収入の確保に努めた。</p> <p>さらに、企業・民間などへ列車へのラッピング広告やヘッドマーク広告の営業を行い運輸雑収入の確保に努めた。</p>				
課題	<p>・沿線市町村の人口減少による、定期利用の減少や地元利用の減少に対して、住民の利便性やニーズに配慮したダイヤ設定のほか、通勤定期・団体貸切を中心に営業や情報発信の強化、沿線市町村同士の交流による乗車機会を創出するようなイベントの開催、企画列車の運行等を行っていく必要がある。</p> <p>・また、開業40周年の年度となることから、交流人口のさらなる拡大に向け、県内外への営業活動と観光客へのPRを強化するとともに、外国人観光客の受入れ拡大に向けた取組を関係機関と一層の連携を図りながら進めていく必要がある。</p> <p>・ラッピング広告や看板広告の募集強化、有人駅の有効活用等に取り組む必要がある。</p>				
2	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	関連事業収入の確保	① 旅行業収益：7,622千円	6,865千円	旅行業収益：8,384千円	旅行業収益：9,223千円
		② 物販収益：24,990千円	23,352千円	物販収益：27,488千円	物販収益：28,547千円
取組内容	<p>旅行業：いわて旅応援プロジェクトの終了に伴う、個人向け旅行商品の販売が伸び悩んだことにより目標に届かなかった。</p> <p>物産業：直売店「さんてつや」の売上が前年度比105%となり2年連続で過去最高となったものの、夏・冬ギフトをはじめとするオンラインショップの売上が伸び悩んだことにより目標に届かなかった。</p>				
課題	<p>旅行業：沿線住民が日帰りで楽しめる、列車と沿線の観光施設を組み合わせた商品づくりや、修学旅行にとどまらない企業等の研修旅行等における震災学習列車・オリジナル震災復興研修の営業強化等を図る必要がある。</p> <p>物産業：引き続き「さんてつや」の取扱商品について、魅力的な品揃えの推進や、夏・冬ギフトをはじめとするオンラインショップの品揃えを充実し売上増加を図るほか、各種イベント出店による販売機会の拡大、収益率の高い新商品の開発等に取り組んでいく必要がある。</p>				
3	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	厳密な経費計画による経費の適正化	① 人件費：541,379千円	574,092千円	人件費：532,207千円	人件費：521,525千円
		② 修繕・動力費：356,584千円	327,153千円	修繕・動力費：373,184千円	修繕・動力費：379,884千円
		③ その他の経費：239,851千円	223,642千円	その他の経費：242,655千円	その他の経費：253,275千円
取組内容	<p>人件費：新入社員の確保により増加した。</p> <p>修繕・動力費：線路の保守、車両修繕費が増加したが、車両運用の見直しを行い軽油使用量の減少につなげ費用を抑えた。</p> <p>その他の経費：水道光熱費・駅共同使用料が減少した。</p>				
課題	<p>人件費：55歳以上の職員が約半数を占めており、年齢構成の適正化とベテラン職員退職後の安定経営に向けた社員数の確保のため採用を増やすことで、一時的な人件費の増加が見込まれる。</p> <p>修繕・動力費：163kmの鉄道施設の維持・管理費の増加及び軽油単価の上昇による、燃料費の増加が見込まれる。</p> <p>その他の経費：全国的な物価上昇による、固定費の増加が見込まれる。</p> <p>今後も引き続き厳密な経費計画を策定し経費の適正化に努める必要がある。</p>				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	3		1	2	3		1	2	3		1	2
非常勤	16	1	1	14	16	1	1	14	16	1	1	14
計	19	1	1	16	19	1	1	16	19	1	1	16

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	33	25 (2)	2	6	33	26 (2)	1	6	29	25 (2)	1	3
	一般職	101	65		36	103	66		37	113	73		40
	小計	134	90	2	42	136	92	1	43	142	98	1	43
非常勤	管理職 (役員兼務)	0	/	/		0	/	/		0	/	/	
	一般職	0	/	/		0	/	/		0	/	/	
	小計	0	/	/	0	0	/	/	0	0	/	/	0
計		134	90	2	42	136	92	1	43	142	98	1	43

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和4年度 人

令和5年度 人

令和6年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
		常勤	管理職	0	0	0	2	15
	プロパー				2	14	9	25
	県派遣					1		1
	県OB							0
	その他						3	3
	一般職	2	29	25	17	12	28	113
	プロパー	2	26	23	12	9	1	73
	県派遣							0
	県OB							0
	その他		3	2	5	3	27	40
	計	2	29	25	19	27	40	142

法人説明欄

〔役員数の状況について〕

職員数は、プロパー職員の新採用や中途採用により前年より増加している。また、プロパー職員の割合も増加傾向にある。

〔県の関与の状況について〕

人員不足による業務過多のため、令和6年度においても職員1名の派遣を受け入れている。

〔職員の年齢構成について〕

プロパー職員については、定期的な新採用により若手層が厚くなってきている。また、昭和59年の開業に合わせて採用した職員が多く、50歳以上が全体の50%ほどの割合となっている。

IV 財務の状況

【鉄道】

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)		
貸借対照表	資産	1,293,056	910,244	1,492,865	582,621	
	流動資産	1,240,083	861,189	1,447,072	585,883	
	うち現預金	185,618	174,461	181,900	7,439	
	うち有価証券	0	0	0	0	
	固定資産	52,973	49,055	45,793	▲ 3,262	
	有形固定資産	26,758	29,803	29,552	▲ 251	
	無形固定資産	4,835	3,591	2,347	▲ 1,244	
	投資その他の資産	21,380	15,661	13,894	▲ 1,767	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	負債	1,028,586	646,581	1,202,424	555,843	
	流動負債	898,680	513,054	1,078,744	565,690	
	うち有利子負債	0	0	0	0	
	固定負債	129,906	133,527	123,680	▲ 9,847	
	うち有利子負債	0	0	0	0	
	純資産	264,470	263,663	290,441	26,778	
	資本金	306,000	306,000	306,000	0	
利益剰余金	▲ 41,530	▲ 42,337	▲ 15,559	26,778		
うち繰越利益剰余金	▲ 41,530	▲ 42,337	▲ 15,559	26,778		
評価・換算差額等	0	0	0	0		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)		
損益計算書	営業収益	386,903	419,576	430,241	10,665	
	営業費用	1,103,101	1,091,169	1,124,883	33,714	
	うち人件費	547,306	540,158	574,092	33,934	
	営業利益	▲ 716,198	▲ 671,593	▲ 694,642	▲ 23,049	
	営業外収益	26,070	16,589	27,435	10,846	
	営業外費用	19	14	4	▲ 10	
	うち支払利息	0	0	0	0	
	営業外利益	26,051	16,575	27,431	10,856	
	経常利益	▲ 690,147	▲ 655,018	▲ 667,211	▲ 12,193	
	特別利益	1,003,953	989,181	1,554,488	565,307	
	特別損失	311,603	327,488	849,302	521,814	
	税引前当期純利益	2,203	6,675	37,975	31,300	
	法人税、住民税及び事業税	6,704	7,482	11,197	3,715	
	法人税等調整額	0	0	0	0	
当期純利益	▲ 4,501	▲ 807	26,778	27,585		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	内容	
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0	
	短期貸付金実績(運転資金)	165,000	0	0	0	
	短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
	損失補償(残高)	0	0	0	0	
	補助金(運営費)	457,610	494,972	529,754	34,782	設備維持補助金、運営費補助金、経営移管交付金、運行支援交付金等
	補助金(事業費)	113,789	120,085	118,082	▲ 2,003	安全輸送設備等整備事業費補助金、被災地通学支援事業費補助金
	委託料(指定管理料除く)	8,614	9,639	9,400	▲ 239	三陸鉄道交流・連携加速化事業業務委託等
	指定管理料	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)		
財務指標	自己資本比率(%)	20.5	29.0	19.5	▲ 9.5	=自己資本/総資産×100
	流動比率(%)	138.0	167.9	134.1	▲ 33.7	=流動資産/流動負債×100
	有利子負債依存度(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債/総資産×100
	売上高対販管費比率(%)	285.1	260.1	261.5	1.4	=販管費/売上高×100
	人件費比率(%)	49.6	49.5	51.0	1.5	=人件費/経常費用×100
	総資本経常利益率(%)	▲ 53.4	▲ 72.0	▲ 44.7	27.3	=経常利益/総資本×100
	総資本回転率(回)	0.3	0.5	0.3	▲ 0.2	=売上高/総資本
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)		
財務評価	B	B	B		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)	

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

【貸借対照表・損益計算書について】
 貸借対照表は、資産・負債ともに増加。宮古市の補助事業に伴う宮古駅移動等円滑化施設整備事業においてエレベーター設置工事費に係る補助金を未収金・同じく工事費を未払金に計上したことによる。
 損益計算書は、鉄道事業・関連事業収入の回復や、経費の節減により経常利益・当期損益は改善した。当期損益は3年ぶりの黒字。

【県の財政的関与について】
 運転資金の借入は、令和5年度は行わなかった。補助金(運営費)については、運営費補助金と経営移管交付金が前年度より増加。委託料については、ふるさと応援岩手寄付返礼品配送業務の減少による。

【財務指標・財務評価について】
 自己資本比率の減少は、宮古駅エレベーター設置による資産と負債の増加によるもの。
 R5は3年ぶりの当期純利益を確保し、累積欠損金が減少。

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	沿線人口の減少、マイカーの普及と道路整備の進展等により地元利用客が減少したものの、通学生徒や高齢者を中心とした交通弱者からの需要があり、沿線住民の生活路線の基盤となっているほか、観光客など交流人口の拡大による復興及び地域振興に貢献する重要な役割を担っている。
所管部局	沿線市町村の人口減少や三陸沿岸道路の整備等により利用者は減少しているが、三陸沿岸地域の住民の生活を支える公共交通であるだけでなく、東日本大震災津波からの復興の象徴として、地域の観光産業をけん引する極めて重要な役割を担っている。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	鉄道事業は莫大な初期投資と維持管理費用が必要であるとともに、高い専門性が求められるため、他の団体が変わって事業の実施主体となることは困難である。
所管部局	鉄道事業は高度な専門性や技術力が必要であるため、他の民間団体が三陸鉄道株式会社に代わって事業を実施することは困難である。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	人員不足による業務過多となっているものの、事業ごとに組織割されており、役割も明確となっているほか、年度ごとに事業の改善を含め、必要な場合は年度途中でも組織の見直しや権限移譲を行っている。また、人材育成のため外部研修の機会を積極的に活用し、社員の能力と技術力向上に努力している。社員に毎年度「身上調書」を提出させ、職員の満足度・職場環境の改善を行うとともに、年に1度以上、若しくは必要に応じ各社員の意見を聞く場を設けている。
所管部局	年間を通しての採用活動により、人材確保に積極的に取り組んでいる。また、職員の年齢構成の均衡を図るため若手層を多く採用しており、外部訓練会や研修会への派遣等、人材育成にも積極的に取り組んでいる。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	多方面のリスクについて運輸局から適時情報を受け、当該情報を異常時対応マニュアルや毎月の訓練会・勉強会に反映させている。安全管理委員会の隔月の開催により社内での情報共有と意識徹底、年1回の安全総点検と社内監査を実施している。安全管理規程及び社員行動指針を作成し、会議や朝礼・勉強会・社外研修への参加等によりコンプライアンスについて啓発を行っており、各職場での朝礼等においてもコンプライアンス遵守の取組等の事例発表を行うことにより、周知・徹底を図っている。
所管部局	各種規程、マニュアル類に基づき、社員を外部訓練会や研修会に参加させる等の教育訓練や、異常時（列車火災・大地震・津波・信号故障・踏切事故等）を想定した実車訓練を行うなど、障害事故等の防止に取り組み、鉄道事故0件を継続している。また、特に踏切障害事故防止のための取組として、市町村及び関係機関と連携し、地域住民への普及啓発活動を行っている。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	三陸鉄道強化促進協議会などからの支援を受けながら営業体制の強化、積極的に県内・県外の学校・旅行会社への営業の展開、ツイッター・フェイスブック、三鉄アプリによる情報発信の強化や新企画乗車券の発売、オンラインショップ等を活用した商品販売等により収益の確保を図っている。また、業務の適正化を図り、経費の削減に努め経営改善を図っている。
所管部局	沿線の人口減少や少子化が進む中で、新たな企画列車や震災学習列車の運行、物産の販売強化等に取り組み、特に物産では直営店「さんてつや」の売上が過去最高となるなどの実績をあげ、一定の収益を確保している。一方で、修繕費や燃料費が増加していることから、引き続き経費削減に取り組む必要がある。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	人的には、経営企画部長として県職員1人を派遣しており、地域の重要な公共交通機関として、適正な経営管理が図られている。財政的には、物価・燃料費高騰の影響等による減収が続いていることから、安全で安定した運行を確保するため、運行維持に係る費用の一部を支援した。
------	---

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	業務及び財務等に関する資料を当社HPを通じて公表している。
所管部局	事業報告書や決算関係書類など、主な法人情報をホームページに掲載しているが、定款や役員名簿などホームページでは公開していない情報もあることから、改善の検討が求められる。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年度の財務状況について、当期純利益26,778千円を計上したことで利益剰余金は▲15,559千円まで改善していますが、今後の更なる経営改善に向けて、低調である経営改善目標の達成率の向上や、収入の確保及び費用の削減などに継続して取り組む必要があります。
所管部局	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、経営改善に向けた取組に積極的に関与する必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和4年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 現行の中期経営計画（R1～R4）について令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。この評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標等の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分にを行い、令和4年度に策定する次期中期経営計画（R5～R8）に反映させる必要があります。	実施済	現行の中期経営計画期間は、旧山田線の経営移管を受けたリアス線の開業による利用者・鉄道収入の増加が見込まれていたものの、台風19号による被害、新型コロナウイルス感染症の拡大により、利用者数・旅客運賃収入が目標を下回り、厳しい経営状況となった。一方で、計画期間中、新たな企画列車の運行やコロナ後を見据えた実証等に取り組んできた。令和5年度からの中期経営計画の策定にあたっては、これらの状況を踏まえ、計画期間中の取組の評価を行い、課題と今後の取組について県からの指導も受けながら、社内検討を重ね、目標達成に向けた具体的な取組を次の柱で取り組んでいくこととした。 ・安全かつ安定した輸送の確保 ・地域に利用いただける鉄道に向けた取組の強化 ・企業・団体・行政と連携した交流人口の拡大 ・関連事業等による収益拡大 ・生産性の向上とおもてなし力向上 ・社員の就業環境の改善、整備	令和5年3月
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	県・沿線市町村・関係機関において協議しながら、法人のこれまでの取組実績やその評価について検討するなど、新たな中期経営計画（R5～R8）の策定に参画した。	
所管部局	2 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、法人の営業キャッシュフローの落ち込みは大きいものと考えられます。投資及び財務のキャッシュフローも含めて、法人の資金繰りの動向を十分に把握し、状況に応じた支援を行う必要があります。	実施済	経常収支に係る資金計画表に基づいた進捗状況を毎月確認しているほか、事業の状況を定期的に確認して、資金繰りの動向を把握している。また、沿線市町村や岩手県三陸鉄道強化促進協議会と情報共有及び意見交換等を行いながら、引き続き、適切な支援の実施に取り組んでいく。	令和5年3月

【令和5年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。	取組中	令和5年3月に策定した中期経営計画は、令和5年5月からの新型コロナウイルス感染症の影響が減少することを想定した計画を策定しており、令和6年度以降の収支目標等は、回復していく計画としている。また、令和6年度において外部専門家から、今後の利用者拡大と収支改善のための経営指導やコスト削減に向けた技術提案等を行っていただき、新たな経営ビジョンを策定していくこととしており、それを踏まえて計画の見直し等を行っていくこととする。	令和7年3月
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。	取組中	中期経営計画に関しては、事業実施状況や社会情勢等を考慮しながら、必要に応じた見直しについて毎年度支援していく。また、外部専門家からの指導を受けての経営ビジョン策定については、県及び沿線市町村も協議に参画して取り組んでいるところ。	令和7年3月

No. 3 IGRいわて銀河鉄道株式会社

I 法人の概要

1 基本情報

令和6年7月1日現在

法人の名称	I GRいわて銀河鉄道株式会社		所管部局 室・課等	ふるさと振興部 交通政策室		
設立の根拠法令	会社法		代表者 職・氏名	代表取締役社長 鈴木 敦		
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	平成13年5月25日		事務所の所在地	〒020-0133 岩手県盛岡市青山二丁目2番8号		
			電話番号	019-601-9982		
			HPアドレス	https://igr.jp/		
資(基)本金等	1,849,700,000円	うち県の出資等 ・割合	1,000,000,000円	54.1%		
設立目的	並行在来線沿線地域における住民の生活路線の確保を図り、地域住民の利便性の向上及び福祉の増進を図るために設立					
事業内容	盛岡駅と青森県との県境付近の目時駅を結ぶ、全長82kmの複線・電化路線を運営する鉄道会社で、岩手県や沿線市町・地元企業が出資する第三セクター方式による。鉄道事業以外には、不動産の賃貸業の関連事業を展開している。					
常勤役員の状況	合計	2名	うち県現職	0名	うち県OB	1名
	平均年収 ※	4,245千円	平均年齢 ※	65.5才	※令和5年度実績	
常勤職員の状況	合計	217名	うち県派遣	1名	うち県OB	1名
	平均年収 ※	3,500千円	平均年齢 ※	41.0才	※令和5年度実績	

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	県北部の通勤、通学、通院等の生活交通手段、地域コミュニティ間の交流手段として、安全で利用しやすい、安定した鉄道輸送サービスを提供
2	自治体等と連携した県北部への観光誘客等により、交流人口の拡大を図り、併せて安全性の確保や利便性の高い運行ダイヤ・運賃の設定、企画の実施、駅のバリアフリー化、乗車サービス等による商品力の向上

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

少子高齢化や沿線人口の減少、モータリゼーションの進展による旅客運輸収入の減少に加え、老朽化が進む鉄道施設の修繕費用の増加等、今後も非常に厳しい経営環境が予想されるとともに、JR東日本から経営分離された東北本線盛岡以北の鉄道輸送を確保するために設立された法人であり、他の事業主体が代わって運営することは困難です。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

鉄道事業は、専門的な技術及び知識等を必要とする事業であり、県直営で事業を行うことは困難です。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は、県北部の並行在来線沿線地域における住民の生活路線の確保を図り、安全・安心な利用しやすい鉄道輸送サービスを提供している鉄道事業者であり、県北部の地域住民の利便性向上及び福祉の増進に寄与していることから、沿線市町と協力し、利用促進や必要な経営支援について検討を進め、持続的な鉄道経営の維持を目指します。

II 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	安全・安心な輸送の確保	① 障害事故件数 0件	0件	障害事故件数 0件	障害事故件数 0件
取組内容	鉄道設備の安全性の維持・確保のため、計画的な設備更新を行った。実車運転訓練会を実施した他、災害対応についての振り返りを行い、輸送障害発生時の対応力強化を図った。また踏切事故防止に向けて、盛岡情報ビジネスデザイン専門学校の学生の作成による踏切安全啓発マンガの提供を受け、沿線の学校への配布や自動車学校への啓発、協力依頼等を行った。				
課題	老朽化による設備更新は引き続きの課題であり、計画的、継続的に取り組んでいく必要がある。				
2	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	輸送人員の確保	① 年間利用者数 450万人	453万人	年間利用者数 451万人	年間利用者数 452万人
取組内容	いわて銀河鉄道利用促進協議会との連携事業として、ぎんが列車～星空号～、～クリスマス号～、みんな大好き！パン列車などの企画列車の運行や、小学生100円きっぷ、ワンデーパス・ツーデーパス、よりどり！おまつりきっぷなどの企画乗車券の発売、沿線の魅力を伝えるテレビ番組の制作、沿線観光パンフレットの制作などの利用促進に取り組んだほか、歴史街道を歩く2023 奥州街道など自社主催による各種ツアーや青森・盛岡ライナーなどの臨時列車を運行し、利用者の増加を図った。				
課題	令和6年度は、いわて銀河鉄道利用促進協議会の予算がない中で、利用促進事業で収益を確実に確保していくことが課題である。				
3	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	沿線住民の交通の利便性の確保	① 1日当たりの運行本数 65本	71本	1日当たりの運行本数 65本	1日当たりの運行本数 65本
取組内容	2024年3月のダイヤ改正では、土休日運休していた列車を新幹線との接続を改善したうえで毎日運転とするなど、利便性の向上を図った。				
課題	他社線での列車遅延等の発生時には当社線への影響が波及しやすい弱点もあるため、異常時には利用者案内の強化等が必要。（令和4年度末より携帯電話画面から運行状況を確認できるリアルタイム運行情報配信システムを運用している）				

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	営業収入の確保	① 営業収入4,277百万円	4,050百万円	営業収入 4,286百万円	営業収入 4,272百万円
取組内容	新型コロナウイルス感染症対策の徹底により通常運行の維持確保に努めたほか、いわて銀河鉄道利用促進協議会を通じた企画きっぷの造成や企画列車の運行により利用促進を図った。				
課題	コロナ禍からの回復は見られるものの、モータリゼーションの進展や少子高齢化による利用者の減少が見込まれることから、岩手県や沿線市町と連携した地域活性化及び利便性の向上に努める。				
2	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	適切な営業費用管理	① 営業費用4,576百万円	4,410百万円	営業費用 4,543百万円	営業費用 4,451百万円
取組内容	全体的な費用の圧縮を図るとともに、期中で関連事業の不採算部門の閉店等により、営業費の圧縮を図った。				
課題	エネルギー価格の上昇による物価高騰に加え、指令システムの更新等複数年計画の大規模な施設・設備の更新を進めているほか、鉄道施設の老朽化に伴う修繕費や設備更新等の工事費の増嵩が見込まれる。これらの諸課題について、営業費の圧縮を図るとともに、国庫補助金や助成金等の活用のほか、県・沿線市町からの支援を受けながら安定的な財務運営を図る必要がある。				
3	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	旅客運輸収入の確保	① 旅客運輸収入1,070百万円	1,048百万円	旅客運輸収入1,090百万円	旅客運輸収入1,124百万円
取組内容	感染症対策を徹底しながら通常運行の維持管理に努めたほか、IGRワンデーパス・IGRツーデーパスや小学生100円きっぷなどの企画乗車券の造成、パン列車やスイーツ列車、ぎんが列車などの企画列車の運行により利用促進を図った。				
課題	沿線地域の人口減少に伴い旅客運輸収入の減収が見込まれることから、新たな企画商品の造成のほか、リアルタイムの運行情報配信による利便性の向上とともに利用しやすいダイヤを設定することにより輸送人員を確保していく必要がある。				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	3		2	1	2		1	1	2		1	1
非常勤	10	1	1	8	9	1	1	7	9	1	1	7
計	13	1	1	2	9	1	1	8	11	1	1	8

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		令和4年度				令和5年度				令和6年度						
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他			
常勤	管理職 (役員兼務)	29	21	1	1	6	35	27	2	1	5	33	27	1	1	4
	一般職	235	175			60	199	155			44	184	154			30
	小計	264	196	1	1	66	234	182	2	1	49	217	181	1	1	34
非常勤	管理職 (役員兼務)															
	一般職	34				34	26				26	19				19
	小計	34				34	26				26	19				19
計		298	196	1	1	100	260	182	2	1	75	236	181	1	1	53

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和4年度 人 令和5年度 人 令和6年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
		常勤	管理職			4	11	12
	プロパー			4	11	11	1	27
	県派遣					1		1
	県OB						1	1
	その他						4	4
	一般職	3	46	66	24	14	31	184
	プロパー	3	46	66	22	10	7	154
	県派遣							
	県OB							
	その他				2	4	24	30
	計	3	46	70	35	26	37	217

法人説明欄

〔役員数の状況について〕

関連事業全般の在り方の抜本的な見直しの実施により飲食店の閉店などにより、前年度より職員数が減となった。

〔県の関与の状況について〕

県出資法人の適正な経営管理及び利用促進による経営改善を図るため、令和6年度は県退職職員1名の派遣を受け入れている。

〔職員の年齢構成について〕

若手、中堅層のほとんどがプロパー社員で構成されているが、61歳以上については、他会社からの出向社員等の割合が多くなっている。

IV 財務の状況

【鉄道】

(単位：千円)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)
貸借対照表	資産	6,298,223	6,529,241	6,359,391	▲ 169,850
	流動資産	1,560,992	1,753,936	1,447,983	▲ 305,953
	うち現預金	396,709	401,074	511,512	110,438
	うち有価証券	0	0	0	0
	固定資産	4,737,231	4,775,305	4,911,408	136,103
	有形固定資産	4,701,203	4,738,181	4,839,646	101,465
	無形固定資産	7,207	9,885	7,174	▲ 2,711
	投資その他の資産	28,821	27,239	64,588	37,349
	うち投資有価証券	550	550	550	0
	負債	4,345,796	4,647,823	4,265,583	▲ 382,240
	流動負債	2,993,599	3,121,265	2,770,790	▲ 350,475
	うち有利子負債	1,621,167	1,319,755	727,812	▲ 591,943
	固定負債	1,352,197	1,526,558	1,494,793	▲ 31,765
	うち有利子負債	919,233	1,105,737	1,027,186	▲ 78,551
純資産	1,952,426	1,881,418	2,093,808	212,390	
資本金	1,849,700	1,849,700	1,849,700	0	
利益剰余金	102,726	31,718	244,108	212,390	
うち繰越利益剰余金	102,726	31,718	244,108	212,390	
評価・換算差額等	0	0	0	0	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)
損益計算書	営業収益	4,049,655	3,938,591	4,050,603	112,012
	営業費用	4,571,223	4,348,730	4,410,798	62,068
	うち人件費	1,111,092	1,098,911	1,065,493	▲ 33,418
	営業利益	▲ 521,568	▲ 410,139	▲ 360,195	49,944
	営業外収益	193,256	432,308	332,045	▲ 100,263
	営業外費用	12,264	15,927	21,596	5,669
	うち支払利息	11,800	14,630	17,007	2,377
	営業外利益	180,992	416,381	310,449	▲ 105,932
	経常利益	▲ 340,576	6,242	▲ 49,746	▲ 55,988
	特別利益	183,675	412,597	345,064	▲ 67,533
	特別損失	122,291	466,901	108,499	▲ 358,402
	税引前当期純利益	▲ 279,192	▲ 48,061	186,819	234,880
	法人税、住民税及び事業税	4,394	22,946	13,640	▲ 9,306
	法人税等調整額	0	0	▲ 39,211	▲ 39,211
当期純利益	▲ 283,586	▲ 71,007	212,390	283,397	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0
	短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0
	短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0
	損失補償(残高)	0	0	0	0
	補助金(運営費)	170,000	390,000	300,000	▲ 90,000
	補助金(事業費)	0	31,192	45,395	14,203
	委託料(指定管理料除く)	1,205	2,057	2,413	356
	指定管理料	0	0	0	0
	その他	4,815	4,226	9,158	4,932
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
財務指標	自己資本比率(%)	30.9	28.8	32.9	4.1
	流動比率(%)	52.1	56.2	52.3	▲ 4.0
	有利子負債依存度(%)	40.3	37.1	27.6	▲ 9.5
	売上高対販管費比率(%)	107.4	107.6	108.9	1.3
	人件費比率(%)	25.5	25.9	24.2	▲ 1.8
	総資本経常利益率(%)	▲ 5.4	0.1	▲ 0.8	▲ 0.9
	総資本回転率(回)	0.6	0.6	0.6	0.0
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
財務評価	B	B	B	A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)	

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

【貸借対照表・損益計算書について】

【BS】 [資産] R4対比 ▲169,850千円 【流動資産】 未収金の減【固定資産】 有形固定資産の増が主な増減要因
 [負債] R4対比 ▲382,240千円 【流動負債】 短期借入金の減少による
 [純資産] R4対比 +212,390千円 繰越利益剰余金の増加による

【PL】 ・コロナ禍からの回復による旅客運輸収入の増
 ・事業の見直しによる、商品売上・商品仕入の減
 ・事業の見直しによる人件費の減
 ・修繕経費及び減免特例終了による固定資産税の増

【県の財政的関与について】

新型コロナウイルス感染症による利用者の減少やエネルギー価格の高騰等による電気料等の燃料費の高止まりの中、運行の維持・確保を図ることを目的として、「いわて銀河鉄道経営安定化対策交付金」を受けたものである。また、大雨による災害に係る復旧費について「いわて銀河鉄道災害復旧事業費補助」を受けたものである。

【財務指標・財務評価について】

黒字決算となることで、自己資本が増加したことにより自己資本比率が増加した。

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	安全・安心な輸送の確保を基盤とし、利便性の高いダイヤ設定に取り組み、いわて銀河鉄道利用促進協議会を通じた企画列車の実施などにより輸送人員の確保や沿線住民の利便性向上に努め、鉄道輸送の確保を継続している。そのほか、列車の遅れや運休列車を確認することができる「リアルタイム運行情報システム」の運用を開始し、さらなる利便性の向上を図った。
所管部局	沿線住民の足となる重要な生活路線であると同時に、観光振興・地域振興の基盤を担う路線であるため、引き続き利用者の利便性の向上や将来にわたる鉄道輸送の確保に努めていく必要がある。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	鉄道事業の性質上、高度な専門知識及び技術を必要とするため、ほかの事業主体が代わって運営することは困難である。
所管部局	I G Rは東北本線盛岡以北の鉄道輸送を確保するために設立した法人であり、他の事業主体が変わって運営することはできない。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	駅の体制強化及び情報発信・プロモーションの強化等、業務執行体制の強化を行った。業務の集約化を図ることで、最小限の人員体制で効率的に業務を執行し、生産性・収益性の向上を図っていく。
所管部局	組織体制の見直しにより、業務執行体制を強化しながら業務の効率化を図ることで、計画的な人件費の削減に取り組んでいる。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	危機管理の理解と不測自体に備えた対応能力の強化を目的として、管理職を対象にリスクマネジメント研修を実施した。また、会計処理におけるチェック体制強化のため、定期的に担当ローテーションを行い複数名でのチェックを行う等リスク管理体制の強化を図った。鉄道の安全管理では、テロ対策訓練及び踏切脱出体験訓練会や啓発活動、実車運転訓練会の実施等に取り組んだ。
所管部局	リスクマネジメント研修や定期的な担当ローテーションにより、リスク管理を徹底して行っていると評価できる。また、鉄道経営の基本である安全管理については、各種訓練会や啓発活動を通じ、最優先に取り組んでいる。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	利用者増に向けたダイヤ改正や、潜在顧客獲得のための企画きっぷの造成を図る。また、設備投資計画の見直しや不要設備の廃止等、中長期におけるコストの低減を図ることで、より一層の経営改善を図っている。
所管部局	新型コロナウイルス感染症の5類移行を受け、観光需要の拡大に合わせた企画列車・企画きっぷ造成事業等の増益増収につながる企画に積極的に取り組んでいる。また、老朽化した鉄道施設の計画的な修繕・更新により、経営改善を図っている。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	県出資法人の適正な経営管理及び利用促進による経営改善を図るため、令和6年度には県職員を1名派遣している（派遣法に基づく退職派遣）。また、令和5年度からは県と沿線市町が協調し、いわて銀河鉄道経営安定化対策交付金を交付。
------	--

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	毎年度の事業計画や安全報告書等をホームページで公表しているほか、リアルタイム運行情報システムを取り入れたことで、これらの情報にアクセスしやすいよう配置を工夫している。今後も改善を図りながら情報公開の充実を図っていく。
所管部局	ホームページに中長期経営計画や毎年度の事業計画及び事業報告を掲載しているほか、令和5年3月からはリアルタイム運行情報を公開し、ホームページやSNSを通じて利用者が必要とする情報を提供している。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年度の財務状況について、当期純利益212,390千円を計上したことで利益剰余金は244,108千円まで回復していますが、今後の更なる経営改善に向けて、低調である経営改善目標の達成率の向上や、収入の確保及び費用の削減などに継続して取り組む必要があります。
所管部局	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、経営改善に向けた取組に積極的に関与する必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和4年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 現行の中期経営計画（R1～R4）について令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。この評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標等の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分に行い、令和4年度に策定する次期中期経営計画（R5～R8）に反映させる必要があります。	実施済	中期経営計画（R1～R4）については、社内プロジェクトチームにより評価をしたうえで、次期経営ビジョン及び中期経営計画（R5～R8）の策定を進めた。	R5.3
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	中期経営計画（R5～R8）については、中期経営計画（R1～R4）の評価を踏まえ、コロナ禍からの回復や災害の頻発・激甚化、DXやSDGsへの取組など、新たな課題や需要に対応できるよう協議を重ね、策定を進めた。	R5.3
	2 借入に係る今後の元利払いによる法人の資金繰りの悪化を最小限に抑えるため、その動向を十分に把握するとともに、状況に応じた支援を行う必要があります。	取組中	I G Rの資金繰りについては、令和4年度末に新たな経営支援に関する合意書を締結し、令和5年度より沿線市町といわて銀河鉄道経営安定化対策交付金による支援を開始したところであり、引き続き経営改善に向け指導していく。	取組中

【令和5年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。 なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。	取組中	現行の中期経営計画を実施をより確実なものとするために、各年度ごとにアクションプランを策定し、四半期ごとに達成状況の確認を行っている。	取組中
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。	取組中	令和6年度以降の経営計画及び目標値等の見直しについては、令和5年度の実績値について適切な評価を行った上で、ポストコロナの観点から見た課題を整理し、法人が設定する計画や目標について十分に検討を行っている。	取組中

No. 4 株式会社アイシーエス

I 法人の概要

1 基本情報

令和6年7月1日現在

法人の名称	株式会社アイシーエス		所管部局 室・課等	ふるさと振興部 科学・情報政策室		
設立の根拠法令	会社法		代表者 職・氏名	代表取締役社長 法貴 敬		
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	昭和41年9月1日		事務所の所在地	〒020-0873 岩手県盛岡市松尾町17番10号		
			電話番号	019-651-2626		
			HPアドレス	https://www.ics.co.jp/		
資(基)本金等	35,000,000 円		うち県の出資等 割合	3,500,000 円 10.0%		
設立目的	電気計算機等の機械による計算業務の受託					
事業内容	(1) 情報処理サービス、情報通信サービス及び情報提供サービスに関する業務 (2) 情報システムの開発、保守及び運営管理に関する業務 (3) コンピュータソフトウェアの開発、販売及び保守に関する業務 (4) 情報処理機器、情報通信機器及び事務用機器の販売、賃貸、保守及び教育・指導に関する業務 (5) 情報システムに関するコンサルタント業務 (6) 労働者の派遣事業に関する業務 (7) 前各号に付帯する一切の業務					
常勤役員の状況	合計	9 名	うち県現職	0 名	うち県OB	2 名
	平均年収 ※	10,882 千円	平均年齢 ※	63.9 才	※令和5年度実績	
常勤職員の状況	合計	559 名	うち県派遣	0 名	うち県OB	5 名
	平均年収 ※	5,662 千円	平均年齢 ※	46.6 才	※令和5年度実績	

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	科学・情報技術を活用できる基盤を強化します。 ウ 医療・介護、教育、農林水産業など、県民の生活に関わる様々な分野において、地域が抱える課題の解決を図るため、効率的なツールとして期待されるモノのインターネット（IoT）、ビッグデータ、人工知能（AI）などの情報通信技術（ICT）の利活用を推進します。
2	（1）デジタル技術の活用等による業務の変革・効率化の推進 業務の効率化・高度化と持続可能で安定的な県民サービスの提供に向け、仮想化技術等による庁内情報システムのクラウド化を進めます。

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

本事業を他団体が行う場合には、当該法人が開発した県の既存システムの維持管理や著作権の使用などについて、十分な確認が求められます。
--

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

高度な専門性を備え、技術水準を維持しながら、業務の効率性向上、経費節減を図ることは、県直営では非常に困難と考えられます。
--

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は県が主導して設立しており、県や市町村の情報化し施策推進の一翼を担っている公共的機能の側面から、より効果的なものとなるよう連携・協働を強化し、法人の長所、強みを発揮することにより、県は、本法人が展開する事業について、より効果的なものとなるよう連携・協働を強化し、効果的な施策推進を目指します。

II 役職員の状況

1 役員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

	令和4年度				令和5年度				令和6年度						
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他			
常勤	9		2	7	9		2	7	9		2	7			
非常勤	9	1	1	7	9	1	1	7	9	1	1	7			
計	18	1	1	2	14	18	1	1	2	14	18	1	1	2	14

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	115	113 (4)		2	117	116 (5)		1	114	113 (5)		1
	一般職	474	412	4	58	451	388	6	57	445	394	5	46
	小計	589	525	4	60	568	504	6	58	559	507	5	47
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職	2		2									
	小計	2		2									
計		591	525	6	60	568	504	6	58	559	507	5	47

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和4年度 人 令和5年度 人 令和6年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
		常勤	管理職				10	90
	プロパー				10	90	13	113
	県派遣							
	県OB							
	その他						1	1
	一般職		65	79	120	122	59	445
	プロパー		65	76	113	116	24	394
	県派遣							
	県OB						5	5
	その他			3	7	6	30	46
	計		65	79	130	212	73	559

法人説明欄

〔役員数について〕
一般社員は中途退職等により減少している。

〔県の関与の状況について〕
県の人材バンクの活用による社員は前年同様であるが、事業の終了に伴い減員がある。

〔職員の年齢構成について〕
定年退職年齢を引き上げたことに伴い平均年齢は徐々に上昇している。

Ⅲ 財務の状況

【その他株式会社】

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
資産	19,394,123	21,147,206	22,186,756	1,039,550	
流動資産	10,342,381	9,171,033	9,912,143	741,110	
うち現預金	6,343,355	4,801,214	6,027,680	1,226,466	
うち有価証券	0	0	0	0	
固定資産	9,051,742	11,976,173	12,274,613	298,440	
有形固定資産	4,283,850	7,340,916	7,027,436	▲ 313,480	
無形固定資産	855,032	965,148	1,284,761	319,613	
投資その他の資産	3,912,860	3,670,109	3,962,416	292,307	
うち投資有価証券	654,726	639,726	909,726	270,000	
負債	7,353,467	8,168,338	8,328,157	159,819	
流動負債	3,723,796	2,999,735	3,353,825	354,090	
うち有利子負債	30,210	227,892	235,718	7,826	
固定負債	3,629,671	5,168,603	4,974,332	▲ 194,271	
うち有利子負債	18,280	1,758,467	1,539,415	▲ 219,052	
純資産	12,040,656	12,978,868	13,858,599	879,731	
資本金	35,000	35,000	35,000	0	
利益剰余金	12,005,656	12,943,868	13,823,599	879,731	
うち繰越利益剰余金	931,655	7,709,964	1,013,677	▲ 6,696,287	
評価・換算差額等	0	0	0	0	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
売上高	10,480,639	11,985,824	10,959,057	▲ 1,026,767	
売上原価	7,943,831	9,031,644	8,329,643	▲ 702,001	
売上総利益	2,536,808	2,954,180	2,629,414	▲ 324,766	
販売費及び一般管理費	1,040,069	1,141,081	1,171,554	30,473	
うち人件費	794,258	846,517	845,463	▲ 1,054	
営業利益	1,496,739	1,813,099	1,457,860	▲ 355,239	
営業外収益	22,743	23,029	73,152	50,123	
営業外費用	34,922	34,720	32,085	▲ 2,635	
うち支払利息	34,922	34,720	32,085	▲ 2,635	
経常利益	1,484,560	1,801,408	1,498,927	▲ 302,481	
特別利益	0	0	862	862	
特別損失	63,048	8,332	3,589	▲ 4,743	
税引前当期純利益	1,421,512	1,793,076	1,496,200	▲ 296,876	
法人税、住民税及び事業税	498,961	471,268	525,248	53,980	
法人税等調整額	0	0	0	0	
当期純利益	922,551	1,321,808	970,952	▲ 350,856	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	内容
長期貸付金残高	0	0	0	0	
短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
損失補償(残高)	0	0	0	0	
補助金(運営費)	0	0	0	0	
補助金(事業費)	0	0	0	0	
委託料(指定管理料除く)	1,544,083	1,512,217	1,465,151	▲ 47,066	岩手県行政情報ネットワーク管理費 約3億円
指定管理料	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
自己資本比率(%)	62.1	61.4	62.5	1.1	=自己資本/総資産×100
流動比率(%)	277.7	305.7	295.5	▲ 10.2	=流動資産/流動負債×100
有利子負債依存度(%)	0.3	9.4	8.0	▲ 1.4	=有利子負債/総資産×100
売上高対販管費比率(%)	9.9	9.5	10.7	1.2	=販管費/売上高×100
人件費比率(%)	76.4	74.2	72.2	▲ 2.0	=人件費/販管費×100
総資本経常利益率(%)	7.7	8.5	6.8	▲ 1.8	=経常利益/総資本×100
総資本回転率(回)	0.5	0.6	0.5	▲ 0.1	=売上高/総資本

法人説明欄

〔貸借対照表・損益計算書について〕
 令和4年度に比較して減収減益となっているものの売上規模、経常収支もほぼ平年ペースである。新社屋建設に伴い減価償却費、動力費、租税公課等について増加しているが、生産効率を高める等で利益を確保している。また、固定資産は新社屋関係の資産の減価償却により減少している。

〔県の財政的関与について〕
 大きな新規案件もないことから委託料は減少している。

〔財務指標について〕
 自己資本比率は(61.4→62.5)、流動比率295.5と安全性評価指標高位にあり、財政構造は適正である。

IV 統括部署（総務部）の総合評価

【経営状況等について】
当法人については、情報通信基盤の整備等に係る県施策推進上のパートナーとしての役割が生じているため、当面出資を継続し、経営状況の把握と指導・監督を行うこととしています。
財務の状況は、当期純利益を継続して計上するなど良好な状態を維持しており、財務基準の安全性と短期的な支払い能力は確保されています。

No. 5 公益財団法人岩手県国際交流協会

I 法人の概要

1 基本情報

令和6年7月1日現在

法人の名称	公益財団法人岩手県国際交流協会		所管部局 室・課等	ふるさと振興部 国際室		
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		代表者 職・氏名	理事長 佐藤 博		
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	平成元年10月18日	事務所の所在地	〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号			
	(平成23年4月1日公益財団法人に移行)	電話番号	019-654-8900			
		HPアドレス	https://iwate-ia.or.jp/			
資(基)本金等	1,096,400,000円	うち県の出資等 割合	787,771,000円	71.9%		
設立目的	豊かな自然や歴史、伝統などに育まれた岩手の風土を生かしながら、経済、技術、文化、スポーツ等、幅広い分野における国際交流・協力・多文化共生事業を展開することにより、県民の国際理解を深め、国際協力思想の高揚を図るとともに、地域経済のみならず、文化面においても本県の活性化を図り、もって物心ともに豊かな郷土岩手の建設に寄与することを目的とする。					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 国際交流・協力・多文化共生に関する情報等の収集及び提供 (2) 国際交流・協力・多文化共生に関する調査研究 (3) 国際交流団体等の連携・支援 (4) 国際交流(理解)・協力の推進 (5) 在住外国人の自立支援・共生の推進 (6) 委託を受けた国際交流センターの運営 (7) その他本協会の目的を達成するために必要な事業 					
常勤役員の状況	合計	2名	うち県現職	0名	うち県OB	2名
	平均年収 ※	7,206千円	平均年齢 ※	64.0才	※令和5年度実績	
常勤職員の状況	合計	13名	うち県派遣	0名	うち県OB	3名
	平均年収 ※	3,642千円	平均年齢 ※	42.0才	※令和5年度実績	

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	国際交流センター及びいわて外国人県民相談・支援センターにおける情報提供体制や相談体制等の充実、地域の多文化共生を担う市町村や国際交流協会等を対象としたワークショップ、セミナー等の実施により、外国人県民等が暮らしやすい環境づくりを推進。
2	産学官からなる「いわてグローバル人材育成推進協議会」を活用した学生の海外留学支援、外国人留学生等と県内企業とのマッチング機会の提供等により、地域産業の国際化に貢献する人材を育成。

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

国際交流団体は多数存在していますが、いずれも対象地域、活動内容等が限定されており、当法人のように対象地域等を限定せず、全体の調整を図りながら、事業や支援を行える団体は他にありません。

(2) 県直営との比較(機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み)について

人件費等の管理費が低廉に抑えられ、かつ、国際交流に関する知見等を有する専門の職員を確保できることから、サービスレベルが一定水準で維持されており、県直営よりも専門性、優位性があります。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は、国際交流、多文化共生に関して、専門的な知見等を持つ人材や県内外の幅広いネットワーク等を有しており、本県における国際交流の推進、多文化共生社会の実現に当たっての中核的組織として位置づけられていることから、県は、本法人が展開する事業について、より効果的なものとなるよう連携・協働を強化し、法人の長所、強みを発揮することにより、効果的な施策推進を目指します。

II 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	国際交流センターの機能強化	① 国際交流センター来館者数 83,600人	125,796	94,500	106,800
		② ホームページアクセス件数 238,000件	256,736	238,000	238,000
取組内容	国際交流センターにスタッフ5人を配置し、国際交流や多文化共生に係る情報提供、県民と外国人との交流を図る国際交流・国際協力活動等の拠点施設としてセンター利用者への対応等を行った。なお、センター利用にあたっては、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、マスク着用の徹底等の感染拡大防止対策を終了し、座席についてもアクリル板を撤去し、コロナ禍前の配置に戻した。また、HPについては各種イベントや研修など日々新しい内容に更新し情報発信に努めた。				
課題	令和5年度においては、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い感染拡大防止対策を終了し、通常利用により実施したこともあり、来館者数は目標値を上回った。 また、HPアクセス件数も目標値を上回っており、センターの認知度や関心度は高いことが窺われる。				
2	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	地域の次代を担うグローバル人材の育成	① 支援制度を利用して海外留学した学生数5人 (令和5年度を初年度とする累計指標)	3	10	15
取組内容	海外留学では、上期・下期に分けて募集し、計5名の応募があったが、審査の結果計3名の学生が海外留学した。				
課題	令和2年度から4年度の3年間は、新型コロナウイルス感染症の影響で海外留学が困難な時期もあったが、5類移行もあり現在は海外留学が可能となっていることから、海外留学支援制度の周知に努めていく必要がある。				
3	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	外国人留学生等の県内就職の促進	① グローバルキャリアフェア参加者数 31人 (令和5年度を初年度とする累計指標)	24	64	99
取組内容	外国人青年や留学生等のグローバル人材の県内企業への就職を支援するため、「グローバルキャリアフェア」を実施した。				
課題	令和2年度から4年度にかけてコロナの影響により県内就職の対象となる私費留学生が入国できなかったことなどから、参加対象となる留学生等が少ない状況となっている。コロナの5類移行により留学が可能となったことにより、今後は参加対象者の増加が見込まれることから、集合型のフェアの有効性の検証や他の手段での実施の検討などを行いながら、引き続き実施する。				

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	自主財源の確保	① 寄附金収入 100千円	100	100	100
取組内容	県民等に対し、当協会の取組等をHPや情報紙等により周知するとともに、イベント等においてチラシを配付するなど寄附の獲得を進めている。 また、HPへのバナー広告による収入の取組も行っており(令和5年度1件・45千円)、HPに広告を募集中である旨掲載している。 (年間)				
課題	国際交流活動等に理解があり、定期的に寄付をされる方がおり目標を達成しているが、新規の寄付者の獲得はない。				
2	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	賛助会員の加入促進	① 賛助会員数 295人(団体)	295	300	305
取組内容	賛助会員の新規入会を促進するため、令和5年4～6月及び10～11月に加入促進キャンペーンを行ったほか、年間を通じて、イベント開催時に賛助会員入会の呼びかけ等を行った。この結果、令和5年度の新規入会は8件となり、退会も3件あったが会員数は295となり、目標を達成した。				
課題	賛助会員の新規入会を促進するため、引き続き加入促進キャンペーンを行うとともに、年間を通じて、イベント開催時に賛助会員入会の呼びかけ等を行う				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	2		2		2		2		2		2	
非常勤	10	2		8	10	2		8	10	2		8
計	12	2	2	8	12	2	2	8	12	2	2	8

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	3	1	2		3	1	2		3	1	2	
	一般職	8	2	1	5	9	2	1	6	10	2	1	7
	小計	11	3	3	5	12	3	3	6	13	3	3	7
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職	8			8	8			8	9			9
	小計	8			8	8			8	9			9
計		19	3	3	13	20	3	3	14	22	3	3	16

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和4年度 人

令和5年度 人

令和6年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
		常勤	管理職					1
	プロパー					1		1
	県派遣							
	県OB						2	2
	その他							
	一般職		3	5		1	1	10
	プロパー			1		1		2
	県派遣							
	県OB						1	1
	その他		3	4				7
	計		3	5		2	3	13

法人説明欄

〔役員数の状況について〕

令和4年度にプロパー職員1名を管理職（課長）に登用し管理職は3名となっている。また、令和6年度は、常勤の臨時職員1名を採用し1名増、非常勤の補助員が1名増となっている。

〔県の関与の状況について〕

現在は、県派遣職員は受け入れていない。

〔職員の年齢構成について〕

一般職（プロパー）について、年齢構成が高く若手・中堅が不在であったが、令和3年5月に1人採用（20代）した。

IV 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
資産	1,367,240	1,288,822	1,225,380	▲ 63,442	
流動資産	45,166	45,237	50,620	5,383	
うち現預金	35,830	37,103	41,496	4,393	
うち有価証券	0	0	0	0	
固定資産	1,322,074	1,243,585	1,174,760	▲ 68,825	
基本財産	1,300,146	1,222,148	1,158,728	▲ 63,420	
うち投資有価証券	1,298,746	1,220,748	1,157,328	▲ 63,420	
特定資産	0	0	0	0	
うち投資有価証券	0	0	0	0	
その他固定資産	21,928	21,437	16,032	▲ 5,405	
うち投資有価証券	21,290	20,861	15,517	▲ 5,344	
負債	6,878	6,636	9,447	2,811	
流動負債	6,878	6,636	9,447	2,811	
うち有利子負債	0	0	0	0	
固定負債	0	0	0	0	
うち有利子負債	0	0	0	0	
正味財産	1,360,362	1,282,186	1,215,933	▲ 66,253	
指定正味財産	1,228,715	1,155,007	1,095,075	▲ 59,932	
一般正味財産	131,647	127,179	120,858	▲ 6,321	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
経常収益	88,557	93,308	97,513	4,205	
経常費用	85,399	93,056	100,000	6,944	
事業費	72,457	78,335	81,907	3,572	
うち人件費	52,004	52,926	57,747	4,821	
うち支払利息	0	0	0	0	
管理費	12,942	14,721	18,093	3,372	
うち人件費	11,572	11,692	13,237	1,545	
評価損益等増減額	▲ 338	▲ 429	▲ 3,834	▲ 3,405	
当期経常増減額	2,820	▲ 177	▲ 6,321	▲ 6,144	
経常外収益	0	0	0	0	
経常外費用	3,713	4,290	0	▲ 4,290	
当期経常外増減額	▲ 3,713	▲ 4,290	0	4,290	
法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	▲ 893	▲ 4,467	▲ 6,321	▲ 1,854	
当期指定正味財産増減額	▲ 41,652	▲ 73,708	▲ 59,932	13,776	
正味財産期末残高	1,360,362	1,282,187	1,215,933	▲ 66,254	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	内容
長期貸付金残高	0	0	0	0	
短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
損失補償(残高)	0	0	0	0	
補助金(運営費)	25,202	26,532	28,806	2,274	国際交流推進事業費補助
補助金(事業費)	4,680	4,432	3,166	▲ 1,266	留学生友好交流奨学金支援事業補助、地域多文化共生推進費補助
委託料(指定管理料除く)	33,604	38,099	40,963	2,864	国際交流センター管理運営、いわて外国人県民相談支援センター管理等
指定管理料	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
自己資本比率(%)	99.5	99.5	99.2	▲ 0.3	=正味財産/総資産×100
流動比率(%)	656.7	681.7	535.8	▲ 145.9	=流動資産/流動負債×100
有利子負債依存度(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債/総資産×100
管理費率(%)	15.2	15.8	18.1	2.3	=管理費/経常費用×100
人件費比率(%)	74.4	69.4	71.0	1.5	=人件費/経常費用×100
独立採算度(%)	74.1	68.6	68.7	0.1	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
総資本当期経常増減率(%)	0.2	▲ 0.0	▲ 0.5	▲ 0.5	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
財務評価	C	C	C		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

【貸借対照表・正味財産増減計算書について】
 貸借対照表は、投資有価証券の時価が昨年度に引き続き下落したことから資産合計で1,225,380千円(前年度比較▲63,442千円)、正味財産合計で1,215,933千円(▲66,253千円)となった。また、正味財産増減計算書は、経常収益が97,513千円(4,205千円)、経常費用が100,000千円(6,944千円)、評価損益等増減額が▲3,834千円(▲3,405千円)となり、当期増減額は▲6,321千円(▲6,144千円)になった。

【県の財政的関与について】
 運営費補助は、令和元年度6月から常勤役員1名増(県0B)となり令和5年度は28,806千円(2,274千円)。事業費補助は令和5年度は3,166千円(▲1,266千円)、委託料は40,963千円(2,864千円)と増加した。

【財務指標・財務評価について】
 自己資本比率は99.2%と高く経営は安定している。人件費率は71.0%(1.5%)となった。

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	「いわて県民計画のアクションプラン」や「岩手県多文化共生推進プラン」そして「岩手県における日本語教育の推進に関する基本的な方針」など県施策の推進に基づいたサービスを提供するため、協会では元年度に長期ビジョンを作成し、県施策と一体的に計画的に取り組んでいる。特に、外国人県民の増加や国際交流を取り巻く環境の変化に対応するため、各地域の国際化の推進や外国人受入体制の整備、ウクライナ避難民など外国人相談・支援の充実等県の補助、委託事業により県と連携・協働で事業を展開している。
所管部局	在留外国人の増加や、ハロウィンターナショナルスクール安比ジャパンの開校、ILC誘致の実現を見据え、県民の国際理解推進と多文化共生理念の普及を図る必要がある、当該法人設立目的の社会的要請は依然として強いものと判断される。また、令和6年の技能実習制度から育成就労制度への移行に向けた動きに伴い、外国人労働者等の増加に適切に対応するため、相談体制の充実が望まれるほか、国際的視点を持つ人材の育成確保へ向け、平成29年に設立した「いわてグローバル推進協議会」の運営を担うことから当該法人の果たす役割は更に増していくと思われる。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	近年増加している在住外国人に対応した取組を進めるためには、全県的な視点にたち市町村や国際交流等団体への支援やコーディネートを図る必要がある。特に、地域日本語教育の推進や外国人患者の受入支援、災害時支援など広域性、専門性の高い分野では各市町村や関係団体をサポートしながら連携して取り組んでいる。
所管部局	現在当該法人が行っている活動の一部（国際交流センター施設の管理運営等）に限り、他団体による実施が可能と考えられるが、当該法人が担っている全部の業務を担い、かつ県内の国際交流団体等を取りまとめることのできる能力を有する団体は他に無いものと判断される。なお、仮に当該業務を他の団体等に代えて実施しようとする場合、国際交流等に関する知見を有する人材の確保・配置や関係団体等の連携において多くの難題が生起するものと見込まれる。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	長期ビジョンの達成に向け、理事長及び常務理事のリーダーシップの下、役職員が定期的に打合せを行い、業務の進捗管理を行っている。また、多様化する国際交流・協力・多文化共生活動の取組みを効果的・効率的に推進するため、令和3年度に事務局体制を総務企画課及び交流推進課の2課体制とした。併せて、業務遂行に必要な語学力、専門的知識、調整力を有する人材の配置や、長期的な視点に立つて計画的な人材育成に取り組むとともに、必要に応じて、外部機関が実施している「外国人相談や多文化共生等専門研修」に派遣し能力開発に努めている。
所管部局	組織の指揮命令系統上は、フラットな組織であり、人的資源の配分においては、社会経済状況に対応して適時柔軟・迅速な対応を行っているものと判断され、当該法人の組織運営が効率的に機能しているものと認められる。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	リスク管理規程を定めリスク発生時の体制・対応について整え、リスクの防止及び損失の最小化を図っている。また、自然災害等を想定した連絡網を整備し機動的に対応できるようにしている。
所管部局	平成23年4月の公益財団法人への移行を契機として、リスク管理規程を制定し、新型コロナウイルス感染症への対応等、個別具体的なリスク発生時における対応策及び組織体制を適切に整備してきたものと判断される。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	理事会等において、業務執行の報告と併せて事業運営評価等について実施し、翌年度の事業計画へ反映ができるよう取り組んでいる。また、基本財産等の資金運用について、理事会・評議員会に報告し御意見をいただくとともに、自主財源確保のため、引き続き大学生等若者への賛助会員への加入促進を進めていく。併せて、広く県民等に対し国際交流・国際協力及び多文化共生の社会づくり等協会の取組等を周知し、寄附金の獲得に努めていく。
所管部局	理事会・評議員会を適時適切に開催し、社会経済状況を把握しつつ法人事業の適宜の見直し等を協議のうえ、国際交流・協力、多文化共生社会の理念の普及啓発等に係る協会事業の県民への周知、法人の経営改善に積極的に取り組んでいるものと判断される。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	県の人的関与については、平成24年度から当該法人への職員派遣を取り止めたところであるが、協会の体制強化のため、県職員が平成29年度に1名、平成30年度及び平成31年度に2名、令和2年度に1名駐在し、同年度末をもって終了した。また、県の財政的関与の度合は、委託料・補助金の金額及び割合が高いものとなっている（令和5年度：72,935千円、事業費の89%相当）。
------	---

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	関係規定を整備し、ホームページ等で積極的に法人情報の公開・提供に取り組んでいる。
所管部局	事業実績、予算・決算、事業評価等に加えて、平成21年度以降毎年度県の財政的関与の状況、運営評価状況報告書（県ホームページとのリンク）等の各種情報をホームページ等で随時公開しており、適切と判断される。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年度は、経営改善目標の達成率は100%となった一方で、財務状況は、当期一般正味財産増減額は▲6,321千円と赤字が継続しているため、目標達成による経営改善の効果が見えない状況にあることから、目標の見直しの検討と赤字縮小又は黒字化に取り組む必要があります。特に、独立採算度が低下傾向にあることから、寄附金等の自主財源の更なる確保や賛助会員の増加に向けた取組について、より一層強化していく必要があります。
所管部局	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、経営改善に向けた取組に積極的に関与する必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和4年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 現行の中期経営計画（R1～R4）について令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。 この評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標等の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分に行い、令和4年度に策定する次期中期経営計画（R5～R8）に反映させる必要があります。	実施済	令和4年11月15日開催の（公財）岩手県国際交流協会令和4年度理事・監事・評議員合同意見交換会において、岩手県国際交流協会長期ビジョン及び県出資等法人中期経営計画（第1期）の評価について合議を行ったところ。	R4.11
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	令和5年3月14日開催の（公財）岩手県国際交流協会第46回理事会において、県出資等法人に係る中期経営計画書（令和5年度～令和8年度）の作成について合議を行ったところ。	R5.03
	2 県は法人に対して運営費の補助を行っています。本来、運営費については法人の自主財源で賄うものであることが原則であるところ、法人の担う事業の重要性及び法人の経営状況を鑑みて、県として財政的関与を行っているものと思われます。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、県の関与の必要性及び妥当性（手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で運営費の補助を行う必要があります。	実施済	法人への財政的支援については、今後も引き続きその適正化に努めていくこととしている。	R5.03

【令和5年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。 なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。	実施済	令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和6年3月に見直し（時点修正）を行ったところ。 なお、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点も踏まえ検討を進め、収支計画について変更（時点修正）している。	R6.03
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。	実施済	令和6年3月22日開催の（公財）岩手県国際交流協会第51回理事会において、県出資等法人に係る中期経営計画書（令和5年度～令和8年度）の時点修正について合議を行ったところ。	R6.03
	2 県は法人に対して運営費の補助を行っています。本来、運営費については法人の自主財源で賄うものであることが原則であるところ、法人の担う事業の重要性及び法人の経営状況を鑑みて、県として財政的関与を行っているものと思われます。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、県の関与の必要性及び妥当性（手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で運営費の補助を行う必要があります。	実施済	法人への財政的支援については、今後も引き続きその適正化に努めていくこととしている。	R6.03

No. 6 公益財団法人岩手県文化振興事業団

I 法人の概要

1 基本情報

令和6年7月1日現在

法人の名称	公益財団法人岩手県文化振興事業団		所管部局 室・課等	文化スポーツ部 文化振興課		
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		代表者 職・氏名	理事長 石田 知子		
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	昭和60年3月26日	事務所の所在地 岩手県盛岡市内丸13番1号	〒020-0023			
	(平成23年4月1日公益財団法人へ移行) (財団法人岩手県民会館) (財団法人岩手県埋蔵文化財センター) (財団法人岩手県文化振興基金)		電話番号	019-654-2235		
			HPアドレス	http://www.iwate-bunshin.jp/		
資(基)本金等	10,000,000 円	うち県の出資等 ・割合	10,000,000 円	100.0%		
設立目的	県民一人ひとりが芸術・文化に親しみ、うるおいと生きがいに満ちた生活を営むことができるような文化的環境づくりを進めるために、「芸術文化の振興及び文化財等の調査研究、収集、保護・保存、活用等を図り、もって県民の教育、学術及び文化の振興に寄与すること」を目的に設立し、文化振興に関する県の施策と一体性をもって運営を行っている。					
事業内容	(1) 公益目的事業 ア 音楽や舞台芸術の鑑賞・普及、若手芸術家の育成など文化芸術の振興等の事業 イ 埋蔵文化財の発掘・調査、保存、記録や埋蔵文化財の公開等の事業 ウ 歴史、民俗、自然科学等の資料や美術品等の収集、展示、解説、調査研究等の事業 エ 芸術文化や文化財の保護等の活動に対する助成事業 オ その他芸術文化の振興に関する事業 (2) 収益事業 ア 施設(県民会館ホール、会議室等)の貸与及び駐車場の管理に関する事業 イ 施設利用者への物品販売等の利用サービス促進事業 (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業					
常勤役員の状況	合計	6 名	うち県現職	1 名	うち県OB	4 名
	平均年収 ※	6,717 千円	平均年齢	63.5 才	※令和5年度実績	
常勤職員の状況	合計	135 名	うち県派遣	21 名	うち県OB	7 名
	平均年収 ※	3,674 千円	平均年齢 ※	50.2 才	※令和5年度実績	

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	県民が身近な場所で文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会、身近に文化芸術を体験できる機会を提供
2	幅広いニーズや地域課題を踏まえた多様な学習機会の充実
3	県民へ優れた文化芸術に触れる機会を提供、文化芸術活動に参加できる環境づくりを進める
4	文化芸術を生かした地域づくりなどに取り組む人材の育成や相互交流の促進を図る
5	文化芸術を生かした交流人口の拡大を図るため、国内外との交流に向けた取組を推進
6	伝統文化の保存・継承を支援する、また、文化財等の修復や安定的な保管を支援する

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

県の文化施設の管理運営とそれを生かした県民への文化振興にあつては、総合的に文化振興に関わる当該法人が、他の民間団体に比して、効果的かつ効率的に行うことが可能である。

(2) 県直営との比較(機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み)について

県民会館における舞台管理、埋蔵文化財センターにおける文化財調査、博物館・美術館における学芸業務など専門的な知識と経験が必要であり、県直営と比較して、技術力・経験・人員が確保されている当該法人によるサービス提供体制に優位性がある。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

当該法人は、岩手県内において文化・社会教育施設の管理運営等の支援事業を実施している唯一の公益法人であり、県民の教育、学術及び文化の振興に寄与していることから、県は、当該法人が展開する事業について、より効果的なものとなるよう連携・協働を強化し、法人の長所、強みを発揮することにより、効果的な施策推進を目指す。

II 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	文化芸術の発表、鑑賞、体験等の機会提供	① 岩手芸術祭参加者数 20,000人	25,108人	20,000人	21,000人
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の文化芸術団体、報道機関等と連携して実行委員会を組織し、多くの鑑賞・体験等イベントを実施している。 ・美術、舞台、文芸の各部門に分かれて実施事業・内容を企画している。 ・岩手県芸術文化協会が実施する芸術体験フェスタと連動した企画としている。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・諸物価や人件費の高騰に伴い、芸術祭の運営費及び事業費の確保が課題となっている。 ・芸術文化団体においては、活動するメンバーの高齢化、若手後継者育成が組織課題と位置づけられている。 				
2	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	多様な学習機会の充実 (県立博物館、県立美術館)	① 企画展における観覧者の満足度割合 91%	94%	91%	91%
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者として施設の適切な管理運営を図り、観覧者の満足度に反映されるよう努めている。 ・県の学芸業務委託を受託し、アンケートを通してニーズを把握しながら、様々なテーマによる企画展、テーマ展、特別展等の開催や各種関連イベントを開催し、県民に多様で優れた文化芸術に触れる機会の提供と普及促進を図っている。 ・利用者アンケート結果を会議等で職員に周知、反映するほか、対面による要望や苦情等について記録カードにより周知を図っている。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・一層のニーズ把握とその結果・分析にもとづく事業展開により、充実した学習機会を提供することが必要である。 ・各種展示会の実施に多額の費用を要する。 ・多くの観覧者を集める展示等においては、駐車場や交通手段の確保に苦慮する場合がある。 				
3	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	文化芸術に触れる機会の提供、文化芸術活動に参加できる環境づくり	① 岩手芸術祭への出展数 1,210件	1,807件	1,220件	1,230件
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の文化芸術団体、報道機関等と連携して実行委員会を組織し、参画の機会を数多く提供している。 ・美術、舞台、文芸の各部門に分かれ、アーティストが主体的な役割を果たしながら応募要項等を定めている。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・出展者の固定化、高齢化等の傾向が続いている。 ・岩手芸術祭の一部部門において、出展数の減少傾向がある。 				
4	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	文化施設を核とした交流に向けた取組みの推進 (県民会館、県立博物館、県立美術館)	① 県立文化施設利用者数 429,000人	604,610人	440,000人	451,000人
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理施設の適切な管理運営を図り、安全かつ快適に利用されるよう努めている。 ・自主事業、テーマ展、特別展、企画展、コレクション展、各種関連イベント、教育普及事業等を開催し、施設利用の促進を図るとともに文化芸術に親しむ機会の充実を図っている。 ・博物館では、特別展「ポケモン化石博物館」開催により、県内外から多くの来館者があつたため、令和5年度目標値40,000人を大きく上回る入館者数となった。 ・集客力を高めるため、TV、新聞、SNS等を活用し、戦略的な広報活動を展開している。 ・貸館事業においては、県民の参加・交流・情報発信の場及び機会を提供している。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・集客力のある企画展の開催に向けた企画会社などからの情報収集や効果的な広報活動の検討が必要である。 ・引き続き多くの方々の交流の場となるよう、工夫を凝らした様々なイベントを実施していく必要がある。 ・開館から40、50年以上経過するなど老朽化、経年劣化が進んでおり、施設の快適性や魅力が薄れつつある。 				
5	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	世界遺産等の価値の普及、ガイダンスセンターを拠点とした魅力の発信	① 世界遺産が「ガイダンスセンター」入館者数 29,000人	16,147人	33,000人	37,000人
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度から指定管理者の指定を受け、常設展示、ガイダンスの充実に努めている。 ・常設展示に加え、企画展を2回実施した。 ・体験学習を年12回、ガイダンスセンター講座を年5回実施し、情報発信の機会を提供している。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度から入館料を徴収する施設となり、入館者数が前年度対比6割強となった。 ・入館者数は、平泉地域全体の観光客に比例し、冬期間は著しく減少する傾向にある。 				

II 経営目標の達成状況

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	安定した法人運営・経営状況の下での文化芸術を鑑賞・体験・参加する機会の充実	① 県民会館ホールの利用率 62.4%	59.1%	64.4%	66.9%
		② 埋蔵文化財展、現地説明会等の参加者数 700人	862人	750人	800人
		③ 博物館教育事業等の参加者数 15,000人	10,122人	15,500人	16,000人
		④ 美術館教育普及事業の参加者数 6,000人	6,756人	7,000人	8,000人
		⑤ 平泉世界遺産が「インセンタ」-利用料金収入 4,638千円	3,293千円	4,684千円	4,730千円
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理施設の適切な管理運営を図り、安全かつ快適に利用されるよう努めている。 各施設において教育、体験等の事業を積極的に企画し、文化芸術に親しむ機会の充実を図っている。 県民会館の貸館事業においては、県民の参加・交流・情報発信の場及び機会を提供している。 博物館においては、特別展、テーマ展の開催とともに、展示替えやトピック展により魅力的な展示に努めたが、特別展開催期間中は教育普及事業を一時休止としたことから、目標を下回った。 美術館においては、小中学生を対象としたアウトリーチ事業の実施や一般向けの各種美術プログラムの実施により、多くの方々に美術鑑賞・体験・参加の機会を提供した。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> 県民会館ホールについては、貸館事業を行っている他施設との競争が生じる場合がある。 学校におけるデジタル環境の整備に伴い、ICTを活用したアウトリーチ事業の推進を図る必要がある。(R6からリモートによるデジタルアートカード授業を実施予定) 開館から40、50年以上経過するなど老朽化、経年劣化が進んでおり、施設の快適性や魅力が薄れつつある。 				
2	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	施設利用者等サービスの向上	① 利用者アンケート結果、満足した人の割合 90%	95%	90%	90%
		取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 各種催事・イベント等に際し、利用者満足度が高まるように配慮するとともに、接遇研修やセルフチェックに努めている。 利用者アンケートを実施し、サービスの向上に向けてフィードバックを行っている。 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 一部施設の老朽化が進み、バリアフリー対策が必ずしも十分ではないため、入館者の満足度等への影響が懸念される。 デジタル化によるWi-Fiの環境整備や電子決済の設備整備が求められている。 				
3	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	民間との協働 (県民会館自主事業・美術館企画展)	① 民間協賛・実行委員会方式の割合 47%	53%	48%	49%
		取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 県民会館においては、自主事業9事業のうち5事業において報道機関や金融機関との共催、協賛等の取組みを行い、コンサート、舞台等の公演を行った。 美術館においては、企画展6本のうち3本において実行委員会を組織し、複数の報道機関と連携して実施した。特に、フィンランドのライフスタイル、高畑勲展は来館者数が2万人を超え、多くのお客様から好評を得た。 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 報道機関、金融機関に加え、他の民間事業者との協働も模索していく。 民間事業者は、厳しい経済情勢等を踏まえリスクを回避する傾向にあり、実行委員会への参画や協賛に慎重になっていることから、高い芸術性と集客力の両立(コストパフォーマンス)が求められている。 				
4	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	収支均衡の実現	① 当期一般正味財産増減額(±0千円)	20,317千円	±0千円	±0千円
		取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 公益目的事業の収支均衡を目標に掲げ、事業の執行状況に加え収支見通しを定期的に確認している。 費用面では、事業所ごとに具体的な収益確保、経費節減等の方法を協議し、実行を求めている。 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 近年の物価及び賃金水準の上昇、国際情勢を受けた為替変動等の要因により、会場使用料や入場料収入、電気料金、冷暖房等に要する燃料費において予測不能な大幅な変動がある。 指定管理期間(5年間)内において、各施設における職員人件費や再委託料(清掃、警備、舞台等)について大幅上昇が必要な例が生じている。 				
5	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	職員の資質向上	① コンプライアンス取組状況の共有回数 2回	2回	2回	2回
		取組内容	<ul style="list-style-type: none"> コンプライアンスマニュアルに基づき全事業所で取り組み、組織全体で定期的に共有している。 職場研修、職場外研修(新採用研修、外部機関研修、特別研修、専門研修等)、自己啓発研修支援等を実施している。 特別研修としてベンチマーキング研修、接遇研修を実施したほか、外部機関研修として会計セミナー等を受講。 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 組織的な取組みを職員個々の行動にまで浸透させるため、継続的な対応が必要。 それぞれの職制に応じたマネジメント能力やモチベーションの向上、業務課題発見から目標設定、課題解決までの業務プロセス習得に向け、効果的なOJT又は外部研修が必要。 				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	6	1	4	1	6	1	4	1	6	1	4	1
非常勤	5		1	4	5		1	4	5		1	4
計	11	1	5	5	11	1	5	5	11	1	5	5

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		令和4年度				令和5年度				令和6年度						
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他			
常勤	管理職 (役員兼務)	25	9	8	7	1	23	8	7	7	1	23	8	7	7	1
	一般職	114	38	14	62	121	40	15	66	112	39	14	59			
	小計	139	47	22	7	63	144	48	22	7	67	135	47	21	7	60
非常勤	管理職 (役員兼務)															
	一般職	14			14	16			16	17			17			17
	小計	14			14	16			16	17			17			17
計		153	47	22	7	77	160	48	22	7	83	152	47	21	7	77

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和4年度 21人

令和5年度 21人

令和6年度 20人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
		常勤	管理職					14
	プロパー					7	1	8
	県派遣					7		7
	県OB						7	7
	その他						1	1
	一般職		6	19	35	40	12	112
	プロパー		1	3	15	17	3	39
	県派遣		1		11	2		14
	県OB							
	その他		4	16	9	21	9	59
	計		6	19	35	54	21	135

法人説明欄

〔役員数の状況について〕
 ・定款第22条において、理事は6名以上12名以内、監事は2名以内とされ、現在、理事は9名、監事は2名選任されている。
 ・職員数は、基本的には減員方向にあるが、令和4年度から5年度にかけて平泉世界遺産ガイドセンターの運営事業委託及び指定管理者指定を受けたことなどにより、常勤職員を増加させた。

〔県の関与の状況について〕
 ・現在、県派遣職員は博物館（10名）、美術館（10名）、総務部（1名・役員）となっている。美術館は、学芸部門の全員が県教委派遣職員、博物館は、学芸部門と総務部門を合わせるとプロパー職員と県教委派遣職員が半々の状況となっている。
 ・県OBについては、各事業所長又は総務課長に就任している。

〔職員の年齢構成について〕
 ・一般職のプロパー職員の年齢構成について、40歳代及び50歳代の比率が高く平均年齢も高い。
 ・プロパー職員については、60歳定年以降65歳までの再雇用制度がある。

IV 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)		
貸借対照表	資産	1,856,246	1,857,399	1,864,055	6,656	
	流動資産	453,371	476,587	489,812	13,225	
	うち現預金	157,972	159,432	227,385	67,953	
	うち有価証券	0	0	0	0	
	固定資産	1,402,875	1,380,812	1,374,243	▲ 6,569	
	基本財産	10,000	10,000	10,000	0	
	うち投資有価証券	9,966	10,000	10,000	0	
	特定資産	1,270,581	1,280,441	1,298,439	17,998	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	その他固定資産	122,294	90,371	65,804	▲ 24,567	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	負債	649,177	632,886	632,470	▲ 416	
	流動負債	215,455	204,180	180,934	▲ 23,246	
	うち有利子負債	0	0	0	0	
固定負債	433,722	428,706	451,536	22,830		
うち有利子負債	0	0	0	0		
正味財産	1,207,068	1,224,513	1,231,585	7,072		
指定正味財産	898,886	893,826	880,581	▲ 13,245		
一般正味財産	308,182	330,687	351,004	20,317		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)		
正味財産増減計算書	経常収益	1,843,120	1,957,741	2,068,318	110,577	
	経常費用	1,828,577	1,933,837	2,043,391	109,554	
	事業費	1,814,155	1,918,356	2,027,196	108,840	
	うち人件費	724,736	733,257	780,061	46,804	
	うち支払利息	0	0	0	0	
	管理費	14,422	15,481	16,195	714	
	うち人件費	8,041	7,907	8,260	353	
	評価損益等増減額	0	0	0	0	
	当期経常増減額	14,543	23,904	24,927	1,023	
	経常外収益	0	1,467	0	▲ 1,467	
	経常外費用	8,964	1,816	0	▲ 1,816	
	当期経常外増減額	▲ 8,964	▲ 349	0	349	
	法人税、住民税及び事業税	3,133	1,050	4,610	3,560	
	当期一般正味財産増減額	2,445	22,505	20,317	▲ 2,188	
当期指定正味財産増減額	▲ 3,490	▲ 5,060	▲ 13,245	▲ 8,185		
正味財産期末残高	1,207,068	1,224,513	1,231,585	7,072		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	内容	
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0	
	短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
	短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
	損失補償(残高)	0	0	0	0	
	補助金(運営費)	0	0	0	0	
	補助金(事業費)	18,952	10,930	0	▲ 10,930	文化芸術活動支援事業
	委託料(指定管理料除く)	645,361	577,121	571,953	▲ 5,168	発掘調査業務委託、学芸業務委託ほか
	指定管理料	592,554	632,237	700,663	68,426	県民会館220,313、博物館157,618、美術館255,639、平泉GC67,093
その他	0	0	0	0		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)		
財務指標	自己資本比率(%)	65.0	65.9	66.1	0.1	=正味財産/総資産×100
	流動比率(%)	210.4	233.4	270.7	37.3	=流動資産/流動負債×100
	有利子負債依存度(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債/総資産×100
	管理費率(%)	0.8	0.8	0.8	▲ 0.0	=管理費/経常費用×100
	人件費比率(%)	40.1	38.3	38.6	0.3	=人件費/経常費用×100
	独立採算度(%)	100.3	101.2	101.2	0.0	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
	総資本当期経常増減率(%)	1.2	2.0	2.0	0.1	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)		
財務評価	A	A	A		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)	

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

〔貸借対照表・正味財産増減計算書について〕
 ・令和5年度は、経常収益が110百万円増加しているが、その主な理由は、埋蔵文化財センター発掘調査面積の増による発掘調査受託収益の増(85百万円)のほか、平泉世界遺産ガイダンスセンター指定管理者事業収益の増(77百万円)等によるもの。

〔県の財政的関与について〕
 ・事業団の収益構造は、経常収益のうち6割強が県立施設の指定管理料や学芸業務受託料、4割弱が埋蔵文化財センターにおける発掘調査委託料(県委託料も含む。)という状況である。
 ・県からの指定管理料、委託料等の割合は大きい、運営費補助金、貸付金等の財政的関与は受けていない。

〔財務指標・財務評価について〕
 ・収支均衡の財務運営を基本に、適正な予算執行に努めており、財務状況は概ね良好である。

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	<ul style="list-style-type: none"> ・県文化振興事業団は、「いわて県民計画」の理念等に基づき、文化芸術の振興や文化財、美術品の取扱い等に係る高い専門性やネットワークを有する人材を配置し、文化芸術の振興及び文化財等の調査研究、収集、保護・活用等を図り、県民の教育、学術及び文化芸術の振興に向けて、積極的な役割を果たしている。 ・また、県民一人ひとりが文化芸術に親しみ、うるおいと生きがいに満ちた生活を営むことができるような文化的環境づくりや、東日本大震災の復興支援を目指し、県と一体となって取り組んでいる。
所管部局	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止や変更した事業はなく、概ね計画に沿って事業を実施することができたことから、各文化施設の利用率や鑑賞者数は前年度に比べて概ね増加した。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度の導入により、公の施設に係る管理運営業務の民間事業者等の参入は可能である一方、県民会館、博物館、美術館、埋蔵文化財センター及び平泉世界遺産ガイドセンターの事業（文化芸術に親しむ機会の創出、専門的な学芸業務、埋蔵文化財の発掘調査業務等）は、施設の管理運営と一体となった効果的・効率的な運営・活用が求められている。 ・また、県民ニーズに即してそれぞれの事業（特に社会教育的な事業等）を実施するためには、文化芸術に係る高い専門性や調査研究能力を有する人材が必要であり、民間事業主体が代替するためには、こうした職員を継続的に確保する仕組みが不可欠となる。
所管部局	<ul style="list-style-type: none"> ・県立文化施設の管理運営及びそれらを生かした文化振興にあつては、高い専門性や調査研究能力を有する人材の確保を含め、総合的に文化振興に関わる当該法人が、他の民間団体に比して効果的かつ効率的に行うことが可能と見込まれる。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	<ul style="list-style-type: none"> ・事業団では、中長期的な事業運営の基本方針を定めるとともに、中期経営計画において事業目標・経営改善目標を定め、その達成状況を確認・分析し、改善に向けた対応を行い、計画の見直しに反映させている。 ・事務局のマネジメント組織である理事長・館所長会議を設置し、基本方針、中期経営計画の策定等を行うとともに、これに基づく事業所毎の業務運営方針（又は経営計画）の策定・共有、サマリーレビュー、オータムレビューによる評価・検証等を実施している。 ・その上で、法人の意思決定機関である理事会において、定期的に当該年度の事業実施状況、翌年度の事業計画等について確認・承認を受けている。
所管部局	<ul style="list-style-type: none"> ・事業運営の基本方針や中期経営計画を踏まえ、事業目標等の達成に向けて取り組んでいる。 ・マネジメント組織の新設や事業所毎の業務運営方針等を行い、効果的・効率的な運営を行っている。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	<ul style="list-style-type: none"> ・事業団では、潜在的リスクを想定した「事業団危機管理対応方針」を定め、各事業所はこの方針に基づき「安全管理行動マニュアル」を作成しているほか、新型コロナウイルス感染症に対応した業務継続計画を策定するなど、事故発生等における迅速、的確な対応ができるような体制を整えている。 ・会計処理の適正確保に向けて、事業所等ごとに会計事務自己点検を行い、その結果を共有している。また、毎月、会計事務所の指導を受け、助言等も得ながら、適正な事務執行、会計処理に努めている。 ・コンプライアンスの確立やハラスメントの発生防止に向けて、コンプライアンスマニュアルの策定とこれに基づく取組みを進めているほか、ハラスメントの禁止やハラスメント相談対応マニュアル・相談員の氏名を全職員に周知している。 ・事業団は、専門人材を多数確保しており、専門性の更なる向上を図るため、研修計画に基づき他機関の専門人材研修や講習会に職員を派遣するなど資質向上に努めている。
所管部局	<ul style="list-style-type: none"> ・潜在的リスクを想定した方針やマニュアルを整備し、事故発生等における対応が可能な体制が確保されている。 ・会計処理の適正確保について、公認会計士・税理士法人による監査の導入により、適正な会計処理が行われている。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	<ul style="list-style-type: none"> ・事業満足度や意見、要望等を把握するため利用者等アンケート調査を行い、結果を実施方法の改善や計画等に反映させている。 ・財務面では、主として公益目的事業に係る収支均衡を目標に掲げ、年度の9か月経過時には、予算執行状況や収支見通しについて理事会報告を行い、健全な財務運営に努めている。 ・収益面では、県の指定管理料、学芸業務委託料等が主な収入であるが、県民会館や博物館において自主事業を行うなど、収益の確保に努めている。
所管部局	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設において事業ごとに実施している利用者アンケートにより、ニーズの把握や研修等に取り組み、利用者サービスの向上に努めている。 ・財務においては、収支均衡という目標の下、定期的に執行状況や収支見通しの確認を行っている。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	<ul style="list-style-type: none"> ・県派遣職員については、県出資法人の適正な運営を支援し、県との連携を強め、県文化施設の管理運営及びそれらを生かした文化振興施策を効果的に実施するため、法人の要請を受けて派遣しているものであり、指定管理業務と明確に区分し、指定管理者選定に係る公平性に配慮しながら行っている。今後も引き続き、従業務の実態に留意し、必要性・妥当性を十分考慮の上、適切な範囲での派遣人数及び人件費の負担を行うこととしている。
------	--

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人岩手県文化振興事業団が保有する文書等の開示等に関する要領に基づき開示請求への情報公開に対応している。 ・事業団のホームページをリニューアルし、事業計画や事業報告、予算や決算、理事会・評議員会議事録等の基本情報を公開している。 ・報道機関に対し、定期的（2か月に1回）に事業所の催事情報等を情報提供（記者レク資料）するとともに、随時、SNSを活用した情報発信に努めている。
所管部局	<ul style="list-style-type: none"> ・当法人のホームページにおいて、基本的な情報を公開しており、分かりやすく、アクセスもしやすいものとなっている。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年度から指定管理者となった県立平泉世界遺産ガイドセンターについて、事業目標に掲げる入館者数が目標値を大きく下回ったことから、改善に向けて、課題の分析や対策の検討に取り組む必要があります。
所管部局	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、改善に向けた取組に積極的に関与する必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和4年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 現行の中期経営計画（R1～R4）について令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。 この評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標等の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分にを行い、令和4年度に策定する次期中期経営計画（R5～R8）に反映させる必要があります。	実施済	中期経営計画（令和5～8年度）において、事業目標と経営改善目標の重複を解消したところです。 なお、経営改善目標に関しては、法人の収益構造の改善に結びつく指標を選定したところです。	2023年3月
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	指摘事項が中期経営計画（令和5～8年度）に反映されるよう、評価の段階から計画の策定まで積極的に関与し、事業目標や経営改善目標の見直しなどを行いました。	2023年3月
	2 法人に対して県から多数の職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。	実施済	県職員の派遣については、県と当該法人が連携・協働のもと、本県の芸術文化の振興及び文化財等の調査研究、保存・活用等を図るため、行っているものであり、その必要性や人数等については、毎年度、検討・協議を行います。	毎年度実施

【令和5年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。 なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に必要があります。	実施済	中期経営計画については、新型コロナウイルス感染症の状況や経営状況等を踏まえ、令和6年3月に時点修正を行い、中期経営目標達成のための具体的な取組内容とスケジュール、収支計画等を見直したところです。 時点修正に際しては、県所管部局と密接に連携して行ったところです。	2024年3月
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。	実施済	指摘事項が中期経営計画（令和5～8年度）に反映されるよう、見直しの検討の段階から計画の変更まで積極的に関与し、事業目標や経営改善目標の見直しなどを行いました。	2024年3月
	2 法人に対して県から多数の職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。	実施済	県職員の派遣については、県と当該法人が連携・協働のもと、本県の芸術文化の振興及び文化財等の調査研究、保存・活用等を図るため、行っているものであり、その必要性や人数等については、毎年度、検討・協議を行います。	毎年度実施

No. 7 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団

I 法人の概要

1 基本情報

令和6年7月1日現在

法人の名称	公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団		所管部局 室・課等	文化スポーツ部 スポーツ振興課		
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		代表者 職・氏名	理事長 平井 省三		
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	昭和60年3月26日 (平成23年8月1日公益財団法人に移行)		事務所の所在地	〒020-0122 岩手県盛岡市みたけ一丁目10番1号		
			電話番号	019-641-1127 (代)		
			HPアドレス	https://iwate-sposhin.jp/		
資(基)本金等	10,000,000 円		うち県の出資等 ・割合	10,000,000 円	100.0%	
設立目的	生涯を通ずる体育・スポーツ・レクリエーション、教育の振興を図り、もって県民の心身ともに健康で明るく豊かな生活の実現に寄与することを目的とする。					
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 公益目的事業 生涯スポーツの振興及び青少年の健全育成に関する事業 2 収益事業 公益目的事業以外への施設の貸出し等に関する事業 3 その他この法人の目的を達成するために必要な事業 					
常勤役員の状況	合計	5 名	うち県現職	1 名	うち県OB	2 名
	平均年収 ※	6,420 千円	平均年齢 ※	61.4 才	※令和5年度実績	
常勤職員の状況	合計	49 名	うち県派遣	21 名	うち県OB	11 名
	平均年収 ※	4,460 千円	平均年齢 ※	51.5 才	※令和5年度実績	

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	スポーツ・レクリエーション活動への参加促進やスポーツ愛好者の拡大等に取り組むことにより、生涯スポーツの振興を図り、若年期から高齢期までのライフステージに応じたスポーツを楽しむ機会の充実に貢献するものである。
2	県立青少年の家の特色を生かした自然体験活動、文化・スポーツ体験活動を提供することにより、豊かな体験活動の充実に貢献するものである。

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

スポーツ・レクリエーション振興のためには、幅広い分野の専門知識を有する人材が必要である。総合型地域スポーツクラブ等においては、活動内容及び範囲が限定されることや、安定した経営基盤の確保に課題がある。当該法人は、これまでに培った各競技団体等とのネットワークや事業実施、施設管理に係るノウハウにより、他の民間団体より効果的な事業実施が見込まれる。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

当該法人は、専門的な知識と能力を有する人材を活用することで、スポーツ・レクリエーション振興のため幼児から高齢者までの多様な年代に向け、質の高い事業を提供している。また、各種競技団体、関係機関、市町村等とのネットワークが構築されていること、これまでの事業実施や施設管理に係る実績を有することから、効率的に業務を推進するとともに、職員配置及び会計の分野において、弾力的な運用が可能であり、機動性及び効率性の観点から、県直営よりも優位性が認められる。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

法人を取り巻く環境の変化を踏まえて、法人の役割及び県が出資・出えんすることの意義を不断に確認することが重要である。民間団体との代替性及び県等との役割分担の点検、県が直接事業を実施する場合との比較を十分行った上で、実効性のある計画・評価を行い、法人の長所、強みを発揮させることで、県の出資・出えんに対する県民理解を深めていくことを目指す。

II 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	県営スポーツ施設利用者の確保	① スポーツ施設利用者数 620,000人	695,822人	630,000人	640,000人
取組内容	<p>指定管理する体育施設6施設の快適な利用環境の維持に努めるとともに、施設設備が老朽化していることから安全の確保に配慮した施設管理を行った。</p> <p>県営体育施設を利用して県民誰もがスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができる環境づくりを進めるため、生涯スポーツの振興に関する県からの受託事業12事業、自主事業等60事業、合計72事業を実施した。</p> <p>インターネット予約できる施設を拡大し、利用者の利便性向上を図った。</p>				
課題	<p>施設が一般的に老朽化しており、県営体育館の照明のLED工事のため約3か月休館となったほか、スケート場が電気設備の故障のためオープンが17日遅れるなど、施設の利用に支障が出ており、施設設備の修繕、更新が必要である。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の5類移行によりコロナ禍前の利用形態に戻ってきたが、管理施設全体として利用者は前年を下回っていることから、スポーツイベントの開催や体験プログラムの提供、広報の強化などにより、参加者の確保を図る必要がある。</p>				
2	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	青少年の家利用者数の確保	① 青少年の家利用者数 55,000人	86,044人	77,000人	77,000人
取組内容	<p>指定管理する3施設の快適な利用環境の維持に努めるとともに、施設設備が老朽化していることから安全の確保に配慮した施設管理を行った。</p> <p>青少年の家3施設において、児童生徒の体験学習等の受け入れや青少年の健全育成に関する県からの受託事業27事業、自主事業27事業、合計54事業を実施した。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の5類移行によりコロナ禍前の利用形態に戻りつつあり、利用者は昨年比17,323人(25.2%)の増加となった。</p>				
課題	<p>コロナ禍前の利用形態に戻りつつあることから、各施設の立地特性を活かした事業の企画など、利用者にとって魅力的な体験プログラムの提供や、学校等への事業のPRに加え、地域との連携・協働により、参加者の確保を図る必要がある。</p> <p>施設に冷房設備がないことから、近年の猛暑など、特に夏場の宿泊利用に支障が出ており、利用環境の改善を図る必要がある。</p>				
3	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	生涯スポーツ振興のための各種事業の実施	① 参加者数 29,500人	54,257人	32,000人	34,500人
取組内容	<p>県営体育施設等において、生涯スポーツの振興に関する県からの受託事業12事業、自主事業等60事業、合計72事業を実施した。</p> <p>県民誰もがスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができる環境づくりを進めるため、「スポーツフェスティバル」等のイベント型事業や、子どもから大人まで気軽に参加できる体験型事業などを開催した。</p>				
課題	<p>コロナ禍前の利用形態に戻りつつあることから、各施設が相互に連携した事業の企画など、利用者にとって魅力的なイベントや体験プログラムの提供、HPやSNSなどを活用した広報の強化などにより、参加者の確保を図る必要がある。</p>				
4	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	青少年健全育成のための各種事業の実施	① 参加者数 5,500人	13,492人	5,700人	5,900人
取組内容	<p>青少年の家3施設及び野外活動センターにおいて、児童生徒の体験学習等の受け入れや青少年の健全育成に関する県からの受託事業39事業、自主事業27事業、合計66事業を実施した。</p> <p>自主事業では、それぞれの施設の特徴を活かした体験型プログラムを実施した。</p> <p>HP、SNSのほか、学校訪問や関係団体への開催案内などの広報活動を実施し、利用促進を図った。</p>				
課題	<p>コロナ禍前の利用形態に戻りつつあることから、各施設の立地特性を活かした事業の企画など、利用者にとって魅力的な体験プログラムの提供や、学校等への事業のPRに加え、地域との連携・協働により、参加者の確保を図る必要がある。</p>				

II 経営目標の達成状況

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	職員の資質向上	① 職場研修受講者数 80人 ② 外部派遣者数 50人	121人 91人	80人 50人	80人 50人
取組内容	施設利用者への良質なサービスを提供するため、職員の資質向上のための研修の実施や資格取得の促進に努めた。職員研修や資格取得については、基本方針を策定し計画的に取り組んでおり、コロナ禍で研修の機会が減っていたが、目標を上回る研修機会を確保した。				
課題	施設運営に関する計画的な資格取得を図り、職員の資質向上を図っていく必要がある。				
2	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	利用料収入の確保	① 利用料収入 85,500千円	82,166千円	86,000千円	86,500千円
取組内容	施設の快適な利用環境の維持やインターネット予約できる施設の拡大、県民ゴルフ場の定例コンペの開催など、施設の利用促進を図った。利用料金の改定により、県営体育施設では増収となったが、県民ゴルフ場の利用者が大きく落ち込んだことから、目標には届かなかった。				
課題	県民ゴルフ場については、施設環境の適切な維持や開所時間の延長、定例コンペの開催など、利用者の確保に努めているが、利用者は減少傾向となっていることから、認知度の向上を図り、利用者の確保を図る必要がある。				
3	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	収益事業の収支差額の確保	① 当期一般正味財産増減額 2,300千円	2,145千円	2,400千円	2,500千円
取組内容	県民ゴルフ場が収益事業の約8割を占めており、施設環境の適切な維持や開所時間の延長、定例コンペの開催など、利用者の確保に努めたが、利用者の高齢化や猛暑の影響等により利用者が大きく落ち込んだことから、目標には届かなかった。				
課題	ゴルフ場利用者が減少傾向にあることから、県民ゴルフ場の認知度の向上を図り、利用者の確保を図る必要がある。光熱水費や資材費などが上昇しており、収支差額を押し下げる要因となっていることから、効率的な運営と利用料金収入の確保を図る必要がある。				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	5	1	2	2	5	1	2	2	5	1	2	2
非常勤	6		2	4	6		2	4	6		2	4
計	11	1	4	6	11	1	4	6	11	1	4	6

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		令和4年度				令和5年度				令和6年度						
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他			
常勤	管理職 (役員兼務)	6	1 (1)	1 (1)	1 (1)	3 (1)	6	1 (1)	1 (1)	1 (1)	3 (1)	6	1 (1)	1 (1)	1 (1)	3 (1)
	一般職	47	14	20	12	1	43	13	20	10		43	13	20	10	
	小計	53	15	21	13	4	49	14	21	11	3	49	14	21	11	3
非常勤	管理職 (役員兼務)															
	一般職	39				39	38				38	36				36
	小計	39				39	38				38	36				36
計		92	15	21	13	43	87	14	21	11	41	85	14	21	11	39

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和4年度 人

令和5年度 人

令和6年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
		常勤	管理職					3
	プロパー					1		1
	県派遣					1		1
	県OB						1	1
	その他					1	2	3
	一般職		1	10	12	8	12	43
	プロパー		1	6	1	2	3	13
	県派遣			4	11	5		20
	県OB					1	9	10
	その他							
	計		1	10	12	11	15	49

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕
役員（理事9人・監事2人）について、増減はない。
常勤職員数は、令和4年度から5年度にかけて県営野球場の廃止等により減少したが、令和5年度から6年度にかけては総数に増減はない。

〔県の関与の状況について〕
県派遣職員は、事務局、青少年の家、野外活動センターに21名となっている。
このほか、常勤の県OB職員も多いことから県担当課との連携を十分に図りながら、県と一体となった財団運営を行っている。

〔職員の年齢構成について〕
県OB職員が多いため60代の職員が多くなっているが、30代から50代の職員は各年代とも10名程度おり、若年層が薄いものの、年齢構成のバランスは概ねとれている。

IV 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
資産	409,047	407,691	364,246	▲ 43,445	
流動資産	94,262	155,029	129,557	▲ 25,472	
うち現預金	43,764	82,200	70,468	▲ 11,732	
うち有価証券	0	0	0	0	
固定資産	314,785	252,662	234,689	▲ 17,973	
基本財産	10,000	10,000	10,000	0	
うち投資有価証券	10,000	10,000	10,000	0	
特定資産	259,113	228,449	215,872	▲ 12,577	
うち投資有価証券	100,000	100,000	100,000	0	
その他固定資産	45,672	14,213	8,817	▲ 5,396	
うち投資有価証券	0	0	0	0	
負債	182,936	188,664	150,649	▲ 38,015	
流動負債	76,443	108,379	87,924	▲ 20,455	
うち有利子負債	0	0	0	0	
固定負債	106,493	80,285	62,725	▲ 17,560	
うち有利子負債	0	0	0	0	
正味財産	226,111	219,027	213,597	▲ 5,430	
指定正味財産	10,000	10,000	10,000	0	
一般正味財産	216,111	209,027	203,597	▲ 5,430	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
経常収益	808,792	873,169	796,817	▲ 76,352	
経常費用	820,016	879,911	802,312	▲ 77,599	
事業費	782,071	842,588	765,336	▲ 77,252	
うち人件費	341,225	352,602	317,474	▲ 35,128	
うち支払利息	0	0	0	0	
管理費	37,945	37,323	36,976	▲ 347	
うち人件費	33,058	32,637	32,251	▲ 386	
評価損益等増減額	0	0	0	0	
当期経常増減額	▲ 11,224	▲ 6,742	▲ 5,495	1,247	
経常外収益	0	0	437	437	
経常外費用	0	0	30	30	
当期経常外増減額	0	0	407	407	
法人税、住民税及び事業税	560	342	342	0	
当期一般正味財産増減額	▲ 11,784	▲ 7,084	▲ 5,430	1,654	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	
正味財産期末残高	226,111	219,027	213,597	▲ 5,430	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	内容
長期貸付金残高	0	0	0	0	
短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
損失補償(残高)	0	0	0	0	
補助金(運営費)	0	0	0	0	
補助金(事業費)	0	0	0	0	
委託料(指定管理料除く)	147,314	146,040	143,818	▲ 2,222	生涯スポーツ振興事業、青少年の家研修業務等
指定管理料	565,053	612,255	546,401	▲ 65,854	県営運動公園、県営体育館、花巻広域公園、青少年の家等
その他	0	0	0	0	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
自己資本比率(%)	55.3	53.7	58.6	4.9	=正味財産/総資産×100
流動比率(%)	123.3	143.0	147.4	4.4	=流動資産/流動負債×100
有利子負債依存度(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債/総資産×100
管理費率(%)	4.6	4.2	4.6	0.4	=管理費/経常費用×100
人件費比率(%)	45.6	43.7	43.6	▲ 0.1	=人件費/経常費用×100
独立採算度(%)	98.6	99.2	99.3	0.1	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
総資本当期経常増減率(%)	▲ 5.0	▲ 3.1	▲ 2.6	0.5	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
財務評価	B	B	B		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

【貸借対照表・正味財産増減計算書について】

委託料の減等が見込まれたことから、当初予算では20,795千円の赤字を想定していたが、職員の削減や経費支出を抑制するとともに、利用料金の改定により、猛暑の影響等により体育施設の利用者が減少する中であっても収益の確保が図られたことから、赤字額が縮小し5,430千円の赤字に改善した。

【県の財政的関与について】

岩手県における生涯スポーツの振興や青少年の健全育成の中核的役割を担っており、10の県営施設の指定管理者となっている。指定管理料は収益の約7割を占め、県からの委託料を含めると、県からの収益が全体の9割となっている。県委託料等の継続的な削減に対応し経費節減や業務改善を行ってきたが赤字決算が続いており、経費支出に見合う委託料の増額などの対応が必要となっている。

【財務指標・財務評価について】

個別の財務指標では致命的な数値はないが、連続7期の赤字決算となる中で指標全体が悪化している。指定管理を受けている10の県有施設全てで収益の確保を図ることが必要であり、県と十分に相談しながら対策の検討を進めていく。

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	「岩手県民計画」に掲げる施策の推進方策等に基づき、生涯スポーツの振興と青少年の健全育成を図るため、本事業団では、県からの受託事業として生涯スポーツ振興事業や県立社会教育施設における研修事業を実施するとともに、県営体育施設及び県立都市公園、県立社会教育施設の指定管理業務を通じ、県と一体となった施策の推進に取り組んでいる。
所管部局	利用者の安心・安全の確保に努めながら、生涯スポーツ振興事業や県立社会教育施設における研修事業に取り組んでおり、指定管理についてもスポーツ施設及び青少年の家の令和5年度利用者数は、計画を上回っており、県の施策に貢献していると認められる。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	昭和60年の財団設立から長年に亘り築き上げてきた市町村や各競技団体等との信頼関係を基盤としてし、生涯スポーツの振興や青少年の健全育成に取り組んでいる。 さらに、長年の業務を通じた確実な施設管理のノウハウを蓄積しているほか、各種の資格や経歴、知識を有する職員を有するなど、他の民間団体が代替するのは困難である。
所管部局	スポーツ振興にあつては、総合的にスポーツに関わる団体であることから、法人の持つ各種競技団体等とのネットワークや事業を遂行する人的資源とノウハウを持つこと、青少年の健全育成にあつては、小中学校等の教育機関とのネットワークを持つことから、他の民間団体より効果的な事業実施が見込まれる。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	事業団では、中期経営計画の目標達成に向けて、各施設毎の重点取組方針を定め、施設長会議を定期的開催し、取組状況の確認や課題の共有などを行っている。また、毎年度、理事長が各施設に出向き意見交換を行うとともに、施設長会議を通じて施設間の連携を図っている。全職員を対象とした事務局長面談を通じ、個々の職員の適正や個別事情の把握し意思疎通を図るとともに、良質なサービスの提供に向けて、職員研修の実施や各種資格の取得支援を通じ職員の育成を図っている。
所管部局	各施設の状況や、職員の実情等を把握しながら、マネジメントを行っているほか、各種研修の機会の確保や各種資格取得支援を通じた職員の育成に努めている。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	内部統制を確実に実施するため、各施設毎に毎月コンプライアンスの日を設けて、所属長訓示や職員発表等を実施するほか、施設長会議で実施状況を共有するなど、取組の徹底を図っている。 理事会や評議員会において財団運営について意見をいただくほか、監事による監査や、県担当課による実地検査、税理士事務所による指導など、複数のチェック体制を構築している。 経理事務に係る不祥事があったことから、一層のコンプライアンス意識の徹底とチェック体制の再確認など再発防止策の徹底に努めていく。
所管部局	コンプライアンスの日を定めて意識啓発を適切に行っている。 昨年度、職員による不祥事が発生したことから、一層のコンプライアンス意識及び再発防止対策（現金取扱を複数職員で確認）について徹底すること。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	事業満足度や意見、要望を把握するため、利用者アンケートを行い、結果を事業の実施内容や運営方法の改善に反映させている。 県の指定管理料と業務委託料が主な収入であり、経費節減に努めつつ、HPや広報紙などを活用した事業の周知等により利用促進を図るなど、利用料収入の確保に取り組み、経営改善に努めている。
所管部局	施設の維持、修繕による施設環境の整備や接遇などの職員対応の徹底のほか、資格取得や研修実施による指導力の向上に努めており、利用者の満足度につながっていると推察される。 また、インターネット予約できる施設を拡大するなど利用者の利便性を高め、利用料収入の確保に努めたが、県営体育館のアリーナ照明のLED化工事により3カ月休館したことや、県営スケート場の電気設備の故障や暖冬により開場期間が短縮されたこと等により、当期一般正味財産増減額は△5,430千円となった。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	県派遣職員については、県出資法人の適正な運営を支援し、県との連携を強め、スポーツ振興施策及び青少年の健全育成を効果的に実施するため、法人の要請を受けて派遣しているものであり、指定管理業務と明確に区分し、指定管理者選定に係る公平性に配慮しながら行っている。今後も引き続き、従事業務の実態に留意し、必要性を十分考慮した上で、適切な範囲での派遣人数、人件費負担を行うこととしている。
------	--

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	・公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団が保有する文書等の開示等に関する要領に基づき情報公開に対応している。 ・事業団ホームページにより、事業計画や事業報告、予算、決算、理事会、評議員会の議事録等の基本情報を公開している。
所管部局	法人の基本情報については、法人のホームページ等により適切に公開されている。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年度の財務状況は、当期一般正味財産増減額は▲5,430千円と赤字が継続しており、経営改善目標の達成率も低調であることから、今後の経営改善に向けて、目標達成率の改善又は目標の見直し、赤字縮小又は黒字化に取り組む必要があります。
所管部局	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、経営改善に向けた取組に積極的に関与する必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和4年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 現行の中期経営計画について、令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。 この評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標等の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分に行い、令和4年度に策定する次期中期計画に反映させる必要があります。	実施済	妥当性の指摘のあった目標値については、指摘を踏まえ内部で検討を重ねた結果、目標の指標としないこととしました。 なお、県からの収益が収益全体の大半を占めることから、経営改善に向けては、県の担当課と継続的に検討を重ねています。	令和4年度
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	中期経営計画（令和5年度～令和8年度）の策定に当たり、法人と検討を重ねた上で策定している。	令和4年度
	2 法人に対して県から多数の職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。	実施済	県職員の派遣については、県と連携、協働のもとに県が業務委託している「生涯スポーツの振興に関する事業の企画、運営」及び「県設置の青少年の健全育成のための社会教育施設としての適切な研修」を実施するために必要な職員を法人の要請を受けて派遣していますが、毎年度、事業の必要性、業務の実態を確認し、必要な範囲での派遣人数、人件費負担について検討します。	毎年度実施

【令和5年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。 なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。	実施済	令和5年3月に策定した中期経営計画は、コロナ禍で大きく落ち込んだ利用者数や利用料金収入が一定程度回復することを見込んで目標値を設定しています。 検討の結果、令和5年度は、利用者数は目標値を上回るものの、利用料金収入は目標値に達しない見込であったことや、翌年度以降、段階的に利用者数、利用料金収入が伸びていく計画としていることなどから、引き続き、現行計画の目標の達成に取組むこととしました。 なお、収支計画については、県からの委託料や利用料金収入の見込等を踏まえ計画を見直しました。	令和5年度
所管部局	1 令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和6年3月に見直しを実施しているが、既にポストコロナを見据えた目標値であることから、変更は行わない。 ※県北青少年の家のスケート場利用者数を未計上であったことによる目標値の変更は有り。	実施済	管理施設の老朽化に加え、燃料費をはじめとする物価高騰等により厳しい経営状況にはあるが、県からの委託料や利用料金収入等の見直しを行いながら、正味財産増減計算書の見直しを行った。	令和5年度

No. 8 一般財団法人クリーンいわて事業団

I 法人の概要

1 基本情報

令和6年7月1日現在

法人の名称	一般財団法人クリーンいわて事業団		所管部局 室・課等	環境生活部 資源循環推進課		
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律		代表者 職・氏名	理事長 佐々木 健司		
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	平成3年11月11日	事務所の所在地	〒023-1101 奥州市江刺岩谷堂字大沢田113			
	(平成24年4月1日一般財団法人に移行)	電話番号	0197-35-6700			
		HPアドレス	http://www.iwatecln.or.jp/			
資(基)本金等	10,200,000円	うち県の出資等 割合	3,300,000円	32.4%		
設立目的	産業廃棄物の適正な処理その他廃棄物に関する各種事業を行うことにより、県民の生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。					
事業内容	(1) 産業廃棄物の処理に関する事業 (2) 市町村の委託を受けての一般廃棄物の処理に関する事業 (3) 産業廃棄物の適正処理技術の研究指導に関する事業 (4) 廃棄物の減量化及びリサイクルの推進・普及に関する事業 (5) 施設周辺の自然環境保全及び希少動植物の保護に関する事業 (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業					
常勤役員の状況	合計	1名	うち県現職	0名	うち県OB	1名
	平均年収 ※	6,829千円	平均年齢 ※	61.0才	※令和5年度実績	
常勤職員の状況	合計	13名	うち県派遣	6名	うち県OB	0名
	平均年収 ※	5,356千円	平均年齢 ※	40.1才	※令和5年度実績	

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	【廃棄物処理事業】管理型最終処分場「いわてクリーンセンター」における産業廃棄物の受入れによる自県内処理及び適正処理の推進並びに産業廃棄物処理に対する県民の信頼感の醸成
2	【次期最終処分場整備事業】「いわてクリーンセンター」の後継となる次期最終処分場の着実な整備による産業廃棄物の適正処理体制を継続し、自県内処理に寄与

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

民間による管理型最終処分場の設置は地域住民の理解や協力が得られない場合が多いため、公共の信用力に基づく整備が必要です。また、現在、管理型最終処分場である「いわてクリーンセンター」の県内シェアは9割強を占め、民間による代替施設がない状況です。なお、本法人は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、環境大臣から廃棄物の処理を適正かつ確実に行うことができる者として「廃棄物処理センター」に指定されていますが、その事業主体は、廃棄物の適正処理等の確保に資することを目的として設立された地方公共団体出資等法人とされています。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

産業廃棄物の処理は排出者責任を原則とし、随時搬入される多種多様な産業廃棄物をその性状に応じて適正に処分するために、専門的知識を有する職員を育成・配置しながら社会的要請、経済動向で変化する処理需要に機動的かつ適切に対応するとともに、施設の安定した維持管理を講じていく必要がありますが、県直営ではこのような経営が困難です。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は、公共関与による「いわてクリーンセンター」の運営と、その後継となる「次期産業廃棄物最終処分場」の整備を進めており、県民の生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与しています。県は、これらの施設を活用して産業廃棄物等の適正処理及び自県内処理を推進するとともに、本法人が展開する事業について、連携・協働を強化し、法人の長所、強みを発揮することにより、効果的な施策推進を目指します。

II 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	廃棄物の適正処理 (埋立基準・排水基準の遵守)	① 基準適合率100%	100%	基準適合率100%	基準適合率100%
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令や作業標準書に基づく職員研修や特定従事者訓練の実施(年1回以上) ・処理施設の日常点検(監視、計測、測定)のほか、特別点検により不具合箇所の早期発見・補修(年2回) ・搬入廃棄物の抜取検査(年12検体)及び排水等の環境測定(毎月) ・周辺3地区地元自治会を対象とした意見交換会の開催による情報提供・コミュニケーションの推進 				
課題	設備稼働率の低下や修繕費等の経費の増加につながる突発的な不具合の発生を防止するため、日々の業務の中で予防保全的な点検・整備を実施することが必要 課題は下記のとおり ①維持管理委託業者との連携強化、②職員の現場管理能力向上、③ベテランから若手職員へのノウハウの継承・蓄積				
2	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	次期最終処分場整備事業の進捗状況 1. 工事進捗率(総事業費161億円に対する各年度出来高の割合)	① 工事進捗率44%(出来高71億円)	32% (52億円)	75%	100%
取組内容	主な施工状況 ①土木施設工事(敷地造成工、防災調整池工、付替河川工) ②浸出水処理水放流管の敷設工事				
課題	物価上昇に伴う建設資材の高騰や工事現場の施工上の課題に対応するため、工事費が28億円の増額で161億円に、工期が1年の延期で令和7年度下半期となる見込みであるため、令和5年度実績額が52億円(32%)となったもの。 現在稼働中のいわてクリーンセンター(奥州市)から次期最終処分場に、円滑に引継ぐことが必要				

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	現処分場の適切な資金管理 (維持管理積立金の積立) 1. 27億円(満期)に対する積立率	① 積立率92.8%(25億円)	92.8%	100%	—
取組内容	維持管理積立金2.5億円の積立(令和6年度で完了)				
課題	特になし (令和6年度で完了)				
2	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	県との総合調整を担える職員の育成による事業団の自立 1. 外部研修の受講回数 2. 県との意見交換の実施回数	① 外部研修の受講回数2回以上	2回	2回以上	2回以上
		② 県との意見交換の実施回数2回以上	2回	2回以上	2回以上
取組内容	①調整力発揮研修、初めてのOJT研修 ②県資源循環推進課との意見交換会への出席、県幹部との協議への同席等				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ベテランから若手職員へのノウハウの継承・蓄積 ・業務の全体調整や企画立案能力を有する職員の育成 ・管理職候補者の育成 				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	1		1		1		1		1		1	
非常勤	7	1	1	5	7	1	1	5	7	1	1	5
計	8	1	2	5	8	1	2	5	8	1	2	5

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	2	1	1		2	1	1		2	1	1	
	一般職	8	4	4		9	4	5		11	6	5	
	小計	10	5	5		11	5	6		13	7	6	
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職	8			8	7			7	7			7
	小計	8			8	7			7	7			7
計		18	5	5		18	5	6		20	7	6	

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和4年度 人

令和5年度 人

令和6年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職					2		2
	プロパー					1		1
	県派遣					1		1
	県OB							
	その他							
	一般職		1	4	3	2	1	11
	プロパー		1	3	1		1	6
	県派遣			1	2	2		5
	県OB							
	その他							
計		1	4	3	4	1	13	

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

定年退職者の補充や次期最終処分場の運営に係る業務量増に対応するため、職員を拡充した。

〔県の関与の状況について〕

法人運営や次期最終処分場整備を円滑に進めるため県から6名派遣されている。

〔職員の年齢構成について〕

プロパー職員の年齢が、40歳未満に偏っている。

IV 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)
資産	8,886,088	11,415,061	13,546,250	2,131,189
流動資産	1,887,863	2,745,326	2,850,140	104,814
うち現預金	1,328,978	21,960,967	2,268,412	▲ 19,692,555
うち有価証券	0	0	0	0
固定資産	6,998,225	8,669,735	10,696,110	2,026,375
基本財産	10,200	10,200	10,200	0
うち投資有価証券	0	0	0	0
特定資産	2,611,788	2,670,711	2,856,332	185,621
うち投資有価証券	0	0	0	0
その他固定資産	4,376,237	5,988,824	7,829,578	1,840,754
うち投資有価証券	0	0	0	0
負債	4,329,973	6,387,044	7,488,151	1,101,107
流動負債	480,106	305,466	872,830	567,364
うち有利子負債	0	10,395	33,849	23,454
固定負債	3,849,867	6,081,578	6,615,321	533,743
うち有利子負債	1,477,093	3,451,780	3,760,213	308,433
正味財産	4,556,115	5,028,017	6,058,099	1,030,082
指定正味財産	850,320	1,716,225	2,931,704	1,215,479
一般正味財産	3,705,795	3,311,792	3,126,395	▲ 185,397

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)
経常収益	1,096,090	1,024,745	941,468	▲ 83,277
経常費用	1,097,437	1,181,816	972,417	▲ 209,399
事業費	1,088,634	1,172,483	963,825	▲ 208,658
うち人件費	68,095	63,881	70,185	6,304
うち支払利息	7,078	6,730	13,637	6,907
管理費	8,803	9,333	8,592	▲ 741
うち人件費	6,069	6,018	5,374	▲ 644
評価損益等増減額	0	0	0	0
当期経常増減額	▲ 1,347	▲ 157,071	▲ 30,949	126,122
経常外収益	6,366	4,875	3,350	▲ 1,525
経常外費用	2,195	8,778	142,253	133,475
当期経常外増減額	4,171	▲ 3,903	▲ 138,903	▲ 135,000
法人税、住民税及び事業税	▲ 36,764	233,029	15,545	▲ 217,484
当期一般正味財産増減額	39,588	▲ 394,003	▲ 185,397	208,606
当期指定正味財産増減額	286,268	865,905	1,215,479	349,574
正味財産期末残高	4,556,115	5,028,017	6,058,099	1,030,082

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	内容
長期貸付金残高	1,829,386	3,833,006	4,154,693	321,687	公共関与型産業廃棄物最終処分場施設整備貸付金
短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
損失補償(残高)	0	0	0	0	
補助金(運営費)	0	0	0	0	
補助金(事業費)	31,837	411,536	437,121	25,585	公共関与型産業廃棄物最終処分場施設整備補助金
委託料(指定管理料除く)	0	0	0	0	
指定管理料	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
自己資本比率(%)	51.3	44.0	44.7	0.7	=正味財産/総資産×100
流動比率(%)	393.2	898.7	326.5	▲ 572.2	=流動資産/流動負債×100
有利子負債依存度(%)	16.6	30.3	28.0	▲ 2.3	=有利子負債/総資産×100
管理費率(%)	0.8	0.8	0.9	0.1	=管理費/経常費用×100
人件費比率(%)	6.8	5.9	7.8	1.9	=人件費/経常費用×100
独立採算度(%)	100.3	86.5	84.8	▲ 1.7	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
総資本当期経常増減率(%)	0.0	▲ 3.1	▲ 0.5	2.6	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100

財務評価	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
	B	B	B		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

【貸借対照表・正味財産増減計算書について】
 次期最終処分場整備に係る借入金が増により、負債が増加している。
 維持管理積立金の積立等により、当期経常増減額はマイナスとなっている。

【県の財政的関与について】
 次期最終処分場整備費用に係る資金借入及び補助金の交付を受けている。

【財務指標・財務評価について】
 ・償却済となった資産(処分場)を早期に除去処理したため、一時的に独立再採算度が減少した。
 ・令和4年度は、次期産業廃棄物最終処分場整備に係る借入金の一部を前倒して借入れたため、流動資産(現金)が一時的に増加したが、令和5年度は概ね通常どおりの借入になったため、流動比率が減少した。
 ・職員数を拡充したため、人件費比率が増加した。

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	当法人が運営する「いわてクリーンセンター」は、県内で不足している処理施設の部門を補い、処理困難な廃棄物の最終的な受け皿として必要不可欠な施設となっており、産業廃棄物の自県内処理の推進、処理体制の確立により適正処理の推進及び不法投棄の防止を図ることにより県民の生活環境の保全、公衆衛生の向上及び公共関与による管理運営を通じた廃棄物処理への信頼感の醸成に寄与している。
所管部局	管理型最終処分場の県内シェアの9割強を占め、いわて県民計画（2019～2028）において災害時にあっても県内で適切な廃棄物処理を推進するために安定した運営が求められている。また、産業界からの法人に対する社会的要請は強いものであり、県の施策に十分に貢献している。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	当法人は、産業廃棄物処理のモデル施設として、民間誘導の役割を担ってきているが、管理型最終処分場については民間企業による整備がすでに困難な状況にあり、管理型産業廃棄物については新たに最終処分場を整備し、廃棄物処理事業を継続していくこととしている。
所管部局	産業廃棄物の処理は排出者責任を原則としているが、民間の管理型最終処分場だけでは不足するため、公共関与施設により補完している現状である。また、産業廃棄物処理に対する県民の信頼醸成と適正処理の一層の推進を図るため、公共関与による施設整備が必要になっている。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	当法人の長期経営計画に沿って適正な人員体制や年齢構成を図るため職員採用活動を行っている。また、年度当初の事業計画において各職員ごとの研修計画を作成し、実務研修等を受講することにより事務・技術能力が向上するなど人材育成が図られている。
所管部局	中期経営計画等を踏まえ、必要最小限の規模の組織で柔軟な対応を行っており、組織体制は十分に整備されている。人材育成や能力開発については、各種研修の機会を捉えて各職員が積極的に研修会等を受講している。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	関係法令や「環境マネジメントシステム」の遵守による経営を基本としており、マニュアル、職場内研修等によるコンプライアンスの周知のほか公認会計士や社会保険労務士による財務や労務管理に係る指導を受けており、リスクマネジメントが確保された状況になっている。
所管部局	リスクマネジメントについては、対応マニュアルや管理体制が整備されており、訓練も実施されている。コンプライアンス対策については、職場内研修等の実施により徹底されていると認められる。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	廃棄物受入期間中において整備資金借入金を完済する見込みになるとともに埋立終了後における水処理施設等の維持管理に係る資金が確保されることにより、現施設において廃止に至るまで適切な運営が図られる見通しである。
所管部局	廃棄物受入期間中において整備資金借入金を完済する見込みになるとともに埋立終了後における水処理施設等の維持管理に係る資金が確保されることにより、現施設において廃止に至るまで適切な運営が図られる見通しである。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	人的関与について、県の施策への貢献、処分場建設工事の適切な実施のため職員派遣を行っている。また、派遣職員の人件費は、県の施策である循環型社会の推進に係る業務に従事しており、派遣法第6条第2項に該当するものとして県が支給することとしている。財政的関与について、次期処分場の整備は、県の施策である循環型社会の形成に不可欠であり、公益上の必要性の高い事業であることから関係部局と調整の上、貸付を行っている。
------	--

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	ホームページを開設し、施設概要、利用案内、事業概要等の情報提供を行っている。また、産業廃棄物についての解説や環境測定結果のほか、入札情報や県の支援状況等についても随時追加し充実を図っている。
所管部局	産業廃棄物処理モデル施設として、インターネットサイトにより、各種情報の公開を行っているほか、住民説明会を開催し、積極的に情報公開を行っていると認められる。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年度は、経営改善目標の達成率は100%となった一方で、財務状況は、当期一般正味財産増減額は▲185,397千円と赤字が継続しているため、目標達成による経営改善の効果が見えない状況にあることから、目標の見直しの検討と赤字縮小又は黒字化に取り組む必要があります。
所管部局	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、経営改善に向けた取組に積極的に関与する必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和4年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 現行の中期経営計画（R1～R4）について令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。 この評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標等の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分に行い、令和4年度に策定する次期中期経営計画（R5～R8）に反映させる必要があります。	実施済	令和5年3月の中期経営計画（R5～R8）の策定に際して、十分な検討を行った。	R5.3
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	令和5年3月の中期経営計画（R5～R8）の策定に際して、適切に助言及び指導を行った。	R5.3
	2 法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。	取組中	県の施策が適正に推進できるよう、引き続き職員派遣の必要性等を検討し、適切に対応していく。また、県との総合調整等を担える職員の育成による当事業団の自立を推進していく。	R8.3予定

【令和5年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。 なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。	実施済	コロナ後による産業活動の活性化に伴い、廃棄物受入量の増加を期待したところであるが、生産活動の持ち直しの動きは足踏み状態、住宅建設や公共工事は前年度を下回っている他、リサイクルの進展も影響し、廃棄物の受入量は横ばいである。 次期最終処分場整備資金に係る借入金の償還や将来的な事業収支を踏まえ、長期収支計画の見直しを実施した。	R6.3
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。	実施済	令和6年3月の長期収支計画の見直しに際して、適切に助言及び指導を行った。	R6.3
	2 法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。	取組中	県の施策が適正に推進できるよう、引き続き職員派遣の必要性等を検討し、適切に対応していく。また、県との総合調整等を担える職員の育成による当事業団の自立を推進していく。	R8.3予定

No. 9 公益財団法人いわて愛の健康づくり財団

I 法人の概要

1 基本情報

令和6年7月1日現在

法人の名称	公益財団法人いわて愛の健康づくり財団		所管部局 室・課等	保健福祉部 保健福祉企画室		
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		代表者 職・氏名	鎌田 英樹		
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	昭和62年11月4日 (平成23年4月1日公益財団法人へ移行)		事務所の所在地	〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1		
			電話番号	019-622-6773		
			HPアドレス	http://www.iwate-isyoku.or.jp/		
資(基)本金等	310,441,568 円		うち県の出資等 ・割合	103,720,000 円	33.4%	
設立目的	総合的腎不全対策及び臓器移植の増進に関する業務を行うほか、保健医療の推進に関する必要な事業を行うことにより、県民の健康保持増進を図る。					
事業内容	1 総合的腎不全対策及び臓器移植の推進に関する事業 ア 腎臓提供者の募集及び登録 イ 腎臓移植希望者の登録に関する支援及び助成 ウ 臓器移植体制の整備に関する調査研究及び支援 エ 腎不全及び臓器移植に関する知識の普及啓発 オ 臓器提供意思表示カード等の普及 2 保健医療の推進に関する事業 ア 保健医療に関する知識の普及啓発 イ 保健医療に関する事業の助成					
常勤役員の状況	合計	0名	うち県現職	0名	うち県OB	0名
	平均年収 ※	- 千円	平均年齢 ※	- 才	※令和5年度実績	
常勤職員の状況	合計	4名	うち県派遣	3名	うち県OB	0名
	平均年収 ※	《非公表》 千円	平均年齢 ※	《非公表》 才	※令和5年度実績	

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	臓器提供意思表示方法の普及、啓発
2	臓器移植の普及推進
3	医療機関における臓器提供体制整備の支援

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

利害関係のない中立的な立場から、県民に対する臓器移植に関する普及啓発や、医療機関の体制整備の支援を専門に行う県内唯一の団体です。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

臓器移植医療に係る体制整備支援や普及啓発事業は高度な専門的知識や経験、関係機関との連携が必要であり、事業実施に係る経費、人的負担などにおける機動的で柔軟な対応が可能な面においても、県直営より優れています。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は県内において総合的腎不全対策及び臓器移植の推進に関する業務を行うほか、保健医療の推進に関する必要な事業を実施している唯一の公益財団法人であり、県民の健康保持の増進に寄与していることから、県は本法人が展開する事業について、より効果的なものとなるよう連携・協働を強化し、法人の長所、強みを発揮することにより、効果的な施策推進を目指します。

II 役職員の状況

1 役員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤												
非常勤	7	1		6	7	1		6	7	1		6
計	7	1		6	7	1		6	7	1		6

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	1	1			1	1			1	1		
	一般職	3	1	2		3	1	2		3	1	2	
	小計	4	1	3		4	1	3		4	1	3	
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職												
	小計												
計		4	1	3		4	1	3		4	1	3	

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和4年度 人

令和5年度 人

令和6年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職					1		1
	プロパー							
	県派遣					1		1
	県OB							
	その他							
	一般職		1		1	1		3
	プロパー					1		1
	県派遣		1		1			2
	県OB							
	その他							
計		1		1		2		4

法人説明欄

〔役員数の状況について〕

令和6年度現在まで、非常勤役員7名、常勤職員4名という状況が継続している。

〔県の関与の状況について〕

令和6年度現在まで、非常勤役員7名うち1名が県現職、常勤職員4名うち県派遣3名という状況であり、県派遣の職員構成に占める割合が高い。

〔職員の年齢構成について〕

常勤職員の年齢構成については、管理職及び一般職双方において若手・中堅層が薄い傾向にある。

Ⅲ 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)		
貸借対照表	資産	328,168	312,924	302,794	▲ 10,130	
	流動資産	2,963	2,848	3,028	180	
	うち現預金	2,023	2,175	2,329	154	
	うち有価証券	0	0	0	0	
	固定資産	325,205	310,076	299,766	▲ 10,310	
	基本財産	324,321	309,506	299,510	▲ 9,996	
	うち投資有価証券	282,118	269,573	262,166	▲ 7,407	
	特定資産	0	0	0	0	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	その他固定資産	884	570	256	▲ 314	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	負債	844	717	852	135	
	流動負債	844	717	852	135	
	うち有利子負債	0	0	0	0	
	固定負債	0	0	0	0	
うち有利子負債	0	0	0	0		
正味財産	327,324	312,207	301,942	▲ 10,265		
指定正味財産	320,027	305,326	295,423	▲ 9,903		
一般正味財産	7,297	6,881	6,519	▲ 362		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)		
正味財産増減計算書	経常収益	10,346	12,224	12,620	396	
	経常費用	12,379	12,526	12,888	362	
	事業費	12,044	12,113	12,485	372	
	うち人件費	8,432	8,525	8,325	▲ 200	
	うち支払利息	0	0	0	0	
	管理費	335	413	403	▲ 10	
	うち人件費	95	95	85	▲ 10	
	評価損益等増減額	▲ 61	▲ 114	▲ 94	20	
	当期経常増減額	▲ 2,094	▲ 416	▲ 362	54	
	経常外収益	0	0	0	0	
	経常外費用	0	0	0	0	
	当期経常外増減額	0	0	0	0	
	法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0	
	当期一般正味財産増減額	▲ 2,094	▲ 416	▲ 362	54	
	当期指定正味財産増減額	▲ 5,560	▲ 14,701	▲ 9,903	4,798	
正味財産期末残高	327,324	312,207	301,942	▲ 10,265		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	内容	
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0	
	短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
	短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
	損失補償(残高)	0	0	0	0	
	補助金(運営費)	0	0	0	0	
	補助金(事業費)	0	0	0	0	
	委託料(指定管理料除く)	6,730	6,523	6,561	38	臓器移植コーディネーター設置委託料
	指定管理料	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)		
財務指標	自己資本比率(%)	99.7	99.7	99.7	0.0	=正味財産/総資産×100
	流動比率(%)	351.1	397.2	335.7	▲ 61.5	=流動資産/流動負債×100
	有利子負債依存度(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債/総資産×100
	管理费率(%)	2.7	3.3	3.1	▲ 0.2	=管理費/経常費用×100
	人件费率(%)	68.8	68.8	65.3	▲ 3.5	=人件費/経常費用×100
	独立採算度(%)	83.6	97.6	97.9	0.3	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
	総資本当期経常増減率(%)	▲ 0.6	▲ 0.1	▲ 0.1	0.0	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100

法人説明欄

〔貸借対照表・正味財産増減計算書について〕
令和4、5年度に基本財産の取り崩しをしたため、一時的に経常収益が増加している。また、当期一般正味財産増減額も取り崩しにより、減少しているもの。

〔県の財政的関与について〕
委託料の増加は、臓器移植コーディネーター級号給の変更によるもの。

〔財務指標について〕
独立採算度：令和5年度は、基本財産を取り崩した(2,590千円)ため、割合が一時的に上がっているもの。

IV 統括部署（総務部）の総合評価

【経営状況等について】
当法人は、「岩手県保健福祉計画」に基づき、県民に対する臓器移植等の知識の普及・啓発や、臓器移植の医療体制の整備を財団の活動を通じ進めていく役割を担っています。県の関与が大きくないことから、類型2法人として簡易版による経営状況の把握を行うこととしています。

財務の状況は、正味財産が減少傾向にありますが、自己資本比率及び流動比率とも高い状態にあり、財政基盤の安全性と短期的な支払能力は確保されています。

No. 10 公益財団法人いわてリハビリテーションセンター

I 法人の概要

1 基本情報

令和6年7月1日現在

法人の名称	公益財団法人いわてリハビリテーションセンター		所管部局 室・課等	保健福祉部 医療政策室		
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		代表者 職・氏名	理事長 大井 清文		
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	平成4年4月1日	事務所の所在地	〒020-0503 岩手県岩手郡雫石町七ツ森16-243			
	※平成25年8月1日 公益財団法人に移行	電話番号	019-692-5800			
		HPアドレス	https://www.irc.or.jp/			
資(基)本金等	30,000,000円	うち県の出資等 ・割合	10,000,000円	33.3%		
設立目的	リハビリテーションの普及啓発に関する事業を行うほか、リハビリテーションの推進に関する必要な事業を行うことにより、県民の保健医療の充実に寄与することを目的とする。					
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 リハビリテーションの普及啓発に関する事業 2 リハビリテーションの推進に関する必要な事業 3 岩手県から委託を受けたリハビリテーション施設の運営 4 その他この法人の目的を達成するために必要な事業 					
常勤役員の状況	合計	3名	うち県現職	0名	うち県OB	1名
	平均年収 ※	17,932千円	平均年齢 ※	60.3才	※令和6年度実績	
常勤職員の状況	合計	194名	うち県派遣	1名	うち県OB	25名
	平均年収 ※	4,742千円	平均年齢 ※	39.8才	※令和6年度実績	

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	必要に応じた医療を受けることができる体制の充実 リハビリテーション医療及びリハビリテーションに関する教育・研修及び地域における活動の支援等の実施
2	良質な医療提供体制の整備、医療機関の機能分担と連携の推進 急性期医療機関との連携や多職種によるチーム医療の推進などを通じたリハビリテーションの質の向上
3	保健・医療・介護・福祉の総合的な取組の推進 岩手県リハビリテーション支援センター（いわてリハビリテーションセンター）と各圏域に設置した地域リハビリテーション広域支援センターとの協働により、医療機関、介護保険施設等に必要な情報や研修の機会を提供

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

リハビリテーション医療は、他の医療機関でも実施していますが、本法人は回復期のリハビリテーションに特化しているリハビリ専門機能を有しており、他にはありません。また、県の施策と一体となって、リハビリテーションに関する地域活動の支援及び教育研修、調査研究に係る不採算の公益事業を実施しており、民間団体では代替ができません。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

医師を理事長とした法人による運営は、迅速な意思決定が可能であり現場のニーズや状況変化等に柔軟に対応することが可能となっています。また、専門スタッフを多数有していることから、専門的なノウハウを活用し、効率的に質の高いサービスの提供が可能となっているなど、県直営よりも優位性があります。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は、県のリハビリ医療の中核施設であるいわてリハビリテーションセンターの管理運営に関する業務を行うほか、県民が必要な医療を適切に受けられるよう、リハビリテーションに関する教育研修及び地域における活動の支援等に関する業務を行い、県の施策推進に寄与していることから、県は本法人が展開する事業について、より効果的なものとなるよう連携・協働し、法人の強みを発揮することにより、効果的な施策推進を目指します。

II 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	リハビリテーション医療の質の向上	① 看護必要度の改善度 4.1点	4.2点	4.1点	4.1点
		② 在宅復帰率 88.0%	85.4%	88.2%	88.4%
		③ FIMアウトカム評価の実績指数 50点	52.3点	50点	50点
取組内容	<p>新型コロナの5類移行後、平均在院日数が伸びる傾向にあり、さらに訓練・治療時間の調整等により、3項目中2項目について達成することができた。(質の向上の指標として、診療報酬の改善基準や回りハ病棟の質の評価等で使用され、日常生活動作や身体機能の障がいの度合いを示す【看護必要度】【在宅復帰率】【FIMアウトカム評価】を用いた。目標値は、診療報酬の施設基準や改善基準を基本として当センターの実績を加味した。)</p> <p>在宅復帰率は目標値に達しなかったが、前年度並みの数値を維持している。</p>				
課題	<p>看護必要度、FIMのアウトカム評価は、日常生活動作の「できることを増やす」ことによって増加する。充実した診療・訓練により、身体機能の再獲得を最大限支援し、より短期間での改善度の向上を目指す。</p>				
2	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	医療連携体制等の構築 (切れ目のないケアを適切な機関で提供することを目的とし、急性期医療機関からの早期受け入れや、自宅又は自宅以外への退院受け皿体制の確立を図るなど医療連携体制を推進する。)	① 脳卒中地域連携パスの使用率 38%	37.8%	39%	40%
		② 逆紹介率 90%	97.2%	90%	90%
取組内容	<p>①地域連携パスの使用率向上のため、関連機関の連携バス会議へ出席し、実績報告等により対象者の治療過程・予後等を共有し、診療方針決定の参考としたり、予後を見据えた指導・訓練を行うなど、連携パスの使用目的や有用性の認識を高めた。</p> <p>目標値は達成できなかったが、バス運用の有用性を確認できた。</p>				
課題	<p>引き続き、連携機関との関係づくりに努め、地域連携パスの有効活用を図る。</p>				
3	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	公益事業(教育・研修事業)の実施	① 岩手医科大学の臨床実習生受入人数 125人	123人	120人	120人
		② 看護学生の臨床実習受入人数 400人(延べ)	154人	150人(延べ)	150人(延べ)
		③ 療法士の学生臨床実習受入人数 250人(延べ)	496人	450人(延べ)	450人(延べ)
取組内容	<p>学生の臨床実習については、実習前に抗原検査を実施するなど、感染のリスクを考慮しながら受入を行った。</p> <p>看護学生の臨床実習については、養成校側の事情で、実習を中止する養成機関もあったため実績数が減となった。</p>				
課題	<p>感染症流行を前提とした受け入れ態勢を整備し、患者・学生双方が安心して、積極的に実習に臨める環境づくりに取り組む。</p>				
4	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	公益事業(調査・研究事業)の実施	① 学会発表件数 医師 6件	7件	6件	6件
		② 学会発表件数 療法士 20件	19件	20件	20件
		③ 学会発表件数 看護師 4件	3件	4件	4件
		④ 学会発表件数 その他医療従事者 1件	1件	1件	1件
取組内容	<p>概ね計画通りの学会発表となった。</p> <p>対面開催が多くなり新型コロナウイルス感染症流行前の現地開催に移行しつつある。</p>				
課題	<p>新型コロナウイルス感染予防対策の継続・強化で業務量が増える一方で、職員の感染者や近親者の感染による予防待機等により勤務状況が厳しくなる現状は変わりなく、業務管理が必要とされている。今後も調査・研究等に割ける時間が確保しにくくなる状況で、学会・研修会等を利用し、発表実績を重ね、人材育成やキャリアアップを図る。</p>				

II 経営目標の達成状況

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	経営の安定化（黒字収支）	① 収支 447千円	△36,747千円	△78,200千円	△48,463千円
取組内容	急性期病院等との連携により新規患者数の確保に努め、過去10年で最も高い病床利用率となった。また、リハビリ提供単位数の増加の取組みを図ることにより、入院収益が大幅に増加した。その一方で、給与費の増加や燃料費・人件費高騰による委託料等の増加、施設設備の老朽化による修繕費の増加、さらには引き続き感染防止対策経費の確保により、経費削減に努めてもお費用は増加傾向が続くと見込まれ、黒字収支は困難な状況にある。				
課題	今後も高い収益を確保出来るよう、引き続き新規患者の確保とリハビリ提供単位数の増加に向けた取組みを実施する。また、委託契約等の内容見直しや、廉価購入の取組み等あらゆる費用の見直しに継続して取り組み費用削減に努めるとともに、指定管理料のあり方について県と協議していく。				
2	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	支出の削減	① 材料費 対医業収益比 5.5%	6.7%	6.11%	5.99%
取組内容	ジェネリック薬品、後発診療材料の継続活用等適正支出に努めた。 なお、重症患者に係る経費の増、感染防止対策に係る経費は引き続き確保が必要となっている。				
課題	重症患者経費や感染防止対策経費は必須であるため、廉価購入のための品目見直しや購入方法の工夫が必要である。				
3	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	病床利用率の向上	① 89.0%	90.1%	91.0%	93.0%
取組内容	入退院日の調整等により効率的なベッドコントロールに努めた。 夏場の病床利用率は低下したものの、新型コロナウイルス感染拡大予防策等の徹底により、月平均88～89%の病床利用率を維持できたことで、冬場の90%以上の病床利用率に繋がりを、目標値を上回ることができた。				
課題	診療効率の向上やコロナ禍における早期退院希望等により在院日数が短縮傾向にあったが、令和5年度に入りコロナ禍以前の在院日数（70日台）に戻つつある。入退院調整による効率的な病床運用も実施しており、より多くの患者紹介を得られるよう、連携強化の取組みを継続していきたい。				
4	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	紹介患者の確保	① 紹介患者数 466人	468人	475人	475人
取組内容	紹介元の急性期病院の医療機関や医療連携バスの関連医療機関等を訪問し、当センターの特色・診療実績を説明することにより、理解を深めていただき、社会復帰や生活の自立等を目的とした患者を紹介して頂けるよう取り組んだ。				
課題	特定地域からの紹介患者数が減少しており、より連携医療機関との強化が必要である。 減少理由を分析し連携先医療機関の訪問強化とともに、新規紹介医療機関を開拓する必要がある。（胆江・両磐地域の脳疾患センター集約化による影響等）				
5	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	入院患者1日単価の向上	① 43,000円	42,537円	42,000円	42,000円
取組内容	療法士のスケジュール調整などにより入院患者一人一日あたり7.5単位以上のリハビリテーション提供を目指したが、リハ職の新型コロナウイルス感染症の罹患及び感染予防対策としての出勤制限等の影響により、6.9単位にとどまった。				
課題	新型コロナウイルス感染症の5類移行後の通常生活の中、医療機関でのゼロコロナを目指し、感染予防対策の徹底、職員の交差感染の予防等を実施しているが、突発的な感染発生に対応する職員の配置体制への取組みが重要である。とりわけ、リハ職を確保したうえで、効率的なスケジュール管理に努め、リハビリテーション実施単位数の向上を図る。				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	3	1		2	3		1	2	3		1	2
非常勤	8	2		6	8	2		6	8	2		6
計	11	3		8	11	2	1	8	11	2	1	8

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		令和4年度				令和5年度				令和6年度						
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他			
常勤	管理職 (役員兼務)	28	12 (2)	2 (1)	14	27	12 (2)	1 (1)	14	26	12 (2)	1 (1)	13			
	一般職	167	151		11	5	175	157	13	5	168	151	12	5		
	小計	195	163	2	25	5	202	169	1	27	5	194	163	1	25	5
非常勤	管理職 (役員兼務)															
	一般職	11			2	9	11		2	9	11		2	9		
	小計	11			2	9	11		2	9	11		2	9		
計		206	163	2	27	14	213	169	1	29	14	205	163	1	27	14

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和4年度 人 令和5年度 人 令和6年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
		常勤	管理職					19
	プロパー					11	1	12
	県派遣						1	1
	県OB					8	5	13
	その他							
	一般職		56	50	30	27	5	168
	プロパー		55	48	22	21	5	151
	県派遣							
	県OB			2	6	4		12
	その他		1		2	2		5
	計		56	50	30	46	12	194

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

役員は、常勤・非常勤ともに増減はなく、定数を維持している。職員は、施設基準や働き方改革による影響がほとんどなかったことから、退職補充を原則としつつ、薬剤師、医療社会事業士、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の充足を図った。

〔県の関与の状況について〕

赤字収支の抜本的な改善を図るため、県との連携を強化し、経営の立て直しに取り組む。事業面では、引き続き保健師1名の派遣を受け、地域支援部と教育研修部の副部長職にあたり、県、市町村及び関係団体との事業のすり合わせ等を行っている。

〔職員の年齢構成について〕

定年退職後の再任用や職務経験者、転職の新卒者の採用も多いことから、平均年齢は高めで推移し、年々上昇傾向にある。出身地へのUターンやスキルアップ等のため、経験10年程度の中堅職員の退職が目立つ。

IV 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令4-令3)	
資産	753,571	674,444	660,613	▲ 13,831	
流動資産	443,925	529,701	530,613	912	
うち現預金	28,990	56,277	181,101	124,824	
うち有価証券	0	0	0	0	
固定資産	309,646	144,743	130,000	▲ 14,743	
基本財産	30,000	30,000	30,000	0	
うち投資有価証券	0	0	0	0	
特定資産	267,620	110,190	100,000	▲ 10,190	
うち投資有価証券	0	0	0	0	
その他固定資産	12,026	4,553	0	▲ 4,553	
うち投資有価証券	0	0	0	0	
負債	440,148	446,893	469,809	22,916	
流動負債	166,870	141,415	141,973	558	
うち有利子負債	0	0	0	0	
固定負債	273,278	305,478	327,836	22,358	
うち有利子負債	0	0	0	0	
正味財産	313,423	227,551	190,804	▲ 36,747	
指定正味財産	30,000	30,000	30,000	0	
一般正味財産	283,423	197,551	160,804	▲ 36,747	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令4-令3)	
経常収益	1,598,788	1,610,548	1,662,509	51,961	
経常費用	1,636,321	1,696,420	1,699,256	2,836	
事業費	1,628,140	1,689,082	1,691,983	2,901	
うち人件費	1,178,860	1,202,687	1,219,131	16,444	
うち支払利息	709	407	102	▲ 305	
管理費	8,181	7,338	7,273	▲ 65	
うち人件費	5,473	4,580	4,676	96	
評価損益等増減額	0	0	0	0	
当期経常増減額	▲ 37,533	▲ 85,872	▲ 36,747	49,125	
経常外収益	0	0	0	0	
経常外費用	0	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	0	
法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	▲ 37,533	▲ 85,872	▲ 36,747	49,125	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	
正味財産期末残高	313,423	227,551	190,804	▲ 36,747	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令4-令3)	内容
長期貸付金残高	0	0	0	0	
短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
損失補償(残高)	0	0	0	0	
補助金(運営費)	0	0	0	0	
補助金(事業費)	5,575	43,332	220	▲ 43,112	新人看護職員研修事業費補助金、コロナ感染症入院施設確保事業費補助金
委託料(指定管理料除く)	17,086	16,853	16,908	55	地域リハビリテーション推進事業他
指定管理料	147,393	158,895	149,072	▲ 9,823	いわてリハビリテーションセンターの管理・運営
その他	0	0	0	0	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令4-令3)	
自己資本比率(%)	41.6	33.7	28.9	▲ 4.8	=正味財産/総資産×100
流動比率(%)	266.0	374.6	373.7	▲ 0.9	=流動資産/流動負債×100
有利子負債依存度(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債/総資産×100
管理費率(%)	0.5	0.4	0.4	0.0	=管理費/経常費用×100
人件費比率(%)	72.4	71.2	71.7	0.5	=人件費/経常費用×100
独立採算度(%)	97.7	94.9	97.8	2.9	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
総資本当期経常増減率(%)	▲ 12.0	▲ 37.7	▲ 19.2	18.5	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令4-令3)	
財務評価	C	C	D		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

<p>【貸借対照表・正味財産増減計算書について】 固定負債が増え、経常収支のマイナスにより一般正味財産が減少した。</p> <p>【県の財政的関与について】 補助金(事業費)は、看護師の新人研修や新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業に係る補助事業を活用した。また、指定管理料については、光熱水費・食材費高騰分等の上乗せがあった。なお、受託事業についてはほぼ例年どおりであった。</p> <p>【財務指標・財務評価について】 自己資本比率…マイナス収支のため、自己資本比率が下向となった。 総資本当期経常増減率…当期経常増減額のマイナス幅が昨年度より縮小したため、増減率はプラスとなった。</p>
--

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	『いわて県民計画（2019～2028）』にある「必要に応じた医療を受けることができる体制の充実」、『岩手県保健医療計画（2024～2029）』にある「保健・医療・介護・福祉の総合的な取組の推進」の実現に向け、岩手県におけるリハビリテーションの中核施設として、自宅退院を目標としたリハビリテーション医療の提供、患者・家族を取り巻く各々の地域における医療・福祉・介護分野での情報共有等による連携の強化、リハビリテーション・介護に関する研修会の開催等による普及・啓発活動など、高齢者や障がいを持つ方々の社会的復帰を目指し支援する事業を展開している。
所管部局	県の施策推進のため県のリハビリテーション医療の中核施設として設置され、上記の事業を実施していることから、事業目標の設定は適切である。新型コロナウイルス感染症の影響を受け目標に届かなかった事業もあるが、地域の機関との連携を図り、地域連携バスの活用を進めた。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	リハビリテーション医療の提供については、他医療機関でも回復期リハビリテーション病棟を有している。三事業（地域支援、教育研修、研究開発）は公益事業で不採算部門となっており、かつ、事業の推進に必要なノウハウについて熟達した経験を有する専門職員の確保が不可欠であるため、当センター以外の実施は多くの課題があると考えられる。役割分担として、医療と三事業を分ける意見もあるが、当センターの場合、医療現場での実経験・情報を三事業に生かしているメリットがあり最大の特色となっているため、役割を分担した場合、これらが失われ、生きた情報の無い事業となる可能性が否定できない。
所管部局	当法人は患者へのリハビリテーションの提供に加え、上記の公益事業を実施しているが、不採算事業であるため、当法人が事業を実施しなければ事業の実施主体がなくなることから、民間団体では代替できないもの。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	令和5年10月に迎えた開設30周年を契機に、これまでの働き方改革や勤務環境改善の取組みに加え、職員がセンターの将来像を創造しながら、主体性を持ち持てる力を十二分に発揮し、仕事と生活の調和を図りながら、経営目標にしっかりと向き合える働きがいのある職場環境の実現がなされるよう、その一端として、管理職員向け及び若手職員向けのマネジメント研修を実施するとともに、全職員から「30周年記念事業」と「業務改善」の提案募集をし実践することで、職員の意識醸成の向上と組織一体となった取組みを進めている。
所管部局	厚生労働省による医療従事者の勤務環境マネジメントシステムに関する指針を踏まえた勤務環境の改善により、昨年度に引き続き全職員が有給休暇を5日間以上取得されている。併せて、職員へのマネジメント研修の実施や職員からの提案募集を通じ、病院経営の意識醸成及び職員の資質向上に取り組んでいることから、適切に組織マネジメントが為されているものと認められる。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	役員の就任時や職員の採用時に欠格事項を提示し、該当していないことの宣誓を得ている。事務・会計処理では、公認会計士と顧問契約を結び、通年の収支に関して定期監査を受け、適正処理を担保している。また、病院という特性上、診療記録という個人情報を全職員が取り扱うことから、内部規定を定め、職員に対し個人情報の取り扱いをテーマとした院内研修を行うなどの取組みを行っており、一定のコンプライアンスは確保されていると判断する。これらの取組みにより、センター全体としては情報漏洩の事故が起きていないが、今後とも気を緩めることなく既存規定の見直し等の検証を進めるとともに、個人レベルでの実施に関しては、引き続き、業務評価等で確認していく必要がある。
所管部局	診療情報の外部への漏洩やその他問題が発生しておらずコンプライアンスは確保されているといえる。事務・会計処理は公認会計士から定期監査を受けることにより適切に処理する体制を構築している。病院運営に当たっては、医療安全及び感染防止に関するマニュアルを整備し、毎月開催している委員会にて情報共有を図っているほか、防災マニュアルやBCPを策定し、災害時における対応を職員へ周知されており、病院機能を維持するためのリスクマネジメント体制が構築されている。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	今期は、設定した5つの経営改善目標のうち、達成は「病床利用率の向上」及び「紹介患者の確保」の2項目となった。入院収益、診療単価とも前年度比で増加したものの、令和6年度診療報酬改定の影響により、減収が予想されることから、新規施設基準の取得や紹介患者及びリハビリテーション実施単位数の増加等に取組み、収入を確保する必要がある。
所管部局	5つの経営改善目標のうち、特に「病床利用率の向上」、「紹介患者の確保」や「入院単価の向上」は入院収益の向上につながるものであり、達成されると経営改善が見込まれることから、適切な目標設定である。今期は、急性期病院等と連携した新規入院患者数の確保等の取組みにより、医業収益は過去最大となったものの、給与費、材料費及び委託料の増加により、厳しい経営状況が続いていることから、新規施設基準の取得をはじめ、紹介患者及びリハビリテーション実施単位数の増加等に取り組むことにより、収益を確保するほか、材料費の廉価購入や委託業務の仕様の見直し等による費用削減を図り、経営改善に取り組む必要がある。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	県から保健師1名を派遣。県や市町村との事業を円滑に推進する役割を担っており、リハビリテーション医療の提供や介護予防事業など県民の保健医療に直結することから、県の関与が必要である。派遣の妥当性及び派遣期間については、年度毎の事業計画及び中期経営計画を策定する際に検討を行っている。
------	---

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	主たる事務所への備え置きによる情報公開は、法で求めるものは全て公開している。 ホームページでの公開は、次の理由により一部公開していないものがある。 ・中期経営計画等法人に係る基本的な計画書…収益の殆どが入院患者数に依存する。「患者の確保」やこれに似た表現が多用され、県が関与している病院という性格上好ましくないため。 ・県派遣職員に関する情報…対象が1名のみであり、個人の特定につながるため。
所管部局	・岩手県出資等法人連携・協同指針に記載している項目一覧のとおり（上記「中期経営計画書」除く）法人HPで公表している。 ・HPのトップページに「公開情報・財務諸表」と明記しており、容易にアクセスできるほか内容もわかりやすいものとなっている。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	財務状況について、令和5年度は正味財産は190,804千円まで減少しているところ、令和6年度以降の当期一般正味財産増減はマイナスを見込んでおり、このまま赤字の状況が継続した場合、負債が資産を上回る債務超過が懸念されることから、今後の経営改善に向けて、低調である経営改善目標の達成率の向上又は新たな目標の設定や、収入の確保及び費用の削減などによる赤字縮小又は黒字化に一層取り組む必要があります。
所管部局	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、経営改善に向けた取組に積極的に関与する必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和4年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 現行の中期経営計画（R1～R4）について、令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。 この評価結果を踏まえ、課題を明らかにしたうえで、事業目標等の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分に行い、令和4年度に策定する次期中期経営計画（R5～R8）に反映させる必要があります。	実施済	事業目標及び経営改善目標について検討を行い、理事会の承認を得て策定した。	R5.3
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	中期経営計画（R5～R8）の策定に向けて、当法人と複数回にわたり検討を行うことにより、計画の評価から策定まで積極的に関与した。 今回策定した中期経営計画（R5～R8）に基づいた事業運営が行われているか適宜確認し、適切に指導していく。	R5.3

【令和5年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。 なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。	実施済	令和6年度以降の事業目標及び経営改善目標について見直しを行い、理事会の承認を得た。	R6.3
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。	実施済	中期経営計画（R5～R8）の評価、時点修正のため、当法人と複数回にわたり検討を行い、計画の評価から時点修正まで積極的に関与した。 適切な事業運営が行われているか確認し、適宜指導していく。	R6.3

No. 11 社会福祉法人岩手県社会福祉事業団

I 法人の概要

1 基本情報

令和6年7月1日現在

法人の名称	社会福祉法人岩手県社会福祉事業団			所管部局 室・課等	保健福祉部 地域福祉課		
設立の根拠法令	社会福祉法			代表者 職・氏名	理事長 八重樫 幸治		
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	昭和46年12月27日			事務所の所在地	〒020-0114 岩手県盛岡市高松三丁目7番33号		
				電話番号	019-662-6851		
				H Pアドレス	https://www.iwate-fukushi.or.jp		
資(基)本金等	10,000,000円			うち県の出資等 ・割合	10,000,000円 100.0%		
設立目的	岩手県社会福祉事業団は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。						
事業内容	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 1 第一種社会福祉事業 (1) 児童養護施設の経営 (2) 障害児入所施設の経営 (3) 救護施設の経営 (4) 障害者支援施設の経営 2 第二種社会福祉事業 (1) 視聴覚障害者情報提供施設の受託 (2) 児童厚生施設の経営 (3) 子育て短期支援事業 (4) 発達障害者支援センター運営事業 (5) 障害児等療育支援事業 (6) 障害福祉サービス事業の経営 (7) 一般相談支援事業の経営 (8) 特定相談支援事業の経営 </td> <td style="vertical-align: top;"> (9) 地域活動支援センターの経営 (10) 児童自立生活支援事業の経営 (11) 障害児通所支援事業の経営 (12) 障害児相談支援事業の経営 (13) 老人デイサービス事業の経営 3 公益事業 (1) 社会福祉研修事業 (2) 地域生活援助事業 (3) 居宅介護支援事業 (4) 障害者就業・生活支援センター運営事業 (5) 岩手県地域生活定着支援センター (6) 診療所事業 (7) 自立準備ホーム </td> </tr> </table>					1 第一種社会福祉事業 (1) 児童養護施設の経営 (2) 障害児入所施設の経営 (3) 救護施設の経営 (4) 障害者支援施設の経営 2 第二種社会福祉事業 (1) 視聴覚障害者情報提供施設の受託 (2) 児童厚生施設の経営 (3) 子育て短期支援事業 (4) 発達障害者支援センター運営事業 (5) 障害児等療育支援事業 (6) 障害福祉サービス事業の経営 (7) 一般相談支援事業の経営 (8) 特定相談支援事業の経営	(9) 地域活動支援センターの経営 (10) 児童自立生活支援事業の経営 (11) 障害児通所支援事業の経営 (12) 障害児相談支援事業の経営 (13) 老人デイサービス事業の経営 3 公益事業 (1) 社会福祉研修事業 (2) 地域生活援助事業 (3) 居宅介護支援事業 (4) 障害者就業・生活支援センター運営事業 (5) 岩手県地域生活定着支援センター (6) 診療所事業 (7) 自立準備ホーム
1 第一種社会福祉事業 (1) 児童養護施設の経営 (2) 障害児入所施設の経営 (3) 救護施設の経営 (4) 障害者支援施設の経営 2 第二種社会福祉事業 (1) 視聴覚障害者情報提供施設の受託 (2) 児童厚生施設の経営 (3) 子育て短期支援事業 (4) 発達障害者支援センター運営事業 (5) 障害児等療育支援事業 (6) 障害福祉サービス事業の経営 (7) 一般相談支援事業の経営 (8) 特定相談支援事業の経営	(9) 地域活動支援センターの経営 (10) 児童自立生活支援事業の経営 (11) 障害児通所支援事業の経営 (12) 障害児相談支援事業の経営 (13) 老人デイサービス事業の経営 3 公益事業 (1) 社会福祉研修事業 (2) 地域生活援助事業 (3) 居宅介護支援事業 (4) 障害者就業・生活支援センター運営事業 (5) 岩手県地域生活定着支援センター (6) 診療所事業 (7) 自立準備ホーム						
常勤役員の状況	合計	3名	うち県現職	0名	うち県OB	3名	
経営の安定・強	平均年収 ※	6,189千円	平均年齢 ※	63.3才	※令和5年度実績		
常勤職員の状況	合計	814名	うち県派遣	13名	うち県OB	3名	
	平均年収 ※	4,795千円	平均年齢 ※	46.3才	※令和5年度実績		

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	障がい児・者が安心して生活できるよう、利用者の障がい特性に応じたきめ細やかな支援を移管施設で提供するとともに、経営の効率化を図り、持続的な施設運営を行う。
2	岩手県立療育センターや岩手県発達障がい者支援センターの運営を通じて、県内の障がい児療育の拠点としての役割が一層担えるよう機能の充実・強化を図る。
3	障がい者の地域生活を支援するグループホームの設置運営を行うとともに、入所施設の専門性を活かした短期入所などの在宅支援サービスを提供する。
4	利用型社会福祉施設（いわて子どもの森）の指定管理における効率的で効果的な運営を行う。

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

類似の施設を運営する社会福祉法人は存在するが、本法人の場合は、重度障がい者等の支援が難しい利用者を多く受け入れるなど、県内におけるセーフティネット的役割を果たしている。また、県内で救護施設を運営する唯一の社会福祉法人であり、県全体から多くの利用者が入所している。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

814名（令和6年7月1日現在）の常勤職員を擁しており、入所型施設のほか、利用型施設などの社会福祉施設の利用者の処遇について、社会福祉士や介護福祉士、保育士などの専門的なノウハウを活用し、質の高いサービスを提供している。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は、岩手県が出資している唯一の社会福祉法人であり、県民の多様な福祉ニーズを提供するため、県から移管された入所施設9施設、指定管理施設2施設、受託施設1施設の運営のほか、県からの受託事業等を複数実施し、安定的な施設運営等を行っている。県は、本法人が展開する事業について、より効果的なものとなるよう連携・協働を強化するとともに、本法人の一層の自主的・自立的な経営を実現するための取組の推進を目指す。

II 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	移管施設をはじめとする施設・事業所の運営にあたり、利用者に対するサービスの質の維持・向上を図る。	① 福祉サービス第三者評価 a評価80%以上かつc評価0%（受審）	a65.8% c1.6%	a評価80%以上 c評価0%	a評価80%以上 c評価0%
		② 福祉サービス第三者評価 a評価80%以上かつc評価0%（自己評価）	a77.4% c0.3%	a評価80%以上 c評価0%	a評価80%以上 c評価0%
取組内容	当事業団で定める福祉サービス第三者評価受審要綱及び同要領に基づき、各施設概ね3年ごとに第三者評価を受審し、受審しない施設についても自己評価を実施している。				
課題	利用者の権利擁護に係る取組みにおいてC評価があり、利用者の意思表示についてより積極的に支援を行う必要がある。				
2	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	県出資等法人として高い倫理観と規範意識、人権尊重のもとに業務を遂行する。	① 不祥事及び虐待事案の発生件数 0件	0件	0件	0件
		② 虐待防止研修年1回以上（各施設）	1回以上	1回以上	1回以上
		③ 虐待防止責任者会議年2回以上（本部）	2回	2回以上	2回以上
取組内容	毎月、全職員が自らの支援の振り返りを行い、不適切な支援や虐待につながりかねない状況があった場合、虐待防止委員会等で事業の共有を図り、要因の分析と適切な支援について検討を行った。また、各施設において利用者預り金を適切に管理するとともに、計画的に事務局が各施設を訪問し、事務処理の確認及び助言・指導を行った。 人権の尊重と虐待防止意識の維持・向上を図るため、法人全体で虐待防止対応責任者会議を2回開催し、各施設の事例に基づき課題の共有と今後の対応について話し合いを行った。				
課題	令和5年度の虐待防止責任者会議では、職場環境の整備や職員のメンタルヘルス対策の観点から課題を抽出し、対応策について話し合いを行った。今後も職場内のコミュニケーションの活性化や事務の省力化など継続した取組みが必要である。				
3	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	多様化した福祉ニーズに即した事業の実施を通じ、地域福祉の推進を図る。	① 「しごとネットさくら」登録者の就職後1年以上定着率（82.5%以上）	72.4%	82.5%以上	82.5%以上
		② 「発達障がい者支援センター」研修開催（年5回以上）、講師派遣（年60回以上）	研修：7回 講師派遣：69回	研修：5回以上 講師派遣：60回以上	研修：5回以上 講師派遣：60回以上
		③ 地域生活定着支援センター普及啓発研修（年8回以上）	8回	8回以上	8回以上
取組内容	①「しごとネットさくら」では、国及び県の障害者就業・生活支援センター事業を受託し、障がい者への就業及び職場適応などの就業面と、生活習慣形成や日常生活などの生活面の支援を一体的に提供することで地域での自立した生活に向けた支援を行った。 ②「県立療育センター」に設置する「発達障がい者支援センター」では、発達障がい児（者）とその家族が、身近な地域で必要な支援が受けられるよう、発達障がいに関する理解や支援方法の普及のため、研修を開催するとともに、職員の講師派遣を行った。 ③「岩手県地域生活定着支援センター」では、矯正施設退所者等が安定した地域生活を継続できるよう、関係機関及び地域住民向けに対象者理解促進のため研修会を開催した。				
課題	①「しごとネットさくら」が担当する岩手中部圏域は、地位によって企業数にばらつきがあることから、特に企業数が少ない地域の求職者と企業等とのマッチングを効果的に行っていくため、各市町村等の関係機関と連携しながら対応していくことが求められている。 ②発達障がい者支援センターにおける相談件数が増加傾向にあることから、各地域における相談体制の充実を図る必要があり、研修開催や講師派遣を行い人材育成を行っていく必要がある。 ③研修受講者は市町村や福祉事業所等の関係者中心だが、対象者の地域生活定着を進めるうえで、受講者の増加による地域の理解促進が必要である。				
4	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	利用者へのサービス向上を図るため、指定管理者制度を活用し適切な管理運営を行う。	① いわて子どもの森公開講座の開催（年3回）	3回	3回	3回
		② いわて子どもの森移動児童館実施回数（年12回）	12回	12回	12回
取組内容	①公開講座の参加対象者は、これまで県内児童館や放課後児童クラブなどの職員としていたが、令和5年度から新たに保護者も対象者に加えて実施した。 ②市町村や児童健全育成団体等との連携のもと移動児童館事業を実施し、県内児童館や放課後児童クラブ等に職員を派遣し、当館で考案した「遊びのプログラム（ワークショップ）」を提供することで遊びの普及及び支援を行った。				
課題	自主事業や地域巡回事業を今後も継続して実施し、地域の児童館や放課後児童クラブに対して遊びの普及及び支援を行うことで、県立児童館として更なる児童の健全育成に寄与していく。				

II 経営目標の達成状況

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	職員を安定的に確保する。	① 福祉職の正規職員必要数の確保 (4/1時点での欠員0人)	欠員1人	欠員0人	欠員0人
		② 障害者雇用率の維持・向上 (2.78%以上)	2.6%	2.78%以上	2.78%以上
取組内容	①年2回定期的な採用試験を実施。採用試験受験者を確保するため、法人説明会の実施や各種説明会への参加、また、学校訪問を通して、積極的に法人PRを行った。 ②職員の配置について各施設とのヒアリングを実施し、障害者雇用に向けた調整を行った。				
課題	①今後人材の確保がより困難になることが予測されることから、時代の変化に応じた魅力ある情報の発信等に取り組むとともに、インターンシップや施設実習の積極的な受け入れを行い、受験者を確保する必要がある。 ②職員の退職等に伴い、令和4年度と比較し障害者雇用率が減少したことから、今後計画的かつ積極的に採用を行っていく必要がある。				
2	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	体系的な職員研修により人材育成の強化を図る。	① 本部所管職制別研修の計画的な実施 (年12回以上)	15回	12回以上	12回以上
取組内容	キャリアに応じた段階的な能力開発を図るため、職制や目的別に研修を開催し、職員ごとに作成した個人人材育成計画に基づき計画的な研修受講による人材育成を行っている。				
課題	業務内容によって求められる専門性に違いがあることから、庶務部門を含め職務内容に応じて専門研修への受講機会を確保していく必要がある。				
3	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	経営の安定・強化を図る。	① サービス活動増減差額黒字化	黒字 (10,983千円)	黒字化	1.30%以上増
		② 救護施設の年間平均利用率92.3%以上	91.9%	92.3%	92.3%
		③ 経営改善のための事業の見直し年2件以上	5件	事業見直し2件以上	事業見直し2件以上
取組内容	・各施設を対象とした経営ヒアリングにおいて、施設経営に係る現状の把握、課題の抽出を行うとともに優先課題に対する取組を進め、救護施設松山荘及び共同生活事業所「ちふな」の定員の見直し及び、放課後等デイサービス「どんぐり」の廃止など事業の見直しを行った。				
課題	新型コロナウイルス感染症の影響による利用者数の減少や物価高騰の影響等が続いており、目標とする収支状況の改善に至っていない。令和6年度は、決算が黒字であった令和3年度を上回る利用率を目標として利用者の確保に努めるなど、早期の黒字化に向けた取組を進めていく必要がある。				
4	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	災害対策を強化する。	① 法人全体による総合防災訓練の施設参加率100%	100%	100%	100%
取組内容	平成28年度の松山荘における台風被害をはじめ、近年、大雨による水害など想定を上回る災害が全国各地で多く発生している状況を踏まえ、災害時における速やかな情報共有と施設間の連携強化のため総合防災訓練を実施した。				
課題	県内全域に施設があり職員数も900人を超えることから、緊急時の速やかな情報共有のために、システムの活用や運用面での工夫が必要である。				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	3		3		3		3		3		3	
非常勤	5		2	3	5		2	3	6	1	2	3
計	8		5	3	8		5	3	9	1	5	3

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		令和4年度				令和5年度				令和6年度						
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他			
常勤	管理職 (役員兼務)	54	43 (1)	5	1	5	57	43	5	1	8	56	41	5	2	8
	一般職	758	372	10	2	374	768	372	9	1	386	758	383	8	1	366
	小計	812	415	15	3	379	825	415	14	2	394	814	424	13	3	374
非常勤	管理職 (役員兼務)															
	一般職	148				148	146				146	137				137
	小計	148				148	146				146	137				137
計		960	415	15	3	527	971	415	14	2	540	951	424	13	3	511

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和4年度 人

令和5年度 人

令和6年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
		常勤	管理職				5	39
	プロパー				5	36		41
	県派遣					3	2	5
	県OB						2	2
	その他						8	8
	一般職		119	141	196	172	130	758
	プロパー		101	102	118	62		383
	県派遣			1	2	4	1	8
	県OB						1	1
	その他		18	38	76	106	128	366
	計		119	141	201	211	142	814

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

役員が1名増となっている。

プロパーは、同程度で推移している。非正規職員は慢性的に欠員が生じており、昨年度より減少している。

〔県の関与の状況について〕

同程度の人数で推移している

〔職員の年齢構成について〕

非正規職員の慢性的な欠員が生じている影響で、非正規職員の高齢化が進んでいる傾向にある。

Ⅳ 財務の状況

【社福法人】

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)		
貸借対照表	資産	5,357,284	5,302,171	5,373,041	70,870	
	流動資産	2,579,875	2,604,807	2,682,930	78,123	
	うち現預金	1,569,427	1,579,608	1,717,004	137,396	
	うち有価証券	0	0	0	0	
	固定資産	2,777,409	2,697,364	2,690,111	▲ 7,253	
	基本財産	36,347	34,087	31,826	▲ 2,261	
	うち投資有価証券	9,755	9,755	9,755	0	
	その他の固定資産	2,741,062	2,663,277	2,658,285	▲ 4,992	
	うち投資有価証券	699,990	699,990	849,990	150,000	
	負債	1,071,676	1,052,169	1,096,600	44,431	
	流動負債	514,732	502,144	511,163	9,019	
	うち有利子負債	22,483	15,245	19,783	4,538	
	固定負債	556,944	550,025	585,437	35,412	
	うち有利子負債	26,531	14,808	55,227	40,419	
	純資産	4,285,608	4,250,002	4,276,441	26,439	
	基本金	10,000	10,000	10,000	0	
国庫補助金等特別積立金	30,007	25,020	22,604	▲ 2,416		
その他の積立金	1,887,875	1,859,728	1,832,996	▲ 26,732		
次期繰越活動増減差額	2,357,726	2,355,254	2,410,841	55,587		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)		
事業活動計算書	サービス活動増減	159,204	▲ 57,540	10,983	68,523	
	サービス活動収益	6,358,177	6,309,954	6,344,810	34,856	
	サービス活動費用	6,198,973	6,367,494	6,333,827	▲ 33,667	
	うち人件費	4,170,203	4,300,972	4,276,395	▲ 24,577	
	サービス活動外増減	22,664	21,241	22,024	783	
	サービス活動外収益	27,946	26,602	26,559	▲ 43	
	サービス活動外費用	5,282	5,361	4,535	▲ 826	
	うち支払利息	2,202	2,306	1,867	▲ 439	
	経常増減差額	181,868	▲ 36,299	33,007	69,306	
	特別増減	1,032	5,862	▲ 3,920	▲ 9,782	
	特別収益	10,754	17,280	5,965	▲ 11,315	
	特別費用	9,722	11,418	9,885	▲ 1,533	
	税引前当期活動増減差額	182,900	▲ 30,437	29,087	59,524	
	法人税、住民税及び事業税	182	182	232	50	
当期活動増減差額	182,718	▲ 30,619	28,855	59,474		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	内容	
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0	
	短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
	短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
	損失補償(残高)	0	0	0	0	
	補助金(運営費)	175,446	131,238	125,281	▲ 5,957	経営安定化事業費補助金 125,281千円
	補助金(事業費)	1,031	28,403	25,756	▲ 2,647	物価高騰対策支援金、新型コロナ対策補助金、障がい児安心・安全対策支援事業費補助金
	委託料(指定管理料除く)	168,424	173,440	177,659	4,219	視聴覚障がい者支援センター(特定)91,377千円、定着支援センター27,294千円等
	指定管理料	798,080	799,345	780,130	▲ 19,215	療育センター588,585千円、いわて子どもの森191,546千円
その他	0	0	0	0		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)		
財務指標	自己資本比率(%)	80.0	80.2	79.6	▲ 0.6	=純資産/総資産×100
	流動比率(%)	501.2	518.7	524.9	6.1	=流動資産/流動負債×100
	有利子負債依存度(%)	0.4	0.3	0.4	0.1	=有利子負債/総資産×100
	管理費率(%)	15.7	15.7	15.5	▲ 0.2	=管理費/経常費用×100
	人件費比率(%)	67.2	67.5	67.5	▲ 0.0	=人件費/経常費用×100
	独立採算度(%)	100.1	97.5	98.5	1.0	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
		3.4	▲ 0.7	0.6	1.3	=経常増減差額/総資産×100
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)		
財務評価	A	B	B		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)	

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

<p>〔貸借対照表・事業活動計算書について〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス活動収益について、施設入所・共同生活事業所の利用者の減等があった一方で、日中事業所及び短期入所・日中一時の利用者の増、療育センターにおける医薬事業収益の増、措置費の月額単価の改定等があり、収益全体では前年度比35百万円の増。 ・サービス活動費用について、雇用保険料率の改定に伴う法定福利費の増等の一方で、特定処遇改善手当(ベースアップ加算分)の手当額の見直し等により人件費の減(▲25百万円)、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による電気・ガス代の減等の一方で、物価高騰等による給食費の増等により、事業費の増(+6百万円)。新型コロナウイルス感染症対策関係物品購入費用の減等の一方で、研修参加が増えたことによる研修研究費の増等により、事務費の減(▲16百万円)。これら費用全体では前年度比34百万円の減。 <p>〔県の財政的関与について〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物価高騰等により委託料が増となった一方、経営安定化補助金の減やコロナウイルス感染症の5類移行に伴うコロナ対策補助金の減、指定管理施設のコロナによる減収分の補填がなくなったことによる指定管理料の減等により、全体で▲23百万円の減。 <p>〔財務指標・財務評価について〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己資本比率については、施設整備積立金(前年度比+84百万円)を積み立てた一方で、人件費積立金(前年度比▲103百万円)、職員宿舍修繕積立金(前年度比▲2百万円)、給付金積立金(前年度比▲6百万円)を取り崩したことにより純資産の比率が下がり、0.6%の減。 ・財務評価については、令和5年度の当期活動増減差額が黒字で累積欠損金が無しである一方で、令和4年度の当期活動増減差額が赤字であることからB評価となった。

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	いわて県民計画の「福祉・介護・子育て」の政策分野においては、県が策定した「岩手県立療育センター運営推進計画」に基づく県立療育センターの運営や、発達障がい者支援センターの運営による障がい児療育支援の充実を図るとともに、県内における福祉分野の人材育成のために、法人独自事業として社会福祉研修事業を実施するなど、極めて公共性の高い法人として県施策の推進に関与している。
所管部局	旧県立社会福祉施設の運営や就労移行支援等の積極展開による障がい者支援、療育センターや利用型社会福祉施設（いわて子どもの森）の運営による子育て（障がい児含む）支援等、いわて県民計画に定める県の施策の推進に、幅広く貢献しているものと認められる。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	県内唯一である救護施設の運営に加え、利用者の多様化・複雑化したニーズに対する支援や、専門的な支援を必要とする利用者の積極的な受け入れなど、セーフティネットの役割を担っている。また、高い専門性やノウハウを必要とする事業（県立療育センターやいわて子どもの森の指定管理運営のほか、視聴覚障がい者情報センター、地域生活定着支援センター、障がい者芸術活動支援センター等の受託事業運営）を担っている。
所管部局	制度的に民間団体でも代替可能ではあるが、利用者に対し安定的かつ継続的にサービスを提供する必要があるほか、経営する施設規模が大きく種類も多いこと、また施設の特性（施設面積が広大、重度障がい者が多い等）などから、現段階において他の法人に事業を移管することは困難である。療育センターやいわて子どもの森の指定管理運営、その他委託事業については、岩手県社会福祉事業団以外の団体からの応募がない状況であること。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	大規模社会福祉法人として、理事会・評議員会による牽制機能を発揮し、監事及び会計監査人による実効性のある監査を受け、適切な法人経営を行っている。また、外部の有識者等で構成される運営協議会において、事業団の事業計画等にかかる意見を求めるなど、より信頼される組織運営を推進している。
所管部局	法人評価欄記載の監査体制や運営協議会等を通じ、適切に組織運営が為されているものと認められる。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	ハラスメントの防止やコンプライアンスの推進では、管理職員を対象とした研修会を開催するとともに、各事業所において遵守すべきルールや標準化の基本方針を職員に周知し、コンプライアンス自己チェックを毎年度実施することで、職員一人ひとりの高い倫理観と規範意識の保持・推進に取り組んでいる。また、災害対策の強化として、法人全体での総合防災訓練の実施するとともに、各施設においては非常時における事業継続計画（BCP）の見直しを必要に応じて行っている。
所管部局	「ハラスメント防止対策における事業団の方針」や「相談窓口」を周知するとともに、「コンプライアンス基本方針・行動指針」を活用した研修、過去の被災経験を踏まえた総合防災訓練を実施するなどリスクマネジメントに取り組んでいるものと認められる。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	施設事業所ごとの経営分析に基づく事務局とのヒアリングや施設長会議等の中で、施設経営に係る現状の把握、課題の抽出、取組の優先度を確認しながら、必要に応じて事業内容の見直しを行った。併せて、将来の安定的な事業運営に備えた施設整備等積立金や人件費積立金等の積立資産に係る法人としての基準に基づき、積立金の計画的な造成を進めている。 また、毎年度開催している経営改善検討委員会では、業務の省力化や働き手の不足に備えた先進福祉機器の導入等ICTの活用を検討し、機器を試行のうえ令和6年度より一部を導入した。
所管部局	法人評価欄記載のとおり、経営分析に基づくヒアリングや経営課題等に応じた事業内容の見直しや中長期経営基本計画の中間見直しを実施するなど経営改善に取り組んでいるものと認められる。また、以下のとおり基金の積み増しを実施するなど、将来の安定的な事業運営に備えている。 ・施設整備等積立金 積み増し額：84,200千円 計：1,295,200千円

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	人的関与について、大部分が療育センターへの医療従事者の派遣であるが、指定管理者を募集する際に「医師及び看護師等の医療従事者の一部は、県が派遣する」ことを条件としており、指定管理期間が満了となるR8年度までは人的関与を継続する（R9以降も継続の予定）。 財政的関与について、旧県立社会福祉施設の運営に伴い、施設の特性として「施設面積が広大」、「入所者のうち重度障がい者の利用が多い」こと等から、かかり増し経費（光熱水費、人件費）分について補助することとしているもの。補助額は事業団の経営状況等を見据えながら随時見直しを図っている。 【県補助額の推移（R4→R5）】 R4：131,238千円 → R5：125,281千円（R4→R5：▲5,957千円）
------	--

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	社会福祉法人が公表すべき項目については、改正、変更の都度、法人のホームページにおいて広く情報公開を行っているほか、毎年度県へ報告している現況報告書については、福祉医療機構（WAMネット）上でも公開されている。また、各施設の活動状況については、随時、ホームページや機関紙などを通して、ご家族等の関係者への情報公開を行っている。
所管部局	社会福祉法人（及び県出資法人）が公表すべき項目について、適切に情報公開されているものと認められる。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年度の財務状況について、次期繰越活動増減差額は2,410,841千円、経営改善目標の達成率も好調な結果となっていますが、経営が安定的に継続するよう、環境の変化などによる新たな課題がないか把握した上で、必要な対応をしていく必要があります。
所管部局	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、積極的に関与する必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和4年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 現行の中期経営計画（R1～R4）について、令和4年度に最終年度を迎えることから事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。 この評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標等の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分に行い、令和4年度に策定する次期中期経営計画（R5～R8）に反映させる必要があります。	実施済	いわて県民計画（2019～2028）に基づく法人の具体的な役割を遂行するため、外部環境・内部環境の分析による課題の抽出と対応策を確認し、令和5年度～令和8年度の中期経営目標を設定するとともに、円滑な取組を進めるため、法人全体で共有化を図っている。	R5.3
所管部局	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。	実施済	実効性の高い計画となるよう、社会福祉事業団と調整を図りながら「県出資等法人に係る中期経営計画書（令和5年度～令和8年度）」を作成した。	R5.3
	・県は法人に対して運営費の補助を行っています。本来、運営費については法人の自主財源で賄うものであることが原則であるところ、法人の担う事業の重要性及び法人の経営状況を鑑みて、県として財政的関与を行っているものと思われまます。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、県の関与の必要性及び妥当性（手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で運営費の補助を行う必要があります。	実施済	移管施設の譲渡を中心とする自立化に向けた事業団におけるサービスの維持・向上を支援することを目的に、安定経営を実現するための運営補助の一部見直しを行った。 【県補助額の推移（R3→R4）】 R3：175,447千円 → R4：131,238千円 (R3→R4：▲44,209千円)	R5.3

【令和5年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。 なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。	実施済	令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の5類移行を受けて計画の見直しを行った。 経営改善目標の目標値については、サービス増減差額を令和8年度にかけて段階的にコロナ化前の水準に回復する計画とした。また、経営の安定強化の取組として、経営改善のための事業の見直しに加え、事務効率化の取組を追加した。 収支計画については、経営改善目標で設定したサービス増減差額を実現するため、コロナ禍前を上回る利用率を目標として収益の増を図り、事務の効率化を実現することで費用削減を図る計画とした。	R6.3
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。	実施済	社会福祉事業団と調整を図りながら「県出資等法人に係る中期経営計画書（令和5年度～令和8年度）」の見直しを行った。	R6.3

No. 12 公益財団法人いきいき岩手支援財団

I 法人の概要

1 基本情報

令和6年7月1日現在

法人の名称	公益財団法人いきいき岩手支援財団		所管部局 室・課等	保健福祉部 長寿社会課		
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		代表者 職・氏名	理事長 菊池 正勝		
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	昭和63年5月20日		事務所の所在地	〒020-0015 岩手県盛岡市本町通三丁目19番1号		
	(平成24年8月1日公益財団法人へ移行及び岩手県長寿社会振興財団から名称変更)		電話番号	019-626-0196		
			HPアドレス	https://www.silverz.or.jp/		
資(基)本金等	3,940,161,295 円		うち県の出資等 ・割合	3,105,000,000 円 78.8%		
設立目的	少子高齢社会に対応する民間や地域等の取組を支援するとともに、少子高齢社会に関する調査研究、普及啓発及び高齢者等への総合的な支援活動等を行い、子どもから高齢者まで全ての人々が健康で生き生きと暮らすことができる地域社会の形成に寄与することを目的とする。					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○少子高齢社会に対応する民間や地域等における諸活動の取組支援 ○少子高齢社会に関する調査研究及び普及啓発 ○高齢者等の健康の保持増進と生きがい高揚推進 ○高齢者等に係る介護サービス水準の向上支援 ○岩手県等が行う少子高齢対策に関する事業の受託運営 ○その他、この法人の目的を達成するために必要な事業 					
常勤役員の状況	合計	1名	うち県現職	0名	うち県OB	1名
	平均年収 ※	6,074 千円	平均年齢 ※	61.0 才	※令和5年度実績	
常勤職員の状況	合計	27名	うち県派遣	0名	うち県OB	5名
	平均年収 ※	3,426 千円	平均年齢 ※	51.2 才	※令和5年度実績	

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に向け、市町村等の抱える課題を把握し伴走支援を行うとともに地域包括支援センターの職員向けの研修を実施
2	認知症の人や家族の支援ニーズとサポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み（チームオレンジなど）づくりの推進役となるコーディネーターの研修や市町村の認知症施策担当者や認知症地域支援推進員の連携強化に向けた研修等を実施
3	介護サービスの質の向上に向け、介護支援専門員の研修を行うとともに、介護保険事業者情報の公表事業等を実施
4	結婚、妊娠、出産を希望する方への支援として、“いきいき岩手”結婚サポートセンター「i-サポ」を運営

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

<p>介護支援専門員に係る指定研修実施機関等について、県内で指定されている団体は他にはなく、また、実施主体となり得る体制を有し指定取得に意欲的な団体もない現状です。</p> <p>また、結婚サポートセンターについても、県及び市町村から運営費の拠出を受け、公的な結婚支援を全県対象に実施していますが、当法人に代わる実施主体は現状において他にはない状況です。</p>

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

<p>これまで、当法人は、全県を対象に少子高齢社会に対応する多様な事業を実施しており、各種研修講師等の専門的知見を有する有識者や関係団体とのネットワーク、AIを活用した結婚支援システム等の技術力を蓄積しており、県直営と比較して当法人による事業実施体制に優位性があります。</p>

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

<p>当法人は、岩手県内において、少子高齢社会に対応した事業を展開している唯一の公益法人であり、これまでの事業実施により、専門的知見を有する有識者・関係団体とのネットワークや技術力を蓄積しているが、本県の少子化対策及び高齢福祉・介護保険施策をとりまく状況は複雑・多様化していることから、今後、県、法人が双方において、支援対象となる現場の声・ニーズを丁寧に把握し、事業の見直しを不断に行うことにより、効果的な施策推進を目指します。</p>
--

II 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	市町村における地域ケア会議の機能の充実	① アドバイザー派遣10市町村	11市町村	10市町村	10市町村
取組内容	市町村の地域ケア会議（地域ケア推進会議、自立支援・重度化防止に資する地域ケア会議、地域ケア個別会議）に関し、課題解決に苦慮する市町村等に対してアドバイザーや弁護士等の専門職を派遣し、地域の実情に応じた個別支援を行った。				
課題	地域ケア会議は、地域課題を共有して課題解決のための検討を行って施策の提案に繋げることを目的とするが、その運営を効果的に行うための手法の習得については、アドバイザー派遣等を通じて支援を行っていく必要がある。また、複雑かつ重層化する課題を有する個別ケースへの対応については、その解決に向けて、引き続き弁護士や社会福祉士など専門職からの的確な助言等が必要とされる。				
2	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	チームオレンジの立ち上げ支援等を行うコーディネーターの養成	① チームオレンジCo養成研修参加者50人	37人	50人	50人
取組内容	2025年（令和7年）までに全市町村で、本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み（チームオレンジ）の整備を予定しており、その中心となるコーディネーターの養成を図る研修会を開催した。研修内容には、設置運営をイメージできるような県内で先駆的に取り組んでいる地区を研修場所として選定し、実際の取組の見学やスタッフとの意見交換も取り入れた。				
課題	チームオレンジを整備済の市町村は9市町（令和6年3月末現在）で、未整備の市町村が多いことから、それぞれの課題に応じてオレンジ・チューターの派遣等の相談支援を行うなど、設置促進を図る必要がある。				
3	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	介護支援専門員の資質向上	① 介護支援専門員研修参加者数1,200人	897人	1,200人	1,200人
取組内容	介護支援専門員の資質向上を図るため、介護支援専門員の段階に応じた法定研修（実務研修1回、実務未経験者更新研修・再研修1回、専門研修課程Ⅰ（同内容の更新研修）1回、専門研修課程Ⅱ（同内容の更新研修）3回、主任研修2回、主任更新研修2回）を実施した。定員総数1,160人で募集したが、定員を下回り897人の参加者数だった。				
課題	介護支援専門員法定研修参加者数の過去5年間の推移をみると、令和4年度のみ1,308人と目標値を超える参加者数だった。介護支援専門員の資格取得のための実務研修参加者数の減少傾向に加え、介護支援専門員として業務に従事するものの数が減少傾向にあることが推測されることから、今後の国の動向を注視しながら、県とともに対応を検討していく必要がある。				
4	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	若者が家庭や子育てに希望を持てる環境の整備	① 新規・更新会員数500人	672人	550人	600人
取組内容	県内の結婚を望んでいる方を支援するため、岩手県、県内全市町村、主要民間団体と連携し、“いきいき岩手”結婚サポートセンター「i-サポ」を運営。盛岡、宮古及び奥州の3センター体制で、マッチングシステム等による結婚支援事業を実施。令和5年度は、「入会登録料無料キャンペーン」の実施により登録会員が大幅に増加したことから、増加した会員のマッチング機会の一層の確保を図り、会員同士の成婚者数は過去最高の26組（令和5年度までの累計146組）となった。				
課題	結婚サポートセンター登録会員の男女比は、女性会員の割合が低くなっていることから、女性会員の登録促進に向け、より一層周知を図っていく必要がある。				
5	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	高齢者の文化スポーツ活動（長寿社会健康と福祉のまつり）への参加促進	① まつり参加者数2,200人	1,821人	2,200人	2,200人
取組内容	高齢者の文化・スポーツ活動を通じた交流を促進するため岩手県長寿社会健康と福祉のまつりを開催した。また、全国健康福祉祭に岩手県選手団を派遣し全国の高齢者との交流促進を図った。県のまつりに当たっては、財団の支援の在り方を見直し、各競技団体の自立性を促しながらより円滑な運営に努めた。				
課題	新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に移行したが、インフルエンザとともに高齢者の健康への影響が懸念される状況にある。また、熱中症の脅威が顕著になり競技が延期又は中止することがある。熱中症（特別）警戒アラートや暑さ指数を競技実施の可否判断基準としていることを周知徹底し、参加する高齢者の健康を守り円滑な運営を行う必要がある。				
6	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	市町村と生活支援コーディネーターの連携強化	① 生活支援Co養成研修等参加者200人	207人	200人	200人
取組内容	高齢者の日常生活を支えるサービスの調整役を担う「生活支援コーディネーター」（地域支え合い推進員）の養成及び資質向上を図るとともに、増加する生活支援ニーズに対応するため、高齢者が生活支援サービスの担い手として主体的に参加できる場の拡充に向けて、生活支援サービスの立上げや提供に携わる関係者の連携、ネットワーク構築を図る等、市町村における生活支援体制整備の取組を支援した。				
課題	いずれの市町村も「担い手の高齢化と担い手不足」、「住民ニーズの多様化と課題の複雑化」への対応が課題となっている。また、「居場所の設置」や「高齢者の移動手段の確保」についても早期に取り組むべき課題とされる地域もあり、先行する取組などを参考としながら、地域の実情に合った住民主体の取組を進めていく必要がある。				

II 経営目標の達成状況

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	適正な組織運営の確保	① 会計専門監事による会計監査実施年2回	年3回	会計監査2回	会計監査2回
取組内容	<p>・役員会及び評議員会の開催に当たっては、適時適切な手続きにより円滑な機関会議を開催し、業務執行状況の定期的な報告を行うとともに、事業や財務状況について解り易く丁寧な説明を行い情報公開に努めた。（理事会の招集2回、決議の省略2回）</p> <p>・決算に係る定期監査のほか、7月及び12月に会計指導を兼ねて財務審査を受けた。</p>				
課題	<p>法令をはじめ定款や法人運営のための各種規程を遵守し、ガバナンスの効いた適正な法人運営を行う上で、引き続き、理事会や評議員会による実効性のある効果的な牽制体制を確保する必要がある。</p>				
2	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	諸経費の縮減	① 経常費用に対する諸経費率18%以下	15%	18%以下	18%以下
取組内容	<p>・諸経費の中でも金額の多くを占める印刷製本費及び消耗品費の支出を抑えたことにより大幅な縮減を実現した。</p> <p>介護ロボットプラットフォーム構築事業に係る広報資料代の支出がなかったことや、オンライン研修の増加によりコピー代（紙代含む）の支出が抑えられたことが大きな要因となっている。</p>				
課題	<p>諸経費に占める賃借料及び印刷製本費、消耗品費、通信運搬費の支出は大きく、特に印刷製本費や消耗品費は、事業の活発化で経費が嵩むが、引き続き経費節減に関して職員の意識浸透を図る必要がある。</p>				
3	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	自主財源の確保	① 適切な資産運用による運用益の確保74,005千円	74,518千円	前年度の額以上	前年度の額以上
取組内容	<p>・基本財産の運用益については、着実に一定額を確保し財団の安定的な運営に努めている。</p> <p>・運用資産の構成が、国債と地方債のみであったが、格付け基準を定め社債まで運用幅を広げることで、保有債券の効率的運用を確保した。</p>				
課題	<p>資産運用においては、金利は上昇局面とはいえ大幅な運用益増は見込めない状況ではあるが、自主的に活用し得る財産を減少させることのないよう、的確な運用が求められる。</p>				
4	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	超過勤務時間の縮減	① 前年度に対し超過勤務時間の3%縮減	54%減	3%縮減	3%縮減
取組内容	<p>令和5年度は前年度から大幅に縮減しているが、令和4年度の超過勤務時間が業務繁忙により前年度比41%増となったことによるものである。職員の超勤縮減の意識は浸透しており実績も相応に反映されたものと言える。</p>				
課題	<p>事務分担を見直し業務の平準化を一層進めていく必要がある。業務の進捗状況を随時確認し、繁忙期には互いに協力しながら補完し組織力を高めていく必要がある。職員が高いモチベーションを持って職場で活躍するためには、働き方改革を推進することが重要であり、その環境整備と各職員に対する勤務時間管理の意識浸透の徹底を図る必要がある。</p>				
5	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	職員の資質向上	① 研修会等への派遣数延べ40人以上	50人	研修派遣40人以上	研修派遣40人以上
取組内容	<p>職員の資質向上を図るため、各種研修等へ職員を派遣し、又は職員の希望に応じ受講させている。</p> <p>また、コンプライアンス確率の日は、内部研修の一環として全職員で毎月取り組んでいる。</p>				
課題	<p>正規職員が少ない中で、後継者の育成は喫緊の課題であり、年齢や経験年数に応じて必要となる知識やスキルを習得させるため外部の階層別研修を受講させるなど人事管理上、非正規職員の正規職員への登用を含め計画的に職員を育成する取組が必要である。</p>				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	1		1		1		1		1		1	
非常勤	9	1	2	6	9	1	2	6	9	1	2	6
計	10	1	3	6	10	1	3	6	10	1	3	6

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	5		5		5		5		5		5	
	一般職	19	5		14	20	4		16	22	4		18
	小計	24	5	5	14	25	4	5	16	27	4	5	18
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職	12			12	10			10	9			9
	小計	12			12	10			10	9			9
計		36	5	5	26	35	4	5	26	36	4	5	27

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和4年度 人

令和5年度 人

令和6年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
		常勤	管理職					
	プロパー							
	県派遣							
	県OB						5	5
	その他							
	一般職			3	6	12	1	22
	プロパー					4		4
	県派遣							
	県OB							
	その他			3	6	8	1	18
計				3	6	12	6	27

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

- ・理事長は、常勤理事である。
- ・常勤職員の増（2人）は、結婚支援コンシェルジュの採用、及び有期雇用職員が常勤職員として無期化転換したことによる。
- ・2(1)職員のうち、週30h勤務の職員を非常勤（一般職）に計上した。

〔県の関与の状況について〕

- ・県派遣なし。

〔職員の年齢構成について〕

- ・常勤職員の平均年齢は51.2歳と高く、若手職員が少ない状況となっている。
- 20歳代：0人、30歳代：3人、40歳代：6人、50歳代：12人、60歳代：6人

IV 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)
資産	5,003,340	4,697,376	4,464,317	▲ 233,059
流動資産	82,946	83,384	105,864	22,480
うち現預金	48,969	48,983	86,562	37,579
うち有価証券	0	0	0	0
固定資産	4,920,394	4,613,992	4,358,453	▲ 255,539
基本財産	4,784,757	4,467,184	4,209,771	▲ 257,413
うち投資有価証券	4,783,725	4,466,152	4,204,845	▲ 261,307
特定資産	125,899	138,958	142,721	3,763
うち投資有価証券	0	0	0	0
その他固定資産	9,738	7,850	5,961	▲ 1,889
うち投資有価証券	0	0	0	0
負債	71,698	58,159	65,682	7,523
流動負債	46,052	30,825	37,870	7,045
うち有利子負債	0	0	0	0
固定負債	25,646	27,334	27,812	478
うち有利子負債	0	0	0	0
正味財産	4,931,642	4,639,217	4,398,635	▲ 240,582
指定正味財産	4,685,074	4,377,255	4,133,230	▲ 244,025
一般正味財産	246,568	261,962	265,405	3,443

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)
経常収益	284,634	291,314	281,466	▲ 9,848
経常費用	286,519	293,640	283,331	▲ 10,309
事業費	279,169	286,186	275,867	▲ 10,319
うち人件費	130,143	131,922	138,070	6,148
うち支払利息	0	0	0	0
管理費	7,350	7,454	7,464	10
うち人件費	4,780	4,879	4,962	83
評価損益等増減額	2,222	17,742	6,335	▲ 11,407
当期経常増減額	337	15,416	4,470	▲ 10,946
経常外収益	0	0	0	0
経常外費用	113	0	1,005	1,005
当期経常外増減額	▲ 113	0	▲ 1,005	▲ 1,005
法人税、住民税及び事業税	22	22	22	0
当期一般正味財産増減額	202	15,394	3,443	▲ 11,951
当期指定正味財産増減額	▲ 193,193	▲ 307,819	▲ 244,025	63,794
正味財産期末残高	4,931,642	4,639,217	4,398,635	▲ 240,582

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	内容
長期貸付金残高	0	0	0	0	
短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
損失補償(残高)	0	0	0	0	
補助金(運営費)	0	0	0	0	
補助金(事業費)	21,799	25,402	26,202	800	
委託料(指定管理料除く)	94,915	100,047	88,961	▲ 11,086	
指定管理料	0	0	0	0	
その他	46,283	45,454	55,163	9,709	

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
自己資本比率(%)	98.6	98.8	98.5	▲ 0.3	=正味財産/総資産×100
流動比率(%)	180.1	270.5	279.5	9.0	=流動資産/流動負債×100
有利子負債依存度(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債/総資産×100
管理費率(%)	2.6	2.5	2.6	0.1	=管理費/経常費用×100
人件費比率(%)	47.1	46.6	50.5	3.9	=人件費/経常費用×100
独立採算度(%)	99.3	99.2	99.0	▲ 0.2	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
総資本当期経常増減率(%)	0.0	0.3	0.1	▲ 0.2	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100

財務評価	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)
	B	B	B	A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)

*財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

<p>【貸借対照表・正味財産増減計算書について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金利の上昇や一部有価証券の買い替えにより、保有有価証券(地方債・国債)の評価損が前年度比で257,413千円となった。 ・当期経常増減額は4,470千円の黒字となっているが、有価証券の買い替えによる売却益を計上したことによるものであり、収支償償の観点から、基本財産運用益の一般正味財産への振替額等を調整する等により適切な運営に努めている。 <p>【県の財政的関与について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託料の減は、高齢者総合支援センター事業及び結婚新生活支援連携事業の一部業務の見直し(縮小又は廃止を含む)があったことや介護サービス情報の公表事業において、令和4年度の増加分が影響したものである。 <p>【財務指標・財務評価について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育成助長事業における助成費(いわて保健福祉基金の助成事業)が減少したため現金預金が増加し流動比率が上昇した。 ・給与改定に伴う次期の期末勤労手当支給額増加に備え、賞与引当金を増額計上したことにより人件費率が上昇した。

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	<p>少子高齢化の進行や高齢者自身の意識の変化など、社会経済情勢が大きく変わる中で、現況に応じた高齢者等施策に取り組んでいる。また、「いきいき岩手」結婚サポートセンターの設置・運営を行うなど県の少子化対応施策の推進に寄与している。</p>
所管部局	<p>・令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものの、概ね計画どおりに事業を実施することができており、県の施策推進に寄与しているものと認められる。 ・なお、事業目標のうち、チームオレンジの立上げ支援など目標を達成できなかったものについては、事業の実施内容を振り返り改善点などを十分検討した上で、目標達成に向けて取組を強化していく必要がある。</p>

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	<p>介護保険制度関係では、指定試験実施機関・指定情報公表センター及び介護支援専門員に係る指定研修実施機関など公益的な事業を実施しており、他団体が同様の事業を実施することは法令上困難である。</p>
所管部局	<p>・介護支援専門員に係る指定試験実施機関、指定研修実施機関及び介護サービス情報公表制度に係る指定情報公表センターについて、県内で指定されている団体は他にはなく、また、実施主体となり得る体制を有し指定取得に意欲的な団体もない。 ・また、結婚サポートセンターについて、県及び県内市町村から運営費の拠出を受け、公的な結婚支援を全県対象に実施しているが、当法人に替わる実施主体は現状において他にはない状況である。</p>

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	<p>財団内各課等の主要事業（主要課題）の進捗管理を毎月実施し、業務実施予定に対する進行状況の把握を行うとともに、事務局長による職員ヒアリングを行い働きやすい職場環境の整備を図った。各職員が十分自己能力を発揮できるような体制の確保について、更なる取組が必要である。</p>
所管部局	<p>・働き方改革を推進する中で、超過勤務時間について前年度比54%減を達成しており、組織マネジメントの成果が出ているものと認められる。 ・今後も、高い専門性、環境や制度の変化に伴う新たなニーズに即応した対応等が求められることから、財団内部研修の充実を図る等、組織的に職員の資質向上に継続的に取り組む必要がある。</p>

(2) リスク管理体制の強化について

法人	<p>リスク管理体制を強化するため、事務局側と理事長とで週初めの週間打合せや月2回の経営管理会議を実施し、現場からの業務に係るリスク関連情報等について共有した。また、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症や猛暑による熱中症への対策を徹底するなど、大会等に参加する高齢者の健康を守るため関係機関と連携を密にし事業を行った。</p>
所管部局	<p>新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症対策に加え、熱中症対策の徹底も求められていることから、適宜リスク管理体制の見直しや対策の強化に取り組む必要がある。</p>

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	<p>令和5年度においても保有している有価証券（基本財産）の満期償還時期を分散化することを狙いとして一部の有価証券を買い替えており、これら運用益の増や売却益の確保により自主事業の財源確保等に繋げた。 保有している有価証券は、満期償還時期が集中していることが課題でありその解決を図る必要から、引き続き運用益の確保に留意しながら償還時期の平準化に向けた取組を進める必要がある。</p>
所管部局	<p>経営改善目標である自主財源の確保に関し、保有している有価証券について、引き続き償還時期の分散化に務めるとともに、金利の動向を注視しながら運用益の増加や売却益の確保に取り組んでいく必要がある。</p>

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	<p>※該当なし。</p>
------	---------------

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	<p>財団ホームページにおいて、財団概要として評議員及び役員、定款、各事業の実施状況、決算の状況並びに財政の状況などを公開している。また、各実施事業について、随時ホームページ上で公開スマートフォンにも対応した構成とするなど利便性の向上を図っている。</p>
所管部局	<p>法人欄に記載のとおり、法人が情報公開すべき項目は、当法人のホームページに掲載されており、また、これらの情報は、「財団の概要」のページで一括で公開され、アクセスのし易さにも配慮されている。</p>

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年度の財務状況について、一般正味財産は265,405千円となっており、経営改善目標の達成率も好調を維持していますが、経営が安定的に継続するよう、環境の変化などによる新たな課題がないか把握した上で、必要な対応をしていく必要があります。
所管部局	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、積極的に関与する必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和4年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 現行の中期経営計画（R1～R4）について令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。 この評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分に行い、令和4年度に策定する次期中期経営計画（R5～R8）に反映させる必要があります。	実施済	次期中期経営計画（R5～R8）策定に当たり、改めて財団を取り巻く外部環境及び内部環境を分析し、県との協議を基に、事業目標及び経営改善目標を設定しました。 具体的な取組内容と数値目標の設定により計画の実効性を高めています。	R5.3
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	次期中期経営計画（R5～R8）策定に当たっては、これまでの評価結果等を踏まえ、事業目標や取組内容の検討を行った上で次期中期経営計画（R5～R8）の策定を行いました。	R5.3

【令和5年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。 なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。	実施済	高齢者のスポーツ・文化活動等、感染症等及び猛暑による健康への影響が懸念される事業等があり、外部環境及び内部環境の分析に修正を加えるなど法人を取り巻く経営環境の変化は著しいが、事業目標及び経営改善目標を変更するまでには至らず、引き続き目標達成に向け取り組みたい。	R6.3
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。	実施済	いきいき岩手支援財団と調整を図りながら、中期経営計画（R5～R8）の見直しを実施した。	R6.3

No. 13 公益財団法人いわて産業振興センター

I 法人の概要

1 基本情報

令和6年7月1日現在

法人の名称	公益財団法人いわて産業振興センター		所管部局 室・課等	商工労働観光部 商工企画室		
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		代表者 職・氏名	理事長 佐々木 淳		
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	昭和61年9月1日 <small>(平成12年4月に前岩手県中小企業振興公社と前岩手県高度技術振興協会が統合し、設立) (平成25年4月1日公益財団法人へ移行)</small>		事務所の所在地	〒020-0857 岩手県盛岡市北飯岡二丁目4番26号		
			電話番号	019-631-3820		
			HPアドレス	https://www.ioho-iwate.or.jp/		
資(基)本金等	306,030,000 円		うち県の出資等 ・割合	155,000,000 円 50.6%		
設立目的	新たな産業の創出及び企業の振興を図るための総合的支援を行い、もって県内産業の発展と活力ある地域社会の形成に資することを目的とする。					
事業内容	(1) 中小企業のための産業情報の収集及び提供に関する事業 (2) 中小企業の創業及び経営革新等に係る相談、診断及び助言等に関する事業 (3) 中小企業への設備の貸与及び設備資金の貸付に関する事業 (4) 中小企業の取引市場開拓及び下請取引に関する苦情又は紛争の処理に関する事業 (5) 中小企業の新事業創出及び新分野進出に関する事業 (6) 中小企業の技術開発及びその事業化に関する事業 (7) 産業人材等の育成に関する事業 (8) 県産品の普及向上及び物産販路開拓に関する事業 (9) 企業の海外進出及び海外販路開拓に関する事業 (10) ものづくり産業の集積促進に関する事業 (11) 科学技術による地域イノベーションの創出及び新産業の創出に関する事業 (12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業					
常勤役員の状況	合計	1名	うち県現職	0名	うち県OB	1名
	平均年収 ※	7,148千円	平均年齢 ※	60.0才	※令和5年度実績	
常勤職員の状況	合計	37名	うち県派遣	4名	うち県OB	0名
	平均年収 ※	6,497千円	平均年齢 ※	44.1才	※令和5年度実績	

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	プロフェッショナル人材戦略拠点の運営等による県内企業と県外のプロフェッショナル人材のマッチング
2	デジタルツールの導入や経営判断に資するデータ利活用の提案等の伴走支援
3	設備貸与等の各種金融支援
4	専門家派遣などによる企業等に対する技術力・経営力向上に向けた支援、取引拡大支援
5	物産展や特産品コンクールの開催などによる商品開発や販路開拓支援
6	「いわて加速器関連産業研究会」の運営等による県内企業の加速器関連産業への参入促進
7	産学官コーディネート活動の推進、国等の競争的外部資金獲得支援

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

一部事業では類似事業を実施する主体はあるものの、本法人は、中小企業支援法における特定支援事業の本県で唯一の実施機関となっている。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

本法人は、高度の専門的な知識及び経験を必要とする経営相談、研究・商品開発、設備導入、取引支援など総合的な支援機能を有しており、企業の経営課題や成長段階に応じた様々な支援を組み合わせた一貫した支援ができる体制が整っていることから、県直営と比較して優位性がある。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は、本県唯一の中小企業支援法における特定支援事業の実施機関であり、新たな産業の創出及び企業の振興を図るための総合的支援を実施している。

また、新型コロナウイルス感染症や原油・資材価格の高騰などにより経営に大きな影響を受けている中小企業者等からの様々な経営相談への対応や課題解決に向けた支援など、本法人に求められる役割は大きいことから、県は、引き続き本法人と連携し総合的な施策を展開し、地域経済を支える中小企業の振興を図る。

II 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	自動車・半導体関連産業の集積の加速化など環境変化に対応しながら、ものづくり産業の振興とその集積・高度化の促進に取り組むとともに、自動車業界のCASE（コネクテッド・自動運転・シェアリング・電動化）への対応や半導体関連人材の育成・確保など、県内企業を取り巻く社会経済環境の変化に対応するための取組を支援します。	① 自動車・地域支援拠点支援企業数 年10社 ② 半導体関連技術講座受講者数 年100人 ③ 医療機器関連の新規取引成立件数 年5件 ④ ものづくり企業の新規取引成立件数 年80件 (うち自動車・半導体関連の新規取引成立件数 年10件)	10社 416人 5件 137件 (うち自動車・半導体関連24件)	年5社 年150人 年5件 年120件(うち自動車・半導体関連の新規取引成立件数 年10件)	年10社 年100人 年5件 年80件(うち自動車・半導体関連の新規取引成立件数 年10件)
取組内容	ものづくり産業の一層の集積と高度化に向けて、自動車・半導体等の中核的企業と県内中小企業との取引拡大やサプライチェーンへの新規参入などを促進するとともに、県内企業による電動車部品製造への挑戦や半導体製造設備メンテナンスの共同受注、ものづくりを担う高度技術人材の確保・育成などを支援した。				
課題	新規取引成立件数を増やしていくため、発注企業ニーズのより詳細な把握に努め、ニーズを満たす県内受注企業とのマッチングが必要。				
2	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	県内企業の生産性・付加価値向上や経営力の強化に向けて、DX・GXの推進や工程改善の普及、これらに伴う新たな設備導入を支援するとともに、企業の成長を担う人材の確保・育成に取り組めます。	① DX導入支援企業数 年30社 ② GX導入支援企業数 年5社 ③ 工程改善個別指導企業数 年15社 ④ 設備貸与件数 年35件 ⑤ プロ人材マッチング成約件数 年65件	49社 5社 18社 42件 79件	年30社 年5社 年15社 年35件 年65件	年30社 年5社 年15社 年35件 年65件
取組内容	県内企業の生産性・付加価値向上や経営力の強化に向けて、経営課題や生産設備の状況に応じたデジタル化やカーボンニュートラルへの対応、トヨタのものづくりシステムの導入などを支援するとともに、企業の成長を担う人材の確保・定着などを支援した。				
課題	県内中小企業の更なる生産性向上、高付加価値化、競争力の強化のため、デジタル化の推進や工程改善の普及とともに、これらに伴う新たな設備導入や企業の成長を担う人材の確保・育成支援が必要。				
3	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	岩手発のイノベーションの推進に向けて、産学官の連携を一層強化し、技術開発、製品開発、事業化などを総合的に支援し、県内企業による新事業・新産業の創出を促進します。	① 新規共同研究件数 年3件 ② 医療機器等製品開発支援件数 年3件 ③ 加速器関連技術の試作開発等支援件数 年3件	4件 4件 12件	年3件 年3件 年6件	年3件 年3件 年3件
取組内容	岩手発のイノベーションの推進に向けて、県内企業の技術ニーズと大学・公設試の研究シーズのマッチングから技術開発、事業化までを総合的に支援するとともに、ヘルステック・デバイスものづくり拠点の形成に向けた医工連携の拠点体制の強化やILCを核とした国際研究拠点の形成を見据え県内企業の技術力向上などを支援した。				
課題	研究開発事業に取り組む中小企業を増やしていくため、国庫等の新規競争資金確保等による研究開発事業の実施支援を行っていくとともに、研究成果の事業化支援が必要。				
4	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	コロナ禍や原油価格・物価高騰などにより経営に大きな影響を受けている中小企業者等からの様々な経営課題に対応し、課題解決に向けて支援するとともに、アフターコロナを見据え、東日本大震災津波による被災事業者や成長を志向する企業等を伴走により支援します。	① 相談事業者数 2,300者 ② 伴走型支援企業数 6社 ③ 経営改善等支援企業数 年20社	3,404者 6社 21社	2,800者 6社 年20社	2,300者 6社 年20社
取組内容	新型コロナウイルス感染症や原油・資材価格の高騰などにより経営に大きな影響を受けている中小企業者等からの様々な経営相談に対応するため、よろず支援拠点の相談体制の充実を図り、県内支援機関と連携しながら、企業の経営課題解決に向けて、総合的に支援するとともに、東日本大震災津波被災事業者等の事業再生、経営改善に向けて、専門家を派遣するなど、伴走型により支援した。				
課題	外部環境の変化による様々な課題に対応するため、より一層、専門家や各金融機関、支援機関の連携、中小企業の事業再生・経営改善に向けた支援体制を強化し、きめ細かな相談対応が必要。				
5	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	地場産業の経営力・生産性の向上に向けて、商品開発や販路拡大、新事業展開など、総合的な支援を行うとともに、グローバル経済の進展等に対応し、県内事業者の海外展開を支援します。	① いわて希望応援ファンド支援事業 事業化率80% ② 販路開拓支援企業数 180社 ③ 生産性向上等支援企業数 10社 ④ 海外展開支援企業数 年10社	83.3% 221社 10社 22社	事業化率80% 140社 10社 年10社	事業化率80% 180社 10社 年10社
取組内容	地域経済を支える地場産業や小規模事業者の経営力向上を図るため、いわて希望応援ファンドの運用益等を活用した事業助成や専門家派遣により、新規創業や新商品開発、新事業展開などを支援するとともに、物産展・商談会の開催や大連経済事務所・雲南事務所の運営などにより、県内企業の販路開拓や海外展開などを支援した。				
課題	令和3年度未達であった、いわて希望応援ファンド支援事業における事業化率については、令和4年度から継続して支援企業に対して継続的なフォローアップを行った結果、令和5年度も83.3%と目標を達成した。各事業の連携を強化し、引き続き個々の企業のニーズに応じた総合的に支援を行い、成果を具体的に出す取組みが必要。				

II 経営目標の達成状況

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	中長期的な収支見通しの下、財産の運用、準備金の活用、外部資金の獲得等に取り組むとともに、設備貸与事業等の健全運営に努め、安定した財務基盤の構築に取り組みます。	① 法人会計当期経常増減額（評価損益等調整前）プラス ② 設備貸与事業収入の確保 対前年比増	支出超過 対前年比 96.5%	法人会計当期経常増減額（評価損益等調整前）プラス 設備貸与事業収入の確保 対前年比増	法人会計当期経常増減額（評価損益等調整前）プラス 設備貸与事業収入の確保 対前年比増
取組内容	財産の計画的運用や積立金の計画的活用、国や県からの事業受託費の確保、設備貸与の過去の優良利用企業等への巡回広報等の強化による収益確保に努めている。				
課題	財産の運用益の確保。国の委託事業の導入により法人運営費（管理費）の確保。設備貸与の新規利用企業の発掘による収益の確保。				
2	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	企業のニーズ、経済情勢等を的確に捉え、重点的かつ効率的な業務推進に努めるとともに、外部専門人材の積極的な活用や職員の現場力の向上等により、より一層のサービスの向上に努めます。	① 顧客満足度調査 満足度4.0以上 ② 超過勤務時間 対前年比減 ③ 外部専門人材との同行企業数 年延べ100件	4.19 対前年比 73.3% 107社	顧客満足度調査 満足度4.0以上 超過勤務時間 対前年比減 外部専門人材との同行企業数 年延べ100件	顧客満足度調査 満足度4.0以上 超過勤務時間 対前年比減 外部専門人材との同行企業数 年延べ100件
取組内容	企業訪問時に課題やニーズを的確に把握するとともに、企業の課題解決に向けた伴走支援を着実に実施した結果、顧客満足度調査における高評価につながった。さらに、顧客満足度調査の評価に基づき、外部環境の変化や企業ニーズに即した支援となるよう事業を見直している。超過勤務時間については、過年度同様に業務の省力化、効率化に努め、組織全体で時間にして915時間（約118日相当）の減となった。				
課題	実施事業の見直しや超過勤務時間の削減に向けた適正人員数、業務工数等の洗い出し、職員個々の能力が十分に発揮される事業編成と人員配置が必要。				
3	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	職員一人ひとりが本県の産業振興のために能力を発揮でき、やりがいを持って働けるよう、知識・ノウハウの蓄積に努めるとともに、コンプライアンスの向上を図りながら、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場づくりに取り組みます。	① 職場研修 年6回開催、外部研修受講 年9人 ② コンプライアンスの周知・啓発 毎月1回以上 ③ 職員満足度 4.0以上	6回、11人 毎月1回実施 3.78	職場研修 年6回開催、外部研修受講 年9人 コンプライアンスの周知・啓発 毎月1回以上 職員満足度 4.0以上	職場研修 年6回開催、外部研修受講 年9人 コンプライアンスの周知・啓発 毎月1回以上 職員満足度 4.0以上
取組内容	企業支援に必要な職員のスキルや組織マネジメント力の向上に向けた職員研修の充実。コンプライアンスの周知・啓発のための全体ミーティング等の開催。職員満足度調査や職員面談の実施。 【令和5年度実績】 職場研修：能力向上研修（DXとは何か）、連携強化研修（センター内新規・主要事業等）、実務対応研修（インボイス制度）、コンプライアンス研修（ハラスメント防止）、能力向上研修（よろず支援拠点活動等）、女性活躍推進に向けて 外部研修：初級管理・監督者研修1名、管理・監督者研修1名、デジタル時代の情報管理1名、女性リーダー養成（全5回）1名、DX支援力強化研修1名、ビジネスプラン策定の実践術1名、管理者研修1名、効果的な展示会・商談会支援の進め方2名、中堅管理者講習1名、中小企業活性化担当者研修1名				
課題	職員のモチベーションを上げるための取組。達成感が得られる工夫・仕組みづくりが必要。				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	2	1	1		2	1	1		1		1	
非常勤	8		3	5	8		3	5	9	1	3	5
計	10	1	4	5	10	1	4	5	10	1	4	5

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	6	3	3		5	3	2		5	3	2	
	一般職	31	25	2	4	34	25	2	7	32	25	2	5
	小計	37	28	5	4	39	28	4	7	37	28	4	5
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職	43			43	45			45	49			49
	小計	43			43	45			45	49			49
計		80	28	5		84	28	4		86	28	4	54

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数
 令和4年度 人 令和5年度 人 令和6年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職					5		5
	プロパー					3		3
	県派遣					2		2
	県OB							
	その他							
	一般職		1	12	9	8	2	32
	プロパー		1	10	7	7		25
	県派遣			1		1		2
	県OB				1	2		5
	その他						2	
計			1	12	9	13	2	37

法人説明欄

〔役員数の状況について〕

令和5年度は国事業等に専門的に従事する契約職員（その他）が増加。令和6年度はよろず支援拠点コーディネーターの増員等で委嘱者が増加。

〔県の関与の状況について〕

令和5年度までは県施策における高度な実務遂行ノウハウの習得など職員の資質向上を図るため、県とセンター間の人事交流を実施した。令和6年度からは県副知事がセンター理事長として就任している。

〔職員の年齢構成について〕

プロパーは、中堅層が厚く、20代以下の若手層が薄い構成となっている。

IV 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
資産	42,398,195	40,711,349	39,720,028	▲ 991,321	
流動資産	3,223,089	3,101,627	3,277,808	176,181	
うち現預金	212,488	96,203	79,393	▲ 16,810	
うち有価証券	0	0	0	0	
固定資産	39,175,106	37,609,722	36,442,220	▲ 1,167,502	
基本財産	310,805	296,295	288,511	▲ 7,784	
うち投資有価証券	308,677	294,168	286,384	▲ 7,784	
特定資産	29,327,633	28,610,844	28,522,298	▲ 88,546	
うち投資有価証券	26,799,514	26,304,730	26,038,896	▲ 265,834	
その他固定資産	9,536,668	8,702,583	7,631,411	▲ 1,071,172	
うち投資有価証券	0	0	0	0	
負債	39,098,361	37,410,212	36,570,761	▲ 839,451	
流動負債	920,770	889,863	995,667	105,804	
うち有利子負債	1,281	1,304	1,327	23	
固定負債	38,177,591	36,520,349	35,575,094	▲ 945,255	
うち有利子負債	5,452	4,087	2,701	▲ 1,386	
正味財産	3,299,834	3,301,137	3,149,267	▲ 151,870	
指定正味財産	1,845,493	1,890,372	1,761,757	▲ 128,615	
一般正味財産	1,454,341	1,410,765	1,387,510	▲ 23,255	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
経常収益	1,245,799	1,322,224	1,615,631	293,407	
経常費用	1,238,541	1,360,971	1,641,426	280,455	
事業費	1,164,697	1,292,222	1,572,422	280,200	
うち人件費	299,185	310,178	331,005	20,827	
うち支払利息	2,610	2,953	4,206	1,253	
管理費	73,844	68,749	69,004	255	
うち人件費	49,313	42,664	41,953	▲ 711	
評価損益等増減額	▲ 8,124	▲ 9,013	▲ 3,531	5,482	
当期経常増減額	▲ 866	▲ 47,760	▲ 29,326	18,434	
経常外収益	6,659	4,185	6,071	1,886	
経常外費用	1,683	0	0	0	
当期経常外増減額	4,976	4,185	6,071	1,886	
法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	4,110	▲ 43,575	▲ 23,255	20,320	
当期指定正味財産増減額	100,386	44,878	▲ 128,615	▲ 173,493	
正味財産期末残高	3,299,834	3,301,137	3,149,267	▲ 151,870	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	内容
長期貸付金残高	35,617,591	33,940,671	33,093,217	▲ 847,454	設備貸与事業資金、設備資金貸付事業資金、高度化資金貸付事業資金、ファンド造成資金
短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
短期貸付金実績(事業資金)	2,815,523	2,540,213	2,816,470	276,257	設備貸与事業
損失補償(残高)	0	0	0	0	設備貸与事業
補助金(運営費)	135,836	131,591	135,147	3,556	中小ベンチャー支援事業(職員人件費)
補助金(事業費)	111,077	88,157	85,094	▲ 3,063	中小ベンチャー支援事業、自動車関連産業創出推進事業、半導体関連産業技術高度化支援事業等
委託料(指定管理料除く)	88,510	96,276	106,791	10,515	プロフェッショナル人材戦略拠点事業、加速器関連産業参入促進支援事業等
指定管理料	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
自己資本比率(%)	7.8	8.1	7.9	▲ 0.2	=正味財産/総資産×100
流動比率(%)	350.0	348.6	329.2	▲ 19.4	=流動資産/流動負債×100
有利子負債依存度(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債/総資産×100
管理費率(%)	5.9	5.1	4.2	▲ 0.9	=管理費/経常費用×100
人件費比率(%)	27.6	25.9	22.7	▲ 3.2	=人件費/経常費用×100
独立採算度(%)	90.3	87.8	90.6	2.8	= (経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
総資本当期経常増減率(%)	▲ 0.7	▲ 1.4	▲ 0.9	0.5	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
財務評価	B	B	B		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)

*財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

<p>【貸借対照表・正味財産増減計算書について】 資産と負債の減少の主な要因は有価証券評価損と貸付金の償還が進んだことによるもの。当期経常増減額は高度化貸付事業における、貸倒引当金繰入額の増加によるもの。赤字であるが、昨年度比較し、赤字幅の減少については、設備貸与事業における貸出残高の回復、一部貸与先のリスク減に伴う貸倒引当金繰入額の減少や債券価格の下落幅の減少が主な要因である。</p> <p>【県の財政的関与について】 高度化資金貸付事業において、県借入金の償還に伴い残高が減少、事業原資となる県内中小企業の機械・設備の導入支援を行う設備貸与事業における割賦設備残高(導入支援先企業に対する債権残高)の増加に伴い県短期借入金も増加。</p> <p>【財務指標・財務評価について】 自己資本比率はほぼ横ばいに推移。流動比率の減少は、1年以内返済予定長期借入金の増加により、流動負債が増加したことによるもの。独立採算度については、運営費関連の補助金が減少したことによるもの。</p>

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	当センターは、県内中小企業の中核的支援機関として新たな産業の創出及び企業の振興を図るための総合的支援を行い、県内産業の発展と活力ある地域社会の形成に資するという理念の下、いわて県民計画(2019~2028)における産業振興施策の実施機関としての一翼を担っている。
所管部局	当法人は、県、市町村、その他の関係機関と連携し、県内の中小企業等に対して総合的に支援することで本県の産業振興に寄与しており、当法人の評価は適切である。また、事業目的については、いわて県民計画(2019~2028)における中小企業振興関連の具体的な推進方策を踏まえる形で内容や目標値が設定されており適当である。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	設備貸与事業は、民間リース会社による設備リースに類似しているが、全国の各支援センターにおいても同様の事業を実施しており、貸与機関の要件に該当するのは県内で当センターのみである。高度化資金貸付や希望応援ファンドなど巨額の基金運用を伴う事業については、基金管理等の業務負担も大きく、他団体が実施することは実質困難である。また、国等の研究開発補助事業における管理法人業務に関しては、大学・工業技術センター等も管理法人の要件を充足しているものの、県内企業のニーズに応じて管理法人を担える団体は少ないことから当センターが実施している。
所管部局	設備貸与事業や、基金運用益を基に実施する貸付事業、助成事業のほか、相談支援、販路開拓事業など、人的資源やこれまでに蓄積されてきたノウハウの面において、これらの支援事業を担える団体は等法人のほかに県内に存在しておらず、代替性はない。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	求められる職員像を明らかにし、人材育成の取組を定め、職員の育成に取り組んでいる。若手・中堅プロパー職員については育成計画を策定し、外部研修に参加させ資質向上に努めているほか、年6回以上職場内研修を実施し、事業等の情報共有、資質向上に取り組んでいる。また、毎年度1回職員満足度調査を実施し、調査結果から不満足要因を分析し、満足度が向上するよう適宜改善に取り組んでいるほか、定期的に管理職との面談を実施し、職場環境の改善に努めている。
所管部局	業務の積み重ねとともに、職員の能力向上を目的に各種研修への参加を促進し計画的な人材育成に取り組んでおり、技術やノウハウの蓄積が図られている。加えて、職員満足度調査や個別面談を定期的に行うことで職場環境の改善に取り組んでおり、これらを基に中小企業等に対する総合的支援を行う組織として機能するようマネジメントの確立に努めている。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	リスク管理規程、コンプライアンス規程等を策定し、職員に周知徹底を図っているほか、毎月幹部職員による周知・意識啓発を行っている。事務処理・会計処理については、毎年度内部監査を実施し、業務の適正な遂行を確保しているほか、ジョブローテーションにより会計事務担当者の育成に努めている。ハラスメントについては、継続して職員研修を実施しており、職員の意識向上が図られている。
所管部局	倫理規定、コンプライアンスマニュアル等リスク管理に必要な諸規定を適切に備えるとともに、定期的な内部監査や職員研修の実施当により実務的にも適切に対応している。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	財産の運用、積立金の計画的な活用、外部資金の獲得に加え、効率的な事業運営に取り組むとともに、経営リスクに備えるため、貸倒引当金の計上、収支差額変動準備金や特定費用準備金の積立を行った。企業訪問や顧客満足度調査による顧客ニーズの把握、職員の能力開発や職員の支援スキルの向上に努めた結果、顧客からの評価は高い水準で維持された。一方で、職員満足度調査において、目標値を若干下回ったことから、調査結果から不満足要因を分析し、満足度の向上に向けて、定期的に職員面談を実施するとともに、ワークライフバランスに配慮した職場環境の改善に努めている。
所管部局	財務面での目標に加え、外部環境の把握及び内部環境の改善に関する目標を設定しており、法人の安定的な運営に資する目標となっている。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	中小企業の振興等、本来的に県として実施すべき重要な施策の実行部隊として多くの業務を当法人が担っており、その役割は非常に大きい。このため、法人の安定的な運営を支援する観点から、県は、運営費補助、県職員の派遣等直接的な支援のほか、設備貸与資金の貸付等財政的な支援を行っており、今後も関与する必要がある。 なお、中長期的には、安定的な運営に向けた法人の自立度を高める施策が必要であり、法人と連携・協力しそれらの事業化について検討を継続する。
------	--

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金(運営費)を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	平成13年3月に「財団法人いわて産業振興センターが保有する文書等の開示等に関する要領」を制定済みであり、事業概要は広報誌に掲載しているほか、定款・事業計画・事業報告等についてはホームページ上で公開し、随時県民が閲覧・入手できる体制を整えている。
所管部局	法人等の保有する情報の公表に関する要綱に定める公開すべき資料について、法人ホームページ及び県ホームページ(運営評価のページ)へのリンクによりすべて公開されている。また、求める資料にアクセスしやすく整理し公表されているほか、資料内容が確定次第速やかに公開するなど適時、適切に公開している。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年度は、経営改善目標の達成率は66.7%となった一方で、財務状況は、当期一般正味財産増減額は▲23,255千円と赤字が継続しているため、目標達成による経営改善の効果が見えない状況にあることから、目標の見直しの検討と赤字縮小又は黒字化に取り組む必要があります。
所管部局	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、経営改善に向けた取組に積極的に関与する必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和4年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 現行の中期経営計画（R1～R4）について令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。この評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標等の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分にを行い、令和4年度に策定する次期中期経営計画（R5～R8）に反映させる必要があります。	実施済	中期経営計画（R1～R4）の最終年度となった令和4年度は、新たな計画の策定に向け、より現場（顧客）に近い職員の声を反映させるものとするべく、役員意見交換会を11月に実施し、4年間を通しての実績の振り返りと課題の抽出を行った。特に、そのなかで明らかになった県内企業のDX、GX導入に向けた支援ニーズに対する施策を具体的に盛り込むなど、社会経済環境の変化に適切に対応する計画として策定し、3月の評議員会をもって議決された。	R5.3
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	事業目標は、デジタル化の進展等中小企業を取り巻く環境の変化に伴い、DX、GX推進に向けた支援策を盛り込み、経営改善目標については、設備貸与事業等の健全運営に努めるため、事業収入を前年比増とする目標値を設定するなど、県施策推進における法人の役割が果たせるよう中期経営計画（R5～R8）の策定を行った。	R5.3
	2 法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。	実施済	当法人の事業内容については、県が進める中小企業等支援施策と密接に関連している。県の事業担当においては、政策評価、事務事業評価、担当部局内のサマレービュー等により県事業の検証を行うとともに、事業の実施に関し法人が担っている役割を十分に理解した上で、法人に対して求める事業内容を精査し、法人と連携しながら事業を実施している。その上で、県から法人への支援については、法人に求められる専門性や業務量などに鑑み、法人運営に必要なプロパー職員数の精査や派遣職員数の調整など、真に必要と認められるものに限り行った。	R5.3
	3 県は法人に対して運営費の補助を行っています。本来、運営費については法人の自主財源で賄うものであることが原則であるところ、法人の担う事業の重要性及び法人の経営状況を鑑みて、県として財政的関与を行っているものと思われ。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、県の関与の必要性及び妥当性（手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で運営費の補助を行う必要があります。	実施済	当法人の事業内容については、県が進める中小企業等支援施策と密接に関連している。県の事業担当においては、政策評価、事務事業評価、担当部局内のサマレービュー等により県事業の検証を行うとともに、事業の実施に関し法人が担っている役割を十分に理解した上で、法人に対して求める事業内容を精査し、法人と連携しながら事業を実施している。その上で、県から法人への支援については、法人に求められる専門性や業務量などに鑑み、法人運営に必要なプロパー職員数の精査や派遣職員数の調整など、真に必要と認められるものに限り行った。	R5.3

【令和5年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支収支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。	実施済	現中期経営計画はアフターコロナを見据えて策定している。単年度の事業計画（令和6年度）については現状の環境下において十分に計画内容の検討を行い、目標値等の見直しを行っている。	R6.3
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで、積極的に関与する必要があります。	実施済	県施策推進における法人の役割が果たせるよう中期経営計画（R5～R8）の策定を行い、事業環境の変化などに応じて経営方針及び基本方向、目標値等の見直しを行っている。	R6.3
	2 法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。	実施済	当法人の事業内容については、県が進める中小企業等支援施策と密接に関連している。県の事業担当においては、政策評価、事務事業評価、担当部局内のサマーレビュー等により県事業の検証を行うとともに、事業の実施に関し法人が担っている役割を十分に理解した上で、法人に対して求める事業内容を精査し、法人と連携しながら事業を実施している。 その上で、県から法人への支援については、法人に求められる専門性や業務量などに鑑み、法人運営に必要なプロパー職員数の精査や派遣職員数の調整など、真に必要なと認められるものに限り行った。	R6.3
	3 県は法人に対して運営費の補助を行っています。本来、運営費については法人の自主財源で賄うものであることが原則であるところ、法人の担う事業の重要性及び法人の経営状況を鑑みて、県として財政的関与を行っているものと思われ。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、県の関与の必要手及び妥当性（手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で運営費の補助を行う必要があります。	実施済	当法人の事業内容については、県が進める中小企業等支援施策と密接に関連している。県の事業担当においては、政策評価、事務事業評価、担当部局内のサマーレビュー等により県事業の検証を行うとともに、事業の実施に関し法人が担っている役割を十分に理解した上で、法人に対して求める事業内容を精査し、法人と連携しながら事業を実施している。 その上で、県から法人への支援については、法人に求められる専門性や業務量などに鑑み、法人運営に真に必要なと認められるものに対し、運営費の補助を行った。	R6.3

No. 14 岩手県オイルターミナル株式会社

I 法人の概要

1 基本情報

令和6年7月1日現在

法人の名称	岩手県オイルターミナル株式会社		所管部局 室・課等	商工労働観光部 商工企画室		
設立の根拠法令	会社法		代表者 職・氏名	代表取締役社長 佐々木 淳		
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	昭和54年8月30日		事務所の所在地	〒026-0002 岩手県釜石市大平町4丁目1-4		
			電話番号	0193-22-3921		
			HPアドレス	http://www.iod-kamaishi.co.jp/index.html		
資(基)本金等	720,000,000 円		うち県の出資等 割合	250,000,000 円	34.7%	
設立目的	石油類流通基地の運営を通じて、本県の石油類熱源の安定供給に寄与し、併せて地域の産業経済振興に資する。					
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 石油類受払作業の請負 2. 石油類貯蔵施設の賃貸 3. 前各号に附帯関連する事業 					
常勤役員の状況	合計	2名	うち県現職	0名	うち県OB	1名
	平均年収 ※	3,264 千円	平均年齢 ※	64.5 才	※令和5年度実績	
常勤職員の状況	合計	10名	うち県派遣	0名	うち県OB	0名
	平均年収 ※	4,085 千円	平均年齢 ※	55.0 才	※令和5年度実績	

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	安定した石油類の流通量の確保
---	----------------

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

日本オイルターミナル㈱(盛岡営業所)が類似の団体となるが、岩手県オイルターミナルは臨海部に立地しており、タンカーで一度に大量の石油を入荷できるため、利用元売のコストダウンに繋がり、県内の安定供給に重要な役割を果たしている。このほか、本法人に代わる事業実施主体として、石油元売会社の共同又は単独による運営が考えられるが、単独運営の場合はコスト面で難しく、共同運営の場合は石油元売各社はそれぞれ競合関係にあるため、施設の利用料の調整が難しいと考えられる。

(2) 県直営との比較(機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み)について

本法人は、公共性・公益性を有し、高い専門性が求められる事業(石油及びLPGの取扱い、施設の維持管理等)を既に担っていることから、県直営とすることに比べ、当法人がサービスの提供主体となる方が有利性がある。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は、県内への石油類の安定供給において重要な役割を果たしている。脱炭素化社会への取組に伴うエネルギーの転換や震災後の需要減少等に伴う収入減など、石油を取り巻く業界環境もより厳しくなることが予想され、また、経年劣化に伴う設備の維持管理を計画的に実施することが求められる中、本法人の健全な運営について必要な指導を行うことにより、県民生活に欠かすことのできないエネルギーの安定供給を目指す。

II 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	安定供給の確立及び安全操業を継続するための収入確保	① 石油 322,200KL	300,412KL	石油 305,600KL	石油 299,300KL
		② ガス 9,100TON	9,184TON	ガス 8,400TON	ガス 8,300TON
取組内容	取締役会等で収支状況について適時報告し情報共有を図るとともに、整備された高規格道路や湾口防波堤による配送の利便性、タンカー荷役の安全性等を随時説明し、当基地の積極的な有効活用について元売各社に要請している。また、カーボンニュートラルやエネルギーの多様性による需要減を見据え、令和6年度から石油・ガスの料金単価やタンカーの荷役に係る手数料を改定し収入確保に努めている。				
課題	県内の安定供給については、近隣基地からの出荷もあり確立できている。しかし、基地運営についてはカーボンニュートラルの推進やエネルギーの多様化による需要減のため収入が目標値を下回り赤字計上が続いている。引き続き安全操業を継続するための検討や今後の基地のあり方について検討していく必要がある。				

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	安定供給及び安全操業を継続するための適正な収入確保	① 石油 322,200KL	300,412KL	石油 305,600KL	石油 299,300KL
		② 収入182,900千円	169,171千円	収入201,820千円	収入197,920千円
		③ ガス 9,100TON	9,184TON	ガス 8,400TON	ガス 8,300TON
		④ 収入21,700千円	21,348千円	収入31,500千円	収入31,100千円
		⑤ 営業収入計 204,600千円	190,510千円	営業収入計 233,320千円	営業収入計 229,070千円
取組内容	取締役会等で収支状況について適時報告し情報共有を図るとともに、整備された高規格道路や湾口防波堤による配送の利便性、タンカー荷役の安全性等を随時説明し、当基地の積極的な有効活用について元売各社に要請している。また、カーボンニュートラルやエネルギーの多様性による需要減を見据え、令和6年度から石油・ガスの料金単価や船舶の荷役手数料を改定した。				
課題	県内の安定供給については、近隣基地からの出荷もあり確立できている。しかし、基地運営についてはカーボンニュートラルの推進やエネルギー転換等による需要減による収入の減少が大きく目標値を下回り赤字計上が続いている。安全操業を継続するため検討や今後の基地のあり方について今後も検討していく必要がある。				
2	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	経営環境の変化や基地間競争に順応した基地運営	① 適正な要員計画と人件費の上昇抑制及び適正な経費の予算執行	—	適正な要員計画と人件費の上昇抑制及び適正な経費の予算執行	適正な要員計画と人件費の上昇抑制及び適正な経費の予算執行
		② 人件費58,700千円	61,600千円	人件費64,500千円	人件費64,500千円
		③ 物件費55,400千円	53,600千円	物件費54,900千円	物件費57,100千円
取組内容	65歳までの定年延長及び70歳までの就業機会を確保し高齢者の有効活用をしているが、70歳を迎える者もいるため新規職員を採用したこと、また、宿直業務をシルバー人材センターの外部委託としていたが、要請により直接雇用となったため人件費増となった。物件費については、物価高騰により厳しい情勢ではあるものの適正な経費の予算執行により経費を抑えた。				
課題	定年後の再雇用者が3名及び定年延長者が1名と職員の高齢化が進んでいる。限られた職員の中で再雇用者の退職に備えた後継者の育成及び適正な新規採用について確実に実施する必要がある。また、施設の老朽化に伴う修繕費等の経費増や社会情勢による光熱費等、関連する全ての物価高騰による経費増が懸念される。				
3	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	安定した資金計画の確立（内部留保財源の確保）	① 当期純利益の黒字基調	△10,744千円	当期純利益の黒字基調	当期純利益の黒字基調
		② 繰越運転資金約3億円	3億4千万円	繰越運転資金2.5億円	繰越運転資金2.5億円
取組内容	数年前から「安全操業を継続するための収入の確保」をテーマに運営委員会等で協議し、段階的に料金の改定を実施し収入増を図っている。令和6年度から令和10年度までの第6次経営計画の策定にあたり、令和6年度から石油、ガス共にさらに料金の改定を実施し収入の確保を図っている。				
課題	カーボンニュートラルの推進やエネルギーの多様化による石油類の需要の減少はさらに続くと思われる。料金改定による収入増はある程度効果はあるものの、それ以上需要が減少すれば安全操業の継続は難しくなる。現在の出荷量に頼る料金体系の見直しや今後の長期的な基地のあり方について検討する必要がある。				
4	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	安全性・利便性の高い基地の実現	① 危機管理体制の確実な運用	実施	危機管理体制の確実な運用	危機管理体制の確実な運用
		② 防災対策の充実	実施	防災対策の充実	防災対策の充実
		③ 設備・機器の計画的な修繕及び更新	実施	設備・機器の計画的な修繕及び更新	設備・機器の計画的な修繕及び更新
取組内容	施設設備の日常点検、月次点検、年次点検を確実に実施し早期の異常発見に努める。またタンクの法定開放検査についても確実に実施する。石油防災訓練、津波対策避難訓練、LPG防災訓練等を実施する。				
課題	設備の老朽化による修繕工事等予算外の工事が発生している。令和5年度は防油堤内部の配管の腐食による配管取替工事など緊急度の高い高額な工事も発生している。限られた予算の中での老朽化対策による費用の増加が懸念される。また、非常用発電機や他基地で使われている出荷システム（ハッチ管理システム）等的高額な設備設置の検討も必要となっている。				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	2		1	1	2		1	1	2		1	1
非常勤	9	1	1	7	9	1	1	6	9	1	1	6
計	11	1	1	8	11	1	2	7	11	1	2	7

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	2	2			2	2			2	2		
	一般職	8	4		4	8	4		4	8	5		3
	小計	10	6		4	10	6		4	10	7		3
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職									3			3
	小計									3			3
計		10	6		4	10	6		4	13	7		6

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和4年度 人

令和5年度 人

令和6年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
		常勤	管理職					1
	プロパー					1	1	2
	県派遣							
	県OB							
	その他							
	一般職				3	2	3	8
	プロパー				3	2		5
	県派遣							
	県OB							
	その他						3	3
	計				3	3	4	10

法人説明欄

〔役員数の状況について〕

常勤役員は専務取締役（岩手県OB）、常勤監査役（釜石市OB）。非常勤役員の取締役は県現職2名、釜石市1名、株主元売4名、監査役は地方銀行から2名（うち1名は県OB）。役員数は11名で構成されている。
非常勤職員3名増は、昨年度までは宿直業務をシガ-人材センターに委託していたが、労働時間等の問題により人員増または直接雇用の要請があったため直接雇用とした。

〔県の関与の状況について〕

代表取締役社長に副知事、取締役に商工労働観光部長、常勤の代表取締役専務に県OB。監査役に県OB。

〔職員の年齢構成について〕

職員10名のうち3名は定年後の再雇用者。その内2名は65歳を超える者となっている。

IV 財務の状況

【その他株式会社】

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
資産	1,331,735	1,294,677	1,240,075	▲ 54,602	
流動資産	369,377	386,284	349,322	▲ 36,962	
うち現預金	326,589	346,120	300,658	▲ 45,462	
うち有価証券	0	0	0	0	
固定資産	962,358	908,393	890,753	▲ 17,640	
有形固定資産	962,218	905,995	866,752	▲ 39,243	
無形固定資産	0	0	19,312	19,312	
投資その他の資産	140	2,398	4,689	2,291	
うち投資有価証券	0	0	0	0	
負債	515,255	505,749	461,891	▲ 43,858	
流動負債	59,921	46,306	75,932	29,626	
うち有利子負債	45,000	30,000	60,000	30,000	
固定負債	455,334	459,443	385,959	▲ 73,484	
うち有利子負債	180,000	150,000	90,000	▲ 60,000	
純資産	816,480	788,928	778,184	▲ 10,744	
資本金	720,000	720,000	720,000	0	
利益剰余金	96,480	68,928	58,184	▲ 10,744	
うち繰越利益剰余金	96,480	68,928	58,184	▲ 10,744	
評価・換算差額等	0	0	0	0	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
売上高	190,223	183,627	190,519	6,892	
売上原価	0	0	0	0	
売上総利益	190,223	183,627	190,519	6,892	
販売費及び一般管理費	197,244	217,413	206,228	▲ 11,185	
うち人件費	60,372	58,374	61,654	3,280	
営業利益	▲ 7,021	▲ 33,786	▲ 15,709	18,077	
営業外収益	10,907	9,977	9,583	▲ 394	
営業外費用	4,192	3,463	2,742	▲ 721	
うち支払利息	4,192	3,463	2,742	▲ 721	
経常利益	▲ 306	▲ 27,272	▲ 8,868	18,404	
特別利益	0	0	0	0	
特別損失	708	48	3,864	3,816	
税引前当期純利益	▲ 1,014	▲ 27,320	▲ 12,732	14,588	
法人税、住民税及び事業税	303	5,145	303	▲ 4,842	
法人税等調整額	3,521	▲ 4,913	▲ 2,291	2,622	
当期純利益	▲ 4,838	▲ 27,552	▲ 10,744	16,808	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	内容
長期貸付金残高	0	0	0	0	
短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
損失補償(残高)	0	0	0	0	
補助金(運営費)	0	0	0	0	
補助金(事業費)	0	0	0	0	
委託料(指定管理料除く)	0	0	0	0	
指定管理料	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
自己資本比率(%)	61.3	60.9	62.8	1.9	=自己資本/総資産×100
流動比率(%)	616.4	834.2	460.0	▲ 374.2	=流動資産/流動負債×100
有利子負債依存度(%)	16.9	2.3	7.3	5.0	=有利子負債/総資産×100
売上高対販管費比率(%)	103.7	118.4	108.2	▲ 10.2	=販管費/売上高×100
人件費比率(%)	30.6	26.8	29.9	3.1	=人件費/販管費×100
総資本経常利益率(%)	▲ 0.0	▲ 2.1	▲ 0.7	1.4	=経常利益/総資本×100
総資本回転率(回)	0.1	0.1	0.2	0.1	=売上高/総資本
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
財務評価	B	B	B		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

【貸借対照表・損益計算書について】

短期負債を資産で賄っており短期的には健全性が保たれているが、長期的には出荷減に伴う売上高の減少や設備老朽化による修繕費の増加により厳しい状況になっている。売上単価の値上等により改善を図るが、安全操業を継続するための収支均衡が課題となる。

【県の財政的関与について】

資本金2億5千万円(34.7%)を出資

【財務指標・財務評価について】

B評価となっているが、自己資本比率や流動比率が良く健全な経営基調にあり、借入金返済能力は短期的には安定している。長期借入金は令和9年3月で完済予定。

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	釜石湾口防波堤の恩恵により、タンカー荷役作業の安全性や適正な流通量が確保され、また、高規格道路の整備によりローリー配送の安全性及び効率化が図られ、県内の石油類の安定供給の一翼を担っている。しかし、カーボンニュートラル等社会情勢に伴う需要の減少や老朽化による設備の修繕費等の経費増により収支の状況は悪化しているため、利用する元売会社と連携をとり、安定供給及び安全操業を継続するための収入確保について協議を続けている。
所管部局	当該法人の出荷数量は、石油類、ガス類とも県内販売数量の一定程度の割合を占めていること、東日本大震災津波により当該法人の施設が被災したにも関わらず、早くから県有施設等への供給を行った実績があることから、県内の石油類の安定供給に重要な役割を果たしていると考えられる。 今後、カーボンニュートラルやGXの推進により石油類の需要が減少していくと考えられるが、当面は、一定数量の石油類の安定供給が必要であり、存続していく必要があると考える。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	県内の石油類のエネルギーは、釜石の他に盛岡、仙台、八戸の民間の石油基地から供給されている。県内だけを見ると盛岡基地ではLPGを取り扱っていない、鉄道による入荷など役割の相違がある。弊社は臨海部の立地条件によりタンカーで大量入荷できることから、県内の安定供給に重要な役割を果たしている。また、東日本大震災の折には基地の復旧作業を行いながら、県と連携し数日後には緊急的な石油出荷による支援活動を継続的に進め復旧の一翼を担った。
所管部局	当該法人に代わる事業実施主体として、石油元売会社の共同又は単独による方法が挙げられるが、単独ではコスト面が難しく、共同の場合は石油元売各社が競合関係にあるため、施設の利用料に係る価格調整等の役割を果たすことはできない。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	65歳の定年延長及び70歳までの就業機会確保を採用し、高齢者の有効活用を行うとともに、計画的な新規採用及び資格取得や訓練の実施により業務の効率化を図っている。また、1年単位の變形労働制を有効に活用し労働時間を適正に管理するとともに、休暇の取得推進等働き方改革に取り組み職場環境の改善に努めている。
所管部局	社員を外部研修や各種講習会等に派遣し、人材育成に努めている。 また、社員の高齢化が進んでいる中、計画的な新規採用にも取り組んでおり、さらに効率的で持続可能な組織体制を維持できるよう期待する。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	事務処理・会計処理その他コンプライアンスについて、会計監査人の定期的な監査及び監査役会の業務監査により適正に管理されコンプライアンス上の問題は生じていない。また、幹部会や保全会議の定期的な開催並びに毎日の朝礼やラジオ体操で日常の法令順守や情報管理、会計処理の適正確保、健康管理、安全教育等、問題が生じないよう意思の統一、情報共有を図っている。
所管部局	事務処理・会計処理その他コンプライアンスについて、外部からの監査により適正に管理されていると認められる。 また、幹部会や保全会議の定期的な開催や毎日の朝礼による意思の統一、情報共有などは、独自の取組として評価できる。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	県内石油類の安定供給という社会的使命については貢献していると言えるが、カーボンニュートラルの推進やエネルギーの多様化等による石油類の需要減少は避けられない状況となっており、それに伴う収入減や施設設備の老朽化による経費増もあり厳しい経営状況が続いている。 数年前から「安全操業を継続するための収入確保」をテーマに利用元売との運営委員会の場で協議を続け、段階的な料金改定を行うなど経営改善に努めている。
所管部局	令和5年度に引き続き、令和6年度も石油通油料金及びLPG寄託料金の価格改定を行うなど経営健全化に取り組んでいるが、GXやカーボンニュートラルの推進等により今後も需要が減少していくことが予想されることから、現在の従量料金体系の見直しを元売各社と検討する必要があると考える。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	※県の人的関与・財政的関与（貸付金・損失補償・補助金（運営費））はなし
------	-------------------------------------

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	基本的な情報については、ホームページ上で情報公開している。
所管部局	これまで法人の基本的情報については、ホームページで公開してきたところであるが、今年度、新たに定款と役員名簿の掲載を追加するなど、情報公開を進めている。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年度の財務状況は、当期純利益は▲10,744千円と赤字が継続し、利益剰余金は58,184千円まで減少しており、経営改善目標の達成率も低調であることから、今後の経営改善に向けて、目標達成率の改善又は目標の見直し、赤字縮小又は黒字化に取り組む必要があります。
所管部局	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、経営改善に向けた取組に積極的に関与する必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和4年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 現行の中期経営計画（R1～R4）について令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。この総合結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標等の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な行程などの検討を十分に行い、令和4年度に策定する次期中期経営計画（R5～R8）に反映させる必要があります。	実施済	R1～R5の中期経営計画では、経費の節減は達成されたものの新型コロナウイルスやカーボンニュートラルの影響により出荷減となり収入も落ち込んだ。それを踏まえR5～R8の中期経営計画を策定するにあたり出荷減を想定し目標値を設定しているが、健全な基地運営のためには適正な収入の確保が必要となる。そのため、各元売との運営委員会等で現在の料金体系の見直しを検討することとしている。	令和5年3月
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	GXやカーボンニュートラルの推進に伴い、石油類の取扱量が減少すると想定されることから、人件費の上昇抑制や経費の適正執行を行うなどして、黒字基調となるような中期経営計画（R4～R8）の策定を行った。	令和5年3月

【令和5年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。	実施済	第5次経営計画（令和元年度から令和5年度）の課題を踏まえ、第6次経営計画（令和6年度から令和10年度）を策定するにあたり、運営委員会等で協議を重ね、令和6年3月の第223回取締役会において承認を受けております。その内容を「県出資等法人に係る中期経営計画書（令和5年度～令和8年度）」に反映させています。基本的には、社会情勢等による出荷減に伴う収入減、法定開放検査や設備老朽化等に伴う経費増による収支状況を改善させるため、料金設定の見直し等、安全操業を継続するための収入確保について改善を図っています。	令和6年3月
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した事項について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。	実施済	中期経営計画見直しの際には、正確な現状把握を行うなど、積極的な関与を行った。	令和6年3月

No. 15 岩手県土地開発公社

I 法人の概要

1 基本情報

令和6年7月1日現在

法人の名称	岩手県土地開発公社		所管部局 室・課等	商工労働観光部 商工企画室		
設立の根拠法令	公有地の拡大の推進に関する法律		代表者 職・氏名	理事長 千葉 義郎		
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	昭和48年3月31日		事務所の所在地	〒020-0062 岩手県盛岡市長田町6番2号		
			電話番号	019-652-1110		
			HPアドレス	http://www.iwate-tik.or.jp/		
資(基)本金等	30,000,000 円		うち県の出資等 ・割合	30,000,000 円	100.0%	
設立目的	公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与すること。					
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 起業者(国、県、市町村等)が実施する公共事業に必要な土地(道路、河川、公共施設等)の取得、造成等を行うこと。 2 起業者(国、県、市町村等)からの委託に基づき、土地の取得に関する業務(交渉及び契約、測量、調査等)を行うこと。 3 公社が保有する工業団地及び宅地を分譲すること。 					
常勤役員の状況	合計	1名	うち県現職	0名	うち県OB	1名
	平均年収 ※	非公表 千円	平均年齢 ※	61.0 才	※令和5年度実績	
常勤職員の状況	合計	4名	うち県派遣	1名	うち県OB	0名
	平均年収 ※	7,462 千円	平均年齢 ※	54.0 才	※令和5年度実績	

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	国、県、市町村の土地利用ニーズに応じた用地取得、造成、あっせん等事業を実施する。
2	本県の産業振興を図るために整備した工業団地を分譲する。

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

市町村土地開発公社が類似の団体となるが、第三セクター等の抜本的改革により、県内では1社のみが現存しているものの休眠状態にあるため、事実上、当法人が唯一の土地開発公社となり、代替性はない。

(2) 県直営との比較(機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み)について

公有地取得事業や土地造成事業には、用地業務に関する高度な専門知識と豊富な経験が必要であり、それらを有する人材を有し、事業量に応じた体制とできる当法人には優位性がある。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行うこと(「公有地の拡大の推進に関する法律」(昭和47年法律第66号)第10条第1項)を目的として、県100%の出資により設立されている法人であることから、県は、本法人が展開する事業について、より効果的なものとなるよう連携・協働を強化し、法人の長所、強みを発揮することにより、効果的な施策推進を目指す。

II 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	公有地取得事業及びあっせん等事業の実施	① 実施事業5件	7件	実施事業5件	実施事業4件
取組内容	健全な経営を維持していくため、国、県、市町村への訪問等により事業予定を把握の上、積極的な営業活動を行いながら事業量の確保を図っている。 令和5年度においては、国から一関遊水地事業地役権設定業務及び一般国道4号改築関係（金ヶ崎拡幅・北上花巻道路）の用地先行取得業務を、金ヶ崎町から岩手中部工業団地内第一事業区整備事業の造成等業務を、花巻市から花南産業団地B工区の用地取得等業務をそれぞれ受託した。				
課題	関係機関等への営業活動を通じ、現在は一定の事業量を確保できているが、今後も安定的かつ継続的に受託できるよう、これまで以上に積極的な営業活動を行っていく必要がある。				
2	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	工業団地の分譲促進	① 販売面積2.7ha程度	0.3ha	販売面積3.8ha程度	販売面積3.2ha程度
取組内容	新型コロナウイルス感染症の法的位置付けが季節性インフルエンザと同じ5類となり、県（商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室）や工業団地が所在する自治体と連携しながら、関心を示す企業に対してポイントを絞った営業活動を展開している。 令和5年度においては、花巻第一工業団地テクノパークの0.3haを分譲したが、花巻第二工業団地及び二戸地区拠点工業団地で見込んでいた計2.4haについては、1社が建設資材高騰の影響から銀行の融資を受けることができず、また、もう1社は工場増設の検討を継続することとなり、分譲には至らなかった。				
課題	将来的な半導体需要の拡大や2024年問題への対応として物流施設の整備が活発化することが見込まれる中、県等との連携を図りながら、継続的かつ積極的な情報収集と適時適切な営業活動を展開していく必要がある。				

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	市町村訪問（受託事業の確保に向けて）	① 訪問10市町村	10市町村	訪問7市町村	訪問7市町村
取組内容	これまでの経緯や各種メディアによる情報を通じ、工業団地や産業団地の整備が見込まれる内陸の市町を中心に訪問し、トップセールスを実施した。				
課題	令和6年度以降においては、5年度の結果も踏まえ、可能性の高い市町に絞って適時適切な営業活動を展開し、確実に受託事業の確保を図る必要がある。				
2	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	職員の能力向上（専門研修への参加）	① 研修参加5回	14回	研修参加5回	研修参加5回
取組内容	全国都道府県土地開発公社連絡協議会や東北地区用地対策連絡協議会が主催する研修への参加などにより、他団体職員と交流しながら、事例検討等を通じて職員の能力向上を図っている。				
課題	なし				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	1		1		1		1		1		1	
非常勤	7	3		4	7	3		4	7	3		4
計	8	3	1	4	8	3	1	4	8	3	1	4

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		令和4年度				令和5年度				令和6年度						
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他			
常勤	管理職 (役員兼務)					1	1			1	1					
	一般職	5	3	2		3	2	1		3	2	1				
	小計	5	3	2		4	3	1		4	3	1				
非常勤	管理職 (役員兼務)	4	/	/	4	3	/	/	3	3	/	/	3			
	一般職	18	/	/	9	9	/	/	4	5	/	/	2	4		
	小計	22	/	/	13	9	/	/	7	5	/	/	5	4		
計		27	3	2	13	9	16	3	1	7	5	13	3	1	5	4

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和4年度 人

令和5年度 人

令和6年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
		常勤	管理職					1
	プロパー					1		1
	県派遣							
	県OB							
	その他							
	一般職					3		3
	プロパー					2		2
	県派遣					1		1
	県OB							
	その他							
	計					4		4

法人説明欄

〔役員数の状況について〕

国土交通省から受託する業務量の減少に伴い、非常勤職員が減少している。

〔県の関与の状況について〕

県から用地職員の派遣を受けている。なお、平成26年度以降は2名であったが、令和5年度からは上記の理由により1名となっている。

〔職員の年齢構成について〕

プロパー職員、県派遣職員ともに50代となっており、若手・中堅層がない状況にある。

IV 財務の状況

【土地公】

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
資産	19,818,618	24,163,617	19,835,797	▲ 4,327,820	
流動資産	11,626,731	15,939,593	12,503,785	▲ 3,435,808	
うち現預金	290,212	517,212	286,591	▲ 230,621	
うち有価証券	0	0	0	0	
固定資産	8,191,887	8,224,024	7,332,012	▲ 892,012	
有形固定資産	21,957	19,659	19,231	▲ 428	
無形固定資産	705	100	100	0	
投資その他の資産	8,169,225	8,204,265	7,312,681	▲ 891,584	
うち投資有価証券	8,151,916	8,189,916	7,301,216	▲ 888,700	
負債	10,356,626	14,617,122	11,397,637	▲ 3,219,485	
流動負債	343,920	950,544	979,394	28,850	
うち有利子負債	83,119	292,679	657,766	365,087	
固定負債	10,012,706	13,666,578	10,418,243	▲ 3,248,335	
うち有利子負債	9,967,353	13,597,556	10,370,018	▲ 3,227,538	
資本	9,461,992	9,546,495	8,438,160	▲ 1,108,335	
資本金	30,000	30,000	30,000	0	
準備金	9,431,992	9,516,495	9,002,610	▲ 513,885	
評価・換算差額等	0	0	▲ 594,450	▲ 594,450	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
事業収益	884,456	3,329,451	5,309,506	1,980,055	
事業原価	835,496	3,283,591	5,305,722	2,022,131	
事業総利益	48,960	45,860	3,784	▲ 42,076	
販売費及び一般管理費	44,754	60,872	84,428	23,556	
うち人件費	20,930	30,290	52,763	22,473	
うち支払利息	0	0	0	0	
事業利益	4,206	▲ 15,012	▲ 80,644	▲ 65,632	
事業外収益	98,583	99,515	97,849	▲ 1,666	
事業外費用	1	0	0	0	
経常利益	102,788	84,503	17,205	▲ 67,298	
経常外収益	0	0	0	0	
経常外費用	0	0	0	0	
特別損失	0	0	531,090	531,090	
当期純利益	102,788	84,503	▲ 513,885	▲ 598,388	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	内容
長期貸付金残高	0	0	0	0	
短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
損失補償(残高)	0	0	0	0	
補助金(運営費)	0	0	0	0	
補助金(事業費)	0	0	0	0	
委託料(指定管理料除く)	0	0	0	0	
指定管理料	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
自己資本比率(%)	47.7	39.5	42.5	3.0	=資本/総資産×100
流動比率(%)	3,380.6	1,676.9	1,276.7	▲ 400.2	=流動資産/流動負債×100
有利子負債依存度(%)	50.7	57.5	55.6	▲ 1.9	=有利子負債/総資産×100
売上高対販管費比率(%)	5.0	1.8	1.6	▲ 0.2	=販管費/売上高×100
人件費比率(%)	46.7	49.8	62.5	12.7	=人件費/販管費×100
独立採算度(%)	111.6	102.5	100.3	▲ 2.2	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
総資本経常利益率(%)	0.5	0.3	0.1	▲ 0.2	=経常利益/総資本×100
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
財務評価	A	A	B		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)

*財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

〔貸借対照表・損益計算書について〕

貸借対照表：公有地取得事業における一閑遊水地事業地役権設定業務等の引渡し実施により資産が減少し、それに合わせて有利子負債も減少した。また、満期保有を目的とする有価証券の一部売却とそれに伴う時価評価の結果、資本が大きく減少した。
 損益計算書：公有地取得事業の主力である一閑遊水地事業地役権設定業務が終盤を迎えた一方、利益率の高い土地造成事業が低調となったことなどにより事業損失が増加したことに加え、岩手県への寄附に伴う特別損失を計上した結果、15年振りの赤字となった。

〔県の財政的関与について〕

県の財政的関与は受けていない。

〔財務指標・財務評価について〕

上記損益計算書で述べた結果として、独立採算度及び総資本経常利益率が低下するとともに、受託料で賄い切れない人件費は販管費で対応したことが読み取れるが、財務指標に問題はない。また、令和6年度には再び黒字を計上する見込みである。

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	保有工業団地の分譲によって産業集積を支援するとともに、市町村における新規工業・産業団地整備事業を受託することにより、県の産業振興施策の一翼を担っている。また、国の道路改築事業における用地先行取得業務を受託し、交通インフラ整備促進の一翼も担っている。令和4年度において、久慈地区拠点工業団地に立地する工場の増設を目的とする分譲申込みがあったことから、希望に沿った造成を進めるほか、コロナ禍後の経済動向に対応した企業訪問にも取り組むなど、引き続き県施策の推進に寄与できるよう努める。
所管部局	当該法人は公有地の拡大の推進に関する法律に基づく法人であり、法の理念や県の施策推進において法人の果たすべき役割や事業実績に即した評価となっている。また、過去の実績や、最近の企業動向等を踏まえた事業目標及び目標値を設定している。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	工業・産業団地の造成・分譲と宅地の分譲については、民間企業でも実施可能であるが、土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく公共事業用地の先行取得や用地取得等を行うことができ、また、地権者が土地等を売却して得た譲渡所得に係る所得税控除の特例（1,500万円）を受けることが認められているなど、民間企業とは異なる性質・役割等を持っている。
所管部局	当法人は、地方公共団体等の依頼に基づく公共事業用地の先行取得及び用地取得を行うことができ、他の民間団体との代替性はない。また、本県においては、国、市町村等各団体から継続的に業務委託の要請がある状況であり、当法人が唯一にその役割を果たしている。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	公有地の拡大の推進に関する法律並びに定款及び業務方法書の下、事業計画に定めた基本方針を職員に周知の上、毎年度の運営計画及び公有地取得事業等の個別計画に従って活動している。 また、幹部会議を毎月実施し、課題等の情報共有や理事長指示事項の徹底、取組状況の確認等を行うとともに、事務局会議を定期的に行い、各課の進捗管理や課題に対応しており、従来にも増して業務の適切かつ効率的な執行が図られた。 なお、職員のワークライフバランスの実現に向け、働き方改革関連法に沿った取組を的確に進めるとともに、盛岡商工会議所と連携した健康経営支援プログラムによる職員の健康増進にも取り組んでいる。
所管部局	業務の積み重ねとともに、職員の能力やモチベーションの向上を目的に各種研修への参加を促進し、技術やノウハウの蓄積が図られている。加えて、組織的に事業進捗管理が徹底されており、これらを基に用地・造成業務を行う専門的団体として本県経済の発展等に寄与している。 また、健康経営の視点を取り入れるなど、職員の活力向上や組織の活性化に取り組んでいる。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	倫理規程、コンプライアンスマニュアル、パワーハラスメントの防止措置に関する要領等を定め、職員への周知徹底を図っているほか、保有工業団地及び当該団地に隣接する道路や水路等における被害状況調査及び応急対策の実施を委託することによって経営に関する諸リスクを管理するとともに、リスクが発現した場合には、その程度や事案に応じて県の支援も得ながら適切に対処することを基本としている。
所管部局	倫理規程、コンプライアンスマニュアル等リスク管理に必要な諸規程を適切に備えるとともに、リスクが発現した場合には、県と連携しながら適切に対応している。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	事業の確保による収益の増大に向け、経営トップを始めとする積極的な営業活動を展開するとともに、経費節減のため、業務量に見合った人員体制の不断の見直しや業務の効率化などに取り組んでいる。 また、新規事業の受託態勢の維持・強化のため、研修などを通じて職員のスキルアップを図り、用地・造成業務部門の専門集団としてのレベルを高めている。
所管部局	法人の保有する重要な経営資源である人材の育成に継続的に取り組むことで業務の質が担保され、また、法人の業務内容や保有する工業団地、宅地の情報等を公開することにより、さらなる業務の確保につながっている。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	現在、法人の健全経営の観点からプロパー（正規）職員の新規雇用を認めておらず、一方で法人に対する事業要請があることから、公有地取得事業、あっせん等事業を着実に推進するため、代替的に県から用地担当職員（1名）を派遣している。 なお、派遣職員の給与は法人において負担しており、過度な関与とはなっていないもの。
------	--

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	県が制定した「出資法人の保有する情報の公表に関する要綱」第3に定める特別法人に係る対象資料については、全てホームページにより公開している。
所管部局	「出資法人の保有する情報の公表に関する要綱」に定める公開すべき情報について、法人ホームページ及び県ホームページ（運営評価のページ）により全て公開している。 また、求める資料にアクセスしやすく整理・公開されているほか、資料内容が確定次第速やかに公開するなど適時、適切に情報を公開している。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年度の財務状況について、県への寄附に伴う特別損失により当期純利益は▲513,885千円を計上したものの、資本は8,438,160千円となっており、経営改善目標の達成率も好調を維持していますが、経営が安定的に継続するよう、環境の変化などによる新たな課題がないか把握した上で、必要な対応をしていく必要があります。
所管部局	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、積極的に関与する必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和4年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 現行の中期経営計画（R1～R4）について令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。この評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標等の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分に行い、令和4年度に策定する次期中期経営計画（R5～R8）に反映する必要があります。	実施済	令和元年度以降の2つの事業目標については、当社の存在意義に関わるものであり、令和5年度からの中期経営計画においても設定の上、引き続きその達成を目指すこととした。 一方、経営改善目標のうち情報提供の改善については、これに替えて「市町村訪問（受託事業の確保に向けて）」を設定するとともに、職員能力の向上については、把握が困難な専門書による知識の習得の部分を削除した。	R4年度
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う担当部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	事業目標の目標数値を見直すとともに、経営改善目標については、受託事業を確保するための市町村訪問及び職員の能力向上のための専門研修への参加を設定し、県施策推進における法人の役割が果たせるよう中期計画計画（R5～R8）の策定を行った。	R4年度

【令和5年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び取支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。 なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。	実施済	現行の中期経営計画について、策定から1年後の時点修正を行う際にポストコロナの観点からも検討を行ったところであるが、既にコロナ以前の取組に戻っており、改めて修正すべき点は特にはないものと判断した。 なお、計画策定時からの状況の変化を反映したものととして、岩手県への寄附に伴う特別損失の計上により15年振りの赤字決算となる見込みであることを記載した上、これまでに蓄積した内部留保資金を収益性の高いプロパー事業に投入して有効活用を図ることが困難となっている実情を追記した。	R5年度
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	工業団地の分譲促進については、令和5年度において目標達成に至らなかったものの、早期の分譲に向け、所管部局や関係市町村と法人とが連携を密にして取り組んでいるところである。 今後とも、事業目標の達成等を通じて県施策推進における法人の役割が果たされるよう、関係部局、関係市町村等との情報共有を図りながら、法人への指導・助言を継続するなど、積極的に関与していく。	R5年度

No. 16 岩手県信用保証協会

I 法人の概要

1 基本情報

令和6年7月1日現在

法人の名称	岩手県信用保証協会		所管部局 室・課等	商工労働観光部 経営支援課		
設立の根拠法令	信用保証協会法		代表者 職・氏名	会長 南 敏幸		
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	昭和23年10月27日		事務所の所在地	〒020-0062 岩手県盛岡市長田町6番2号		
			電話番号	019-654-1500		
			HPアドレス	http://www.cgc-iwate.jp/		
資(基)本金等	9,507,431千円		うち県の出資等 ・割合	5,286,083千円	55.6%	
設立目的	中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。					
事業内容	(定款抜粋) 1 中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付け又は手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証 2 銀行その他の金融機関が株式会社日本政策金融公庫の委託を受けて中小企業者等に対する貸付けを行った場合、当該金融機関が中小企業者等の当該借入れによる債務を保証することとなる場合におけるその保証をしたこととなる債務の保証 3 中小企業者が発行する社債のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証 4 前各号の掲げる業務に付随し、本協会の目的を達するために必要な業務					
常勤役員の状況	合計	4名	うち県現職	0名	うち県OB	2名
	平均年収	8,837千円	平均年齢	62.8才	※令和5年度実績	
常勤職員の状況	合計	82名	うち県派遣	0名	うち県OB	0名
	平均年収	5,684千円	平均年齢	41.8才	※令和5年度実績	

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	中小企業者等の経営の安定及び事業の成長に資する貸付に係る債務の保証
2	被災中小企業者の事業再開及び経営の安定化に必要な貸付に係る債務の保証

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

岩手県信用保証協会は、信用保証協会法に基づき設立された認可法人であり、岩手県内において類似した事業を行っている団体はありません。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

信用保証協会は、信用保証協会法に基づき保証業務を行う法人として制度化されたものです。このことから、保証業務は県が直営で行う性質のものではありません。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は、岩手県内において中小企業者等に対する信用保証業務を行っている唯一の公的団体であり、中小企業者等に対する金融の円滑化に寄与していることから、県は、中小企業者向け融資制度の実施等を通じて、本法人が実施する業務がより効果を発揮するよう、引き続き連携・協働を図っていきます。

II 役職員の状況

1 役員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	4		2	2	5		2	3	4		2	2
非常勤	13	1		12	13	1		12	13	1		12
計	17	1	2	14	18	1	2	15	17	1	2	14

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	17	16	1		16	16			16	16		
	一般職	68	46		22	66	45		21	66	46		20
	小計	85	62	1	22	82	61		21	82	62		20
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職												
	小計												
計		85	62	1	22	82	61		21	82	62		20

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和4年度 人 令和5年度 人 令和6年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
		常勤	管理職				9	7
	プロパー				9	7		16
	県派遣							
	県OB							
	その他							
	一般職		19	22	8	8	9	66
	プロパー		19	20	4	3		46
	県派遣							
	県OB							
	その他			2	4	5	9	20
	計		19	22	17	15	9	82

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕
 プロパー R6.3月末役員1名退職、R5.10末、R6.3月末、R6.5月末一般職1名ずつ退職、R6.4月4名一般職新卒採用（前年比+1）、
 R6.1月一般職1名採用
 その他 R6.3月末3名退職、R6.4月2名採用

〔県の関与の状況について〕
 関与なし

〔職員の年齢構成について〕
 プロパーの若手・中堅層が厚い。

Ⅲ 財務の状況

【信用保証協会】

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)
現預金	4,986,103	5,768,832	4,960,359	▲ 808,473
金銭信託	0	0	0	0
有価証券	36,014,766	35,830,939	35,697,008	▲ 133,931
動産・不動産	928,122	904,755	883,743	▲ 21,012
損失補償金見返	1,868,410	1,962,979	2,049,422	86,443
保証債務見返	365,932,474	346,304,106	307,533,169	▲ 38,770,937
求償権	1,087,227	584,998	1,394,981	809,983
譲渡債権	0	0	0	0
雑勘定	770,150	731,555	687,318	▲ 44,237
合計	411,587,252	392,088,164	353,206,000	▲ 38,882,164
貸借対照表				
基本財産	22,795,843	23,379,588	23,924,901	545,313
基金	9,507,431	9,507,431	9,507,431	0
基金準備金	13,288,412	13,872,158	14,417,470	545,312
制度改革促進基金	0	0	0	0
収支差額変動準備金	7,947,000	8,436,467	8,980,466	543,999
責任準備金	2,205,372	2,227,557	2,052,593	▲ 174,964
求償権償却準備金	186,679	173,654	306,377	132,723
退職給与引当金	508,478	468,287	488,976	20,689
損失補償金	1,868,410	1,962,979	2,049,422	86,443
保証債務	365,932,474	346,304,106	307,533,169	▲ 38,770,937
求償権補てん金	0	0	0	0
借入金	0	0	0	0
雑勘定	10,142,996	9,135,526	7,870,096	▲ 1,265,430
合計	411,587,252	392,088,164	353,206,000	▲ 38,882,164

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)
経常収入	3,848,059	3,685,347	3,643,400	▲ 41,947
経常支出	2,447,243	2,517,008	2,407,439	▲ 109,569
うち人件費	566,797	583,256	586,815	3,559
うち支払利息	0	0	0	0
経常収支差額	1,400,816	1,168,339	1,235,961	67,622
経常外収入	3,584,579	4,679,651	5,438,483	758,832
経常外支出	3,664,336	4,682,244	5,585,132	902,888
経常外収支差額	▲ 79,757	▲ 2,593	▲ 146,649	▲ 144,056
制度改革促進基金取崩額	0	0	0	0
収支差額変動準備金取崩額	0	0	0	0
当期収支差額	1,321,059	1,165,746	1,089,312	▲ 76,434

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	内容
長期貸付金残高	0	0	0	0	
短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
短期貸付金実績(事業資金)	10,275,649	11,186,819	11,694,250	507,431	
損失補償(残高)	1,868,410	1,962,979	2,049,422	86,443	
補助金(運営費)	0	0	0	0	
補助金(事業費)	1,139,174	705,711	821,546	115,835	保証料補給及び事務補助金等
委託料(指定管理料除く)	0	0	0	0	
指定管理料	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
自己資本比率(%)	7.5	8.1	9.3	1.2	= (基本財産+制度改革促進基金+収支差額変動準備金) / 総資産 × 100
流動比率(%)	-	-	-	-	= 流動資産 / 流動負債 × 100
有利子負債依存度(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	= 有利子負債 / 総資産 × 100
売上高対販管費比率(%)	24.0	28.3	28.1	▲ 0.2	= 販管費 / 売上高 × 100
人件費比率(%)	61.3	55.9	57.4	1.5	= 人件費 / 販管費 × 100
独立採算度(%)	121.6	116.2	113.6	▲ 2.6	= (経常・経常外収入-補助金【運営費】) / (経常・経常外支出) × 100
総資本経常利益率(%)	0.3	0.3	0.3	0.1	= 経常収支差額 / 総資本 × 100

法人説明欄

【貸借対照表・収支計算書について】
 令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことで県内経済の回復基調となり、県伴走資金の借換需要が高まったことから、保証承諾金額は051億2,500万円余で前期比132.6%と前年を上回った。一方で、コロナ禍の経済不安から借入していた企業からの返済が進んだことで保証債務残高は、3,075億3,300万円余で前期比94.9%と前年を下回った。保証債務平均残高の減少に伴う保証料収入の減少により、経常収入は、36億4,300万円余で前期比98.9%と前年を下回った。一方、代位弁済の増加に伴う求償権補填金戻入の増加により、経常外収入は、54億3,800万円余で前期比116.2%と前年を上回ったが、求償権償却等の経常外支出の増加により経常外収支差額は△1億4,700万円余と前年比を下回った。
 短期貸付金実績(事業資金)は前年より増加し、5億700万円余で前期比104.5%と前年を上回った。
 長期化したコロナ禍の影響で、資金繰り回復に時間を要している県内企業は依然多く、低利、低保証料率である県単融資制度利用者が増加していることから、損失補償(残高)は20億4,900万円余で前期比104.4%と前年を上回った。
 【財務指標について】
 当期収支差額の減少に伴い、独立採算度は113.6%と前年に比べ、2.6ポイント減少した。

IV 統括部署（総務部）の総合評価

【経営状況等について】
法人に対する出資割合は55.6%と50%を超えていますが、法律に基づき国の機関による常例検査が実施され、経営状況等が厳しく検証されていることから、県としては、経営状況の把握をしながら、必要な指導・監督を行っていくこととしています。
財務の状況は、総資本が38,882,164千円減少しましたが、これは保証債務が38,770,937千円減少したことなどによるものです。

No. 17 株式会社盛岡地域交流センター

I 法人の概要

1 基本情報

令和6年7月1日現在

法人の名称	株式会社盛岡地域交流センター		所管部局 室・課等	商工労働観光部 ものづくり自動車産業振興室		
設立の根拠法令	会社法		代表者 職・氏名	代表取締役社長 内館 茂		
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	平成4年2月20日		事務所の所在地	〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通2-9-1		
			電話番号	019-621-5000		
			HPアドレス	https://www.malios.co.jp/		
資(基)本金等	2,600,000,000円		うち県の出資等 ・割合	611,000,000円 23.5%		
設立目的	北上川流域テクノポリス開発計画に基づく「テクノポリス・サポートコア」、盛岡市が計画した「高度情報センター」及び「業務・サービス施設」を一体的に整備運営し、新都市拠点の構築と本県産業の振興に資する。					
事業内容	1 不動産の賃貸及び管理 2 情報交流の促進並びに産業振興のための会議施設等の運営及び管理 3 情報交流の促進並びに産業振興のための各種催事、展示会等の企画運営					
常勤役員の状況	合計	4名	うち県現職	0名	うち県OB	1名
	平均年収 ※	≪非公表≫千円	平均年齢 ※	62.8才	※令和5年度実績	
常勤職員の状況	合計	14名	うち県派遣	0名	うち県OB	0名
	平均年収 ※	≪非公表≫千円	平均年齢 ※	51.7才	※令和5年度実績	

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	都市型の集積拠点である「マリオス」の運営・管理を行うとともに、情報交流の促進や産業振興のための施設の運営、管理を行うなど、産業振興・生活環境の更なる充実に貢献
---	---

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

マリオスの賃貸、管理については民間セクターでも代替可能であるが、岩手の玄関口盛岡駅周辺のシンボルタワーであり、都市型産業の集積、創出、交流当の場の運営及び公民連携事業を行う上で、当法人は第三セクターでの運営が適します。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

マリオスの賃貸・管理といった市場競争を絶えず意識する必要がある業務であり、機動性・効率性・専門性のいずれの点でも、県直営で行うより良質なサービスが提供できます。
--

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

「テクノポリス・サポートコア」である（公財）いわて産業振興センターがマリオスから移転済であるものの、都市型産業の集積、創出、交流等による産業振興の拠点として県施策推進上の役割が認められることから、県は当面出資を継続します。

II 役職員の状況

1 役員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	3		1	2	4		1	3	4		1	3
非常勤	14	1		13	14	1		13	15	1		14
計	17	1	1	15	18	1	1	16	19	1	1	17

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	8	3		5	8	2		6	8	2		6
	一般職	5	5			6	5		1	6	5		1
	小計	13	8		5	14	7		7	14	7		7
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職									1			1
	小計									1			1
計		13	8		5	14	7		7	15	7		8

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和4年度 人

令和5年度 人

令和6年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
		常勤	管理職				2	
	プロパー				2			2
	県派遣							
	県OB							
	その他						6	6
	一般職		2	1	3			6
	プロパー		2	1	2			5
	県派遣							
	県OB							
	その他				1			1
計			2	1	5		6	14

法人説明欄

〔役員数数の状況について〕

常勤役員については4名体制である。
また、職員については、臨時社員1名を入れて15名体制である。

〔県の関与の状況について〕

県派遣職員は在職していない。

〔職員の年齢構成について〕

若手・中堅層含めバランスよく構成されている。

Ⅲ 財務の状況

【その他株式会社】

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)
資産	5,250,397	5,096,600	5,418,976	322,376
流動資産	1,350,149	1,297,323	1,580,794	283,471
うち現預金	1,224,037	1,231,304	1,569,614	338,310
うち有価証券	100,031	50,002	0	▲ 50,002
固定資産	3,900,248	3,799,277	3,838,182	38,905
有形固定資産	3,069,546	3,022,322	2,952,378	▲ 69,944
無形固定資産	0	0	1,176	1,176
投資その他の資産	830,702	776,955	884,627	107,672
うち投資有価証券	350,006	300,000	400,000	100,000
負債	731,763	504,594	745,356	240,762
流動負債	343,878	101,594	352,686	251,092
うち有利子負債	0	0	0	0
固定負債	387,885	403,000	392,670	▲ 10,330
うち有利子負債	0	0	0	0
純資産	4,518,634	4,592,006	4,673,620	81,614
資本金	2,600,000	2,600,000	2,600,000	0
利益剰余金	1,918,634	1,992,006	2,073,620	81,614
うち繰越利益剰余金	145,634	87,706	98,020	10,314
評価・換算差額等	0	0	0	0

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)
売上高	791,353	803,083	834,322	31,239
売上原価	455,236	548,131	561,532	13,401
売上総利益	336,117	254,952	272,790	17,838
販売費及び一般管理費	133,868	131,748	136,878	5,130
うち人件費	105,386	101,451	104,603	3,152
営業利益	202,249	123,204	135,911	12,707
営業外収益	2,650	2,530	2,229	▲ 301
営業外費用	120	130	230	100
うち支払利息	0	0	0	0
経常利益	204,779	125,604	137,910	12,306
特別利益	2,592	0	0	0
特別損失	0	861	52	▲ 809
税引前当期純利益	207,371	124,743	137,857	13,114
法人税、住民税及び事業税	65,306	37,079	43,304	6,225
法人税等調整額	▲ 756	1,293	▲ 60	▲ 1,353
当期純利益	142,821	86,371	94,614	8,243

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	内容
長期貸付金残高	0	0	0	0	
短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
損失補償(残高)	0	0	0	0	
補助金(運営費)	0	0	0	0	
補助金(事業費)	0	0	0	0	
委託料(指定管理料除く)	0	0	0	0	
指定管理料	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
自己資本比率(%)	86.1	90.1	86.2	▲ 3.9	=自己資本/総資産×100
流動比率(%)	392.6	1,277.0	448.2	▲ 828.8	=流動資産/流動負債×100
有利子負債依存度(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債/総資産×100
売上高対販管費比率(%)	16.9	16.4	16.4	0.0	=販管費/売上高×100
人件費比率(%)	78.7	77.0	76.4	▲ 0.6	=人件費/販管費×100
総資本経常利益率(%)	3.9	2.5	2.5	0.1	=経常利益/総資本×100
総資本回転率(回)	0.2	0.2	0.2	▲ 0.0	=売上高/総資本

法人説明欄

<p>【貸借対照表・損益計算書について】 前年度と比較すると、エネルギー収入の増加(前期比25.2%増)、盛岡バスセンター関連のうちテナント賃料の通期寄与による収入の増加(前期比3.9%増)等により売上高は31,239千円増加した(前年比3.9%増)。費用面では、販売費及び一般管理費が増加(3.9%増)しており、エネルギー費用の増加(前年比10.8%増)等により売上原価も13,400千円増加した。</p> <p>【県の財政的関与について】 なし</p> <p>【財務指標について】 流動化比率は、未払金が高んだことにより前期比で大きくマイナスとなった。</p>
--

IV 統括部署（総務部）の総合評価

【経営状況等について】
県が関与するテクノポリス・サポートコア施設となっている(公財)いわて産業振興センターが移転したことにより、県の出資目的が薄れている状態になっていますが、即時の出資引上げは難しいことから、今後の経営状況を勘案しながら、他の出資者と十分な協議を行い、慎重に検討していくこととしています。
財務の状況は、令和4年度に大幅に増加した流動比率が対前年度比で減少しましたが、自己資本比率及び流動比率とも高い状態にあり、財務基盤の安全性と短期的な支払能力は確保されています。

No. 18 株式会社北上オフィスプラザ

I 法人の概要

1 基本情報

令和6年7月1日現在

法人の名称	株式会社北上オフィスプラザ		所管部局 室・課等	商工労働観光部 ものづくり自動車産業振興室		
設立の根拠法令	会社法		代表者 職・氏名	代表取締役社長 石川 明広		
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	平成6年4月15日		事務所の所在地	〒024-0051 岩手県北上市相去町山田2番地18		
			電話番号	0197-71-2171		
			HPアドレス	https://kop.jp/op/		
資(基)本金等	100,000,000円		うち県の出資等 ・割合	16,800,000円	16.8%	
設立目的	北上産業業務団地(通称:オフィスアルカディア北上)への業務管理機能、研究開発機能誘致、また、当該団地への立地企業及び周辺地域企業の業務活動、研究開発活動等に対する支援事業を実施することにより、北上中部地方都市地域の産業の高度化を図り、もって、本県における人材の定着と産業振興に資することを目的とする。					
事業内容	(1) 北上オフィスプラザの建設、運営事業 (2) 業務支援事業(業務機能、研究開発機能を対象とするレンタルオフィスの提供と、入居企業への業務支援サービスの実施) (3) 起業化支援事業(インキュベートルームの設置と起業化のための各種情報の提供、関連団体とのネットワークづくりの支援) (4) 研究開発支援事業(研究機関の誘致、地域企業との協働研究のコーディネート) (5) 情報提供、情報化事業(情報資料室及び汎用データベースの端末設置、情報提供) (6) 交流促進、研修事業(研究設備の設置及び研究事業の実施)					
常勤役員の状況	合計	2名	うち県現職	0名	うち県OB	0名
	平均年収 ※	3,946千円	平均年齢 ※	64.0才	※令和5年度実績	
常勤職員の状況	合計	3名	うち県派遣	0名	うち県OB	0名
	平均年収 ※	3,889千円	平均年齢 ※	50.6才	※令和5年度実績	

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	・ 北上川流域におけるものづくり産業集積形成に関する支援
2	・ 県からの委託により三次元設計開発技術に関する企業の高度化支援を実施

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

当法人の事業は、企業の業務活動等に対する支援であり、高度な専門性や機動性が求められることから、法人による実施のほうが県直営と比較してメリットがあります。

(2) 県直営との比較(機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み)について

当法人の事業は、企業の業務活動等に対する支援であり、高度な専門性や機動性が求められることから、法人による実施のほうが県直営と比較してメリットがあります。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は、北上川流域におけるものづくり産業集積形成における役割を担っています。平成30年3月から、「岩手県地域産業高度化支援センター」が入居し、ものづくり産業人材の育成・確保・定着に資する事業を実施しているところであり、法人が担うべき役割である「北上市及び周辺地域における産業の高度化の推進」に寄与しているところです。県は、本法人が展開する事業について、より効果的なものとなるよう連携・協働を強化し、法人の長所、強みを発揮することにより、効果的な施策推進を目指します。

II 役職員の状況

1 役員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	2			2	3			3	2			2
非常勤	9	1		8	8	1		7	9	1		8
計	11	1		10	11	1		10	11	1		10

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	1	1 (1)			1	1 (1)						
	一般職	3	3			3	3			3	3		
	小計	4	4			4	4			3	3		
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職												
	小計												
計		4	4			4	4			3	3		

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和4年度 人 令和5年度 人 令和6年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
		常勤	管理職					
	プロパー							
	県派遣							
	県OB							
	その他							
	一般職				2	1		3
	プロパー				2	1		3
	県派遣							
	県OB							
	その他							
	計				2	1		3

法人説明欄

<p>[役員数の状況について] 職員はプロパーのみ</p> <p>[県の関与の状況について] 県派遣は所属していない</p> <p>[職員の年齢構成について] 平均年齢が高く、若手が薄い</p>

Ⅲ 財務の状況

【その他株式会社】

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)
資産	1,600,593	1,608,541	1,647,201	38,660
流動資産	732,750	695,600	751,141	55,541
うち現預金	689,485	645,722	703,232	57,510
うち有価証券	0	0	0	0
固定資産	867,843	912,941	896,060	▲ 16,881
有形固定資産	493,177	532,473	506,690	▲ 25,783
無形固定資産	1,551	1,551	1,551	0
投資その他の資産	373,115	378,917	387,819	8,902
うち投資有価証券	361,393	370,131	386,637	16,506
負債	41,251	27,140	35,402	8,262
流動負債	41,251	27,140	35,402	8,262
うち有利子負債	0	0	0	0
固定負債	0	0	0	0
うち有利子負債	0	0	0	0
純資産	1,559,342	1,581,403	1,611,799	30,396
資本金	1,791,000	1,791,000	100,000	▲ 1,691,000
資本剰余金	0	0	1,497,703	1,497,703
利益剰余金	▲ 209,182	▲ 193,296	18,785	212,081
うち繰越利益剰余金	▲ 209,182	▲ 193,296	18,785	212,081
評価・換算差額等	▲ 22,476	▲ 16,301	▲ 4,689	11,612

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)
売上高	204,214	204,094	198,525	▲ 5,569
売上原価	142,074	155,900	151,733	▲ 4,167
売上総利益	62,140	48,194	46,792	▲ 1,402
販売費及び一般管理費	25,423	26,923	21,777	▲ 5,146
うち人件費	8,847	9,773	12,573	2,800
営業利益	36,717	21,271	25,015	3,744
営業外収益	4,971	3,113	3,060	▲ 53
営業外費用	0	0	0	0
うち支払利息	0	0	0	0
経常利益	41,688	24,384	28,075	3,691
特別利益	0	0	0	0
特別損失	0	314	254	▲ 60
税引前当期純利益	41,688	24,070	27,821	3,751
法人税、住民税及び事業税	13,765	7,895	6,409	▲ 1,486
法人税等調整額	▲ 372	289	2,627	2,338
当期純利益	28,295	15,886	18,785	2,899

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	内容
長期貸付金残高	0	0	0	0	
短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
損失補償(残高)	0	0	0	0	
補助金(運営費)	0	0	0	0	
補助金(事業費)	0	0	0	0	
委託料(指定管理料除く)	37,390	37,390	37,390	0	
指定管理料	0	0	0	0	
その他	6,525	6,525	6,525	0	

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
自己資本比率(%)	97.4	98.3	97.9	▲ 0.4	=自己資本/総資産×100
流動比率(%)	1,776.3	2,563.0	2,121.7	▲ 441.3	=流動資産/流動負債×100
有利子負債依存度(%)	-	-	-	-	=有利子負債/総資産×100
売上高対販管費比率(%)	12.4	13.2	11.0	▲ 2.2	=販管費/売上高×100
人件費比率(%)	34.8	36.3	57.7	21.4	=人件費/販管費×100
総資本経常利益率(%)	2.6	1.5	1.7	0.2	=経常利益/総資本×100
総資本回転率(回)	0.1	0.1	12.1	12.0	=売上高/総資本

法人説明欄

【貸借対照表・損益計算書について】

損益については、令和5年度決算における入居率が83.6%と前期比11ポイント減少したことが影響し減収したが、営業利益25,015千円(前期比3,744千円)確保した。また、令和5年度臨時株主総会(R6.2.13)における議決を受けて、収益体質の強化等を図るために資本金額を17億910万円から1億円に減額した。

【県の財政的関与について】

- ・DEセンター委託費 37,390千円
- ・地域産業高度化支援センター入居費 6,525千円

【財務指標について】

令和5年度決算における自己資本比率は97.9%であり高い水準を維持している。また、流動比率も高く資金面での懸念は少ない。

IV 統括部署（総務部）の総合評価

【経営状況等について】
当法人は、北上川流域地域産業活性化協議会の事務局機関として位置付けられているなど、北上川流域における産業支援機関として、入居する「岩手県地域産業高度化支援センター」と連携し、ものづくり人材の育成等に係る取組を進めており、ものづくり産業の集積形成において重要な役割を担っており、毎年経営状況を把握し、指導・監督を行うこととしています。
財務の状況は、資本金を減資したことで繰越損失が解消され、自己資本比率及び流動比率とも高く、財務基盤の安全性と短期的な支払能力は確保されています。

No. 19 株式会社岩手ソフトウェアセンター

I 法人の概要

1 基本情報

令和6年7月1日現在

法人の名称	株式会社岩手ソフトウェアセンター		所管部局 室・課等	商工労働観光部 ものづくり自動車産業振興室		
設立の根拠法令	会社法		代表者 職・氏名	代表取締役社長 岩淵 伸也		
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	平成6年4月25日		事務所の所在地	〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号		
			電話番号	019-621-5454		
			HPアドレス	http://www.isop.ne.jp/isc/		
資(基)本金等	1,278,500,000円		うち県の出資等 ・割合	350,000,000円 27.4%		
設立目的	「地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法」(10年間の時限立法)に基づく政府出資特別法人として、第三セクター方式で設立。その後、「新事業創出促進法」(平成11年2月施行、平成17年4月廃止)、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」(平成17年4月施行)に発展的に継承。その主たる目的として、組込みソフトウェア競争力強化事業等を実施することにより、不足している県内IT企業の技術者を育成し、本県における組込みソフトウェア分野等の産業集積の推進に貢献する。					
事業内容	①コンピュータソフトウェア及びシステムに関する研修会、講習会の開催 ②コンピュータソフトウェア及びシステム開発のための事務室、設備の賃貸 ③コンピュータ及びその周辺機器の賃貸 ④コンピュータソフトウェア及びシステムの開発に関する調査、相談 ⑤コンピュータソフトウェア及びシステムの開発、仲介、開発業務の斡旋 ⑥情報サービス業についての情報の収集、調査分析及び提供 ⑦コンピュータソフトウェア及びシステムの開発に関する労働者派遣 ⑧その他前各号に附帯する一切の業務					
常勤役員の状況	合計	2名	うち県現職	0名	うち県OB	0名
	平均年収 ※	1,200千円	平均年齢 ※	68.5才	※令和5年度実績	
常勤職員の状況	合計	6名	うち県派遣	0名	うち県OB	0名
	平均年収 ※	3,602千円	平均年齢 ※	58.3才	※令和5年度実績	

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	本県のIT産業振興の中核機関として、研修事業等の実施により、本県IT人材の育成を支援
---	--

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

当法人は第三セクターとしての公共性を有するほか、岩手県情報サービス産業協会の事務局となっており、社会的信用及び地元IT企業との連携性も高い。また、当法人の主要事業である高度IT技術者研修を専門的に実施している団体は他にはなく、他の民間企業等との代替性はない。

(2) 県直営との比較(機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み)について

事務室の賃貸借・管理等は市場による価格競争を意識する必要がある業務であり、主要事業である高度IT技術者研修等は高度な専門性・機動性が求められることから、県直営よりも良質かつ市場ニーズに即したサービスの提供ができる。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

当法人は、社会人向け高度IT技術者育成の中核機関、盛岡広域におけるIT産業集積形成の拠点施設であるなど、本県のIT産業振興において重要な役割を果たしている。県は、令和4年から国庫事業を活用して、デジタル化推進人材育成研修(対象:IT企業、商工団体等)を委託するなど、本法人が展開する事業について、より効果的なものとなるよう連携・協働をさらに強化し、引き続き、当法人の長所、強みを発揮することにより、効果的な施策推進を目指していく。

II 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	企業等における情報収集発信機能の高度化や情報通信技術の活用を推進するため、高度情報化に対応した人材の育成を図る	① 高度IT人材育成研修受講者240人	252人	高度IT人材育成研修受講者240人	高度IT人材育成研修受講者240人
取組内容	新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、技術研修は対面により開催。前年度との比較では、PMP®試験準備講座で参加者が多かった。				
課題	時代のトレンドとしてAIやIoT関係の研修を開設しているが、思ったより受講生が増えない。				
2	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	情報通信関連産業の高度化、集積を図り、地域産業とのネットワークの形成による産業活力の向上を推進する	① 実践指導室入居率100%	入居率100%	実践指導室入居率100%	実践指導室入居率100%
取組内容	計画どおり年間を通して100%の入居率。ビルの経年劣化に伴う随時修繕と「マリオス第3次中期修繕計画」に基づく計画修繕に取り組んだ。				
課題	物価高騰による売上原価増（光熱費、マリオス管理費用、減価償却費）による実践指導事業の利益減				

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	財政基盤の確立・強化を図る	① 当期利益5,000千円以上	8,616千円	当期利益4,000千円以上	当期利益4,000千円以上
取組内容	実践指導（事務室賃貸）事業の売上は計画通りだったが、光熱費やマリオス管理費用等の売上原価が昨年度より増。研修事業は、技術者研修の売上が昨年度を上回り利益目標値を達成				
課題	物価高騰による売上原価増による実践指導事業の利益減				
2	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	研修事業に対するマーケティングを徹底。PDCA（講座開設・分析・検証）を繰り返し、受講者増となるよう次のインプットとする	① 高度IT人材育成研修受講者240人	252人	高度IT人材育成研修受講者240人	高度IT人材育成研修受講者240人
取組内容	研修事業においてPDCA（講座分析、講座開設、講座検証）サイクルを繰り返し、人材育成、高度技術の観点で研修を振り返り次の研修のインプットにしている。今年度はプロジェクトマネジメントの一部とAI関連の一部を受託研修（デジタル化推進人材育成事業）として取り扱った。				
課題	時代のトレンドとしてAIやIoT関係の研修を開設しているが、思ったより受講生が増えない。				
3	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	提案力を高め、受託研修（職業訓練）の継続受注就職の現状を分析し必要と思われるカリキュラムを提案に盛り込む	① 2コース以上の受注を継続	2コース受注	2コース以上の受注を継続	2コース以上の受注を継続
取組内容	組織体制の強化を、提案力を高めて、受託研修（職業訓練）の継続受注を目指すため、就職の現状を分析し必要と思われるカリキュラムを提案するなど、研修コースに沿った最適な研修内容を提案することに努め、昨年度2コース、今年度2コースの受注となった。				
課題	技術研修も含め、企業サイドのニーズ調査する営業力の強化				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	2			2	2			2	2			2
非常勤	11	1	3	7	11	1	3	7	11	1	3	7
計	13	1	3	9	13	1	3	9	13	1	3	9

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	1	1			1	1			1	1		
	一般職	5	5			5	5			5	5		
	小計	6	6			6	6			6	6		
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職												
	小計												
計		6	6			6	6			6	6		

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和4年度 人

令和5年度 人

令和6年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職						1	1
	プロパー						1	1
	県派遣							
	県OB							
	その他							
	一般職			1		3	1	5
	プロパー			1		3	1	5
	県派遣							
	県OB							
	その他							
計			1		3	2	6	

法人説明欄

〔役員数の状況について〕
役員数に変動はありません

〔県の関与の状況について〕
県関係の職員は在籍していません

〔職員の年齢構成について〕
年齢構成は、職員に異動が少ないため高齢化が進展しています

IV 財務の状況

【その他株式会社】

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)		
貸借対照表	資産	1,429,430	1,431,042	1,451,818	20,776	
	流動資産	986,598	988,211	1,006,177	17,966	
	うち現預金	982,097	980,533	999,797	19,264	
	うち有価証券	0	0	0	0	
	固定資産	442,832	442,831	445,640	2,809	
	有形固定資産	440,855	440,959	443,758	2,799	
	無形固定資産	0	0	0	0	
	投資その他の資産	1,977	1,872	1,881	9	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	負債	24,190	18,800	32,238	13,438	
	流動負債	23,221	18,044	23,988	5,944	
	うち有利子負債	0	0	0	0	
	固定負債	969	756	8,249	7,493	
	うち有利子負債	0	0	0	0	
	純資産	1,405,239	1,412,242	1,419,580	7,338	
	資本金	1,278,500	1,278,500	1,278,500	0	
利益剰余金	126,739	133,742	141,080	7,338		
うち繰越利益剰余金	125,844	132,719	139,929	7,210		
評価・換算差額等	0	0	0	0		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)		
損益計算書	売上高	118,140	125,299	125,839	540	
	売上原価	78,756	88,132	89,298	1,166	
	売上総利益	39,384	37,167	36,540	▲ 627	
	販売費及び一般管理費	24,324	24,007	22,892	▲ 1,115	
	うち人件費	9,145	9,387	8,690	▲ 697	
	営業利益	15,060	13,160	13,647	487	
	営業外収益	259	245	261	16	
	営業外費用	0	0	0	0	
	うち支払利息	0	0	0	0	
	経常利益	15,319	13,405	13,909	504	
	特別利益	0	0	0	0	
	特別損失	0	0	0	0	
	税引前当期純利益	15,319	13,405	13,909	504	
	法人税、住民税及び事業税	6,217	5,019	5,302	283	
法人税等調整額	▲ 599	106	▲ 9	▲ 115		
当期純利益	9,701	8,280	8,616	336		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	内容	
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0	
	短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
	短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
	損失補償(残高)	0	0	0	0	
	補助金(運営費)	0	0	0	0	
	補助金(事業費)	0	0	0	0	
	委託料(指定管理料除く)	0	2,554	2,623	69	
	指定管理料	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)		
財務指標	自己資本比率(%)	98.3	98.7	97.8	▲ 0.9	=自己資本/総資産×100
	流動比率(%)	4,248.7	5,476.7	4,194.5	▲ 1,282.2	=流動資産/流動負債×100
	有利子負債依存度(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債/総資産×100
	売上高対販管費比率(%)	20.6	19.2	18.2	▲ 1.0	=販管費/売上高×100
	人件費比率(%)	37.6	39.1	38.0	▲ 1.1	=人件費/販管費×100
	総資本経常利益率(%)	1.1	0.9	1.0	0.1	=経常利益/総資本×100
	総資本回転率(回)	0.1	0.1	8.9	8.8	=売上高/総資本
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)		
財務評価	A	A	A		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)	

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

【貸借対照表・損益計算書について】
 実践事業(事務室賃貸)においては、入居率100%を継続、また研修部門においては、1T技術者研修・離職者職業訓練や自治体職員を対象とした受託研修を実施し、売上高は125,839千円(前年比100.4%)を計上し、減価償却費の増加や電気料金の増加はあったものの、人件費の減少および経費節減により経常利益は13,909千円(103.7%)の増収増益となり、当期純利益は8,616千円(前年比104.0%)となりました。

【県の財政的関与について】
 無し

【財務指標・財務評価について】
 ①流動資産が増加(17,966千円)であったものの、新たにリース債務の増加、および未払消費税等の増加により、流動負債が5,944千円増加した。このため流動比率は4194.5(対前年比 ▲1282.2)となりました。
 ②当期純利益は8,616千円を計上し、累積欠損金もないことから、財務評価はAとなりました。

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	社会人向け高度IT技術者育成の中核機関（研修事業）、盛岡地域におけるIT産業集積形成の拠点施設（実践指導事業）及び県内中小企業のデジタル化支援機関（岩手県中小企業デジタル化支援ネットワーク構成機関）としての役割を担っている。
所管部局	当法人は、社会人向け高度IT技術者育成の中核機関、盛岡広域におけるIT産業集積形成の拠点施設であるなど、本県のIT産業振興において重要な役割を果たしている。県は、令和4年から国庫事業を活用して、デジタル化推進人材育成研修（対象：IT企業、商工団体等）を委託するなど、本法人が展開する事業について、より効果的なものとなるよう連携・協働をさらに強化しており、引き続き、当法人の長所、強みを発揮することにより、効果的な施策推進を目指していく。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	主要事業である高度IT技術者研修を専門的に実施している団体はない。当社は岩手県情報サービス産業の事務局も受託しており、地元企業との協調・連携が図りやすい。また、IPA（情報処理推進機構）からの情報提供・支援を地元IT企業にタイムリーに提供できる。
所管部局	当法人は第3セクターとしての公共性を有し、社会的信用が高いほか、岩手県情報サービス産業協会の事務局となっており、地元IT企業と密に連携している。また、当法人の主要事業である高度IT技術者研修を専門的に実施している団体は他に県内にはなく、他の民間企業等との代替性はない。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	組織マネジメントを、提供する研修に対するマーケティングや販売力、提案力ととらえ、研修実施後のアンケート等より研修内容の検討や就職に関して企業が必要としている技術等を分析しながら提案にあたっている。
所管部局	社内OJTを行う等、安定的な事業継続に向けた体制を確立し、組織マネジメントに取り組んでいる。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	リスク管理は、「事業目標を妨げる不確定事象」コロナ禍での研修事業や受講希望者が極端に少ない研修が該当。研修方法を変えて実施したり、営業強化して対応している。有効性を評価し、是正するという一連のプロセスを継続する。
所管部局	リスク分析を反映させたマニュアルにより、リスクマネジメントを徹底している。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	経営改善を進めるには、現状分析、目標設定、検証が重要ととらえ、目標値に届かなかった原因を考察し、継続性のある改善計画を立て、令和5年度に反映させる。（令和4年度は目標達成）特に研修に対するマーケティング、提案力強化は継続的に取り組む
所管部局	ニーズを把握し、事業ごとに目標を設定している。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	法人代表者（代表取締役社長）へ県職員（商工労働観光部長）が就任している。
------	--------------------------------------

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	法人ホームページや行政資料センター等において、県の方針に基づいた情報公開、情報提供を行っている。
所管部局	引き続き、必要な情報公開、情報提供を行うよう指導していく。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年度の財務状況について、利益剰余金は141,080千円となっており、経営改善目標の達成率も好調を維持していますが、経営が安定的に継続するよう、環境の変化などによる新たな課題がないか把握した上で、必要な対応をしていく必要があります。
所管部局	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、積極的に関与する必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和4年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 現行の中期経営計画（R1～R4）について令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。 この評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標等の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分に行い、令和4年度に策定する次期中期経営計画（R5～R8）に反映させる必要があります。	実施済	R1～R4の中期経営計画において、事業目標と経営改善目標の設定に修正必要の指摘があり、R4に関しては目標を修正してあたりました。 特に研修事業に対する、マーケティングの徹底を掲げ、研修の振り返り結果と外部環境分析、IT企業の現状分析を行い、ヒューマンスキルとプロジェクトマネジメント系を追加し令和5年度の講座25を設定しました。次期中期経営計画に反映して事業活動を開始した。	R5年3月
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	次期中期経営計画（R5～R8）においては、前計画の実績を踏まえ、法人と協議調整のうえ、策定した。	R5年3月

【令和5年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。 なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。	実施済	令和5年3月に策定した中期経営計画、特に令和6年度の目標値は中期経営計画提出時の設定値で事業開始しております。ただし経営目標及び事業目標の目標値の見直しについては、研修事業、実践指導事業を中心に検討を継続することとします。 特に変動要素の大きい物価高騰による売上原価増への対応が重要事項と捉え検討を継続します。	R6年3月
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。	実施済	中期経営計画（R5～R8）に基づいた事業実施により、令和5年度においては、事業目標と経営改善目標の全てを達成したところ。 令和6年度以降の計画については、令和5年度の事業実績と物価高騰などを踏まえ、法人と協議調整のうえ、中期経営計画（R5～R8）を見直した。	R6年3月

No. 20 (公財) 盛岡地域地場産業振興センター

I 法人の概要

1 基本情報

令和6年7月1日現在

法人の名称	公益財団法人盛岡地域地場産業振興センター		所管部局 室・課等	商工労働観光部 産業経済交流課		
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施工に伴う関係 法律の整備等に関する法律		代表者 職・氏名	理事長 内館 茂		
設立年月日 (公益法人への移行年 月日、統合等があった 場合、その年月日、相 手団体の名称等)	昭和59年8月31日		事務所の所在地	〒020-0055 岩手県盛岡市繁字尾入野64番地102		
	平成25年4月1日公益法人へ移行 公益財団法人盛岡地域地場産業振興 センター		電話番号	019-689-2201		
			HPアドレス	https://tezukurimura.com/ (盛岡手づくり村)		
資(基)本金等	27,370,000 円		うち県の出資等 割合	7,500,000 円	27.4%	
設立目的	盛岡広域生活圏の地域における地場産業の振興のための事業を行うことにより、地場産業の育成強化を図り、もって地域経済の健全な発展と地域住民の生活の向上及び福祉の増大に寄与する。					
事業内容	(1) 地場産業文化の理解と振興、事業者の能力育成と後継者確保及び地場産品の振興を図る事業 (2) 業界団体等との連携、官公署からの受託による地場産業の普及啓発に関する事業 (3) 施設の賃貸に関する事業 (4) 盛岡手づくり村への集客と地域住民との交流を図る事業 (5) 盛岡手づくり村内共用施設維持管理事業 (6) その他目的を達成するために必要な事業					
常勤役員の状況	合計	1名	うち県現職	0名	うち県OB	0名
	平均年収 ※	4,719 千円	平均年齢 ※	64.8 才	※令和5年度実績	
常勤職員の状況	合計	6名	うち県派遣	0名	うち県OB	0名
	平均年収 ※	4,056 千円	平均年齢 ※	53.3 才	※令和5年度実績	

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	次の事業の実施により、盛岡広域圏の伝統工芸産業事業者等の後継者育成を支援 ・盛岡広域圏の伝統工芸産業事業者等を対象としたフォーラム等の実施 ・手づくり教室の開催等の体験学習事業 ・全国の修学旅行生の受入や、盛岡広域圏の児童・生徒の社会科見学の受入
2	次の事業の実施により、県産品の販路拡大を支援 ・展示即売室での盛岡広域圏の食や工芸品の展示即売事業 ・物産展、展示会への出展

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

県産品の販路拡大に関しては岩手県産株式会社が類似の団体となりますが、当法人に関しては盛岡広域圏に特化した商品構成が特色であり、施設に入居する工房を活用した体験学習の実施等、伝統工芸産業事業者等の後継者育成等への支援に関しては、事実上当法人が唯一提供できる公的サービスとなっています。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

県産品の販売事業や体験学習事業の実施等については、市場動向の把握とその変化に対する迅速な対応や、工芸品に関する専門的な知識と経験が必要であり、県直営と比較して、当法人によるサービス提供体制に優位性があります。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

当法人は、盛岡広域圏の地場産品の販路拡大や伝統工芸産業等の事業者の後継者の育成支援等を実施している唯一の公益法人であり、盛岡広域圏の地場産業の育成強化と地域経済の発展に寄与していると認められることから、県は、本法人が展開する事業について、より効果的なものとなるよう連携・協働を行いながら、法人の長所・強みを発揮することにより、効果的な施策推進を目指します。

II 役職員の状況

1 役員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	1			1	1			1	1			1
非常勤	16			16	16			16	16			16
計	17			17	17			17	17			17

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	1			1	1			1	1			1
	一般職		7				7			5	5		
	小計	8	7		1	8	7		1	6	5		1
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職												
	小計												
計		8	7		1	8	7		1	6	5		1

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和4年度 人 令和5年度 人 令和6年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
		常勤	管理職					
	プロパー							
	県派遣							
	県OB							
	その他						1	1
	一般職			2		2	1	5
	プロパー			2		2	1	5
	県派遣							
	県OB							
	その他							
計				2		2	2	6

法人説明欄

<p>〔役員数の状況について〕 役員について：令和4年度～令和6年度 理事15名（うち常勤1名）・監事2名 職員について：職員及び嘱託職員を対象 令和4年度～令和6年度は常勤役員（専務理事）が事務局長を兼務 令和5年度末嘱託職員2名退職</p> <p>〔県の関与の状況について〕</p> <p>〔職員の年齢構成について〕 職員は、30～50歳代の4名 嘱託職員は61歳以上の2名</p>

Ⅲ 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)		
貸借対照表	資産	590,013	576,656	575,091	▲ 1,565	
	流動資産	29,352	23,660	28,662	5,002	
	うち現預金	14,600	7,373	12,927	5,554	
	うち有価証券	0	0	0	0	
	固定資産	560,661	552,996	546,429	▲ 6,567	
	基本財産	27,370	27,370	27,370	0	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	特定資産	36	36	36	0	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	その他固定資産	533,255	525,590	519,023	▲ 6,567	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	負債	38,270	39,319	41,231	1,912	
	流動負債	13,473	17,263	21,231	3,968	
	うち有利子負債	0	0	0	0	
	固定負債	24,797	22,056	20,000	▲ 2,056	
	うち有利子負債	20,000	20,000	20,000	0	
正味財産	551,743	537,337	533,860	▲ 3,477		
指定正味財産	27,370	27,370	27,370	0		
一般正味財産	524,373	509,967	506,490	▲ 3,477		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)		
正味財産増減計算書	経常収益	168,774	157,304	172,729	15,425	
	経常費用	178,782	171,638	175,605	3,967	
	事業費	174,920	167,447	171,132	3,685	
	うち人件費	50,799	52,695	52,240	▲ 455	
	うち支払利息	0	0	0	0	
	管理費	3,862	4,191	4,473	282	
	うち人件費	1,288	1,292	1,305	13	
	評価損益等増減額	0	0	0	0	
	当期経常増減額	▲ 10,008	▲ 14,334	▲ 2,876	11,458	
	経常外収益	0	0	0	0	
	経常外費用	0	0	0	0	
	当期経常外増減額	0	0	0	0	
	法人税、住民税及び事業税	72	72	601	529	
	当期一般正味財産増減額	▲ 10,080	▲ 14,406	▲ 3,477	10,929	
	当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	
正味財産期末残高	551,743	537,337	533,860	▲ 3,477		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	内容	
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0	
	短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
	短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
	損失補償(残高)	0	0	0	0	
	補助金(運営費)	0	0	0	0	
	補助金(事業費)	0	0	0	0	
	委託料(指定管理料除く)	0	0	0	0	
	指定管理料	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)		
財務指標	自己資本比率(%)	93.5	93.2	92.8	▲ 0.4	=正味財産/総資産×100
	流動比率(%)	217.9	137.1	135.0	▲ 2.1	=流動資産/流動負債×100
	有利子負債依存度(%)	3.4	3.5	3.5	0.0	=有利子負債/総資産×100
	管理費率(%)	2.2	2.4	2.5	0.1	=管理費/経常費用×100
	人件費比率(%)	29.1	31.5	30.5	▲ 1.0	=人件費/経常費用×100
	独立採算度(%)	94.4	91.6	98.4	6.7	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
	総資本当期経常増減率(%)	▲ 1.8	▲ 2.7	▲ 0.5	2.1	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100

法人説明欄

〔貸借対照表・正味財産増減計算書について〕
 貸借対照表：有利子固定負債20,000千円は令和2年度商工中金の新型コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口を利用した借入金
 正味財産増減計算書：経常収益のうち、11,122,999円は盛岡市の緊急経済対策等により実施した3事業の委託料収益

〔県の財政的関与について〕
 令和5年度における岩手県の財政的関与はなし

〔財務指標について〕
 *令和5年度展示即売売上金額は前年を大きく上回り、体験学習事業収入の減、及び盛岡市の緊急経済対策事業委託料収入の減等はあったが収入は大幅増となり、流動資産が増え、流動負債も増え、独立採算度及び総資本当期経常増減率は上昇した。

IV 統括部署（総務部）の総合評価

【経営状況等について】
当法人は、県の施策推進において積極的な役割を担っておらず、盛岡市がその施策推進のために法人運営に主導的役割を有していると認められる法人であることから、地元自治体による主導的な関与を基本とすることとしており、毎年度経営状況の把握のみをすることとしています。
財務の状況は、当期経常増減額が赤字の状態が継続しており、正味財産が減少傾向にありますが、自己資本比率及び流動比率とも一定の水準にあり、財務基盤の安全性と短期的な支払い能力は確保されています。

No. 21 岩手県産株式会社

I 法人の概要

1 基本情報

令和6年7月1日現在

法人の名称	岩手県産株式会社		所管部局 室・課等	商工労働観光部 産業経済交流課		
設立の根拠法令	会社法		代表者 職・氏名	代表取締役社長 佐藤 学		
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	昭和39年12月17日		事務所の所在地	〒020-0891 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南一丁目8番9号		
			電話番号	019-638-8161		
			HPアドレス	https://www.iwatekensan.co.jp/		
資(基)本金等	90,000,000 円		うち県の出資等 ・割合	41,226,000 円	45.8%	
設立目的	岩手県において生産される物産の販売促進をとおして岩手県の産業振興に寄与する。					
事業内容	(1) 岩手県において生産される物産の販売並びに加工に関する事業 (2) 前各号に付帯する一切の事業 事業例：① 県産品の百貨店、量販店、問屋及び小売店等に対する卸売 ② アンテナショップ及び直営小売店舗(らら・いわて)における小売 ③ 全国百貨店等における物産展の開催 ④ カタログ、インターネット等による通信販売 ⑤ 県等アンテナショップの管理運営業務の受託 ⑥ 地場産業関係事業者の支援(商品開発資金貸付、啓発指導等)					
常勤役員の状況	合計	3名	うち県現職	0名	うち県OB	1名
	平均年収 ※	7,018 千円	平均年齢 ※	60.5 才	※令和5年度実績	
常勤職員の状況	合計	111名	うち県派遣	0名	うち県OB	0名
	平均年収 ※	4,812 千円	平均年齢 ※	40.2 才	※令和5年度実績	

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	イベント開催および出展支援による販路開拓。アンテナショップや通信販売による仕入販売及び物産展等による販売の支援・「食の大商談会」「県物産展」等の開催
2	事業者による新製品開発支援および日常の販売活動や物産展等イベントによる販売機会の創出 ・新製品開発支援および販路開拓活動 ・「県物産展」等の開催
3	県産工芸品等の魅力発信および販売活動の展開 ・単県物産展等イベント開催と出展 ・アンテナショップや直営店による販売
4	県産品魅力発信および販路拡大、販売促進 ・県内外の直営店等による販売活動 ・国内外事業者に対する卸売 ・通信販売事業の運営、出展者(出品)勧誘
5	事業者に対する海外展開助言と商談機会の提供 ・国内外の商談会出展、バイヤー招聘 ・海外向商品の開発、輸出手続きの支援

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

岩手県産は地場産業の振興と県産品の生産活動の促進を図るべく、広く商品を取り扱い、適正な利益の確保に努めながら、県内生産者の事業規模の大小にかかわらず広く販路開拓・販売促進事業を行っている。また品質管理や商品開発の支援等、直接的に利益に結びつかない事業も併せて行っていることから、通常の民間商社と比較すれば、収益性が低く、取扱商品に関する取引条件や営業活動等の面で自ずと制約がある場合も少なくない。従って、構造的に営業利益率が比較的低い条件のもとに経営を行っていくことが必要となり、その意味では、民間企業や他の非営利団体が同様の事業を行う事は難しいものと考えられる。

(2) 県直営との比較(機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み)について

県産品の販売には、その販売ノウハウと市場の変化に対応できる柔軟性や機動性が日常的に求められ、仕入支払の調整による金融支援も必要となる。県直営では商取引の支援が実施しにくく、柔軟な資金運用も困難なため、出資法人(株式会社)としての当社による運営が組織・機能に優位性があるものと思われる。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

民間企業としての収益確保を前提に、県施策と連動した取組、特に県産品の様々な販路拡大を推進するため、情報交換を密にしながら、県内事業者の売上拡大や商品開発を支援するとともに、関連する人材育成の強化を指導する。また、企業の「見える化」を推進するため、情報公開の一層の促進に向けて指導する。

II 役職員の状況

1 役員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	2		1	1	2		1	1	3		1	2
非常勤	9	1	1	7	9	1	1	7	9	1	1	7
計	11	1	1	8	11	1	1	8	12	1	1	9

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	17	16 (1)		1	18	18 (1)			17	17 (2)		
	一般職	90	38		52	87	40		47	94	41		53
	小計	107	54		53	105	58		47	111	58		53
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職												
	小計												
計		107	54		53	105	58		47	111	58		53

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和4年度 人

令和5年度 人

令和6年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
		常勤	管理職				6	11
	プロパー				6	11		17
	県派遣							
	県OB							
	その他							
	一般職	6	11	17	25	29	6	94
	プロパー	6	9	12	10	4		41
	県派遣							
	県OB							
	その他		2	5	15	25	6	53
計		6	11	17	31	40	6	111

法人説明欄

〔役員数の状況について〕

- ・新規採用は退職者がいる場合に実施しており、令和6年4月は2名を新規採用した。
- ・長期的に正社員の比率を増加させ、適正な人員配置となるよう進めている。

〔県の関与の状況について〕

- ・県OBが社長、県現職では取締役（非常勤）に2名就任いただいている。

〔職員の年齢構成について〕

- ・正社員がいない年齢層（30歳前後）について、中途採用等により年齢構成のバランスを図る。

Ⅲ 財務の状況

【岩手県産】

(単位：千円)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
貸借対照表	資産	1,442,584	1,705,699	1,473,566	▲ 232,133	
	流動資産	1,262,348	1,529,489	1,304,199	▲ 225,290	
	うち現預金	304,265	429,387	385,815	▲ 43,572	
	うち有価証券	0	0	0	0	
	固定資産	180,236	176,210	169,367	▲ 6,843	
	有形固定資産	139,401	136,862	118,264	▲ 18,598	
	無形固定資産	3,144	2,086	10,062	7,976	
	投資その他の資産	37,691	37,262	41,041	3,779	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	負債	1,013,866	1,265,236	1,016,469	▲ 248,767	
	流動負債	772,846	1,004,472	771,797	▲ 232,675	
	うち有利子負債	70,000	230,000	100,000	▲ 130,000	
	固定負債	241,020	260,764	244,672	▲ 16,092	
	うち有利子負債	140,000	133,304	122,554	▲ 10,750	
純資産	428,718	440,463	457,097	16,634		
資本金	90,000	90,000	90,000	0		
利益剰余金	338,718	350,463	367,097	16,634		
うち繰越利益剰余金	104,318	115,703	131,977	16,274		
評価・換算差額等	0	0	0	0		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
損益計算書	売上高	5,131,671	5,275,440	5,203,496	▲ 71,944	
	売上原価	4,198,230	4,312,477	4,277,148	▲ 35,329	
	売上総利益	933,441	962,963	926,348	▲ 36,615	
	受託料収入	96,141	149,015	75,585	▲ 73,430	
	運賃収入	7,580	7,935	7,933	▲ 2	
	販売費及び一般管理費	1,014,812	1,091,452	988,921	▲ 102,531	
	うち人件費	504,899	519,809	506,792	▲ 13,017	
	営業利益	22,350	28,461	20,945	▲ 7,516	
	営業外収益	21,191	19,493	16,631	▲ 2,862	
	営業外費用	10,503	12,399	10,645	▲ 1,754	
	うち支払利息	822	929	1,281	352	
	経常利益	33,038	35,555	26,931	▲ 8,624	
	特別利益	0	0	862	862	
	特別損失	10,723	0	1,962	1,962	
	税引前当期純利益	22,315	35,555	25,831	▲ 9,724	
	法人税、住民税及び事業税	10,600	20,209	5,597	▲ 14,612	
	法人税等調整額	0	0	0	0	
当期純利益	11,715	15,346	20,234	4,888		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0	
	短期貸付金実績(運転資金)	30,000	0	0	0	
	短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
	損失補償(残高)	0	0	0	0	
	補助金(運営費)	0	0	0	0	
	補助金(事業費)	0	0	0	0	
	委託料(指定管理料除く)	55,617	101,874	35,848	▲ 66,026	
	指定管理料	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
財務指標	自己資本比率(%)	29.7	25.8	31.0	5.2	=自己資本/総資産×100
	流動比率(%)	163.3	152.2	168.9	16.7	=流動資産/流動負債×100
	有利子負債依存度(%)	14.6	21.3	15.1	▲ 6.2	=有利子負債/総資産×100
	売上高対販管費比率(%)	19.3	20.0	18.7	▲ 1.3	=販管費/売上高×100
	人件費比率(%)	49.8	47.6	51.2	3.6	=人件費/販管費×100
	総資本経常利益率(%)	2.3	2.1	1.8	▲ 0.3	=経常利益/総資本×100
	総資本回転率(回)	3.6	3.1	3.5	0.4	=売上高/総資本

法人説明欄

【貸借対照表・損益計算書について】
 流動資産の減の主な理由は、預金▲45,381千円 売掛金▲21,979千円 商品▲22,454千円 未収入金▲143,575千円。 有形固定資産の減は大阪の社宅売却による。流動負債の減の主な理由は買掛金▲76,390千円 未払税金▲13,777千円。

【県の財政的関与について】
 令和4年度のマイナンバーカード取得県産品プレゼントキャンペーン運営業務委託(149,000千円)、おでんせいわて乗って応援!県産品プレゼントキャンペーン運営業務委託(17,493千円)等の大型事業が令和5年度はなかったため大きな減となった。
 委託料には岩手県産の他、「いわて産業振興センター」及び「いわて農林水産物国際流通促進協議会」からの受託事業を含む

【財務指標について】
 令和5年度は記念事業引当金の取崩しがあり、その分も販売費及び一般管理費として人件費率を計算した場合、50.7%になり、令和3年度とほぼ変わらない

IV 統括部署（総務部）の総合評価

【経営状況等について】
当法人については、県産品の様々な販路拡大の推進等に係る県施策推進上のパートナーとしての役割が生じているため、当面出資を継続し、経営状況の把握と指導・監督を行うこととしています。
財務の状況は、当期純利益を継続して計上するなど良好な状態を維持しており、流動比率は一定の水準で推移し、短期的な支払い能力は確保されています。

No. 22 公益財団法人 岩手県観光協会

I 法人の概要

1 基本情報

令和6年7月1日現在

法人の名称	公益財団法人岩手県観光協会		所管部局 室・課等	商工労働観光部 観光・プロモーション室		
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律		代表者 職・氏名	理事長 谷村 邦久		
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	昭和39年4月16日 ※平成13年4月1日統合・改称 ※平成24年4月1日より公益法人へ移行		事務所の所在地	〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通2-9-1 マリオス3F		
			電話番号	019-651-0626		
			HPアドレス	https://iwatetabi.jp/		
資(基)本金等	57,000,000 円		うち県の出資等 割合	47,000,000 円	82.5%	
設立目的	岩手県の観光宣伝紹介、観光客の誘致促進、国際観光の推進等を行うことにより、観光の振興を図り、もって地域の活性化と県民生活の向上発展に寄与することを目的とする。					
事業内容	(1) 観光振興のため調査研究及び計画策定に関すること (2) 内外観光客の誘致を促進する観光地の宣伝紹介、情報提供、出版物の発行及びイベントの実施等に関すること (3) 観光に関する意識の普及啓発及び観光事業者の育成、資質の向上並びに表彰等に関すること (4) 観光情報の収集頒布及び観光関係機関との連携、強化育成、出捐等に関すること (5) 観光客の受入態勢の整備に関すること (6) その他協会の目的を達成するために必要な事業					
常勤役員の状況	合計	1名	うち県現職	1名	うち県OB	0名
	平均年収 ※	千円	平均年齢 ※	60.0才	※令和5年度実績	
常勤職員の状況	合計	8名	うち県派遣	4名	うち県OB	0名
	平均年収 ※	5,353千円	平均年齢 ※	51.0才	※令和5年度実績	

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	関係団体等との連携した誘客活動、SNS等を活用した情報発信、観光情報を一元的に広く発信できるポータルサイトの整備、震災学習を中心とした教育旅行等の誘致
2	旅行商品造成、仕入担当者等を対象とした観光客誘致説明会の開催、復興道路を活用した沿岸・県北地域の旅行商品造成の促進
3	旅行博や現地旅行会社との商談会を通じたインバウンド誘客の推進、外国人観光客の歓迎及び受入態勢整備
4	いわて観光DMPの運用・利用拡大、客観的なデータに基づく県内の各地域やDMOの支援、マーケティングスキル等を身に付けた人材の育成

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

特定の地域で観光振興に関連した非営利活動を行う団体はあるが、岩手県全域を対象とした活動を行う団体は他になく、他の団体等が協会に代って事業を行うことが困難。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

県直営と比較し、組織の機動性、弾力性は高いため、よりタイムリーな宣伝展開や観光情報の提供など、効率的な事業展開が可能。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

当協会は、県の観光振興の推進にあたり、民間における中枢的な「けん引役」を担っている唯一の公益法人であり、多様な観光ニーズに即応した全県的な観光施策の展開に向けて今後もより一層密接に連携して取り組んでいく。

II 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	多様な観光情報の発信件数	① 1,700件	2,427件	1,700件	1,700件
取組内容	岩手県観光情報総合サイト「いわての旅」の管理運営を行い、各種イベントや桜等の季節の情報をはじめ、特集ページ「いわて北三陸2023-ブルー&グリーンがいっぱい-」を掲載するなど、インターネットを通じた情報発信を行ったほか、県内自治体による宿泊助成事業の一元的な情報提供に努めた。				
課題	県内各地の観光イベントなど旬な話題の提供はもとより、県及び東北の観光推進組織との連携による情報発信が必要である。また、今後はAIチャットボットを活用した情報の提供・集積を行うなど、データ分析に基づく旅行者ニーズを反映した観光情報の発信を強化していく必要がある。				
2	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	教育旅行入込学校数（県外校）	① 2,500校	2,191校	2,500校	2,500校
取組内容	本県への教育旅行の誘致拡大を図るため、主要市場である北海道、東京都及び大阪府において、教育旅行説明会を開催し、本県の教育旅行プログラムや受入態勢等について紹介・宣伝を行うとともに、オンライン商談会を実施した。また、旅行会社を訪問し、説明会の案内やフォローアップ、情報収集などを行うとともに、岩手県観光協会内「いわて教育旅行相談窓口」において教育旅行コンテンツや商品造成に必要な情報の提供を行い、旅行会社や学校に対する支援を行った。				
課題	コロナ後は、目的地を従前の方面（関東、関西、沖縄）に戻す傾向があり、本県の教育旅行受入数が減少している。新規の教育旅行誘致のため、対象地域に合わせた効果的な説明会の開催と本県ならではの探究学習（SDGsや歴史・防災学習など）を主体とした取組を強化する必要がある。				
3	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	宿泊者数（延べ人数・全施設）	① 575.5万人泊	585.5万人泊 (確定値)	623.6万人泊	671.7万人泊
取組内容	観光客の誘致拡大を図るため、岩手県観光ポータルサイト「いわての旅」や各種パブリシティを活用し本県の観光情報を発信するとともに、東京などでの誘致説明会や旅行会社招請事業の実施、観光事業者のおもてなし研修による受入態勢の整備などを行った。				
課題	コロナ後の需要回復をとらえ、ホームページやオンラインも活用しながら、観光情報発信や主要市場向け説明会の開催、旅行会社招請等を行い、県内周遊型・滞在型観光を促進する必要がある。また、多様な旅行者ニーズに対応するため、各種研修等により人材育成を強化する必要がある。				
4	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	外国人宿泊者数（延べ人数・全施設）	① 27.7万人泊	28.3万人泊 (確定値)	34.0万人泊	40.3万人泊
取組内容	外国語ホームページによる情報発信に努めたほか、台湾定期便の再開などインバウンドの再始動を受けて、台湾語などの接遇研修動画の配信や情報発信手段として人気の高いSNSの活用研修など実施した。また、県等と連携し、台湾等での旅行博や現地旅行会社との商談会に出席したほか、北東北三県・北海道ソウル事務所において、韓国旅行会社と観光事業者との商談会や旅行会社の招請ツアー、意見交換会等を開催して、本県観光の紹介宣伝を行った。				
課題	コロナ後の外国人観光客の訪日回復・拡大をとらえ、台湾やタイでの商談会等への参加や観光情報の発信を強化していく必要がある。令和6年度も、協会ホームページ(多言語)を活用した情報発信を行うとともに、コロナ後の旅行博や商談会等への参加（オンラインも含む）を予定している。				
5	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	人材育成研修会（マーケティング人材等）受講者数（累計）	① 200人	522人	200人	200人
取組内容	本県の「おもてなし」向上を図るため、観光事業者・団体の職員等を対象とした研修会を開催するとともに、会員が主催する接遇研修会に「いわて観光おもてなしマイスター」を講師として派遣した。また、一人ひとりが多様な人のことを思いやる「心のバリアフリー」の理解を深めるため研修会を実施した。さらに、いわて観光DMPの利用普及とマーケティングの必要性やノウハウの習得を目的とした研修会を開催した。				
課題	多様な旅行ニーズに対応するため、ホスピタリティ向上のための研修を継続して開催し、受入態勢の整備・充実を図る必要がある。また、観光戦略づくりに必要なデータ分析・マーケティングなどの考え方や活用のノウハウについて研修会を開催し、これからの観光地域づくりを担う人材育成を促進していく必要がある。				

II 経営目標の達成状況

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	自主財源の確保【前年度実績を上回る自主財源の確保：賛助会員受取会費(減免前)+事業収益(県からの受託事業収益除く)】	① 62,745千円	60,113千円	60,113千円	64,034千円
取組内容	全県版の登録DMOを見据えた協会事業の見直しと組織体制の強化、併せて新たな自主財源の確保を図るため、令和4年度から取り組んでいるデータ分析・マーケティングの強化及び観光地域づくり実践地域の育成に係る事業を引き続き実施するとともに、同事業による自主財源確保の方策について検討した。観光キャラクターグッズの販売においては、仕入価格の上昇を受け販売価格を改定し収入確保に努め、コロナ後の需要回復もあり、売上高は前年比132%となった。				
課題	令和5年度は、前年度実施した市町村の観光地域づくり戦略の策定業務の受注がなかったため自主財源は前年度実績を下回ったが、新たな自主財源として、令和4年度から構築している本県観光データの集約・分析を可能とする「いわて観光データマネジメントプラットフォーム(いわて観光DMP)」を活用しシステム利用料などで収益化を図ることとしている。令和6年度中に具体のメニューや価格を決定のうえ令和7年4月から有償提供を開始する予定としているため、今後、関係機関に対する研修会等を通じて活用方法を共有し、いわて観光DMPの利用拡大を推進する必要がある。				
2	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	賛助会員等への訪問説明(累計)	① 5会員等	6会員等	10会員等	15会員等
取組内容	協会の登録DMO化や事業改善のための意見聴取、新規会員の加入促進を目的として、現行会員や未加入の観光関係事業者を訪問し、満足度の向上やニーズの把握に努めた。				
課題	令和5年度の賛助会員数は、新規加入4会員、退会4会員で、前年同数の219会員(R6.3.31現在)となった。今後も、新規会員の加入を促進する必要があり、協会の役割や加入のメリットを周知するためのチラシ等を新たに作成し、訪問活動を行うとともに、観光関係事業者の満足度の向上やニーズの把握に努める。				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	1	1			1	1			1	1		
非常勤	16			16	16			16	16			16
計	17	1		16	17	1		16	17	1		16

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	2	2 (1)			2	2 (1)			2	2 (1)		
	一般職	6	2	2	2	6	2	2	2	6	2	2	2
	小計	8	2	4	2	8	2	4	2	8	2	4	2
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職												
	小計												
計		8	2	4	2	8	2	4	2	8	2	4	2

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和4年度 人

令和5年度 人

令和6年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
		常勤	管理職					2
	プロパー							
	県派遣					2		2
	県OB							
	その他							
	一般職				3	3		6
	プロパー					2		2
	県派遣				1	1		2
	県OB							
	その他				2			2
	計				3	5		8

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕
事務局の職員体制は、県派遣4名（うち1名常勤役員兼務）、プロパー2名、嘱託2名で平成29年度以降増減なし。（※平成29～30年度はソウル事務所長派遣に伴い県派遣職員1名増。期間雇用の嘱託職員除く。）令和元年度より嘱託1名が無期転換。

〔県の関与の状況について〕
事務局の県派遣職員4名（うち1名常勤役員兼務）体制は平成22年度以降増減なし。常勤職員の50%を占めている。（※平成29～30年度はソウル事務所長派遣に伴い県派遣職員1名増。）

〔職員の年齢構成について〕
職員の過半数は50代であり、若年層が薄い。プロパーに関しては2名のみであり、平成27年度末に再任用プロパー職員1名退職後は、新たな採用はない。

IV 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)
資産	118,871	129,026	134,127	5,101
流動資産	15,364	29,221	35,533	6,312
うち現預金	3,251	1,548	4,815	3,267
うち有価証券	0	0	0	0
固定資産	103,507	99,805	98,594	▲ 1,211
基本財産	57,000	57,000	57,000	0
うち投資有価証券	56,000	56,000	56,000	0
特定資産	44,213	40,577	39,432	▲ 1,145
うち投資有価証券	0	0	0	0
その他固定資産	2,294	2,228	2,162	▲ 66
うち投資有価証券	2,000	2,000	2,000	0
負債	28,362	45,497	52,995	7,498
流動負債	5,224	20,457	26,563	6,106
うち有利子負債	0	0	0	0
固定負債	23,138	25,040	26,432	1,392
うち有利子負債	0	0	0	0
正味財産	90,509	83,529	81,132	▲ 2,397
指定正味財産	57,000	57,000	57,000	0
一般正味財産	33,509	26,529	24,132	▲ 2,397

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)
経常収益	69,838	88,861	201,743	112,882
経常費用	72,968	95,841	204,140	108,299
事業費	54,801	78,946	187,568	108,622
うち人件費	20,981	21,914	26,673	4,759
うち支払利息	0	0	0	0
管理費	18,167	16,895	16,572	▲ 323
うち人件費	12,874	11,021	10,999	▲ 22
評価損益等増減額	0	0	0	0
当期経常増減額	▲ 3,130	▲ 6,980	▲ 2,397	4,583
経常外収益	0	0	0	0
経常外費用	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	▲ 3,130	▲ 6,980	▲ 2,397	4,583
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
正味財産期末残高	90,509	83,529	81,132	▲ 2,397

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	内容
長期貸付金残高	0	0	0	0	
短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
損失補償(残高)	0	0	0	0	
補助金(運営費)	0	0	0	0	
補助金(事業費)	0	0	444	444	インバウンドプロモーション支援事業補助金
委託料(指定管理料除く)	9,342	25,786	137,623	111,837	教育旅行受入宿泊施設支援緊急対策事業等
指定管理料	0	0	0	0	
その他	27,725	26,234	26,234	0	観光事業推進費負担金

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
自己資本比率(%)	76.1	64.7	60.5	▲ 4.2	=正味財産/総資産×100
流動比率(%)	294.1	142.8	133.8	▲ 9.1	=流動資産/流動負債×100
有利子負債依存度(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債/総資産×100
管理費率(%)	24.9	17.6	8.1	▲ 9.5	=管理費/経常費用×100
人件費比率(%)	46.4	34.4	18.5	▲ 15.9	=人件費/経常費用×100
独立採算度(%)	95.7	92.7	98.8	6.1	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
総資本当期経常増減率(%)	▲ 3.5	▲ 8.4	▲ 3.0	5.4	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100

財務評価	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
	B	B	B		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

【貸借対照表・正味財産増減計算書について】
 令和5年度は、コロナ禍を考慮し令和2年度から実施してきた賛助会員会費の減免割合を引き下げたこと、また、教育旅行受入宿泊施設支援緊急対策事業を県より受託したこと等により増収となったが、引き続き、法人運営準備金を取り崩し、事業費確保に努めた結果、一般正味財産は、4期連続の減少となった。

【県の財政的関与について】
 令和5年度は、「教育旅行受入宿泊施設支援緊急対策事業」の実施により委託料が増加した。また、当協会の機能強化を図るため「いわての新しい観光推進体制整備事業」を県から受託し、引続き実施している。

【財務指標・財務評価について】
 上記のとおり、令和5年度も一般正味財産は減少となったが、賛助会員会費の減免割合を引き下げたこと等により独立採算度は上昇した。なお、令和6年度からは通常会費に戻っており経常損益の改善も見込まれるところである。

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	令和5年度における事業目標の達成状況は、5月からの新型コロナウイルス感染症の5類移行ということもあり、宿泊者数及び外国人宿泊者数は前年比で増加し、目標を上回った。ニューヨーク・タイムズ紙効果により特に欧米の観光客数が伸びるなど新しい動きが加速した。教育旅行入込学校数は、コロナ禍前の目的地への方面変更等により減少し、目標未達成となったが、オーバーツーリズムの影響や東北復興ツーリズムネットワークにおける旅行造成支援等を受け、入込回復に向け取り組んでいく。また、多様な観光情報の発信件数、人材育成研修受講者数は目標を達成し、岩手県観光ポータルサイト「いわての旅」等を活用した魅力ある観光情報発信による誘客促進、観光事業者のおもてなし向上などの研修会開催によるホスピタリティ向上につながった。
所管部局	観光業は、5月からの新型コロナウイルス感染症の5類移行や、ニューヨーク・タイムズ紙に盛岡市が掲載されたことにより、コロナ禍前の水準へ回復しつつある一方で、教育旅行については、コロナ禍前の目的地への方面変更等により減少傾向にある。個人旅行者の増加に伴い、旅行者のニーズが多様化しているため、地域が主体となった受入態勢整備や誘客を図っていく必要があることから、県内の関係機関と連携しながら、客観的なデータに基づいて戦略的に着地整備、情報発信、人材育成などに一層取り組む必要がある。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	当協会は、県、市町村、市町村観光協会、県内観光関係事業者・団体を賛助会員とし、県内全域を対象としたより網羅的・機動的な観光宣伝を行うなど、観光振興事業全般に係る事業を実施している。県内の特定の地域やグリーンツーリズム等の特定の分野を対象とした観光振興に係る事業を行う非営利団体等は存在するが、協会に代わって県全体の観光振興を担う事業の実施主体となることは、非常に困難である。また、候補DMOとして（将来的には登録DMOとして）県全体を対象とした持続可能な観光地づくり推進していく唯一の団体である。
所管部局	特定の地域で観光振興に関連した非営利活動を行う団体はあるが、令和5年度においても岩手県全域を対象とした活動を行う団体は他になく、他の団体等が協会に代わって事業を行うことは困難。岩手県全域を対象とする唯一のDMO（観光地づくり法人）として、令和5年3月に観光庁の候補DMOに登録されたこともあり、今後一層、県内の観光地づくりを支援していく必要がある。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	人材育成に資する各種研修会・講演会等には担当職員を中心に積極的に参加させ、相応の業務知識の向上が図られた。職場環境の改善に向けては週初めに行う業務ミーティングで業務の進捗管理や情報の共有に努めたほか、個別面談を実施し職員の不満足要因の把握と改善に努めることで、職員間での意思疎通が図られた。また、健康診断と必要に応じて受診勧奨するほか、体調によっては休暇を促すなどして、職員の健康維持を図っている。
所管部局	DMOの本登録に向けて、各種事業に対して担当職員を中心に積極的に参加させることで、人材育成、能力開発やノウハウの蓄積に取り組んでいると認められる。また、定期的なミーティングに加え、常勤役員との個別面談の場を設け、職員満足度の把握にも努める等適正な対応を行っている。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	コンプライアンスに関するマニュアルを策定し、常勤役員に配布・周知するとともに、毎月1回「コンプライアンス確立の日」を設定し、交替で職員から話題提供を行い共有している。これにより、職員のリスク管理に対する意識が高まっている。事務処理・会計処理にあたっては、協会諸規程を整備し、職員間でチェックし合って厳格に運用するほか、必要に応じて会計事務所に確認するなど、その適正が確保されている。また、職員にコロナ感染が確認された場合の対応方針を策定し、備えている。
所管部局	職員自らがコンプライアンスについて考える機会を定期的に設けているほか、事務処理・会計処理については、規程の整備や会計事務所への確認を行うとともに、財務状況について月末毎に合計残高試算表を作成し、理事等に報告する等適正な対応を行っている。また、職員に新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合の対応についてマニュアルを策定しており、環境変化に対応した取組を行っている。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	令和5年度は、協会の事業改善のための意見聴取、新規会員の加入促進を目的として、現行会員や未加入の観光関係事業者を訪問し、満足度の向上やニーズの把握に努めた。当協会は、令和5年3月に候補DMOに登録されたところであり、事業内容や組織体制の見直し、財務基盤の強化について検討を進めながら、持続可能な経営環境の維持・確保を図る全県版の登録DMO（観光地づくり法人）を目指す。
所管部局	新型コロナウイルス感染症の影響により、賛助会員の会費を減免するなど、協会を取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況であるが、事業内容の見直しなどにより、経営改善を行ったことについては評価できる。今後も賛助会員や関連事業者等への訪問やアンケート調査を通じて把握したニーズに合わせた質の高い事業を行うほか、会員の増加による経営改善に努めていくことが必要である。また、DMOの本登録に向けて、各種事業を着実に実施できるよう引き続き連携しながら進めていく。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	人的関与について、民間で行った方が機動的・柔軟的に業務運営できるものを協会が行うという視点で役割分担をしているが、県の観光施策の推進にあたっては、県と協会の連携を密にし、それぞれの取組の相乗効果を図る必要があるため、県が給与を負担し常勤職員の半数である4名の職員を派遣しているところ。派遣期間については、派遣法に基づき原則3年としており、適正である。財政的関与については、運営費に対する補助金等は交付していない。
------	--

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	情報公開については、「岩手県出資等法人連携・協働指針」に基づき対応している。
所管部局	「岩手県出資等法人連携・協働指針」に基づき情報公開が行われている。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年度の財務状況は、当期一般正味財産増減額は▲2,397千円と赤字が継続し、一般正味財産は24,132千円まで減少しており、経営改善目標の達成率も低調であることから、今後の経営改善に向けて、目標達成率の改善又は目標の見直し、赤字縮小又は黒字化に取り組む必要があります。
所管部局	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、経営改善に向けた取組に積極的に関与する必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和4年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 現行の中期経営計画（R1～R4）について令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。この評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標等の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分に行い、令和4年度に策定する次期中期経営計画（R5～R8）に反映させる必要があります。	実施済	次期中期経営計画の策定にあたっては、現行計画の事業目標及び経営改善目標に対する実績と取組内容の評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で目標の見直しを行い計画に反映させた。具体的には、当協会が将来的に全県版の登録DMO（観光地域づくり法人）となることを視野にデータ分析マーケティングと観光地域づくり支援の機能強化に取り組むこと、併せて持続可能な協会運営に向け自主財源の確保を図ること等について経営目標に掲げている。	R05.03
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	令和4年度から県と連携して各種観光データの分析やマーケティング及び県内各地の観光地域づくりを支援する機能を強化することによって、観光地域づくりを効果的に推進する体制を整備している。また、地域の特性を活かしながら持続可能な観光地域づくりを推進するため、令和5年3月に観光庁の候補DMOに登録されたところであり、将来的に登録DMOになることを視野に各種事業に取り組んでいる。これらは県の施策方針とも一致しているところであり、中期経営計画の策定に当たってもこれらを加味して協力しながら策定に当たった。	R05.03
所管部局	2 法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。	実施済	「県との役割分担の再検証」と併せて、協会への県からの職員の派遣について検討を行った。協会においては、各種観光データの分析やマーケティング及び県内各地の観光地域づくりを支援する機能を強化することによって、観光地域づくりを効果的に推進する体制を整備することとしており、令和4年度から具体的に着手しているところであり、今後も協会の機能強化の状況を踏まえて、県職員の派遣について検討を行う。	R05.03

【令和5年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。 なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。	実施済	令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画では、当協会が全県版の登録DMO（観光地域づくり法人）となることを視野にデータ分析マーケティングと観光地域づくり支援の機能強化に取り組むことを踏まえ、持続可能な協会運営に向け自主財源の確保を図ることを経営目標に掲げている。令和6年度以降の計画については、インバウンドの再開などを受け、一部事業計画の見直しは行っているが、経営目標及び事業目標の目標値の変更は伴わないこと。	R06.03
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。	実施済	令和5年度から引き続き、県と連携して各種観光データの分析やマーケティング及び県内各地の観光地域づくりを支援する機能を強化することによって、観光地域づくりを効果的に推進する体制を整備している。また、地域の特性を活かしながら持続可能な観光地域づくりを推進するため、令和5年3月に観光庁の候補DMOに登録されたところであり、将来的に登録DMOになることを視野に各種事業に取り組んでいる。これらは県の施策方針とも一致しているところであり、一部事業計画の見直しについても、これらを加味して協力しながら検討した。	R06.03
	2 法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。	実施済	「県との役割分担の再検証」と併せて、協会への県からの職員の派遣について検討を行った。協会においては、各種観光データの分析やマーケティング及び県内各地の観光地域づくりを支援する機能を強化することによって、観光地域づくりを効果的に推進する体制を整備することとしており、令和4年度から具体的に着手しているところであり、今後も協会の機能強化の状況を踏まえて、県職員の派遣について検討を行う。	R06.03

No. 23 公益財団法人盛岡観光コンベンション協会

I 法人の概要

1 基本情報

令和6年7月1日現在

法人の名称	公益財団法人盛岡観光コンベンション協会		所管部局 室・課等	商工労働観光部 観光・プロモーション室		
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		代表者 職・氏名	理事長 谷村 邦久		
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	平成6年8月1日	事務所の所在地	〒020-0871			
	平成15年7月1日(財)盛岡コンベンションビューローが(社)盛岡観光協会と統合して現組織になったこと		岩手県盛岡市中ノ橋通一丁目1番10号			
	平成25年4月1日公益財団法人へ移行		電話番号	019-621-8800		
		HPアドレス	https://hellomorioka.jp/			
資(基)本金等	304,900,000円	うち県の出資等 割合	75,000,000円	24.6%		
設立目的	盛岡市及び岩手県の有する文化的・社会的・経済的特性を活かし、国内外からのコンベンション及び観光客に対する誘致並びに支援、観光資源の開発宣伝、観光文化施設の整備及び管理を行うことにより、観光の振興及び交流人口の拡大を図り、もって地域の経済活性化及び文化の向上に寄与することを目的とする。					
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> (1) 観光並びにコンベンションに関する企画調査及び開発 (2) 観光並びにコンベンション関係機関との連携及び調整 (3) 観光並びにコンベンションの受入れ体制の整備及び誘致活動の推進 (4) 観光並びにコンベンションに関する情報の収集及び出版物等による宣伝 (5) 観光並びにコンベンションに関する意識の向上及び関係者の人材育成 (6) 観光土産品の推奨、改善指導及び販路の拡張 (7) 観光並びにコンベンションに関する企画調査及び開発事業 (8) まちなか観光の推進と市民ボランティアによるおもてなし観光案内 (9) 第三種旅行業に関する事業 (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 					
常勤役員の状況	合計	1名	うち県現職	0名	うち県OB	0名
	平均年収 ※	3,733千円	平均年齢 ※	63.0才	※令和5年度実績	
常勤職員の状況	合計	28名	うち県派遣	0名	うち県OB	0名
	平均年収 ※	3,230千円	平均年齢 ※	45.8才	※令和5年度実績	

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	国内外からのコンベンションの誘致・支援及び情報収集等コンベンション振興に関する事業
2	観光情報の発信及び国内外観光客の誘致促進並びに受入体制の整備など観光振興に関する事業

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

県内各市町村にある観光協会が類似の団体となりますが、大規模なコンベンションの開催には会場、宿泊施設、交通アクセス等の条件が必要となっていることから、当協会が積極的に誘致に取り組んでいます。また、観光振興においても、地域素材を有効活用するなど、魅力の創出に取り組んでいます。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

当協会の行う観光振興での誘客やコンベンション振興での誘致には、これまでに蓄積したノウハウを活かしつつ、環境の変化に合わせた多様なニーズに即応できる機動性及柔軟性が求められます。県直営ではこれらを発揮するのが難しく、当協会による事業の運営に優位性があります。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

当協会は県の観光振興の推進にあたり、観光客の誘客やコンベンションの誘致に総合的に取り組む唯一の公益法人であり、多様な観光ニーズに即応した全県的な観光施策の展開に向けて今後もより一層密接に連携して取り組んでいきます。

II 役職員の状況

1 役員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	1			1	1			1	1			1
非常勤	11			11	11			11	11			11
計	12			12	12			12	12			12

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	5	3		2	5	3		2	5	3		2
	一般職	28	3		25	27	4		23	23	4		19
	小計	33	6		27	32	7		25	28	7		21
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職	11			11	11			11	7			7
	小計	11			11	11			11	7			7
計		44	6		38	43	7		36	35	7		28

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和3年度 人

令和4年度 人

令和5年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
		常勤	管理職					3
	プロパー					3		3
	県派遣							
	県OB							
	その他						2	2
	一般職		4	3	9	5	2	23
	プロパー				4			4
	県派遣							
	県OB							
	その他		4	3	5	5	2	19
	計		4	3	9	8	4	28

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

令和5年度末日をもって「もりおか啄木・賢治青春館」の指定管理業務を終了したことにともない、令和6年度より職員数が減となった。

〔県の関与の状況について〕

県が関与している役職員はいない。

〔職員の年齢構成について〕

プロパーについては20～30代の若手層が不在で、一般職においては30代の若手・中堅層が薄い。

Ⅲ 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
資産	350,439	354,902	360,576	5,674	
流動資産	33,843	38,114	44,572	6,458	
うち現預金	23,937	32,912	36,662	3,750	
うち有価証券	0	0	0	0	
固定資産	316,596	316,788	316,004	▲ 784	
基本財産	304,900	304,900	304,900	0	
うち投資有価証券	199,761	199,761	298,727	98,966	
特定資産	4,597	5,278	5,327	49	
うち投資有価証券	0	0	0	0	
その他固定資産	7,099	6,610	5,777	▲ 833	
うち投資有価証券	0	0	0	0	
負債	15,749	17,784	20,376	2,592	
流動負債	15,749	17,784	20,376	2,592	
うち有利子負債	0	0	0	0	
固定負債	0	0	0	0	
うち有利子負債	0	0	0	0	
正味財産	334,690	337,118	340,200	3,082	
指定正味財産	295,800	295,800	295,800	0	
一般正味財産	38,890	41,318	44,400	3,082	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
経常収益	210,724	238,983	248,952	9,969	
経常費用	213,346	236,440	245,092	8,652	
事業費	201,346	224,427	232,687	8,260	
うち人件費	108,104	111,040	114,322	3,282	
うち支払利息	0	0	0	0	
管理費	12,000	12,013	12,405	392	
うち人件費	8,469	8,558	8,840	282	
評価損益等増減額	0	0	0	0	
当期経常増減額	▲ 2,622	2,543	3,860	1,317	
経常外収益	1	3,201	0	▲ 3,201	
経常外費用	0	3,201	75	▲ 3,126	
当期経常外増減額	1	0	▲ 75	▲ 75	
法人税、住民税及び事業税	151	115	703	588	
当期一般正味財産増減額	▲ 2,772	2,428	3,082	654	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	
正味財産期末残高	334,690	337,118	340,200	3,082	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	内容
長期貸付金残高	0	0	0	0	
短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
損失補償(残高)	0	0	0	0	
補助金(運営費)	0	0	0	0	
補助金(事業費)	373	558	615	57	みちのくコンベンション誘致促進事業補助金
委託料(指定管理料除く)	0	0	0	0	
指定管理料	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
自己資本比率(%)	95.5	95.0	94.3	▲ 0.7	=正味財産/総資産×100
流動比率(%)	214.9	214.3	218.7	4.4	=流動資産/流動負債×100
有利子負債依存度(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債/総資産×100
管理費率(%)	5.6	5.1	5.1	0.0	=管理費/経常費用×100
人件費比率(%)	54.6	50.6	50.3	▲ 0.3	=人件費/経常費用×100
独立採算度(%)	84.9	86.2	87.0	0.8	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
総資本当期経常増減率(%)	▲ 0.8	0.8	1.1	0.3	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100

法人説明欄

〔貸借対照表・正味財産増減計算書について〕
流動資産の増により正味財産が増加した。主な要因は、観光事業の委託料収入およびエネルギー価格高騰対策支援金による増、およびもりおか啄木・賢治青春館における喫茶収入の増である。

〔県の財政的関与について〕
例年同様「みちのくコンベンション誘致促進事業補助金(1/2補助)」を受けた。

〔財務指標について〕
新型コロナウイルス5類移行やニューオータイズ掲載効果による観光イベントの需要増にとまない資産が増加したため、自己資本比率が減じ流動比率が増となった。なお、公益法人の財務基準「収支相償」「公益目的事業比率」「遊休財産額」はすべて満たしている。

IV 統括部署（総務部）の総合評価

【経営状況等について】
当法人は、県の施策推進において積極的な役割を担っておらず、盛岡市がその施策推進のために法人運営に主導的立場を有していると認められる法人であることから、地元自治体による主導的な関与を基本とし、毎年度経営状況の把握のみをすることにしていきます。なお、法人は盛岡市観光文化交流センターの指定管理者です。
財務の状況は、経常増減額の黒字により正味財産が増加しており、自己資本比率及び流動比率とも高い状況にあり、財務基盤の安全性と短期的な支払能力は確保されています。

No. 24 公益財団法人ふるさといわて定住財団

I 法人の概要

1 基本情報

令和6年7月1日現在

法人の名称	公益財団法人ふるさといわて定住財団			所管部局 室・課等	商工労働観光部 定住推進・雇用労働室	
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律			代表者 職・氏名	理事長 藤澤 敦子	
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	平成5年5月20日	事務所の所在地 岩手県盛岡市大通三丁目2番8号	〒020-0022			
	(平成11年4月1日財団法人岩手県出稼ぎ互助会を統合)		電話番号	019-653-8976		
	(平成24年4月1日公益財団法人に移行)		HPアドレス	https://www.furusato-i.or.jp/		
資(基)本金等	212,500,000円	うち県の出資等 ・割合	200,000,000円	94.1%		
設立目的	地域の雇用環境の整備、改善等を推進することにより、魅力ある地域社会を創出し、もって地域の発展を担うべき人材の確保、育成、定住の促進に寄与することを目的とする。					
事業内容	(1) 事業所の概要及び求人に関する情報の収集及び求職者への提供 (2) 求職者に対して就職を容易にするために必要な知識及び技能を習得させるための講習 (3) 事業主が事業の概要及び業務の内容その他求人内容について求職者に対し説明を行うための説明会の開催 (4) 前各号に掲げるもののほか、求職者の就職を容易にするための事業 (5) 求職活動等を援助するための労働者に対する給付金等の支給 (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業					
常勤役員の状況	合計	1名	うち県現職	0名	うち県OB	1名
	平均年収	4,500千円	平均年齢	62.0才	※令和5年度実績	
常勤職員の状況	合計	7名 (役員兼務1名)	うち県派遣	0名	うち県OB	1名
	平均年収	2,295千円	平均年齢	41.2才	※令和5年度実績	

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	県民の地域企業等への理解や関心を高める取組を支援すること
2	県内企業と大学生等との交流機会やマッチング機会の創出等により、地元定着意識を醸成し県内就業を支援すること
3	U・Iターンフェアの開催や財団のホームページ等を通じて、県内企業の情報を移住希望者等に提供し、U・Iターンを促進すること
4	求職者の求職活動への支援を行うこと

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

本法人が行う就職面接会等は、県内企業とのネットワークにより効果的に運営されており、全県の企業を集めたものとしては県内最大規模であり、参加企業から参加負担金等を徴収することなく無料で実施していることは、中立性を確保しているものである。また、県内中小企業及び県内就職を希望する求職者等への支援のため、公益法人の事業として実施する必要性が高いことから、総合的に当法人による事業実施が最適である。また、東北他県の事例として、公益財団法人秋田県ふるさと定住機構において、U・Iターンに係るフェアを実施しているなど公益財団法人の取組が人材の確保、育成、定住に寄与しているもの。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

就職面接会等、求職者と県内企業との面談機会を提供する事業を実施しており、これらの事業実施にあたり、安定的に事業費を確保できること、意思決定が迅速にされ機動性に優れていること、また、蓄積したノウハウ・専門性により、効果的・効率的に実施できることから、当該法人による実施のほうが、県直営と比較しメリットがある。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は、地域の人材の確保、育成、定住の促進を図るため事業実施をしており、これは県の施策と密接な関係を持ち、施策や雇用情勢の変化に応じて、企業側、求職者側それぞれの視点に立った事業を実施していく必要がある。県は、本法人が展開する事業について、引き続き情報共有の場を設け、県事業との相乗効果が発揮できるよう連携・協働を強化し、法人の長所や強みを発揮することにより、効果的な施策推進を目指す。

II 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	高校生や大学生、保護者、教員の地域企業等への理解を深める機会を提供する	① 岩手県主催の「未来のワタシゴト探究会議」への当日の運営支援及びバス運行費用の負担	取組内容のとおり	岩手県主催の「未来のワタシゴト探究会議」への当日の運営支援及びバス運行費用の負担	「未来のワタシゴト探究会議」の開催
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県主催の「未来のワタシゴト探究会議」への当日運営支援のため、職員2名派遣とバス運行費用を負担。 ・ジョブキッズいわて2023事業（主催：㈱テレビ岩手）への支援のため、財団ホームページ登録企業への参加募集を実施。 				
課題	「高校生や大学生、保護者、教員の地域企業等への理解を深める」ことは、若年者の県内定着において特に重要な課題であることから、関係イベントへの協力を積極的に行っていくほか、地元紙や地元ラジオを活用した県内企業の認知度向上の取組の強化が必要。				
2	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	いわて就職マッチングフェアの開催により、県内企業と求職者のマッチング機会を提供し、就職者数の確保を支援する。	① フェア参加をきっかけにして企業に採用となった就職者数 就職者数109人以上	72人	フェア参加をきっかけにして企業に採用となった就職者数 就職者数65人以上	フェア参加をきっかけにして企業に採用となった就職者数 就職者数65人以上
取組内容	いわて就職マッチングフェアは、対面型の就職イベントとして計画どおり5回開催し、うち1回は、ものづくり産業の集積が進み人材確保が課題となっている北上市で開催した。 マッチングフェアⅣで、グローバルキャリアフェア（（公財）岩手県国際交流協会主催）と併催した。				
課題	参加者からのアンケートで、対面型の実施方法に好意的な意見を多くいただいたことから、財団ホームページ等で対面型の利点を宣伝しながら情報発信を強化し、減少傾向となっている参加者の増加促進が必要。				
3	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	首都圏及び仙台圏でのU・Iターンフェアの開催により、県内企業と県外在住の求職者のマッチング機会を提供し、就職者数の確保を支援する。	① U・Iターンフェア参加をきっかけとして企業に採用となった就職者数 就職者数12人以上	15人	U・Iターンフェア参加をきっかけとして企業に採用となった就職者数 就職者数15人以上	U・Iターンフェア参加をきっかけとして企業に採用となった就職者数 就職者数15人以上
取組内容	首都圏や仙台圏に在住し、岩手県へのU・Iターンを検討している学生や社会人を対象とした「岩手県U・Iターンフェア」は、東京で岩手県主催の全県移住フェアと合同で開催したほか、昨年度に引き続き仙台市でも開催した。				
課題	参加者について、東京では、岩手県との合同開催により583人と令和4年度から大幅に増加したが、仙台では74人となり、さらなる参加者の掘り起こしが必要。				
4	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	イベント開催を除く財団ホームページの活用、就職活動交通費支給、新聞発行、ラジオ放送など、財団の取組がきっかけとなった就職者数の確保を支援する。	① 登録企業のうち当財団のイベント以外でのホームページの活用等により採用となった就職者数 就職者数46人以上	31人	登録企業のうち当財団のイベント以外でのホームページの活用等により採用となった就職者数 就職者数50人以上	登録企業のうち当財団のイベント以外でのホームページの活用等により採用となった就職者数 就職者数54人以上
取組内容	イベント開催を除く取組での評価指標として令和5年度に設定した目標値であるが、情報発信強化のため有期労働契約職員1名を採用し、毎日X（旧ツイッター）により、就職イベントやイベント出展企業、ラジオ番組紹介企業の情報等を発信したほか、岩手日報タブロイド版広告「イワテでシゴトする」の発行や「いわて就職マッチングラジオ」の放送で県内企業を紹介した。				
課題	財団ホームページの活用により、就職活動交通費等の制度が定着し支給額は増加傾向であるが、さらに財団の取組の認知度を向上させるためには、ホームページに掲載する情報を充実させるなどの魅力度向上や新聞、ラジオでの情報発信の継続が必要。				
5	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	財団のホームページでの情報発信、就職イベントの開催など、財団の取組等を通じて、財団の認知度及び県内企業の認知度を向上させる。	① サイト訪問件数 月平均 25,000件以上	34,621件	サイト訪問件数 月平均 34,000件以上	サイト訪問件数 月平均 34,000件以上
取組内容	情報発信強化のため有期労働契約職員1名を採用し、毎日X（旧ツイッター）により、就職イベントやイベント出展企業、ラジオ番組紹介企業の情報等を発信したほか、岩手日報タブロイド版広告「イワテでシゴトする」の発行や「いわて就職マッチングラジオ」の放送で県内企業を紹介した。				
課題	フェア参加者の確保や、県内企業の認知度向上のためには、財団ホームページの情報を充実させるなどの魅力度向上や新聞、ラジオでの情報発信の継続が必要。				
6	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	県外求職者への就職活動を支援する交通費及びインターシップ参加に伴う宿泊費を支給し、就職活動を支援する。	① 就職活動交通費等の支援240件以上	支給実績 351件	就職活動交通費等の支援件数 330件以上	就職活動交通費等の支援件数 330件以上
取組内容	県外居住者が県内での就職活動を行うことに伴う交通費、宿泊費について支援し、併せて仙台市で開催した「岩手県U・Iターンフェアin仙台」の参加者に対する交通費支援を行った。				
課題	U・Iターン就職支援策として効果的な取組であることから、一層の活用促進を図るための周知が必要。				

II 経営目標の達成状況

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	安定した事業活動ができるよう適切な資産運用に努める。	① 前年度実績以上の年間利息収入額の確保（売却、購入に伴う受取利息及び経過利息を考慮しない年度末時点での保有債券の利率で算定）	取組内容のとおり	前年度実績以上の年間利息収入額の確保（売却、購入に伴う受取利息及び経過利息を考慮しない年度末時点での保有債券の利率で算定）	前年度実績以上の年間利息収入額の確保（売却、購入に伴う受取利息及び経過利息を考慮しない年度末時点での保有債券の利率で算定）
取組内容	令和5年度資金運用計画に基づき、運用年限の分散や高金利債券への買い替えなど有利な運用を実施し、債券売却及び購入に伴う受取利息及び経過利息を考慮せず年度末時点での保有債券の利率で算定すると、令和4年度の年間利息収入47,477千円より1,634千円増の49,111千円を確保したほか、評価損益はプラス4,053千円となった。				
課題	債券評価額が下落傾向となっている中で、必要な債券の代替に当たっては、その時点での金利と価格を注視した的確な対応が必要。				
2	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	組織パフォーマンスの維持、発展に努める。	① 他の職員に計画的にローテーションしたことにより複数の職員が対応可能となった業務数6件	8件	他の職員に計画的にローテーションしたことにより複数の職員が対応可能となった業務数2件	他の職員に計画的にローテーションしたことにより複数の職員が対応可能となった業務数2件
取組内容	情報発信強化のための有期労働契約職員の増員や育休取得の職員がいたことから、他職員に業務を分担し複数の職員が対応可能となった業務数が8件（公益法人管理、監査・立入検査、総務・庶務、文書取扱、新聞やラジオによる情報発信、出稼援護事業、学校意向調査、就職活動交通費等支援）あった。				
課題	業務ノウハウの円滑な継承や、担当者の長期不在時の業務執行への支障を少なくするためには、複数の職員が対応可能となるよう、毎年度、計画的な業務のローテーションを実施し事務分担を変更して、組織力向上を図る必要がある。				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	1		1		1		1		1		1	
非常勤	16	2	3	11	16	2	3	11	16	2	3	11
計	17	2	4	11	17	2	4	11	17	2	4	11

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	2	1	1		2	1	1		2	1	1	
	一般職	3	2		1	4	2		2	5	2		3
	小計	5	3	1	1	6	3	1	2	7	3	1	3
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職												
	小計												
計		5	3	1	1	6	3	1	2	7	3	1	3

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和4年度 人 令和5年度 人 令和6年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
		常勤	管理職					1
	プロパー					1		1
	県派遣							
	県OB						1	1
	その他							
	一般職		1	1	2	1		5
	プロパー			1	1			2
	県派遣							
	県OB							
	その他		1		1	1		3
	計		1	1	2	2	1	7

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

労働契約法の無期契約転換ルールを明確化するため労働関係法制を反映した就業規則及び有期労働契約職員等就業規則を平成30年度に改正し、正職員や無期労働契約職員に転換を図っている。

令和5年度から、財団ホームページの利用登録者数の増加を図るため、情報発信強化に伴う職員1名を増員している。

また、令和5年10月から育児休業等を取得した職員の対応として、令和5年11月から有期労働契約職員の業務代替職員1名を採用している。

〔県の関与の状況について〕

該当なし

〔職員の年齢構成について〕

年代別に均衡がとれている。

IV 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
資産	2,812,191	2,586,296	2,536,275	▲ 50,021	
流動資産	25,557	37,036	34,228	▲ 2,808	
うち現預金	23,247	28,875	24,864	▲ 4,011	
うち有価証券	0	0	0	0	
固定資産	2,786,634	2,549,260	2,502,047	▲ 47,213	
基本財産	2,453,804	2,244,980	2,207,132	▲ 37,848	
うち投資有価証券	2,453,804	2,244,980	2,207,132	▲ 37,848	
特定資産	326,112	297,593	288,132	▲ 9,461	
うち投資有価証券	284,715	245,086	233,372	▲ 11,714	
その他固定資産	6,718	6,687	6,783	96	
うち投資有価証券	0	0	0	0	
負債	3,986	4,276	5,338	1,062	
流動負債	3,086	3,227	3,911	684	
うち有利子負債	0	0	0	0	
固定負債	900	1,049	1,427	378	
うち有利子負債	0	0	0	0	
正味財産	2,808,205	2,582,020	2,530,937	▲ 51,083	
指定正味財産	2,453,804	2,244,980	2,207,132	▲ 37,848	
一般正味財産	354,401	337,040	323,805	▲ 13,235	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
経常収益	45,818	52,668	48,420	▲ 4,248	
経常費用	46,441	58,088	65,708	7,620	
事業費	39,622	51,326	58,645	7,319	
うち人件費	13,691	14,699	17,819	3,120	
うち支払利息	0	0	0	0	
管理費	6,819	6,762	7,063	301	
うち人件費	4,584	4,770	5,280	510	
評価損益等増減額	14,393	▲ 11,941	4,053	15,994	
当期経常増減額	13,770	▲ 17,361	▲ 13,235	4,126	
経常外収益	0	0	0	0	
経常外費用	0	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	0	
法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	13,770	▲ 17,361	▲ 13,235	4,126	
当期指定正味財産増減額	▲ 79,090	▲ 208,824	▲ 37,848	170,976	
正味財産期末残高	2,808,205	2,582,020	2,530,937	▲ 51,083	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	内容
長期貸付金残高	0	0	0	0	
短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
損失補償(残高)	0	0	0	0	
補助金(運営費)	0	0	0	0	
補助金(事業費)	0	0	0	0	
委託料(指定管理料除く)	228	0	0	0	
指定管理料	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
自己資本比率(%)	99.9	99.8	99.8	0.0	=正味財産/総資産×100
流動比率(%)	828.3	1,147.8	875.2	▲ 272.6	=流動資産/流動負債×100
有利子負債依存度(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債/総資産×100
管理費率(%)	14.7	11.6	10.7	▲ 0.9	=管理費/経常費用×100
人件費比率(%)	39.4	33.5	35.2	1.7	=人件費/経常費用×100
独立採算度(%)	98.7	90.7	73.7	▲ 17.0	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
総資本当期経常増減率(%)	0.5	▲ 0.7	▲ 0.5	0.2	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
財務評価	B	B	B		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

【貸借対照表・正味財産増減計算書について】

令和5年度は情報発信を強化するため職員1名を増員し、新聞ラジオ等の情報発信や新たにXでの毎日の配信の実施で経常費用が増加したことから経常収益計48,420千円-経常費用計65,708千円が17,288千円のマイナスとなったほか、保有している債券の年度末の評価額が下落したため正味財産期末残高は前年度と比較して51,083千円減少した。

【県の財政的関与について】

【財務指標・財務評価について】

流動資産の普通預金を今後の就職活動支援事業に活用するため特定資産の就職活動支援事業資産に繰り入れたことに伴い、流動比率が減少した。
また、計画的に活用することを承認された就職活動支援事業資産により事業を積極的に実施した結果、独立採算度が低下した。

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	県内企業の深刻な人手不足への対応が課題となっている中、いわて就職マッチングフェアや岩手県U・Iターンフェアの就職イベント開催に加え、令和3年度から実施している岩手日報タブロイド版発行による求職者の親世代に向けた県内企業の認知度向上の取組の継続実施や、令和2年度に導入した就職活動交通費支援制度の対象者の利用促進などで、県施策の推進に貢献している。
所管部局	令和5年度も引き続き、いわて就職マッチングフェア等の実施により、若者の県内定着や、県内企業の認知度向上に寄与している。また、就職活動交通費支援制度の拡充や、県外在住の求職者のマッチング等により、U・Iターンの促進に更なる貢献をしたほか、タブロイド版広告等、高校生の進路選択に影響を与える保護者や教員等の世代へのアプローチに積極的に取り組んでおり、評価できる。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	当財団は地域の発展を担うべき人材の確保、育成、定住の促進を目的に、県内企業と大学生等とのマッチング機会の創出等により県内就業を支援するため、県内に就業場所がある企業に限定し、ホームページでの企業情報の提供や就職面接会等を開催しているが、これらの企業登録料及び出展料を無料としている。 また、財団の就職イベントは、全県規模で年間を通じて開催しており、東京や仙台でも開催するなど、県内企業、団体及び求職者からの利便性が高く、マイナビなど民間企業の面接会はサイトへの企業登録料及び出展料は有料であることなどから、民間企業の面接会と比較して活用度が高いものと考えられる。
所管部局	当該法人が主催するいわて就職マッチングフェア等は、これまでに構築した県内企業とのネットワークにより効果的に運営されており、全県の企業を集めたものとしては最大規模である。令和5年度は年5回実施していることや、参加企業から参加負担金等を徴収することなく無料で実施していることは、県内中小企業並びに求職者のための公益目的事業として評価できる。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	事業計画や業務方針を毎年度策定し、職員全員に周知徹底している。毎週月曜日には事業の進捗状況や今後の業務の進め方について全職員で情報共有できるようにミーティングを開催している。また、毎朝5分程度のミーティングも行っている。 年3回、専務理事兼事務局長と職員の面談を行い、職員が仕事を進める上での課題等の把握に努め、処遇改善や職員の能力向上に繋げるなどしている。
所管部局	事務分担により職員の役割を明確にし、円滑な業務運営を図るため必要最小限の人員で効率的に日常業務を行っている。また、「いわて就職マッチングフェア」等のイベントにおいては、県をはじめとした関係機関と協力体制を構築して運営する等、効率的に業務を行っている。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	債券運用については、資産運用規程及び資金運用計画に基づき適切に運用し、リスクの軽減を図っている。マイナンバーの取扱いについては、個人情報の保護に関する規則を定めて厳格に取り扱っている。イベント時の災害等が発生した場合の対応については、毎回、事務局の事前打ち合わせで確認している。
所管部局	基本財産の運用管理については、資産運用規程を整備し、安全確実な運用に努めている。また、通帳と印鑑を別々に管理するなど日常の管理も適正に行われている。支出の際の稟議による手続きなどを徹底してリスク・マネジメントを行っている。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	資産運用規程及び資金運用計画に基づいて資産運用を行い、毎年度利息収入を増やしている。 また、モデル就業規則に沿って法人の就業規則を改正し、有期労働契約から正職員や無期労働契約職員等への転換を行っているほか、給与アップや賞与を支給するなど待遇改善を行っている。
所管部局	毎年度事業計画(資金運用計画を含む。)を理事会において策定し、その成果について報告しているほか、県の計画に対応した中期経営計画書については、理事会において毎年度進捗を確認する等、経営を改善する体制が構築されている。また、職員に対して年度当初に業務方針を簡潔明瞭にまとめ説明しており、適切な業務の実施が確保されている。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	該当なし
------	------

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金(運営費)を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	当該法人の目的、役員、定款、事業計画及び収支状況等の基本情報や各種事業のPR及び実施結果について、ホームページで随時更新して情報提供している。また、情報公開に関する規定を定め、県民に対する情報公開に努めている。
所管部局	定款、財務諸表等については、ホームページに掲載し情報開示・提供を積極的に行っている。 また、個々の事業の情報についても、ホームページや新聞広告、ポスター、チラシ等により幅広く広報を実施している。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年度は、経営改善目標の達成率は100%となった一方で、財務状況は、当期一般正味財産増減額は▲13,235千円と赤字が継続しているため、目標達成による経営改善の効果が見えない状況にあることから、目標の見直しの検討と赤字縮小又は黒字化に取り組む必要があります。
所管部局	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、経営改善に向けた取組に積極的に関与する必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和4年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 現行の中期経営計画（R1～R4）について令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取り組み内容の評価が必要となります。 この評価結果を踏まえ、課題を明らかにしたうえで、事業目標等の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分に行い、令和4年度に策定する次期中期経営計画（R5～R8）に反映される必要があります。	実施済	中期経営計画（R1～R4）における事業目標及び経営改善目標に対する実績と取り組み内容の評価を実施し、その結果を踏まえ、新たな事業目標等の設定や見直し、より実効性の高い取組、具体的な工程などを整理し、これらを反映した中期経営計画（R5～R8）を策定し、令和5年3月23日に県に提出しました。	令和5年3月
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	県の施策の方針である県内就業及びU・Iターンの促進に向け、より高い効果が生まれるよう、法人と連携して実効性の高い取組、スケジュール及び人員配置等の整理を行い、中期経営計画の策定に当たったもの。	令和5年3月

【令和5年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。 なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。	実施済	令和6年度以降の経営目標、業務目標の目標値及び収支計画等については、ポストコロナの観点から、これまでの実績や課題を踏まえた見直しを行い、その結果に基づき、令和6年3月14日に「県出資等法人の中期経営計画書（令和5年度～令和8年度）時点修正」を県に提出しました。	令和6年3月
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。	実施済	県の施策の方針である県内就業及びU・Iターンの促進に向け、より高い効果が生まれるよう、法人と連携して実効性の高い取組及び目標値等の設定を行うことにより、中期経営計画の策定に当たったもの。	令和6年3月

No. 25 株式会社クリーンピアいわて

I 法人の概要

1 基本情報

令和6年7月1日現在

法人の名称	株式会社クリーンピアいわて		所管部局 室・課等	商工労働観光部 定住推進・雇用労働室		
設立の根拠法令	会社法		代表者 職・氏名	代表取締役 印部 健太郎		
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	平成元年5月15日		事務所の所在地	〒020-0832 岩手県盛岡市東見前1地割145番地		
			電話番号	019-637-5555		
			HPアドレス	https://www.inbe.co.jp/kouken.html		
資(基)本金等	50,000,000 円		うち県の出資等 割合	20,000,000 円	40.0%	
設立目的	民間企業と地方公共団体の共同出資による重度障がい者雇用企業を設立し、重度障がい者の雇用の促進と職業を通じた自立の促進を図ることを目的とする。					
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 リネンサプライ業 2 クリーニング業 3 介護用品、寝具及びその付属用品、衣類・タオル類等繊維製品のレンタル並びに販売 4 前各号に付帯する一切の業務 					
常勤役員の状況	合計	1名	うち県現職	0名	うち県OB	0名
	平均年収 ※	0千円	平均年齢 ※	49.0才	※令和5年度実績	
常勤職員の状況	合計	40名	うち県派遣	0名	うち県OB	1名
	平均年収 ※	2,266千円	平均年齢 ※	46.1才	※令和5年度実績	

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	重度障がい者雇用モデル企業として、障がい者に雇用の場を提供し自立を促進するとともに、障がい者の適正と能力を生かせる職場づくりに取り組み、施設見学等を積極的に受け入れ、障がい者雇用に関する様々な情報を発信することにより、県内企業における障がい者の雇用を支援すること。
2	県内特別支援学校等の生徒の職場体験・施設見学当を積極的に受け入れることにより、障がい者の就労意欲の向上を図り、地域において能力を発揮し、自立した生活ができるよう支援を行うこと。

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

重度障がい者雇用モデル事業所として、県内企業における重度障がい者の雇用の促進と職業を通じた自立を支援するという、公共的な役割を担っており、他の民間団体、営利企業等では代替できないもの。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

一般企業が提供しているサービスをベースに、民間のノウハウ、専門性を十分に活用して、障がい者の適正と能力を生かせる職場づくりに取り組み、安定的に運営が行われてきているもので、県直営では運営が難しい。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

法人は、県内で唯一、重度障がい者を含む多数の障がい者の継続的かつ安定的な雇用と県内企業における障がい者雇用の支援を併せて実施する法人であり、自立した企業経営を行っていることから、今後も社会貢献と経営を両立させていく。

県は、出資を継続し運営を支援するとともに、県内の障がい者雇用を促進するため、法人の障がい者雇用の取り組みについて、全県に普及啓発することを含め、今後も障がい者施策の展開に関して法人との連携・協働を進めていく。

II 役職員の状況

1 役員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	1			1	1			1	1			1
非常勤	10	2		8	10	2		8	10	2		8
計	11	2		9	11	2		9	11	2		9

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		令和4年度				令和5年度				令和6年度						
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他			
常勤	管理職 (役員兼務)	2	1 (1)		1	2	1 (1)		1	2	1 (1)		1			
	一般職	34	26		8	36	27		9	38	27		11			
	小計	36	27		1	38	28		1	40	28		11			
非常勤	管理職 (役員兼務)		/	/	/		/	/	/		/	/	/			
	一般職	10	/	/	10	11	/	/	11	11	/	/	11			
	小計	10	/	/	10	11	/	/	11	11	/	/	11			
計		46	27		1	18	49	28		1	20	51	28		1	22

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和4年度 人

令和5年度 人

令和6年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
		常勤	管理職				1	
	プロパー				1			1
	県派遣							
	県OB						1	1
	その他							
	一般職		5	6	9	14	4	38
	プロパー		4	2	7	14		27
	県派遣							
	県OB							
	その他		1	4	2		4	11
	計		5	6	10	14	5	40

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕
管理職は、プロパーである取締役工場次長1人と県OBの総務部長の2人で、その下に配送や病衣など5つの部署があるが、うち2部署には班長が配置されていない。工場次長が兼務したり、短時間パートが代行するなどしている。

〔県の関与の状況について〕
なし

〔職員の年齢構成について〕
常勤職員の平均年齢は46.1歳で、非常勤を含めると47.6歳となっている。また、常勤職員の半数近くは50歳以上となっており高齢化が進んでいる。障がいのある職員は、半数以上が50歳以上となるなど年齢構成の偏りが職場の活性化や生産性にも影響している。希望する職員の雇用延長を確保しつつ新たな障がい者を採用し人材育成を進める必要があり、課題となっている。

Ⅲ 財務の状況

【その他株式会社】

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)		
貸借対照表	資産	272,662	260,938	270,557	9,619	
	流動資産	189,231	177,997	191,930	13,933	
	うち現預金	147,310	134,914	147,586	12,672	
	うち有価証券	0	0	0	0	
	固定資産	83,431	82,941	78,627	▲ 4,314	
	有形固定資産	71,608	70,450	66,592	▲ 3,858	
	無形固定資産	10,964	10,348	9,732	▲ 616	
	投資その他の資産	859	2,143	2,303	160	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	負債	98,723	90,615	89,285	▲ 1,330	
	流動負債	48,647	44,938	48,138	3,200	
	うち有利子負債	7,140	7,140	7,060	▲ 80	
	固定負債	50,076	45,677	41,147	▲ 4,530	
	うち有利子負債	38,745	25,885	18,825	▲ 7,060	
	純資産	173,939	170,323	181,272	10,949	
資本金	50,000	50,000	50,000	0		
利益剰余金	123,939	120,323	131,272	10,949		
うち繰越利益剰余金	123,939	120,323	131,272	10,949		
評価・換算差額等	0	0	0	0		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)		
損益計算書	売上高	233,525	237,743	257,183	19,440	
	売上原価	218,914	227,194	227,856	662	
	売上総利益	14,611	10,549	29,327	18,778	
	販売費及び一般管理費	20,800	21,506	23,414	1,908	
	うち人件費	2,331	2,309	4,506	2,197	
	営業利益	▲ 6,189	▲ 10,957	5,913	16,870	
	営業外収益	5,714	7,790	5,515	▲ 2,275	
	営業外費用	495	495	497	2	
	うち支払利息	495	495	497	2	
	経常利益	▲ 970	▲ 3,662	10,931	14,593	
	特別利益	251	231	203	▲ 28	
	特別損失	0	0	0	0	
	税引前当期純利益	▲ 719	▲ 3,431	11,134	14,565	
	法人税、住民税及び事業税	185	185	185	0	
法人税等調整額	0	0	0	0		
当期純利益	▲ 904	▲ 3,616	10,949	14,565		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	内容	
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0	
	短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
	短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
	損失補償(残高)	0	0	0	0	
	補助金(運営費)	0	0	0	0	
	補助金(事業費)	0	0	0	0	
	委託料(指定管理料除く)	0	0	0	0	
	指定管理料	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)		
財務指標	自己資本比率(%)	63.8	65.3	67.0	1.7	=自己資本/総資産×100
	流動比率(%)	389.0	396.1	398.7	2.6	=流動資産/流動負債×100
	有利子負債依存度(%)	16.8	12.7	9.6	▲ 3.1	=有利子負債/総資産×100
	売上高対販管費比率(%)	8.9	9.0	9.1	0.1	=販管費/売上高×100
	人件費比率(%)	11.2	10.7	19.2	8.5	=人件費/販管費×100
	総資本経常利益率(%)	▲ 0.4	▲ 1.4	4.0	5.4	=経常利益/総資本×100
	総資本回転率(回)	0.9	0.9	1.0	0.1	=売上高/総資本

法人説明欄

【貸借対照表・損益計算書について】
売上高は、値上げ等により19,440千円(8.2%)増となった。売上原価は、材料費や労務費が増となった一方、経費が外注加工費や電力費で減となり662千円(0.3%)の増加に止まった。その結果、売上総利益は前期を18,778千円上回る29,327千円に、経常利益は10,931千円と前期より14,593千円増加し、当期純利益も10,949千円(前期▲3,616千円)と前期より14,565千円増加し、6期ぶりに黒字となった。

【県の財政的関与について】
設立時に県から2千万円の資本金の拠出を受けているが、現在は財政的関与を受けず経営を行っている。

【財務指標について】
数値は堅調であり、概ね改善傾向にある。総資本経常利益率がマイナスからプラスとなった。人件費率が増加しているが、本社と兼務する営業職員の給与負担が増えたことによる。

IV 統括部署（総務部）の総合評価

【経営状況等について】
当法人は、平成2年に第三セクター方式による重度障がい者雇用モデル企業として操業を開始し、県では、県の関与が大きくないことから、平成21年度から、類型2法人として簡易版による経営状況の把握を行うこととしています。
財務の状況は、経常利益が黒字に転じたことで繰越利益剰余金が増加し、自己資本比率及び流動比率とも一定の水準にあるなど、財務基盤の安全性と短期的な支払能力は確保されています。

No. 26 岩手県農業信用基金協会

I 法人の概要

1 基本情報

令和6年7月1日現在

法人の名称	岩手県農業信用基金協会		所管部局 室・課等	農林水産部 団体指導課		
設立の根拠法令	農業信用保証保険法		代表者 職・氏名	会長理事 前田 一人		
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	昭和37年3月19日		事務所の所在地	〒020-0022 岩手県盛岡市大通1-2-1		
			電話番号	019-626-8563		
			HPアドレス	https://www.iaiwate.or.jp/noshinki/		
資(基)本金等	3,583,350,000 円		うち県の出資等 ・割合	793,770,000 円	22.2%	
設立目的	農業信用保証保険法(昭和36年法律第204号)に基づき、農業協同組合その他の融資を行う機関の農業者等に対する貸付について、その債務を保証することにより、農業者等がその資本装備を高度化し経営を近代化するために必要な資金、その他農業者等が必要とする資金の融通を円滑にし、もって農業経営の改善に資する。					
事業内容	(1) 会員たる農業者等が資金を借り入れることにより融資機関に対して負担する債務の保証 (2) 農業経営改善促進資金等の貸付を行う融資機関への原資の供給 (3) 前各号に掲げる業務に付帯する業務					
常勤役員の状況	合計	1名	うち県現職	0名	うち県OB	0名
	平均年収 ※	《非公表》千円	平均年齢 ※	才	※令和5年度実績	
常勤職員の状況	合計	14名	うち県派遣	0名	うち県OB	0名
	平均年収 ※	5,492千円	平均年齢 ※	41.0才	※令和5年度実績	

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	農業者等が資本装備する際に必要となる資金の債務を保証することにより、農業者等の収益力向上を支援
2	農業者等が資本装備する際に必要となる資金の債務を保証することにより、地域の中心経営体等の経営改善、経営規模の拡大や多角化などの取組を支援するほか、新規就農者の施設等整備を支援
3	農業者等が資本装備する際に必要となる資金の債務を保証することにより、園芸品目の単収向上に向けたスマート農業技術の活用や高規格ハウス等の整備を支援

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

農業信用保証保険法に基づき、農業者等が必要とする資金の円滑な融通を図るために設立された公的な保証機関であり、農業者等の負担を軽減した債務保証を行うことができる民間保証機関はありません。

(2) 県直営との比較(機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み)について

農業信用基金協会の業務は、最新の農政や保証審査、債権管理・回収等の高い専門知識と経験が必要であり、県直営と比較して、知識・経験・人員が確保されている等、法人によるサービス提供体制に優位性があります。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

国では、農業者等の信用力を補完し、必要とする資金が円滑に供給されることにより、農業経営の改善、農業の振興に資するようするために農業信用保証保険制度が設けられていますが、その債務保証業務を行う県内唯一の法人です。県は、本法人における債務保証業務が円滑に行われるよう支援、指導を実施します。

II 役職員の状況

1 役員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	1			1	1			1	1			1
非常勤	10	1	1	8	10	1	1	8	10	1	1	8
計	11	1	1	9	11	1	1	9	11	1	1	9

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	4	4			2	2			5	5		
	一般職	10	8		2	12	9		3	9	6		3
	小計	14	12		2	14	11		3	14	11		3
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職												
	小計												
計		14	12		2	14	11		3	14	11		3

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和4年度 人 令和5年度 人 令和6年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
		常勤	管理職			1	2	2
	プロパー			1	2	2		5
	県派遣							
	県OB							
	その他							
	一般職		3	2		1	3	9
	プロパー		3	2		1		6
	県派遣							
	県OB							
	その他						3	3
計			3	3	2	3	3	14

法人説明欄

〔役員数数の状況について〕
令和6年6月プロパー職員2名(30代)採用
令和6年3月定年退職者1名(プロパー)を有期職員として再雇用

〔県の関与の状況について〕
現職県職員の役員就任については、変動なし。

〔職員の年齢構成について〕
30代職員の採用により年齢構成の改善を図った。

Ⅲ 財務の状況

【農業信用基金協会】

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)		
貸借対照表	資産	95,754,471	95,839,308	96,268,702	429,394	
	流動資産	8,397,589	7,694,609	6,793,045	▲ 901,564	
	うち現預金	8,172,281	7,658,527	6,600,577	▲ 1,057,950	
	うち有価証券	199,961	0	99,995	99,995	
	固定資産	4,769,910	5,537,836	6,480,813	942,977	
	有形固定資産	9,210	7,731	5,887	▲ 1,844	
	無形固定資産	0	0	0	0	
	投資その他の資産	4,760,700	5,530,105	6,474,926	944,821	
	うち投資有価証券	2,701,819	3,500,150	4,376,062	875,912	
	保証債務見返	82,586,972	82,606,863	82,994,844	387,981	
	負債	88,364,721	88,428,897	88,812,842	383,945	
	流動負債	1,441,408	2,526,556	1,500,233	▲ 1,026,323	
	うち有利子負債	483,720	1,563,990	539,310	▲ 1,024,680	
	固定負債	4,336,341	3,295,479	4,317,765	1,022,286	
	うち有利子負債	1,563,990	539,310	1,480,390	941,080	
	保証債務	82,586,972	82,606,862	82,994,844	387,982	
	資本	7,389,750	7,410,411	7,455,860	45,449	
	出資金	3,584,730	3,583,460	3,583,350	▲ 110	
	繰入金	1,160,260	1,160,260	1,160,260	0	
準備金	2,522,304	2,644,760	2,666,691	21,931		
当期利益金	122,456	21,931	45,559	23,628		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)		
損益計算書	経常収益	416,935	413,637	504,225	90,588	
	経常費用	297,058	391,933	460,242	68,309	
	事業費	11,029	16,116	13,656	▲ 2,460	
	管理費	137,330	147,577	136,426	▲ 11,151	
	うち人件費	102,258	112,641	100,088	▲ 12,553	
	その他	148,699	228,240	310,160	81,920	
	うち支払利息	724	696	808	112	
	経常利益	119,877	21,704	43,983	22,279	
	特別利益	2,677	227	1,597	1,370	
	特別損失	98	0	21	21	
当期利益金	122,456	21,931	45,559	23,628		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	内容	
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0	
	短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
	短期貸付金実績(事業資金)	300,000	300,950	309,385	8,435	農業経営改善促進資金融通事業実施要綱に基づく資金原資の貸付金
	損失補償(残高)	0	0	0	0	
	補助金(運営費)	0	0	0	0	
	補助金(事業費)	0	0	0	0	
	委託料(指定管理料除く)	0	0	0	0	
	指定管理料	0	0	0	0	
その他	1,231	316	12,414	12,098	農業信用保証制度円滑化事業出捐金	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)		
財務指標	自己資本比率(%)	7.7	7.7	7.7	0.0	=資本/総資産×100
	流動比率(%)	582.6	304.5	452.8	148.3	=流動資産/流動負債×100
	有利子負債依存度(%)	2.1	2.1	2.1	0.0	=有利子負債/総資産×100
	売上高対販管費比率(%)	53.3	61.0	58.2	▲ 2.8	=販管費/売上高×100
	人件費比率(%)	68.9	68.8	66.7	▲ 2.1	=人件費/経常費用×100
	独立採算度(%)	141.2	105.5	109.9	4.4	=(経常収益・特別利益-補助金【運営費】)/(経常費用・特別損失)×100
総資本経常利益率(%)	0.1	0.0	0.0	▲ 0.0	=経常利益/総資本×100	

法人説明欄

〔貸借対照表・損益計算書について〕
 代位弁済増加による保険金収入の増加に加え、前年度より管理費が減少したこと等により、当期利益金は45,559千円となった（前年比+23,628千円）

〔県の財政的関与について〕
 出捐金は、代位弁済や求償権償却の増加により、特別準備金への積立額が増加したことにより増となった。

〔財務指標について〕
 流動比率は、流動負債の減少により、前年を上回った。

IV 統括部署（総務部）の総合評価

【経営状況等について】
当法人は、農業者の借入に対する保証業務を行うことで、地域農業の担い手育成等に貢献していますが、県の出資割合が25%未満であり、また、法律に基づき国の機関による常例検査が実施され、経営状況等が厳しく検証されていることから、県としては、経営状況の把握をしながら、必要な指導・監督を行っていくこととしています。
財務の状況は、経常利益は前年度と比べて増加しており、債務保証業務に係る欠損補填に充てるための準備金は一定の水準を確保するなど、財務基盤の安全性は確保されています。

No. 27 公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会

I 法人の概要

1 基本情報

令和6年7月1日現在

法人の名称	公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会		所管部局 室・課等	農林水産部 流通課		
設立の根拠法令	・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 ・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		代表者 職・氏名	会長理事 伊藤 清孝		
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	昭和45年7月23日 (公益社団法人への移行：平成24年4月1日)		事務所の所在地	〒020-0024 岩手県盛岡市菜園一丁目4番10号		
			電話番号	019-626-8141		
			HPアドレス	http://www.isop.ne.jp/iwnkikin/		
資(基)本金等	1,034,250,000 円		うち県の出資等 ・割合	497,050,000 円	48.1%	
設立目的	農畜産物の価格が著しく低落した場合の補給金等の交付により、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するとともに、農畜産物の生産・供給及び価格の安定を図り、もって本県の農畜産業の持続的な発展に寄与する。					
事業内容	(1) 肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)に基づく肉用子牛生産者補給金の交付等 (2) ブロイラーの価格安定に係る価格差補てん金の交付 (3) 青果物及び花きの価格安定に係る補給金の交付 (4) 果実の生産出荷安定対策に係る補給金等の交付 (5) 肉用牛、野菜及び果樹の生産等に関する経営改善の支援 (6) その他協会の目的を達成するために必要な事業					
常勤役員の状況	合計	1名	うち県現職	0名	うち県OB	1名
	平均年収 ※	4,188 千円	平均年齢 ※	63.0 才	※令和5年度実績	
常勤職員の状況	合計	8名	うち県派遣	0名	うち県OB	0名
	平均年収 ※	5,106 千円	平均年齢 ※	40.5 才	※令和5年度実績	

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	農畜産物の価格が著しく低落した場合に補給金等を交付することで、生産者の経営に及ぼす影響を緩和し、経営体の育成に貢献します。
2	「地域農業マスタープラン」に位置づけられた地域の中心経営体等について、認定農業者への誘導を図るとともに、経営改善の取組を支援します。
3	沿岸地域において生産性・市場性の高い園芸産地が形成されるよう、園芸品目の単収向上に向けたICTの活用やハウス等の整備を支援します。
4	自然災害による被害対策や価格下落時の経営リスク軽減に向け、園芸施設等に対する共済加入の促進や補強等の取組を支援するとともに、野菜価格安定や、収入保険制度等の活用を促進します。

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

当協会は、独立行政法人農畜産業振興機構や公益財団法人中央果実協会からの助成で事業を実施しており、それらの助成を得る前提として、国の制度上、県を代表して本業務を実施する公益法人(県・市町村・農業団体の出資により設立)としての指定を機構等から受ける必要があり、かつ、事業上法人が唯一事業を実施できる団体となっています。

(2) 県直営との比較(機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み)について

事業の実施に当たり、多額の資金の受け入れ・支出を要する業務で専門性が高いこと、また、県内の各農協に対してきめ細かな対応が必要となることから、県直営で実施するよりも効率的かつ質の高いサービスを提供することができます(法人が行う農畜産物の価格安定制度に係る事業は、国の制度によって公益法人が機構から指定を受けて実施するものであり、県が直接事業を行うことはできません)。
--

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

当協会は、岩手県において農畜産物の価格が著しく低落した場合に補給金等の交付を実施している唯一の団体であり、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するとともに、農畜産物の生産・供給及び価格の安定を図り、もって本県の農畜産業の持続的な発展に寄与していることから、県は、本協会が展開する事業について、より効果的なものとなるよう連携・協働を強化し、協会の長所、強みを発揮することにより、効果的な施策推進を目指します。
--

II 役職員の状況

1 役員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	1		1		1		1		1		1	
非常勤	13	1	1	11	13	1	1	11	13	1	1	11
計	14	1	2	11	14	1	2	11	14	1	2	11

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	4	3		1	5	4		1	5	4		1
	一般職	4	4			3	2		1	3	3		
	小計	8	7		1	8	6		2	8	7		1
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職					1			1				
	小計					1			1				
計		8	7		1	9	6		3	8	7		1

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和4年度 人 令和5年度 人 令和6年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
		常勤	管理職			1		3
	プロパー			1		2	1	4
	県派遣							
	県OB							
	その他					1		1
	一般職		2	1				3
	プロパー		2	1				3
	県派遣							
	県OB							
	その他							
計			2	2		3	1	8

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕
令和5年度→令和6年度：プロパー職員（管理職）を1名採用、一方でプロパー職員（管理職）が1名退職した。
出向職員を新たに受け入れた。

〔県の関与の状況について〕

〔職員の年齢構成について〕
中堅層が薄い一方、若手の採用を増やしている。

Ⅲ 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
資産	3,962,337	4,505,803	3,341,080	▲ 1,164,723	
流動資産	48,030	51,539	176,241	124,702	
うち現預金	43,197	43,712	169,687	125,975	
うち有価証券	0	0	0	0	
固定資産	3,914,307	4,454,264	3,164,839	▲ 1,289,425	
基本財産	0	0	0	0	
うち投資有価証券	0	0	0	0	
特定資産	3,895,238	4,426,578	3,140,345	▲ 1,286,233	
うち投資有価証券	1,196,080	1,092,420	1,063,460	▲ 28,960	
その他固定資産	19,069	27,686	24,494	▲ 3,192	
うち投資有価証券	0	0	0	0	
負債	1,104,685	1,106,734	1,237,110	130,376	
流動負債	10,240	10,469	138,858	128,389	
うち有利子負債	0	0	0	0	
固定負債	1,094,445	1,096,265	1,098,252	1,987	
うち有利子負債	0	0	0	0	
正味財産	2,857,652	3,399,069	2,103,970	▲ 1,295,099	
指定正味財産	2,460,190	3,097,562	1,834,754	▲ 1,262,808	
一般正味財産	397,462	301,507	269,216	▲ 32,291	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
経常収益	291,740	284,759	1,432,638	1,147,879	
経常費用	303,915	283,171	1,438,050	1,154,879	
事業費	289,339	271,277	1,425,722	1,154,445	
うち人件費	47,224	41,090	37,668	▲ 3,422	
うち支払利息	0	0	0	0	
管理費	14,576	11,894	12,328	434	
うち人件費	10,316	8,845	9,142	297	
評価損益等増減額	▲ 37,448	▲ 97,543	▲ 26,879	70,664	
当期経常増減額	▲ 49,623	▲ 95,955	▲ 32,291	63,664	
経常外収益	54,371	13,307	1,488,735	1,475,428	
経常外費用	54,371	13,307	1,488,735	1,475,428	
当期経常外増減額	0	0	0	0	
法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	▲ 49,623	▲ 95,955	▲ 32,291	63,664	
当期指定正味財産増減額	568,992	637,372	▲ 1,262,808	▲ 1,900,180	
正味財産期末残高	2,857,652	3,399,069	2,103,970	▲ 1,295,099	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	内容
長期貸付金残高	0	0	0	0	
短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
損失補償(残高)	0	0	0	0	
補助金(運営費)	0	0	0	0	
補助金(事業費)	93,101	92,438	88,261	▲ 4,177	肉用子牛13,215+プロイラー75,046=88,261
委託料(指定管理料除く)	0	0	0	0	
指定管理料	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
自己資本比率(%)	72.1	75.4	63.0	▲ 12.4	=正味財産/総資産×100
流動比率(%)	469.0	492.3	126.9	▲ 365.4	=流動資産/流動負債×100
有利子負債依存度(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債/総資産×100
管理費率(%)	29.2	33.6	6.5	▲ 27.1	=管理費/経常費用×100
人件費比率(%)	18.9	17.6	3.3	▲ 14.3	=人件費/経常費用×100
独立採算度(%)	84.7	84.8	98.4	13.6	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
総資本当期経常増減率(%)	▲ 1.7	▲ 2.8	▲ 1.5	1.3	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100

法人説明欄

〔貸借対照表・正味財産増減計算書について〕
 プロイラー事業に係る令和6年1～3月分の補てん金財源の増額(流動資産)
 肉用子牛生産者補給金制度及びプロイラー事業に係る補給金等交付財源は増額となり、プロイラー事業に係る準備資産は返戻したことから減額(特定資産)
 肉用子牛生産者補給金制度及び和子牛生産者臨時経営支援事業(子牛価格急落対策事業)に係る補給金等の増額(経常収益：国からの補助金、経常費用：交付額)

〔県の財政的関与について〕
 肉用子牛事業に係る頭数の減により、県補助金も減少した。

〔財務指標について〕
 プロイラー事業の未払金(第4四半期の補てん金)が発生したため、流動資産、流動負債ともに増額し、流動比率は減少した。

IV 統括部署（総務部）の総合評価

【経営状況等について】
当法人は、県の関与が大きくないことから、平成21年度から、類型2法人として簡易版による経営状況の把握を行うこととしています。
財務の状況は、準備資産の返戻により正味財産が減少しているが、自己資本比率及び流動比率とも一定の水準にあり、財務基盤の安全性と短期的な支払能力は確保されています。

No. 28 株式会社いわちく

I 法人の概要

1 基本情報

令和6年7月1日現在

法人の名称	株式会社いわちく		所管部局 室・課等	農林水産部 流通課		
設立の根拠法令	会社法		代表者 職・氏名	代表取締役社長 藤村 明智		
設立年月日 (公益法人への移行年 月日、統合等があった 場合、その年月日、相 手団体の名称等)	昭和36年2月7日		事務所の所在地	〒028-3311 紫波郡紫波町犬淵字南谷地120番地		
			電話番号	019-672-4181		
			HPアドレス	https://www.iwachiku.co.jp/		
資(基)本金等	5,014,780,000 円		うち県の出資等 ・割合	1,224,006,000 円 24.4%		
設立目的	岩手県における畜産流通の合理化を図ることにより、農家経済の発展と県民生活の向上に寄与する。					
事業内容	(1) 食肉の製造保管 (2) 食肉の加工処理 (3) 食肉及び副産物の販売 (4) 前各号の目的達成に必要な一切の事業					
常勤役員の状況	合計	5名	うち県現職	0名	うち県OB	1名
	平均年収 ※	7,452 千円	平均年齢 ※	61.4 才	※令和5年度実績	
常勤職員の状況	合計	466名	うち県派遣	0名	うち県OB	0名
	平均年収 ※	3,024 千円	平均年齢 ※	39.1 才	※令和5年度実績	

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	県内で牛のと畜を行う唯一の施設であり、牛及び豚の処理加工を行う本県の産地基幹食肉センターとして、FSSC22000等の高度な衛生管理に取組み、国内外へ安全で衛生的な食肉の供給に貢献
2	県の委託を受け、平成23年8月から実施している牛肉の放射性物質検査について、と畜場に設置した検査室において実施し、安全な食肉の供給に貢献

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

県内唯一の食肉センターであり、牛、豚の処理加工施設として、畜産振興の観点から高い専門性を有しており、本県において代替実施が可能な団体は存在しません。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

家畜のと畜業務は、熟練した技術が必要とされ、また、加工・販売部門と一体的に運営していることから、効率のかつ安定的に食肉を供給することができ、県直営と比較して優位性があります。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本県では、本法人が、牛、豚の処理加工施設として、と畜から加工・販売を行う唯一の法人であり、県の産地基幹食肉センターと位置付けています。安全・安心な食肉の供給及び畜産振興の見地から、本法人の事業について、より効果的なものとなるよう連携・協働を強化し、施策推進を目指します。

II 役職員の状況

1 役員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	5		1	4	5		1	4	5		1	4
非常勤	8	1		7	8	1		7	8	1		7
計	13	1	1	11	13	1	1	11	13	1	1	11

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	59	59 (5)			57	57 (5)			57	57 (5)		
	一般職	408	408			399	399			409	409		
	小計	467	467			456	456			466	466		
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職												
	小計												
計		467	467			456	456			466	466		

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和4年度 人 令和5年度 人 令和6年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
		常勤	管理職				17	36
	プロパー				17	36	4	57
	県派遣							
	県OB							
	その他							
	一般職	7	81	100	71	79	71	409
	プロパー	7	81	100	71	79	71	409
	県派遣							
	県OB							
	その他							
計		7	81	100	88	115	75	466

法人説明欄

〔役員数数の状況について〕
新規卒者の採用が採用予定人数に達していない状況にあります。

〔県の関与の状況について〕
県農林水産部長が非常勤取締役役に就任されております。

〔職員の年齢構成について〕
社員の平均年齢は、昨年とほぼ同じです（昨年40.0才、今年39.1才）。

Ⅲ 財務の状況

【その他株式会社】

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)		
貸借対照表	資産	9,469,246	9,137,069	9,286,322	149,253	
	流動資産	3,661,592	3,747,741	4,211,542	463,801	
	うち現預金	1,122,859	762,977	1,253,539	490,562	
	うち有価証券	0	0	0	0	
	固定資産	5,807,654	5,389,328	5,074,780	▲ 314,548	
	有形固定資産	5,381,484	4,985,717	4,633,594	▲ 352,123	
	無形固定資産	30,332	27,683	15,642	▲ 12,041	
	投資その他の資産	395,838	375,928	425,544	49,616	
	うち投資有価証券	2,519	2,519	2,519	0	
	負債	5,326,634	5,146,841	5,071,371	▲ 75,470	
	流動負債	1,379,892	1,542,744	1,708,195	165,451	
	うち有利子負債	279,956	309,956	309,956	0	
	固定負債	3,946,742	3,604,097	3,363,176	▲ 240,921	
	うち有利子負債	3,409,185	3,099,229	2,789,273	▲ 309,956	
	純資産	4,142,612	3,990,228	4,214,951	224,723	
資本金	5,014,780	5,014,780	5,014,780	0		
利益剰余金	▲ 872,168	▲ 1,024,552	▲ 799,829	224,723		
うち繰越利益剰余金	▲ 872,168	▲ 1,024,552	▲ 799,829	224,723		
評価・換算差額等	0	0	0	0		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)		
損益計算書	売上高	30,540,665	32,571,709	32,623,408	51,699	
	売上原価	29,155,031	31,133,098	30,590,382	▲ 542,716	
	売上総利益	1,385,634	1,438,611	2,033,026	594,415	
	販売費及び一般管理費	1,906,998	1,962,658	2,050,859	88,201	
	うち人件費	661,207	655,455	646,541	▲ 8,914	
	営業利益	▲ 521,364	▲ 524,047	▲ 17,833	506,214	
	営業外収益	85,417	277,637	232,393	▲ 45,244	
	営業外費用	19,903	24,610	20,574	▲ 4,036	
	うち支払利息	18,655	23,428	20,170	▲ 3,258	
	経常利益	▲ 455,850	▲ 271,020	193,986	465,006	
	特別利益	108,935	126,515	77,850	▲ 48,665	
	特別損失	25,919	4,085	64	▲ 4,021	
	税引前当期純利益	▲ 372,834	▲ 148,590	271,772	420,362	
	法人税、住民税及び事業税	9,581	7,774	35,133	27,359	
	法人税等調整額	2,607	▲ 3,980	11,916	15,896	
当期純利益	▲ 385,022	▲ 152,384	224,723	377,107		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	内容	
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0	
	短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
	短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
	損失補償(残高)	0	0	0	0	
	補助金(運営費)	0	0	0	0	
	補助金(事業費)	0	0	0	0	
	委託料(指定管理料除く)	7,916	8,015	8,218	203	県産牛肉安全安心緊急対策事業(県産牛肉放射性物質検査委託)
	指定管理料	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)		
財務指標	自己資本比率(%)	43.7	43.7	45.4	1.7	=自己資本/総資産×100
	流動比率(%)	265.4	242.9	246.5	3.6	=流動資産/流動負債×100
	有利子負債依存度(%)	39.0	37.3	33.4	▲ 3.9	=有利子負債/総資産×100
	売上高対販管費比率(%)	6.3	6.0	6.3	0.3	=販管費/売上高×100
	人件費比率(%)	34.7	33.4	31.5	▲ 1.9	=人件費/販管費×100
	総資本経常利益率(%)	▲ 4.8	▲ 3.8	2.1	5.9	=経常利益/総資本×100
総資本回転率(回)	3.2	3.6	3.5	▲ 0.1	=売上高/総資本	

法人説明欄

【貸借対照表・損益計算書について】
R5年度(記載)売上高は収益認識会計基準適用後の金額(適用前は33,043,375千円)。
様々な製造原価が高騰する中、生産者に負担いたたく「と畜場使用料金」を改定し、製造現場におけるロスの低減を図ることによる収益性の向上と、人件費やエネルギー消費の抑制にて各種費用の圧縮に努め営業損失は▲17,833千円。そこに国庫補助金収入など組み入れた結果、当期純利益は224,723千円となった。

【県の財政的関与について】
県産牛肉安全安心緊急対策事業(県産牛肉放射性物質検査委託) 8,218千円で前年度より微増(前年比2.4%)

【財務指標について】
収益性の改善により、総資本経常利益率が前年比5.9%と増加した。

IV 統括部署（総務部）の総合評価

【経営状況等について】
当法人は、「岩手県食肉流通合理化計画」において県内唯一の基幹産地食肉センターとして位置づけられており、食肉の加工・販売を通じ、畜産農家の経営安定と安全・安心な畜産物の供給に貢献している法人です。県内の養豚事業者の経営規模の拡大の動きが加速化していることを踏まえ、国庫補助金を活用してHACCP対応の新しい食肉処理施設の整備を行い、そのため経営基盤の強化に向けて、平成30年度から令和2年度にかけて、新株発行による増資を実施しました。県出資割合は24.4%であり、県の関与の割合が大きくないこと、利益剰余金がマイナスとなっているが今後計画的に解消すると見込まれることから、引き続き類型2法人として、経営状況を把握し、必要に応じて指導・監督を行っていくこととしています。
財務の状況は、黒字に転じ当期純利益を計上しており、自己資本比率及び流動比率とも一定の水準にあるなど、財務基盤の安全性と短期的な支払能力は確保されています。

No. 29 公益社団法人岩手県農業公社

I 法人の概要

1 基本情報

令和6年7月1日現在

法人の名称	公益社団法人岩手県農業公社		所管部局 室・課等	農林水産部 農業振興課		
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		代表者 職・氏名	理事長 佐々木 隆		
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	昭和46年3月29日	事務所の所在地	〒020-0884 岩手県盛岡市神明町7番5号			
	(平成24年4月1日 社団法人岩手県農業公社から移行)	電話番号	019-651-2181			
		HPアドレス	https://www.i-agri.or.jp/			
資(基)本金等	40,000,000 円	うち県の出資等 ・割合	35,000,000 円	87.5%		
設立目的	農用地の利用の効率化及び高度化の促進をはじめ、農業構造の改善に資する事業等を推進するとともに、優れた農業担い手の育成確保を図り、もって岩手県農業の発展及び農村地域の振興並びに地域住民の生活福祉の向上に寄与することを目的とする。					
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 農用地の利用の効率化及び高度化に関する事業 2 農業の担い手の確保、育成及び定着促進に関する事業 3 農用地の造成及び整備並びに農業用の施設及び機械等の整備に関する事業 4 農業用の施設及び機械等並びに繁殖雌牛の貸付に関する事業 5 国、県又は市町村等からの農業振興に係る業務の受託及び請負に関する事業 6 耕起、播種及び収穫等の農作業の受託に関する事業 7 南畑地区事業用地の処分に係る宅地建物取引業 8 粗飼料の生産及び供給に関する事業 9 1～8以外で、目的を達成するために必要な事業 					
常勤役員の状況	合計	3名	うち県現職	0名	うち県OB	2名
	平均年収 ※	4,940 千円	平均年齢 ※	62.8 才	※令和5年度実績	
常勤職員の状況	合計	64名	うち県派遣	2名	うち県OB	4名
	平均年収 ※	4,512 千円	平均年齢 ※	46.6 才	※令和5年度実績	

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	農地中間管理事業として、地域計画等に基づく農地中間管理事業の実施により、農地の集約化等を促進
2	県農業経営・就農支援センターの伴走機関として、次代を担う新規就農者の確保・育成の取組を促進
3	畜産公共事業の事業指定法人として、農業の生産性向上、望ましい畜産物の生産構造を確立
4	暗渠排水工事の独自工法を活用した水田整理により、農業経営基盤の強化と農用地有効利用を促進

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

国及び県の施策との整合性を図りながら、県全域において、農用地の売買及び貸借、新規就農者の確保及び育成、粗飼料生産及び供給等、農業振興に係る多岐にわたる事業を、市町村や農業団体との連携の下に実施している唯一の団体である。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

農用地の売買及び貸借、新規就農者の確保及び育成、粗飼料生産及び供給等、多岐にわたる事業を実施し、当該事業遂行に係るノウハウの蓄積があり、かつ、県内の関係機関・団体との間で連携体制が構築されていることから、県直営と比較し、的確・迅速・効果的な事業執行が可能である。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は、国及び県の施策との整合性を図りながら、農用地の売買及び貸借、新規就農者の確保及び育成、農用地の造成及び整備、畜産経営基盤の強化、農業振興業務の受託及び請負並びに粗飼料の生産及び供給等を行う唯一の公益法人であり、岩手県の農業の発展及び農村の振興等に寄与していることから、県は、本法人が展開する事業について、より効果的なものとなるよう連携・協働を強化し、法人の長所、強みを発揮することにより、効果的な施策推進を目指す。

II 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	農地中間管理事業による農地の利用集積面積	① 1,100ha	1,416ha	1,100ha	1,100ha
取組内容	県、県農業会議、県農協中央会、県土連及び当社の県域5機関で策定した「地域農業マスタープラン（地域計画）実践に向けた農地集積・集約化推進方針」に掲げる担い手への農地集積目標の達成に向け、県、市町村等関係機関・団体と連携を図りながら、地域農業マスタープランの実践と農地の集積・集約化を進めた結果、新規貸付面積は1,416haとなり、目標を達成できました。				
課題	令和5年4月から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行され、令和6年度までに市町村が地域農業マスタープランを基礎として地域計画を策定すること、また地域計画の実現に向け、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化を進めることとされたことを受け、県農業会議等の関係団体と連携して地域計画の策定を支援するとともに、地域計画が策定された地域や基盤整備事業実施地区における農地中間管理事業の活用を促進する必要があります。				
2	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	農業研修の受講者数	① 30人	30人	30人	30人
取組内容	① 県内での就農を希望する者と雇用労働の確保を求めている法人等とのマッチングを行う農業体験研修（インターンシップコース：定員10人）を実施しました。受入法人の拡大等に取り組んだ結果、受講者の実績は、計画を上回る12人となりました。 ② 定年帰農や兼業などによる就農の希望者を対象とした実践的な農業研修（定員20人）を実施しました。研修修了者は18人と概ね目標を達成しました。研修修了者のうち、1人は雇用就農、12人が親元や兼業での就農を予定しています。				
課題	農業や農村を担う人材を幅広く確保し、就農相談から経営発展まで一貫したきめ細かなサポートを実施するために、岩手県農業経営・就農支援センターの構成員として、関係機関・団体と連携を密にしながら、新規就農者の確保・育成に向けて取り組む必要があります。				
3	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	畜産公共事業の実施量	① 3地区	3地区	4地区	3地区
取組内容	継続2地区（八幡平地区及びいわて北部地区）においては、草地造成・整備工事及び施設整備・農業用機械導入について、新規1地区（田野畑地区）においては、草地造成・整備に係る実施設計について、早期発注と適切な進捗管理に努め、計画どおりに事業を実施しました。 また、一関第2地区で令和6年度事業開始に向けて整備計画の策定業務を行いました。				
課題	安定した事業量を確保するため、行政と一体となって計画的な新規地区の掘起しを行っていく必要があります。				
4	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	暗渠排水工事の施工面積（県営事業）	① 210ha	228ha	220ha	270ha
取組内容	若柳中部地区（奥州市）など10地区で暗渠工事を受注し、施工しました。なお、面積・金額とも計画を上回りました。				
課題	引き続き安定した受注ができるよう、人材確保など体制の強化に取り組むとともに、公社独自のINK工法をアピールするための実演会や、土地改良区等の関係機関へのPR活動を積極的に行っていく必要があります。				

II 経営目標の達成状況

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	南畑地区事業用地の販売	① 南畑地区事業用地1区画の販売	1区画の販売	同1区画の販売	同1区画の販売
取組内容	<p>宅地付き農地の販売促進のため、定期的な環境美化活動の実施や会社のホームページ等で四季の様子やコテージむらの景観の紹介に加え、理事長が「在京岩手産業人会新春岩手の集い」において、トップセールスを実施しました。</p> <p>また、令和5年3月に仮契約を締結した区画については、営農計画の作成を丁寧にサポートしたことにより、農地法第3条による所有権の移転が許可され、令和5年4月20日に本契約に至りました。</p>				
課題	<p>令和5年10月に「新・コテージむら魅力アッププラン」が策定され、その推進母体として令和6年5月に「新・コテージむら魅力アッププラン推進会議」が設立される予定であることから、今後とも構成機関・団体及び地域住民と連携した効果的な取組により、事業用地の販売につなげていく必要があります。</p>				
2	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	累積欠損金の縮減	① 一般正味財産期末残高△425,466千円	△382,632千円	同△392,599千円	同△383,602千円
取組内容	<p>累積欠損の解消に向け、収益事業である暗渠排水工事等の受注増、業務全般にわたるコストの縮減に取り組んでいます。</p> <p>この結果、暗渠排水工事の県からの受注面積・金額ともに計画を上回ったことから、当期一般正味財産増減額が12,482千円のプラスとなり、累積欠損が減少しました。</p>				
課題	<p>引き続き安定的な収益事業である暗渠工事等の受注、業務全般にわたるコストの縮減に取り組むとともに、第5次経営改善実行計画(R2~R6)に基づき、長期的な累積欠損の解消に向け取り進める必要があります。</p>				
3	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	事業の進捗管理の徹底	① 四半期ごとの業務執行状況確認(4回)	実施(4回)	同(4回)	同(4回)
取組内容	<p>中期経営計画(R5~R8)及び第5次経営改善実行計画(R2~R6)に基づき、各事業を着実に推進するため、四半期ごと(4月、7月、10月、1月)に業務報告を実施し、定期的に進捗管理を行いました。</p>				
課題	<p>今後とも各事業を着実に推進できるよう、定期的に進捗管理を実施していく必要があります。</p>				
4	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	地域計画策定・実践への支援	① 先行モデル地区(4地区)	4地区	地域計画策定・実践支援(417地区)	地域計画実践支援(417地区)
取組内容	<p>県及び市町村が広域振興局単位に選定した地域計画策定先行モデル地区(4地区)について、関係機関・団体と連携を図り、地域計画策定に係る座談会に参加するなど目標地図の作成が円滑に進められるよう支援した結果、令和6年6月末までに全4地区の地域計画が策定される見込みです。</p>				
課題	<p>県、県農業会議、県農協中央会、県土地連及び当社の県域5機関で構成される県地域計画推進協議会が令和6年4月に設置される予定であり、そこで定められる「地域計画の策定及び実現に向けた推進方針」に基づき、令和6年度末までに県内全417地域の計画が策定されるよう、現状把握や進捗管理等を実施し、計画策定に向けた取組が遅れている市町村を中心に、指導・助言など重点的な支援を行う必要があります。</p>				
5	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	工事の施工品質の向上	① 県営工事の工事成績評定点平均90点以上	92点	同90点以上	同90点以上
取組内容	<p>施工業務を担う新規職員(2名)の人材育成や自動操舵システムの活用による人的ミスの軽減に努めました。さらに、地域貢献の取組を積極的に行うとともに、安全に対する注意喚起を朝礼等において周知徹底し、職員の意識の向上に努めました。</p> <p>この結果、令和5年度の県営受注工事成績評定点は、平均が92点となりました。</p>				
課題	<p>さらなる施工品質の向上に向け、社内安全大会や部内会議などを通じて安全に対する意識の向上や創意工夫の促進及び地域貢献を育む方法を検討することが必要となります。</p>				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	3		2	1	4		3	1	3		2	1
非常勤	14	1		13	12	1		11	14	1		13
計	17	1	2	14	16	1	3	12	17	1	2	14

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		令和4年度				令和5年度				令和6年度						
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他			
常勤	管理職 (役員兼務)	19	12 (1)	1 (1)	6	16	9 (1)	1 (2)	6	13	7 (1)	2 (1)	4			
	一般職	49	40		9	49	41		8	51	44		7			
	小計	68	52	1	9	65	50	1	8	64	51	2	7			
非常勤	管理職 (役員兼務)															
	一般職	22			3	24			4	26			4			
	小計	22			3	24			4	26			4			
計		90	52	1	9	28	89	50	1	10	28	90	51	2	8	29

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和4年度 人

令和5年度 人

令和6年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
		常勤	管理職				1	7
	プロパー				1	5	1	7
	県派遣					2		2
	県OB						4	4
	その他							
	一般職		4	14	17	10	6	51
	プロパー		4	12	15	9	4	44
	県派遣							
	県OB							
	その他			2	2	1	2	7
	計		4	14	18	17	11	64

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

有期雇用職員の正職員採用により、常勤の一般プロパー職員数が増加しています。

〔県の関与の状況について〕

県から、2名を管理職として受け入れています。

〔職員の年齢構成について〕

中途採用職員の割合が高いこともあり、プロパー職員は、30代と40代の比率が高くなっています。

IV 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
資産	3,482,319	2,991,050	3,335,263	344,213	
流動資産	1,525,134	1,096,113	1,442,073	345,960	
うち現預金	50,331	49,424	25,720	▲ 23,704	
うち有価証券	0	0	0	0	
固定資産	1,957,185	1,894,937	1,893,190	▲ 1,747	
基本財産	0	0	0	0	
うち投資有価証券	0	0	0	0	
特定資産	1,815,194	1,699,562	1,705,070	5,508	
うち投資有価証券	1,767,965	1,396,113	1,391,466	▲ 4,647	
その他固定資産	141,991	195,375	188,120	▲ 7,255	
うち投資有価証券	0	0	0	0	
負債	2,055,663	1,738,265	2,070,127	331,862	
流動負債	1,848,201	1,497,683	1,836,874	339,191	
うち有利子負債	1,466,702	1,127,130	1,431,381	304,251	
固定負債	207,462	240,582	233,253	▲ 7,329	
うち有利子負債	0	0	0	0	
正味財産	1,426,656	1,252,785	1,265,136	12,351	
指定正味財産	1,769,823	1,647,899	1,647,768	▲ 131	
一般正味財産	▲ 343,167	▲ 395,114	▲ 382,632	12,482	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
経常収益	2,514,288	2,838,296	2,721,898	▲ 116,398	
経常費用	2,503,085	2,894,725	2,713,605	▲ 181,120	
事業費	2,479,772	2,873,463	2,693,814	▲ 179,649	
うち人件費	491,015	453,555	462,476	8,921	
うち支払利息	8,956	8,098	8,908	810	
管理費	23,313	21,262	19,791	▲ 1,471	
うち人件費	12,859	11,782	11,355	▲ 427	
評価損益等増減額	0	0	0	0	
当期経常増減額	11,203	▲ 56,429	8,293	64,722	
経常外収益	1,045	4,614	4,393	▲ 221	
経常外費用	0	0	72	72	
当期経常外増減額	1,045	4,614	4,321	▲ 293	
法人税、住民税及び事業税	132	132	132	0	
当期一般正味財産増減額	12,116	▲ 51,947	12,482	64,429	
当期指定正味財産増減額	▲ 27,857	▲ 121,924	▲ 131	121,793	
正味財産期末残高	1,426,656	1,252,785	1,265,136	12,351	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	内容
長期貸付金残高	0	0	0	0	
短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
損失補償(残高)	95,883	91,065	74,605	▲ 16,460	農地中間管理事業による担い手支援資金
補助金(運営費)	0	0	0	0	
補助金(事業費)	177,454	175,756	184,521	8,765	農地中間管理事業等業務費補助金等の県費負担分
委託料(指定管理料除く)	28,009	39,341	35,142	▲ 4,199	岩手県農業研究センター圃場管理業務委託等
指定管理料	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
自己資本比率(%)	41.0	41.9	37.9	▲ 4.0	=正味財産/総資産×100
流動比率(%)	82.5	73.2	78.5	5.3	=流動資産/流動負債×100
有利子負債依存度(%)	42.1	37.7	42.9	5.2	=有利子負債/総資産×100
管理費率(%)	0.9	0.7	0.7	▲ 0.0	=管理費/経常費用×100
人件費比率(%)	20.1	16.1	17.5	1.4	=人件費/経常費用×100
独立採算度(%)	100.5	98.2	100.5	2.3	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
総資本当期経常増減率(%)	0.8	▲ 4.5	0.7	5.2	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
財務評価	A	B	B		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

<p>【貸借対照表・正味財産増減計算書について】 畜産公共部門の事業量は減少しましたが、収益事業である暗渠排水工事の受注量が増加したことから、当期経常増減額が増加しました。</p>
<p>【県の財政的関与について】 農地中間管理部門の事業量増加により補助金が増加した一方で、畜産振興部門の事業量が減少したこと等により委託料は減少しました。また、農地中間管理事業による担い手支援資金(借入金)の償還が増加したことから、損失補償(残高)が減少しました。</p>
<p>【財務指標・財務評価について】 暗渠排水工事の受注量が増加したことから、当期一般正味財産増減額が12,482千円のプラスとなり、独立採算性を確保しました。</p>

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	県の施策に沿い、本県農業の発展及び農村地域の振興のため、担い手への農地の集積・集約化、新規就農者の確保と青年農業者等の育成支援、国の畜産公共事業等による生産基盤の整備、水田の汎用化のための暗渠排水工事を実施しており、県施策推進における役割を果たしていると考えています。
所管部局	本法人は、国及び県の施策との整合性を図りながら、農用地の貸借・売買、新規就農者の確保・育成、農用地の整備、畜産経営基盤の強化などに資する事業を着実に推進することにより、本県農業の発展及び農村地域の振興に寄与している。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	農地中間管理事業の推進に関する法律に定める県内で唯一農地中間管理事業を実施できる団体「農地中間管理機構」として県から指定されており、担い手への農地集積を図る取組を行っています。 畜産公共事業では、公社が県に代わって事業を実施できる「事業指定法人」として県から承認されており、受益農家から委託を受けて飼料基盤や牛舎等施設の整備を行っています。 新規就農者確保の取組では、県から県内最大規模となる就農相談会の開催の業務を受託したほか、就農相談に関するノウハウを生かして対応に当たりました。 暗渠排水工事は、県の標準工法である自動埋設型暗渠の施工において、公社独自の「INK工法（ドレンレイヤー＋補助暗渠）」を導入し、受益農家から高い評価を得ています。
所管部局	県では、本法人を、農用地の売買・貸借を行う農地中間管理機構、畜産公共事業を行う事業指定法人として指定しているほか、新規就農者支援においては、県が設置した県農業経営・就農支援センターの構成員として新規就農者の確保・育成に関する取組を促進しており、市町村や農業団体と連携しながら各取組を推進する上で、重要な役割を果たしている。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	一人一人が自ら考え、自ら行動する高い意識と能力をもった職員を育成するため、「岩手県農業公社における職員研修等に関する取組方針」及び「第5次経営改善実行計画（R2～R6）」に基づき、職員全体研修等の内部研修及び県への派遣等の外部研修を実施したほか、資格・免許等の取得を支援しました。 また、「職員評価実施要領」及び「職員満足度等調査実施要領」を定め、評価シートや職員満足度調査の内容をもとに面談を行い、業績への貢献と職員の努力を評価し、有能な人材の育成に取り組んでいます。
所管部局	令和5年度期首に、新たに7名の職員を採用したほか、経験を積んだ有期雇用職員等1名を正職員として採用し、事業推進体制の確保に努めるとともに、働き方改革の推進など業務の効率化や勤務条件の整備、専門知識を習得するための研修研修の充実に取り組んでいる。 また、職員評価制度を導入し、職員の努力や実績に基づく評価を行うことにより、職員のモチベーションの向上や主体的な業務遂行が促進されている。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	令和4年4月に改訂した「公社職員コンプライアンスマニュアル」を使って、年2回の職員全体研修会で周知徹底を図ったほか、チェックシートによる職員の自己点検を実施しました。その結果、改善された項目がある一方で、新たに改善が必要な項目もありました。今後もリスク管理の体制強化に向け、適宜必要な見直しを行うとともに、チェックシートによる自己検証を継続していきます。 また、事務処理・会計処理の適正確保のため、「補助事業、委託事業、受託事業及び請負工事に係る自己点検実施要領」に基づき、各部長が年2回の自己点検を実施しており、これにより不適切処理が未然に防止されていることから、引き続き補助事業等に関する自己点検を実施していきます。
所管部局	職員の能力向上や法令遵守のため、「公社職員コンプライアンスマニュアル」を活用した職員全体研修の実施やチェックシートによる自己検証の取組を行うとともに、「補助事業、委託事業、受託事業及び請負工事に係る事故点検実施要領」に基づき、各部長が定期的な事業の進捗管理等を実施するなど、リスク管理対策が徹底されている。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	経営改善に向け、部門ごとに収支予算計画を作成し、計画を達成するために必要な取組を経営改善目標としています。 取組の推進に当たっては、定例の部長会議や四半期ごとの役員報告などにより、分析検討を行っています。 今後も適切な経営環境の確保等に向けて、中期経営計画（R5～R8）と併せ、令和5年3月に改訂した第5次経営改善実行計画（R2～R6）に取り組んでいきます。
所管部局	四半期毎の業務進捗状況の確認を行うほか、県との意見交換を密に行い、事業計画の達成に向けた軌道修正や改善を行っている。 また、解決すべき課題や情勢の変化に対応し、中期経営計画（R5～R8）の策定及び第5次経営改善実行計画に基づき、経営改善のために必要な組織のマネジメントや収益事業等における重要事項を経営改善目標に設定し、達成に向けて取り組んでいる。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	県は、本法人を農用地の貸借・売買を行う県内唯一の団体である農地中間管理機構として指定しており、国及び県の施策との整合性を図りながら、農地中間管理事業を円滑に推進するため、事業制度や行政事務に精通した人材が必要であることから、県職員2名を派遣している。
------	---

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	ホームページを使って、定款、役員名簿、事業計画、事業報告、決算、中期経営計画、役員給与・退職金・県の財政支援等の情報を公開するほか、業務の理解を促すために「農業公社の概要」のしおりやパンフレットを掲載しています。今後も、見やすいホームページづくりに取り組んでいきます。
所管部局	誰にでも見やすくわかりやすいホームページ構成とし、決算関係や事業報告等の書類のほか、就農支援など本法人が行っている取組などについても掲載し、情報の更新を適切に行うことにより、情報公開を推進している。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年度の財務状況について、当期一般正味財産増減額12,482千円を計上したことで一般正味財産は▲382,632千円まで改善していますが、今後の更なる経営改善に向けて、好調である経営改善目標の達成率の維持や、収入の確保及び費用の削減などに継続して取り組む必要があります。
所管部局	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、経営改善に向けた取組に積極的に関与する必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和4年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 現行の中期経営計画（R1～R4）について、令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要になります。この評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分にを行い、令和4年度に策定する次期中期経営計画（R5～R8）に反映させる必要があります。	実施済	令和4年度に最終年度を迎えた中期経営計画では、各ごと取組内容を総括するとともに、経営環境分析を行い、実効性のある対応策を検討しました。これらの検討結果や県の第2期アクションプランを踏まえ、経営改善目標、具体的な取組内容及びスケジュールを取りまとめ、新たな中期経営計画（R5～R8）を策定しました。	R5.3
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した事項について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	現行の中期経営計画（R1～R4）の事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容について、法人、関係課と評価を行い課題を明らかにするとともに、解決すべき課題や情勢の変化に対応した実効性の高い取組や具体的な工程の検討を行うなど、次期中期経営計画（R5～R8）の策定に積極的に関与した。	R5.3
	3 法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。	実施済	農業経営基盤強化促進法等の改正により、国及び県の施策として、農地の集約化等の取組を一層促進していくため、本法人の果たす役割は、重要となっている。法人と県が連携・協働により、農地中間管理事業を円滑に推進するためには、事業制度や行政事務に精通した県職員の派遣が必要と考えている。県職員の派遣については、関係法令の趣旨に則って、毎年度、県の関与の必要性及び妥当性を十分に検討した上で実施している。	R5.3

【令和5年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。なお、計画の見直しに当たっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。	実施済	四半期ごとに実施した事業の進捗管理と併せて、事業目標及び経営目標の目標値等の見直しの検討を行いました。が、該当はありませんでした。	R6.3
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した事項について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。	実施済	現行の中期経営計画（R5～R8）の事業目標及び経営目標等について、解決すべき課題や情勢の変化に対応した実効性の高い取組や具体的な工程の検討を行うなど、積極的に関与した。	R6.3
	2 法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。	実施済	農業経営基盤強化促進法等の改正により、国及び県の施策として、農地の集約化等の取組を一層促進していくため、本法人の果たす役割は、重要となっている。法人と県が連携・協働により、農地中間管理事業を円滑に推進するためには、事業制度や行政事務に精通した県職員の派遣が必要と考えている。今後、県職員の派遣については、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性を、毎年度、十分検討した上で実施していく。	R6.3

No. 30 公益財団法人岩手生物工学研究センター

I 法人の概要

1 基本情報

令和6年7月1日現在

法人の名称	公益財団法人 岩手生物工学研究センター		所管部局 室・課等	農林水産部 農林水産企画室		
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		代表者 職・氏名	理事長 藤代 克彦		
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	平成4年2月1日	事務所の所在地 〒024-0003 岩手県北上市成田22地割174番地4	電話番号	0197-68-2911		
	(平成24年4月1日 公益財団法人に移行)		HPアドレス	https://sites.google.com/a/ibrc.or.jp/ibrc/		
資(基)本金等	100,000,000 円	うち県の出資等 割合	100,000,000 円	100.0%		
設立目的	岩手県設置の試験研究機関のバイオテクノロジー応用化研究を支援・促進するため、バイオテクノロジーに関する基礎的研究を行い、もって岩手県の農林水産業、食品工業等の振興に寄与することを目的とする。					
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 バイオテクノロジーに関する基礎的研究 2 バイオテクノロジーに関する調査及び情報収集 3 バイオテクノロジーに関する研修の実施 4 バイオテクノロジーに関するセミナー等の開催 5 その他目的を達成するために必要な事業 					
常勤役員の状況	合計	1 名	うち県現職	0 名	うち県OB	1 名
	平均年収 ※	6,194 千円	平均年齢 ※	64.0 才	※令和5年度実績	
常勤職員の状況	合計	26 名	うち県派遣	2 名	うち県OB	0 名
	平均年収 ※	5,713 千円	平均年齢 ※	40.4 才	※令和5年度実績	

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	生涯を通じた健康づくりの推進
2	革新的な技術の開発と導入促進
3	県産農林水産物の高付加価値化と販路の開拓・拡大の推進

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

大学や国の研究機関等が本法人と類似するバイオテクノロジー研究に取り組んでいますが、本法人は、岩手県の試験研究機関等のバイオテクノロジー研究の支援・促進を目的とし、岩手県の施策と一体性をもってバイオテクノロジーに関する基礎的な研究を実施することができる唯一の団体です。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

研究の重要度に応じて任期付研究員を雇用するなど、柔軟な配置を行っているため、常に高い専門性を生かした技術を提供することができる点で、県直営より優れています。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は、岩手県の試験研究機関等のバイオテクノロジー研究の支援・促進を目的とし、岩手県の施策と一体性をもってバイオテクノロジーに関する基礎的な研究を実施している唯一の公益法人であり、本県の農林水産業や食品工業等の産業振興に寄与していることから、県は、本法人が展開する事業について、より効果的なものとなるよう連携・協働を強化し、法人の強みを発揮することにより、効果的な施策推進を目指します。

II 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	県の産業振興を推進するための技術移転	① 6成果	7成果	6成果	6成果
取組内容	競争力のある農林水産物の生産や健康の維持に貢献するため、県試験研究機関、企業等において応用化研究又は実用化研究への利用が可能で、県内産業の振興に寄与する技術7件を開発し技術移転した。(水稲育種分野1件、リンドウ育種分野2件、病害診断技術分野1件、バイオインフォマティクス分野1件、機能性活用分野2件)				
課題	市場ニーズに的確に対応する産地づくりに向け、引き続き、水稲、野菜、果樹、花き、雑穀及び菌茸等の新品種開発に向けた育種支援技術や病害診断技術等の開発、県産農林水産物の健康機能性の解明と機能性食品や医薬新素材等に活用できる健康機能性素材の探索の推進が必要である。				
2	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	試験研究機関等との共同研究	① 4課題	6課題	4課題	4課題
取組内容	県試験研究機関との連携のもと、①水稲の超多収性系統の育成、②有機質肥料・少肥適応型の水稲品種育成、③花持ちが良く省力栽培に適した花き育種、④データベースに頼らないウイルスの同定技術開発、⑤アミガサタケの栽培技術開発2課題(分子生物学的解析調査、優良形質利用に向けた系統分類の整理)の共同研究を実施した。				
課題	県施策の早期実現に向け、県試験研究機関との連携による研究課題の技術開発及び技術移転が必要である。				
3	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	県民に対して活動を説明するためシンポジウム、セミナー等を開催	① 7回	8回	7回	7回
取組内容	<p>新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じるとともに、オンラインも併用して、シンポジウムや公開セミナーを開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンポジウム：いわて農林水産物機能性活用シンポジウム(2/13) ・公開セミナー等：7回 <ul style="list-style-type: none"> ①「耐病性研究に関わる情報交換」(5/22-23) ②「岩手生物工学研究センターの成果と今後の展望」(7/14) ③「軽労化と増収を両立するりんどうの新しい栽培法」(8/25) 「りんどうのバイテク育種研究について」 ④「植物における『可塑性な性』の進化～繰り返す破壊と再構築～」(8/29) ⑤「冬虫夏草類培養液を用いた制がん剤in vivoスクリーニング系の構築と探索研究」(11/22) ⑥「微生物や酵素の多彩な能力を活かしたバイオプラスチック合成と分解研究」(12/13) 「未利用バイオマスの再生・循環とバイオものづくりへの展望」 ⑦「植物の土壌中リン獲得に関する植物栄養学的研究と育種学的応用の可能性」(1/22) 「イネにおける硫黄およびリン欠乏応答におけるクロストーク機構の解明と育種応用に関する研究」 				
課題	オンラインは、多くの方に参加していただける方法である一方で、接続不具合が発生すると、研修等の集中の妨げになる。セミナーは、講師等のディスカッションなど研究員の研鑽の場でもあるため、状況に応じて、効果的な開催方法を検討する必要がある(対面開催のみ、オンライン併催等)。				

II 経営目標の達成状況

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
取組内容	法人運営の安定性確保 (1) 自主事業財源、外部研究資金の確保	① 基本財産運用益 1,900千円	1,900千円	1,900千円	1,900千円
		② 外部研究資金収入 100,000千円	117,454千円	100,000千円	100,000千円
課題	基本財産を国債で運用することにより、運用益1,900千円を確保した。 また、公募型外部研究事業を積極的に獲得し、外部研究資金収入117,454千円（研究件数32件）を確保した。				
課題	法人運営の安定性を確保するため、引き続き、基本財産の運用や外部研究資金の積極的な獲得により、財源を確保することが必要である。				
2	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
取組内容	法人運営の安定性確保 (2) 事業運営の透明性の確保（適正な経理管理、情報公開）	① 外部専門家の監事による監査（2回） 内部監査（2回）	外部監査 2回 内部監査 2回	外部専門家の監事 による監査2回 内部監査2回	外部専門家の監事 による監査2回 内部監査2回
		② 法人に関する情報の公開 100%（15項目/15項目）	100%	法人に関する情報 の公開 100%（15項目/15 項目）	法人に関する情報 の公開 100%（15項目/15 項目）
課題	外部専門家（監事）による監査と内部監査を実施して、定期的に適正な経理管理が行われていることを確認した。 定款や役員体制、決算関係書類など、法人に関する情報をホームページなどで公開した。				
課題	事業運営の透明性を確保するため、引き続き、外部専門家（監事）による監査の実施や法人情報の外部公開を継続することが必要である。				
3	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
取組内容	適正な研究推進	① 「機関評価」の実施 4回 （学術評価1回、役員評価1回、顧客評価・内部評価各1回（事後評価、事前評価））	4回	「機関評価」の実 施 2回 （学術評価1回、 役員評価1回）	「機関評価」の実 施 2回 （学術評価1回、 役員評価1回）
		評議員、理事及び監事から法人の行動計画（中期経営計画、事業計画）及び運営について指導・助言を受ける役員評価を1回、外部の学識経験者から研究部及び研究員ごとの研究目標の設定、研究進捗状況、研究手法等について科学的学術的視点から指導助言を受ける学術評価を1回実施した。 また、現行の研究計画（R1～R5）に対する事後評価、次期研究計画（R6～R10）に対する事前評価について、所内運営委員による内部評価及び県試験研究機関等からの顧客評価を各1回実施した。			
課題	今後も、機関評価を継続実施し、適正な研究を推進する必要がある。				
4	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
取組内容	研究成果の地域等への還元・移転	① 顧客評価（事後評価） 評価結果の平均値3以上（4点満点）	3.6	-	-
		② 公開行事の開催等 1回以上	5回	1回以上	1回以上
課題	県試験研究機関等から現行の研究計画（R1～5）に対する顧客評価（事後評価）を受け、「研究目標は概ね達成」と評価された。 また、一般公開デー（9月）を開催するとともに、いわてまるごと科学・情報館（7月、12月）、STEAM PARK in 花巻（10月）に出展し、研究成果や研究活動を県民にPRした。その他、地元コミュニティFM「きたかみE&Be FM」への出演による研究概要等の紹介、SNSによる情報発信、新聞に16件掲載された。				
課題	所管部局及び研究成果の技術移転先である県試験研究機関等と課題や情報を共有し、強固な連携のもと、課題解決に向けた研究活動を展開する必要がある。 また、県民に当センターの研究活動を理解してもらうため、今後も、公開行事のほか、機会を捉えPRに努める必要がある。				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	1		1		1		1		1		1	
非常勤	7	2	1	4	7	2	2	3	7	2	2	3
計	8	2	2	4	8	2	3	3	8	2	3	3

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	2			2	2			2	2			2
	一般職	26	1	1	24	26	2	2	22	24	3	2	19
	小計	28	1	1	26	28	2	2	24	26	3	2	21
非常勤	管理職 (役員兼務)	2	/	/	2	2	/	/	2	2	/	/	2
	一般職		/	/			/	/			/	/	
	小計	2	/	/	2	2	/	/	2	2	/	/	2
計		30	1	1	28	30	2	2	26	28	3	2	23

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和4年度 人

令和5年度 人

令和6年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
		常勤	管理職				1	1
	プロパー							
	県派遣							
	県OB							
	その他				1	1		2
	一般職		1	9	10	4		24
	プロパー			1	2			3
	県派遣				2			2
	県OB							
	その他		1	8	6	4		19
	計		1	9	11	5		26

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

常勤職員数は27名。令和6年4月に1名が無期雇用に移行し、無期雇用職員数は3名である。研究員2名に欠員が生じており、今後、公募予定である。

〔県の関与の状況について〕

県からの派遣職員数は2名。令和4年6月から1名欠員が生じていたが、令和4年11月に補充され、現在は2名体制である。

〔職員の年齢構成について〕

30歳代～40歳代の中堅層が厚くなっている。40歳代以上の職員が固定化し、高齢化が進んでいる。

IV 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
貸借対照表	資産	160,861	153,402	163,758	10,356	
	流動資産	36,517	36,292	54,098	17,806	
	うち現預金	35,260	34,779	52,074	17,295	
	うち有価証券	0	0	0	0	
	固定資産	124,344	117,110	109,660	▲ 7,450	
	基本財産	123,190	116,010	108,710	▲ 7,300	
	うち投資有価証券	122,690	115,510	108,210	▲ 7,300	
	特定資産	0	0	0	0	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	その他固定資産	1,154	1,100	950	▲ 150	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	負債	95,515	101,671	104,713	3,042	
	流動負債	39,096	38,188	55,592	17,404	
	うち有利子負債	0	0	0	0	
固定負債	56,419	63,483	49,121	▲ 14,362		
うち有利子負債	0	0	0	0		
正味財産	65,346	51,731	59,045	7,314		
指定正味財産	123,190	116,010	108,710	▲ 7,300		
一般正味財産	▲ 57,844	▲ 64,279	▲ 49,665	14,614		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)		
正味財産増減計算書	経常収益	379,018	349,557	350,360	803	
	経常費用	387,245	355,992	335,746	▲ 20,246	
	事業費	352,655	320,850	301,908	▲ 18,942	
	うち人件費	222,782	214,547	206,797	▲ 7,750	
	うち支払利息	0	0	0	0	
	管理費	34,590	35,142	33,838	▲ 1,304	
	うち人件費	30,164	30,340	27,816	▲ 2,524	
	評価損益等増減額	0	0	0	0	
	当期経常増減額	▲ 8,227	▲ 6,435	14,614	21,049	
	経常外収益	0	0	0	0	
	経常外費用	0	0	0	0	
	当期経常外増減額	0	0	0	0	
	法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0	
	当期一般正味財産増減額	▲ 8,227	▲ 6,435	14,614	21,049	
当期指定正味財産増減額	▲ 5,320	▲ 7,180	▲ 7,300	▲ 120		
正味財産期末残高	65,346	51,731	59,045	7,314		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	内容	
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0	
	短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
	短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
	損失補償(残高)	0	0	0	0	
	補助金(運営費)	0	0	0	0	
	補助金(事業費)	0	0	0	0	
	委託料(指定管理料除く)	269,874	267,540	284,697	17,157	基礎的バイオテクノロジー技術開発促進事業
	指定管理料	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)		
財務指標	自己資本比率(%)	40.6	33.7	36.1	2.4	=正味財産/総資産×100
	流動比率(%)	93.4	95.0	97.3	2.3	=流動資産/流動負債×100
	有利子負債依存度(%)	-	-	-	-	=有利子負債/総資産×100
	管理費率(%)	8.9	9.9	10.1	0.2	=管理費/経常費用×100
	人件費比率(%)	65.3	68.8	69.9	1.1	=人件費/経常費用×100
	独立採算度(%)	97.9	98.2	104.4	6.2	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
	総資本当期経常増減率(%)	▲ 12.6	▲ 12.4	24.8	37.2	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)		
財務評価	B	B	B		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)	

*財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

【貸借対照表・正味財産増減計算書について】

貸借対照表について、資産の部では、投資有価証券の評価額が前年度比▲7,300千円となったが、研究員1名の退職に伴う退職手当が県から支弁されたことなどから、資産合計163,758千円(前年度比+10,356千円)となった。負債の部では、退職給付引当金が減少したが、科学研究費助成事業に係る繰越金の増などにより、負債合計104,713千円(前年度比+3,042千円)となったことから、正味財産は59,045千円(前年度比+7,314千円)となった。
正味財産増減計算書については、雑収益の増などにより、経常収益は350,360千円(前年度比+803千円)となった。また、中核研究員の退職による人件費の減、需用費や役員費などの削減に努めたことから、経常費用は335,746千円(前年度比▲20,246千円)となり、当期経常増減額は14,614千円(前年度比+21,049千円)となった。

【県の財政的関与について】

事業運営の主な財源である県のバイオテクノロジーに関する基礎的研究に係る受託収入は284,697千円(前年度比+17,157千円)であった。

【財務指標・財務評価について】

自己資本比率は、基本財産の投資有価証券評価額が減少した一方、研究員1名の退職に伴う退職給付引当金の減少により固定負債が減少したことから、36.1%(前年度比+2.4%)となった。
人件費比率は、前年度の68.8%から1.1%高い69.9%となった。
総資本当期経常増減率は、退職給付引当金の減少により24.8%(前年度比+37.2%)となった。

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	当センターは、競争力のある農林水産物の生産や健康の維持に貢献するバイオテクノロジー等の技術開発を推進し、岩手県が設置する試験研究機関（以下「試験研究機関」という。）のバイオテクノロジー応用化研究の支援を行っており、「いわて県民計画（2019～2028）」に掲げる政策の実現に寄与している。 令和5年度は、県試験研究機関との連携のもと、水稻の高温登熟耐性やリンドウの耐病性等育種に関する技術、甘茶や鶏肉製品の機能性活用に関する技術など7件を開発して試験研究機関等に技術移転しており、ニーズに対応した農林水産物の品種開発等の推進に貢献している。
所管部局	令和5年度は、事業目標に掲げている「県の産業振興を推進するための技術移転」及び「試験研究機関等との共同研究」について、目標値以上の成果を挙げるなど、県の施策である競争力のある農林水産物の生産や健康の維持に貢献する革新的な技術の開発を実践しており、法人の評価は妥当である。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	当センターが次世代シーケンサーなどの国内最先端の研究機器を保有していること、高度な専門的知識を持つ優秀な研究員を雇用していること、また、施設が試験研究機関の1つである県農業研究センターに隣接していることなどの観点から、県内には当センター以外に同等レベル以上のバイオテクノロジー等の技術開発や試験研究機関と円滑な連携による研究推進が図れる企業等は存在せず、県の施策と一体性をもってバイオテクノロジーに関する基礎的な研究を実施することができる唯一の団体であると考えている。
所管部局	県の施策の実現のためのバイオテクノロジーの基礎的研究や試験研究機関が実施するバイオテクノロジー応用化研究への支援について、法人が雇用している研究員等の能力や保有している研究機器、質の高い研究成果などの観点から、県内に代替企業等は存在せず、法人の評価は妥当である。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	当センターは、県の求める研究成果を短期間にあげるために、研究テーマに沿った専門的な研究員を公募し優秀な人材のみを任期付き採用している。研究の主体となる中核研究員については、研究の重要性から任期を延長する場合は、選考委員会で審査を行っている。研究事業を円滑に進めるため、実験補助等を行う職員については、外部研究資金を活用し、積極的な獲得に努めている。 また、職員研修会によりコンプライアンスやハラスメント防止等と呼びかけるとともに、定期的な職員面接の実施など、職員満足度の向上に努めている。研究員等の資質向上に向けセミナーの開催等により、職員の意識醸成を図っている。 その結果、当センターで雇用している研究員は、全員博士号を有しているなど、優秀な研究員の確保と高度な研究の推進を実現している。
所管部局	令和5年度は、外部研究資金収入117,454千円（研究件数32件）を確保するなど公募型外部研究事業の積極的な獲得による経営の安定化に努めるとともに、法人の経営基本方針、理念等を職員面談等によって職員に浸透させる取組を推進している。また、全職員を対象としたセミナーの開催等により、職員の資質向上にも取り組んでおり、法人の評価は妥当であるが、外部研究資金は安定的な財源ではないことから、これまで以上に戦略性を持ちながら、外部研究資金の確保に努めていく必要がある。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	当センターは、センターの運営に関する規程の制定や改正等の重要事項は、理事会や評議員会において決議し、決議された規程に基づきセンターを運営している。 また、適正な経営管理を行うため、外部専門家による監査及び内部監査を実施している。 さらに、研究活動にかかる不正行為防止や情報セキュリティの徹底、実験機材等の取扱いによる事故、ハラスメント等を防止するため、危機管理マニュアルを整備するとともに、職員研修会を通じて職員の意識向上を図っている。
所管部局	法人の運営に関する諸規程の整備状況や諸規程に基づく運営管理、職員による不正行為防止やコンプライアンスの徹底など、危機管理体制を強化するための取組が推進されており、法人の評価は妥当である。 引き続き、危機管理マニュアル等の職員等への周知徹底とコンプライアンスに関する意識醸成を図るとともに、適正な経営管理及び研究推進を図るための体制整備を強化していく必要がある。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	当センターは、安定した人的資源の維持・確保に向けた財務基盤の強化を図るため、公募型外部研究事業を積極的に獲得しており、令和5年度は、目標の1億円を上回る1.17億円を確保した。また、外部専門家による定期監査やセンターのホームページでの法人に関する情報公開の実施により、適正かつ透明性の高い事業運営に努めた。さらに、研究分野別に年2回試験研究機関との連携会議を開催し、研究計画や進捗状況などの情報共有や協議を実施しながら研究成果の地域等への還元・移転を円滑に行うための調整を図るとともに、研究に関するシンポジウムや公開セミナーを開催して県民理解の醸成を図った。
所管部局	令和5年度は、外部研究資金を約1.17億円（研究件数32件）を確保するなど公募型外部研究事業の積極的な獲得による法人の経営の安定化に努めるとともに、事業運営の透明性の確保を図るための定期監査の実施や法人に関する情報の公開により、法人運営の安定性の確保を図っている。 また、県の施策の実現に向けた研究テーマの設定や、研究計画、進捗管理について、試験研究機関との綿密な連携のもと実施されており、試験研究機関への円滑な技術移転を図る取組を推進するとともに、シンポジウムや公開セミナーの開催による県民への理解促進に努めており、法人の評価及び目標の設定は妥当である。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	県では、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項」の規定に基づき、①県の行政財産を適正かつ公正に管理するため、また、②県からの委託課題に基づく研究を円滑かつ確実に推進するため、職員を派遣している。 派遣人数については、上記①1名、上記②1名の計2名と必要最小限となっており、県による人的関与は妥当であると考えている。
------	---

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	当センターは、事業運営の透明性を確保するため、定款や役員体制、決算関係書類など、法人に関する情報をホームページで公開した。
所管部局	法人は、「岩手県出資等法人連携・協働指針」に基づき、法人が情報公開すべき項目をホームページ上で公開しているほか、令和2年度から北上ケーブルテレビを活用した県民理解の促進を図っていることから、情報公開の推進に積極的に取り組んでいるものと評価できる。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年度の財務状況について、当期一般正味財産増減額14,614千円を計上したことで一般正味財産は▲49,665千円まで改善していますが、今後の更なる経営改善に向けて、好調である経営改善目標の達成率の維持や、収入の確保及び費用の削減などに継続して取り組む必要があります。
所管部局	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、経営改善に向けた取組に積極的に関与する必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和4年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 現行の中期経営計画（R1～R4）について令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。 この評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標等の見直しやより実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分に行い、令和4年度に策定する次期中期計画（R5～R8）に反映させる必要があります。	実施済	現行の中期経営計画（R5～R8）策定に当たり、前期中期経営計画（R1～R4）の取組内容や達成状況を評価し、また、事業目標及び経営改善目標については整理統合等を行い、取組内容やスケジュールを具体化しました。 また、到達度がわかりやすいように事業目標及び経営改善目標とも目標値を設定しました。	令和4年度
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	現行の中期経営計画（R5～R8）策定に当たり、指摘事項を踏まえ、事業目標及び経営改善目標について検討を行いました。今後も、法人の適切な事業活動が行われるよう、指導監督を行っていきます。	令和4年度
	2 法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。	実施済	県の関与の必要性及び妥当性について、十分検討した上で県職員の派遣を行いました。今後も、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行っていきます。	令和4年度

【令和5年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び取組計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。 なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。	実施済	現行の中期経営計画は、コロナ禍前後で目標値を下方設定していないことから、ポストコロナの観点を踏まえ、令和6年度以降の経営目標及び事業目標については「変更なし」としました。なお、公開行事やシンポジウム、セミナーを開催する際には、オンラインの活用を含め、状況に応じ効果的な方法を検討します。	令和5年度
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。	実施済	現行の中期経営計画の策定に当たり、ポストコロナの観点も踏まえながら、令和6年度以降の経営目標及び事業目標について検討を行いました。今後も、法人の適切な事業活動が行われるよう指導していきます。	令和5年度
	2 法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。	実施済	県の関与の必要性及び妥当性について、十分検討した上で県職員の派遣を行いました。今後も、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行っていきます。	令和5年度

No. 31 公益社団法人岩手県農産物改良種苗センター

I 法人の概要

1 基本情報

令和6年7月1日現在

法人の名称	公益社団法人岩手県農産物改良種苗センター		所管部局 室・課等	農林水産部 農産園芸課		
設立の根拠法令	① 当センター定款、業務方法書、業務規程 ② 種苗法（S10制定 法律第83号） ③ 岩手県主要農作等の種子等に関する条例（R3制定） ④ 農産物検査業務規程（H16制定）		代表者 職・氏名	理事長 伊藤 清孝		
設立年月日 （公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等）	昭和55年7月29日	事務所の所在地	〒023-1131 岩手県奥州市江刺愛宕字八日市6番4			
	（平成24年7月2日公益社団法人へ移行）	電話番号	0197-35-8505			
		HPアドレス	http://www.iwate-tane.or.jp			
資(基)本金等	500,000,000 円	うち県の出資等 ・割合	200,000,000 円	40.0%		
設立目的	農作物の優良種苗を一元的かつ安定的に生産供給するとともに、市場性を高めるために品質改善を推進することにより、岩手県内の農業経営の発展と岩手県民の食料の安定供給に寄与することを目的とする。					
事業内容	① 主要農作物等の種子の生産供給、並びに米、麦、大豆等の品質改善に関する事業 ② 園芸作物等の種子種苗の生産供給並びに新たな特産品目の開発に関する事業 ③ 農産物の検査に関する事業 ④ その他このセンターの目的達成に必要な事業					
常勤役員の状況	合計	1名	うち県現職	1名	うち県OB	0名
	平均年収 ※	4,635 千円	平均年齢 ※	64.0 才	※令和5年度実績	
常勤職員の状況	合計	12名	うち県派遣	0名	うち県OB	0名
	平均年収 ※	4,304 千円	平均年齢 ※	45.5 才	※令和5年度実績	

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	県が定めた奨励品種の種子・種苗を供給することで、主要農作物の生産の安定と品質の向上、加えて、品種の純粋性の維持を図り、消費者から高い信頼の得られる農産物の供給に貢献すること。
2	県育成品種について、種苗センターからの種子・種苗の一元供給により、計画的な普及拡大を図り、生産性の向上に貢献すること。

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

（公社）岩手県農産物改良種苗センターの事業は、「農作物の優良種苗を一元的かつ安定的に生産供給するとともに、市場性を高めるために品質改善を推進することにより、岩手県内の農業経営の発展と岩手県民の食料の安定供給に寄与することを目的とする」という設立目的に沿って、本県全域を対象に高い公益性を持って実施されているものであり、本県にとって、これらの事業の代替実施が可能な団体はない。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

米・麦類・大豆等の種子や県オリジナル園芸品種を中心とした種子・種苗については、種子生産ほ場や生産者を熟知したうえで、効率的に一定品質のものを安定的に生産・供給する必要があることに加え、種子の農産物検査では専門知識が必要であり、専門性の高い業務に機動的に対応するうえで、県直営で行うよりもメリットがある。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は、岩手県内において農作物の優良種苗を一元的かつ安定的に生産供給するとともに、市場性を高めるために品質改善が出来る唯一の公益法人であり、岩手県内の農業経営の発展と岩手県民の食料の安定供給に寄与していることから、県は、本法人が展開する事業について、より効果的なものとなるよう連携・協働を強化し、法人の長所、強みを発揮することにより、効果的な施策推進を目指す。

II 役職員の状況

1 役員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	1		1		1		1		1		1	
非常勤	13	1		12	13	1		12	13	1		12
計	14	1	1	12	14	1	1	12	14	2		12

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	4	4			4	4			5	5		
	一般職	7	3		4	7	5		2	7	5		2
	小計	11	7		4	11	9		2	12	10		2
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職												
	小計												
計		11	7		4	11	9		2	12	10		2

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和4年度 人 令和5年度 人 令和6年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
		常勤	管理職			1	1	2
	プロパー			1	1	2	1	5
	県派遣							
	県OB							
	その他							
	一般職		3	1		1	2	7
	プロパー		3	1		1		5
	県派遣							
	県OB							
	その他						2	2
計			3	2	1	3	3	12

法人説明欄

〔役員数数の状況について〕
令和元年度に常勤役員を2名から1名とした。(常務職：空席)
今年度20代のプロパー職員を新規採用し1名増となった。

〔県の関与の状況について〕
定年延長に伴い、県OBではなく現職員の常勤役員1名が派遣された。

〔職員の年齢構成について〕
今年度定年退職予定者が1名おり、円滑な人事交代と若手層の人材育成で組織業務の安定化を図る予定である。

Ⅲ 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)		
貸借対照表	資産	997,340	964,577	1,301,955	337,378	
	流動資産	420,500	199,313	544,535	345,222	
	うち現預金	202,310	58,634	19,032	▲ 39,602	
	うち有価証券	0	0	0	0	
	固定資産	576,840	765,264	757,420	▲ 7,844	
	基本財産	0	0	0	0	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	特定資産	573,143	763,081	756,382	▲ 6,699	
	うち投資有価証券	499,907	499,818	499,729	▲ 89	
	その他固定資産	3,697	2,183	1,038	▲ 1,145	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	負債	708,552	675,428	1,026,587	351,159	
	流動負債	155,676	119,337	465,617	346,280	
	うち有利子負債	0	0	0	0	
	固定負債	552,876	556,091	560,970	4,879	
うち有利子負債	0	0	0	0		
正味財産	288,788	289,149	275,368	▲ 13,781		
指定正味財産	0	183,040	167,891	▲ 15,149		
一般正味財産	288,788	106,109	107,477	1,368		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)		
正味財産増減計算書	経常収益	1,107,943	1,065,803	1,110,003	44,200	
	経常費用	1,101,657	1,070,737	1,108,365	37,628	
	事業費	1,097,004	1,065,977	1,103,363	37,386	
	うち人件費	75,730	77,493	83,127	5,634	
	うち支払利息	0	0	0	0	
	管理費	4,653	4,760	5,002	242	
	うち人件費	2,576	2,650	2,846	196	
	評価損益等増減額	0	0	0	0	
	当期経常増減額	6,286	▲ 4,934	1,638	6,572	
	経常外収益	0	0	0	0	
	経常外費用	1,100	177,663	188	▲ 177,475	
	当期経常外増減額	▲ 1,100	▲ 177,663	▲ 188	177,475	
	法人税、住民税及び事業税	82	82	82	0	
	当期一般正味財産増減額	5,104	▲ 182,679	1,368	184,047	
	当期指定正味財産増減額	0	183,040	▲ 15,149	▲ 198,189	
正味財産期末残高	288,788	289,149	275,368	▲ 13,781		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	内容	
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0	
	短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
	短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
	損失補償(残高)	0	0	0	0	
	補助金(運営費)	0	0	0	0	
	補助金(事業費)	0	0	0	0	
	委託料(指定管理料除く)	0	0	0	0	
	指定管理料	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)		
財務指標	自己資本比率(%)	29.2	29.0	39.0	10.0	=正味財産/総資産×100
	流動比率(%)	270.1	167.0	116.9	▲ 50.1	=流動資産/流動負債×100
	有利子負債依存度(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債/総資産×100
	管理費率(%)	0.4	0.4	0.5	0.0	=管理費/経常費用×100
	人件費比率(%)	7.1	7.5	7.8	0.3	=人件費/経常費用×100
	独立採算度(%)	100.0	100.0	100.0	0.0	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
	総資本当期経常増減率(%)	2.2	2.2	2.2	0.0	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100

法人説明欄

〔貸借対照表・正味財産増減計算書について〕
前年実績を上回り、1,368千円の黒字となった。

〔県の財政的関与について〕
特になし

〔財務指標について〕
特になし

IV 統括部署（総務部）の総合評価

【経営状況等について】
当法人は、種子種苗の一元的生産管理、供給体制の強化を目的として設立されたところですが、県の関与が大きくないことから、平成21年度から、類型2法人として簡易版による経営状況の把握を行うこととしています。
財務の状況は、正味財産が減少したものの、自己資本比率及び流動比率とも一定の水準にあり、財務基盤の安全性と短期的な支払能力は確保されています。

No. 32 一般社団法人岩手県畜産協会

I 法人の概要

1 基本情報

令和6年7月1日現在

法人の名称	一般社団法人岩手県畜産協会		所管部局 室・課等	農林水産部 畜産課		
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律		代表者 職・氏名	会長理事 伊藤 清孝		
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	平成25年4月1日	事務所の所在地	〒020-0605 岩手県滝沢市砂込389番7			
	(平成15年7月1日(社)岩手県家畜畜産物衛生指導協会と統合)(平成25年4月1日一般社団法人へ移行)	電話番号	019-694-1300			
		HPアドレス	iwate.lin.gr.jp			
資(基)本金等	73,000,000円	うち県の出資等 ・割合	41,000,000円	56.2%		
設立目的	畜産経営改善の指導、飼養管理技術の向上、家畜改良の促進及び自衛防疫の推進を図るとともに、安全かつ良質な畜産物生産のための検査、指導等に関する事業を行い、もって畜産の振興に寄与することを目的とする。					
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1) 畜産経営者に対する生産技術及び畜産経営の改善指導 2) 安全良質な畜産物の生産及び家畜の健康保持に係る知識の普及啓発 3) 畜産及び家畜衛生に関する調査、研究及び広報並びに情報の収集提供並びに指導者の育成指導 4) 家畜の改良促進のための家畜人工授精用精液の流通調整、家畜の登録及び共進会等の開催 5) 家畜伝染性疾患の予防及びまん延防止に関する措置等自衛防疫の推進 6) 乳質改善の支援 7) 国、岩手県、中央団体等からの助成事業及び受託事業 8) 肉用牛肥育経営の安定のための生産者積立金の積み立て及び補填金の交付 9) 畜産団体の相互調整及び畜産団体の機能向上支援 10) その他目的を達成するために必要な事業 					
常勤役員の状況	合計	1名	うち県現職	0名	うち県OB	1名
	平均年収 ※	—千円	平均年齢 ※	62.0才	※令和5年度実績	
常勤職員の状況	合計	30名	うち県派遣	0名	うち県OB	2名
	平均年収 ※	4201千円	平均年齢 ※	47.5才	※令和5年度実績	

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	将来を担う経営体を対象とした経営診断・経営技術指導の実施
2	地域畜産をけん引する収益性の高い経営体の育成推進
3	肉用牛肥育経営安定対策の的確な実施
4	自衛防疫意識の啓発と地域ぐるみのワクチン接種推進
5	家畜人工授精用凍結精液等の安定供給及び適正利用の推進

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

国及び県の施策との整合性を図りながら、県全域において、畜産経営の強化・安定、家畜生産・改良、家畜自衛防疫等、畜産振興に係る多岐にわたる事業を、農業団体や生産者組織との連携の下に総合的に実施している唯一の団体です。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

独立行政法人農畜産業振興機構や公益社団法人中央畜産会などの中央団体が所管する多岐にわたる事業を継続的に実施し、当該事業遂行に係るノウハウの蓄積があり、かつ、県内の関係機関・団体との間で連携体制を構築しており、県が行うよりの確・迅速・効果的な事業執行が可能です。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は、国及び県の施策との整合性を図りながら、畜産振興施策を幅広く総合的に行うことができる本県唯一の公益法人であり、畜産を巡る社会情勢が変化していく中、本県の畜産施策に対する役割が増してきていることから、県は、本法人が展開する事業について、より効果的なものとなるよう連携・協働を強化し、適切な支援、関与及び指導を継続することにより、事業施策の推進を目指します。

II 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	将来を担う経営体を対象とした経営診断・経営技術指導の実施	① 畜産コンサルタント団の設置（通年）	通年設置済	通年設置	通年設置
		② 畜産経営体への助言指導の実施 個別支援指導170件/年 地域支援指導3回/年	171件/年 4回/年	170件/年 3回/年	170件/年 3回/年
取組内容	①県、関係機関・団体による畜産コンサルタント団の設置（体制を通年維持） ②畜産コンサルタント団による畜産経営体への助言指導を実施（個別支援指導（経営診断改善指導、経営管理技術指導、生産技術指導、フォローアップ指導）、集団支援指導等） ③協会ホームページによる畜産経営関連の情報提供を実施				
課題	・生産基盤の弱体化（畜産農家戸数等の減少が続いている） ・畜産経営体の収益性の悪化（国際情勢の変化等の影響を受けて畜産経営体では、生産費用が増大）				
2	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	地域畜産をけん引する収益性の高い経営体の育成推進	① ミルキングシステム（搾乳機器）の診断 診断件数 320件/年	312件/年	320件/年	320件/年
		酪農経営体が個々に設置しているミルキングシステム（搾乳機器）の常時適正化を図るため、外部専門家（搾乳機器メーカー）と連携し、機器の診断を行い、機能の適正化等に係る助言を実施			
取組内容	酪農経営体が個々に設置しているミルキングシステム（搾乳機器）の常時適正化を図るため、外部専門家（搾乳機器メーカー）と連携し、機器の診断を行い、機能の適正化等に係る助言を実施				
課題	・生産基盤の弱体化（畜産農家戸数等の減少が続いている） ・畜産経営体の収益性の悪化（国際情勢の変化等の影響を受けて畜産経営体では、生産費用が増大）				
3	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	肉用牛肥育経営安定対策の的確な実施	① 交付金を遅滞なく適正に交付（通年）	適正交付済	適正交付（通年）	適正交付（通年）
		② 制度の周知 1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
取組内容	①肉用牛肥育経営の収益性が悪化した際に、生産者積立金を原資とする基金及び国費相当額の補助金を交付金として遅滞なく適正に対象となる肉用牛肥育経営体へ交付 ②事務委託先と連携し推進会議等により制度を適正に周知、執行				
課題	・生産基盤の弱体化（畜産農家戸数等の減少が続いている） ・畜産経営体の収益性の悪化（国際情勢の変化等の影響を受けて畜産経営体では、生産費用が増大）				
4	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	自衛防疫意識の啓発と地域ぐるみのワクチン接種推進	① ワクチン接種の推進 県内全域、通年	全域通年実施済	県内全域、通年	県内全域、通年
		② 地域協議会との連携強化のための情報交換 2回/年	2回/年	2回/年	2回/年
取組内容	①国補助事業（家畜生産農場衛生対策事業）の適正実施による、家畜伝染性疾病等の清浄化及びまん延防止のための予防接種等の推進 ②独自事業（家畜自衛防疫推進・支援事業）の実施による地域ぐるみによるワクチン接種の推進等 ③地域協議会との連携強化のための情報交換会の実施				
課題	・高病原性鳥インフルエンザの発生や野生イノシシへの豚熱感染拡大に対応した発生予防対策の強化 ・家畜生産農場における家畜伝染性疾病の清浄化及びまん延防止のための組織的な予防接種等の推進				
5	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	家畜人工授精用凍結精液等の安定供給及び適正利用の推進	① 優良種雄牛凍結精液の利用推進 情報交換・利用推進会議3回/年	4回/年	3回/年	3回/年
		①県有種雄牛をはじめ家畜改良事業団等の各団体から優良種雄牛の凍結精液を確保し、農協等人工授精所と連携して、県内酪農家・肉用牛飼養農家に安定的に供給 ②経済効果の高い精液の利用推進会議 ③供給精液の受胎状況調査の実施			
取組内容	①県有種雄牛をはじめ家畜改良事業団等の各団体から優良種雄牛の凍結精液を確保し、農協等人工授精所と連携して、県内酪農家・肉用牛飼養農家に安定的に供給 ②経済効果の高い精液の利用推進会議 ③供給精液の受胎状況調査の実施				
課題	・生産基盤の弱体化（畜産農家戸数等の減少が続いている） ・畜産経営体の収益性の悪化（国際情勢の変化等の影響を受けて畜産経営体では、生産費用が増大）				

II 経営目標の達成状況

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	事業を適正に実施するため中央団体等との連携強化	① 中央打合せ会議参加（4回）	5回/年	4回/年	4回/年
取組内容	中央団体が開催する中央打合せ会議に参加し連携を強化				
課題	・関係機関団体との連携強化による効率的、効果的な事業の執行				
2	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	県、関係機関・団体との連携・協働の推進	① 県内関係機関・団体等との意見交換会（1回）	1回/年	1回/年	1回/年
		② トップミーティングの実施（随時）	実施済	随時実施	随時実施
		③ 担当者会議の開催（3回）	5回/年	3回/年	3回/年
取組内容	①県内関係機関・団体等との意見交換を行い、県内関係者の連携を強化 ②トップミーティングにより、県内畜産振興に係る方針等について意見交換を実施 ③担当者会議を開催し、実務レベルでの意見交換を通じて連携・協働を推進				
課題	・関係機関団体との連携強化による効率的、効果的な事業の執行				
3	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	畜産経営体等に対し適時適切な情報提供とアドバイスを行うことができる職員の確保・育成	① 定年退職再雇用者から若手職員への組織的な知識・技能、経験の継承（継続）	継続実施済	継続	継続
		② 職員を育成するためのジョブローテーションの実施（継続）	継続実施済	継続	継続
		③ 研修会への参加促進による能力向上（随時）	実施済	継続	継続
取組内容	①定年退職者の再雇用の継続及び知識・技能、経験の継承のための体制の維持（随時） ②部署間及び部署内でのジョブローテーションの実施 ③国、中央団体等が開催する研修会に参加し職員個々の能力を向上				
課題	・職員数の固定化（臨時的・緊急の事業の増加に対して、柔軟に職員を増員することが難しい） ・事業量の増加に伴う柔軟な組織体制の確保（臨時的・緊急の事業が増加しており、担当事務に加え、新たな事務により、負担が過重となるおそれがある）				
4	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	効率的な業務遂行やワークライフバランスに配慮した職場環境の実現	① デジタル技術を活用した業務の効率化（web会議等）	実施済	継続実施	継続実施
		② 職員健康診断の受診（全員）	受診済	継続受診	継続受診
		③ インフルエンザワクチン等接種（奨励）	実施済	継続実施	継続実施
取組内容	①デジタル技術を活用した業務の効率化（web機器を活用したりリモート会議開催による事業周知等の効率化） ②職員の健康管理のため職員全員を対象に健康診断を実施（費用は法人が定額負担） ③職員体制を確保するため、季節性インフルエンザ流行期前のワクチン接種を奨励（費用は法人が全額負担）				
課題	職員数が固定化している状況にあるなか、臨時的・緊急の事業の増加や感染症の集団発生等により、職員への負担が増大し、ワークライフバランス上の問題を生じさせる懸念				
5	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	畜産経営体等のニーズを踏まえた組織としての事業実施体制の保持	① 組織運営・課題検討プロジェクトチームによる課題整理及び対応	実施済	継続実施	継続実施
		② 公認会計士による指導（10回）	12回/年	10回/年	10回/年
取組内容	①組織運営・課題検討プロジェクトチームにより短期的及び中期的課題並びに対策を整理し、スケジュールに沿って対応 ②公認会計士と年間を通じた助言指導契約を締結し、公認会計士からの訪問による指導及び電子媒体による指導を継続的に実施				
課題	・生乳検査事業の廃止や畜産農家戸数等の減少により、手数料等の収入減少に対応し、収益改善に向けた新たな事業等の検討 ・経費の縮減に向け、組織運営・課題解決に係る検討による、事業の効率的実施等の推進				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	1		1		1		1		1		1	
非常勤	18		3	15	18		3	15	18		3	15
計	19		4	15	19		4	15	19		4	15

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	11	8	1	2	10	9	1		9	8	1	
	一般職	28	17		11	20	11	1	8	21	13	1	7
	小計	39	25	1	13	30	20	2	8	30	21	2	7
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職												
	小計												
計		39	25	1	13	30	20	2	8	30	21	2	7

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和4年度 人

令和5年度 人

令和6年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
		常勤	管理職				4	4
	プロパー				4	4		8
	県派遣							
	県OB						1	1
	その他							
	一般職		3	5	6	2	5	21
	プロパー		2	5	4	2		13
	県派遣							
	県OB						1	1
	その他		1		2		4	7
	計		3	5	10	6	6	30

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

- ・令和4年度末の生乳検査事業の終了等に伴い、令和5年度の職員は9名減の30名となっていたが、令和6年度の職員の増減はなかった。
- ・一方で、令和5年度に引き続き令和6年度もプロパーの新規職員を1名採用した。

〔県の関与の状況について〕

〔職員の年齢構成について〕

40才以上の中堅層は厚いが、39才以下の層が薄い。

IV 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
資産	1,199,515	1,329,435	1,391,978	62,543	
流動資産	429,242	479,883	492,710	12,827	
うち現預金	293,065	347,718	354,689	6,971	
うち有価証券	0	0	0	0	
固定資産	770,273	849,552	899,268	49,716	
基本財産	0	0	0	0	
うち投資有価証券	0	0	0	0	
特定資産	750,691	837,077	892,530	55,453	
うち投資有価証券	0	0	0	0	
その他固定資産	19,582	12,475	6,738	▲ 5,737	
うち投資有価証券	0	0	0	0	
負債	645,243	743,680	797,772	54,092	
流動負債	129,532	145,043	146,228	1,185	
うち有利子負債	0	0	0	0	
固定負債	515,711	598,637	651,544	52,907	
うち有利子負債	0	0	0	0	
正味財産	554,272	585,755	594,206	8,451	
指定正味財産	0	0	0	0	
一般正味財産	554,272	585,755	594,206	8,451	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
経常収益	851,500	1,315,307	914,209	▲ 401,098	
経常費用	801,162	1,260,464	898,692	▲ 361,772	
事業費	779,177	1,235,528	871,811	▲ 363,717	
うち人件費	147,576	152,459	135,151	▲ 17,308	
うち支払利息	54	43	31	▲ 12	
管理費	21,985	24,936	26,881	1,945	
うち人件費	16,373	18,207	17,898	▲ 309	
評価損益等増減額	0	0	0	0	
当期経常増減額	50,338	54,843	15,517	▲ 39,326	
経常外収益	0	0	20	20	
経常外費用	0	0	4,943	4,943	
当期経常外増減額	0	0	▲ 4,923	▲ 4,923	
法人税、住民税及び事業税	21,204	23,360	2,143	▲ 21,217	
当期一般正味財産増減額	29,134	31,483	8,451	▲ 23,032	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	
正味財産期末残高	554,272	585,755	594,206	8,451	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	内容
長期貸付金残高	0	0	0	0	
短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
損失補償(残高)	0	0	0	0	
補助金(運営費)	0	0	0	0	
補助金(事業費)	312	1,250	1,000	▲ 250	家畜共進会開催事業(1,000千円)
委託料(指定管理料除く)	5,033	5,032	5,032	0	畜産生産基盤育成強化事業(5,032千円)
指定管理料	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
自己資本比率(%)	46.2	44.1	42.7	▲ 1.4	=正味財産/総資産×100
流動比率(%)	331.4	330.9	336.9	6.1	=流動資産/流動負債×100
有利子負債依存度(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債/総資産×100
管理費率(%)	2.7	2.0	3.0	1.0	=管理費/経常費用×100
人件費比率(%)	20.5	13.5	17.0	3.5	=人件費/経常費用×100
独立採算度(%)	106.3	104.4	101.2	▲ 3.2	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
総資本当期経常増減率(%)	9.1	9.4	2.6	▲ 6.8	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
財務評価	A	A	A		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

〔貸借対照表・正味財産増減計算書について〕

資産(固定資産)は49,716千円の増、負債(固定負債)は52,907千円の増となった。何れも肉用牛肥育経営安定交付金制度に係る肥育安定基金引当預金(資産)及び肥育安定基金(負債)の増(ともに56,006千円の増)が要因である。(※)

※ 増加要因である生産者積立金額が減少要因である補填金額を上回ったため増加した。

〔県の財政的関与について〕

補助金(事業費)は、前年度と同様に1事業(家畜共進会開催事業)を実施。250千円減の1,000千円となった。委託費(指定管理料除く)についても、前年度と同様に1事業(畜産生産基盤育成強化事業)を実施。前年度と同額の5,032千円となった。

〔財務指標・財務評価について〕

財務指標比率のうち、自己資本比率、独立採算度及び総資本当期経常増減率が前年度からポイントを下げたが、独立採算度の値は前年度に引き続き100%以上であり、独立採算性が保たれている。

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	畜産経営改善の指導、飼養管理技術の向上、家畜改良の促進及び自衛防疫の推進を図るとともに、安全かつ良質な畜産物生産のための改善支援等を行うことにより、岩手県民計画第2期アクションプラン政策推進プラン37の課題への対応を補完するなど県の施策推進に貢献している。
所管部局	当協会は、畜産農家の経営安定を図るため、技術指導、経営診断事業、環境保全の推進など、本県畜産を巡る社会情勢の変化や生産現場の需要に対応した各種事業を実施しており、社会的要請もあり、本県の畜産施策に大きな役割を担っている。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	<ul style="list-style-type: none"> 畜産経営環境が厳しさを増している中、国及び県の政策的事業の受け皿として、当協会の存在意義が高まっており、顧客の帰属する団体に関わらず、畜産に係る幅広い事業の受け皿となりえる県内唯一の団体である。 各種事業の実施に当たっては、農協、関係機関及び団体との連携強化、支援の確保等によりの確かつ効果的な事業実施に努めている。
所管部局	当協会は、家畜防疫対策から畜産経営指導までの畜産振興施策を幅広く総合的に行うことができる本県唯一の法人であって、畜産振興の観点から高い公益性を有しており、民間企業や他の非営利団体が当協会の事業を実施することは困難である。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	<ul style="list-style-type: none"> 中央団体が開催する中央打合せ会議に参加し連携を強化した。 県内関係機関・団体等との意見交換を行い、県内関係者の連携を強化するとともに、担当者会議を開催し、実務レベルでの意見交換を通じて連携・協働を推進した。 国、中央団体等が開催する研修会に参加し職員個々の能力の向上を図った。 デジタル技術を活用した業務の効率化を推進した。
所管部局	関係機関団体との連携強化のため、各種会議への出席のほか、自らが主催する会議等を積極的に開催するなど、組織力の強化に取り組んでいる。 また、職員の育成・能力向上のため、定年退職再雇用者から若手職員への組織的な知識・技能・経験の継承などに取り組んでいる。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	<ul style="list-style-type: none"> 組織運営・課題検討プロジェクトチームにより短期的及び中期的課題並びに対策を整理し、スケジュールに沿って対応した。 公認会計士と年間を通じた助言指導契約を締結し、公認会計士からの訪問による指導及び電子媒体による指導を継続的に実施した。
所管部局	対応マニュアルや管理体制の整備する等、法人としての潜在的なリスクを把握し、マネジメントに取り組む姿勢が認められる。 また、会計事務について、内部会議のほか、公認会計士の助言指導を受けるなど、会計処理の適正確保に取り組む姿勢が認められる。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	<ul style="list-style-type: none"> 年度方針（事業計画、役割、使命等）の徹底及び事業の進捗管理（四半期、中間検討会）を行い、協会全体での情報共有を図るとともに、臨時的、緊急的事業に的確に対応することにより、提供するサービスの向上に努めた。 自主財源の確保及び事務の効率化による経費の縮減に努め、財務基盤の安定化、経営の健全化を図った。
所管部局	財務は概ね健全な状況にあるが、法人を取り巻く環境の変化に備え、引き続き情報収集、管理費の抑制等に努める必要がある。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	当協会に対しては、職員の派遣や法人代表者への就任、また、運転資金としての短期貸付等の財政的支援は行っていない。 なお、旧社団法人岩手県家畜畜産物衛生指導協会との団体統合により承継した県出資金は、家畜自衛防疫事業を円滑に実施するために長期預り金として整理している。
------	--

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	<ul style="list-style-type: none"> 法人の基本情報等について、法人ホームページ及び事務所への資料配備等により情報公開を推進している。
所管部局	当協会は、情報誌を発行するほか、ホームページでも情報提供を行っている。また、メールアドレスを公開、周知し、随時、メールでの意見、要望を受付けている。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年度の財務状況について、一般正味財産は594,206千円となっており、経営改善目標の達成率も好調を維持していますが、経営が安定的に継続するよう、環境の変化などによる新たな課題がないか把握した上で、必要な対応をしていく必要があります。
所管部局	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、積極的に関与する必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和4年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 現行の中期経営計画（R1～R4）について令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。 この評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標等の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分に行い、令和4年度に策定する次期中期経営計画（R5～R8）に反映させる必要があります。	実施済	県畜産課と調整を重ね、中期経営計画（R5～R8）策定済み。	R5.3
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	当該強化と調整を重ね、中期経営計画（R5～R8）策定済み。	R5.3

【令和5年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。 なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。	実施済	新たな計画期間の初年度の達成状況把握と合わせ、見直し検討を行ったが、ポストコロナの観点による変更点はありませんでした。	R6.3
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。	実施済	協会原案の確認・調整を重ね、中期経営計画の見直しを行いました。 なお、ポストコロナの観点については、事業の性質上盛り込むべきものがないことを重ねて確認しました。	R6.3

No. 33 公益財団法人岩手県林業労働対策基金

I 法人の概要

1 基本情報

令和6年7月1日現在

法人の名称	公益財団法人岩手県林業労働対策基金		所管部局 室・課等	農林水産部 森林整備課		
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		代表者 職・氏名	理事長 小笠原 寛		
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	平成3年10月31日	事務所の所在地	〒020-0021 岩手県盛岡市中央通三丁目15番17号			
	平成24年4月1日移行		電話番号	019-653-0306		
			H P アドレス	www.fwf-iwate.jp		
資(基)本金等	1,150,000,000円	うち県の出資等 割合	900,000,000円	78.3%		
設立目的	林業労働者の就労の安定や労働条件の改善等を支援する事業等を行い、林業の担い手である林業労働者の参入の促進を図るとともに、林業労働者の育成確保を進め、もって森林整備の促進と林業及び山村の振興に寄与することを目的とする。					
事業内容	(1) 林業労働者の就労の安定や労働条件の改善等を支援する事業 (2) 林業への就業を促進するための事業 (3) 林業労働者の人材育成に関する事業 (4) 林業活性化のための普及啓発に関する事業 (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業					
常勤役員の状況	合計	1名	うち県現職	0名	うち県OB	1名
	平均年収 ※	3,960千円	平均年齢 ※	71.0才	※令和5年度実績	
常勤職員の状況	合計	7名	うち県派遣	0名	うち県OB	1名
	平均年収 ※	4,017千円	平均年齢 ※	50.5才	※令和5年度実績	

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	林業作業に必要な知識と技術を身につけた林業作業士等を養成するため、「緑の雇用」事業により研修等を実施する。
2	林業就業者を確保するため、就業の円滑化や雇用改善の促進等に向けた相談や講習、助成等を実施する。
3	林業労働災害の防止を図るため、安全講習会等の開催や労働安全衛生用品の購入経費等の助成を実施する。

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

本法人は「林業労働力の確保の推進に関する法律」に基づき、知事から「岩手県林業労働力確保支援センター」として指定された県内唯一の法人であるため、類似の事業を行うなど代替性のある民間企業や非営利団体等はありません。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

特定の目的のために設立した法人であることから、職員数が少なながら高い専門性やノウハウを蓄積しており、意思決定が迅速で質の高いサービスを提供するなど、県直営と比較し高いメリットがあります。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は、知事から「岩手県林業労働力確保支援センター」として指定された県内唯一の法人であり、林業作業士等を育成する研修や労働条件改善のための助成事業などの実施を通じて、次代を担う意欲ある林業就業者の確保・育成に寄与していることから、県は、今後も本法人との連携・協働を一層強化し、事業をより効果的に展開することにより、林業労働対策に係る施策の推進を目指します。

II 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	新規林業就業者数のうち林業作業士 1年目研修生人数	① 30人	27人	30人	30人
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・意欲のある新規就業者に対し林業作業に必要な基本的知識・技術・技能を習得し一人前の現場技能者になる能力を身につける林業作業士の育成研修（フォレストワーカー研修）を実施するとともに、作業班長等に必要な知識・技術等を習得するためのキャリアアップ研修（フォレストリーダー研修、フォレストマネージャー研修）を実施した。 ・事業主に対し意向調査及び事業説明会を実施し、研修の活用促進を図り、30人の目標値に対して27人育成した。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・目標や課題を設定し、達成できる優れた人材の確保・育成が不可欠なため、採用・確保した人材のスキルアップを効果的に行うための人材育成に取り組む事業体の育成が必要である。 ・また、林業就業者のキャリア・アップして働く意欲を高めるとともに、誇りを持って仕事に取り組むことができるよう、働きやすい職場づくりや適切な処遇を図ることが必要である。 				
2	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	現場管理責任者等育成数	① 20人	29人	20人	20人
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・現場管理責任者を研修等で育成する「緑の雇用」事業の実施 ・「緑の雇用」事業の周知のため、県内ブロック説明会やホームページでの紹介 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的に現場管理責任者等の確保・育成が行われるよう事業体における意識情勢を測ること。 ・「緑の雇用」事業が継続して行われるよう国・県の支援体制の持続化 				
3	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	林業労働災害発生件数 （認定事業主） （休業4日以上の死傷者数）	① 19人	23人	19人	18人
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の林業事業体就労者310人（39事業体）に対してチェーンソーの防護衣等の安全衛生用品購入助成を実施し林業就業者の労働条件の改善等を支援するとともに、県内17事業体29人を対象にリスクアセスメント演習を行い、個別に労働災害の未然防止の取組を行った。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き林業事業体等に対し、労働安全衛生法及びガイドラインの遵守の徹底、安全衛生教育的確な支援が必要である。 				

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	法人経営の収支均衡を図り健全経営に努める。	① 期末残高800万円以上の経営	10,487千円	期末残高800万円以上の経営	期末残高800万円以上の経営
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・基本財産運用益、特定資産運用益や各種事業への対応は、基金規約に基づき適正かつ効率的に行っている。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、資金運用規定に基づき理事会で承認された安全かつ有利なもので運用に努める。 ・また、中期的には事業の見直し等により集中と選択による効果的な事業を執行していく。 				
2	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	役職員の経営能力の向上（外部研修参加延べ人数）	① 10人	14人	10人	10人
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・経営能力の向上、人材確保の指導等に当たるため、公益法人会計セミナーや証券会社が主催となる証券動向に係るセミナー、職業紹介責任者講習会等に参加した。 ・資産運用研修会を令和5年11月16日実施し、役員8人が受講している（証券会社に講師依頼）。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・経営能力を向上させるにあたり、資産運用について役員自ら理解する必要がある。 ・加えて、公益財団法人の認定等に関する法律の一部改正されたことから、改正内容について併せて理解する必要がある。 				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	1			1	1			1	1			1
非常勤	10	1		9	9	1		8	10	1		9
計	11	1		10	10	1		9	11	1	1	9

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	1	1			1	1			1			1
	一般職	4	4			5	5			6	6		
	小計	5	5			6	6			7	6		1
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職												
	小計												
計		5	5			6	6			7	6		1

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和3年度 人

令和4年度 人

令和5年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計	
		常勤	管理職						1
	プロパー	県派遣							
		県OB					1	1	
		その他							
		一般職			1	2	2	1	6
	プロパー	県派遣			1	2	2	1	6
		県OB							
その他									
計			1	2	2	2	7		

法人説明欄

〔役員数の状況について〕

現在6名の職員で法人活動及び事業運営を行っているが、担い手の確保育成や研修等の取組をより充実させるためには技術系職員の増員が必要になる。

〔県の関与の状況について〕

該当なし。

〔職員の年齢構成について〕

法人活動を効率的かつ円滑に進めるためには、段階的に職員の雇用及び育成が必要になってくる。

IV 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
資産	3,502,420	3,496,612	3,495,779	▲ 833	
流動資産	19,270	14,123	13,035	▲ 1,088	
うち現預金	19,270	10,116	8,621	▲ 1,495	
うち未収金	0	4,007	4,414	407	
固定資産	3,483,150	3,482,489	3,482,744	255	
基本財産	1,150,000	1,150,000	1,150,000	0	
うち投資有価証券	1,150,000	1,150,000	1,150,000	0	
特定資産	2,333,150	2,332,489	2,332,744	255	
うち投資有価証券	2,323,000	2,323,000	2,323,000	0	
その他固定資産	0	0	0	0	
うち投資有価証券	0	0	0	0	
負債	13,884	11,506	12,292	786	
流動負債	9,027	5,488	4,981	▲ 507	
うち有利子負債	0	0	0	0	
固定負債	4,857	6,018	7,311	1,293	
うち有利子負債	0	0	0	0	
正味財産	3,488,536	3,485,106	3,483,487	▲ 1,619	
指定正味財産	3,473,000	3,473,000	3,473,000	0	
一般正味財産	15,536	12,106	10,487	▲ 1,619	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
経常収益	97,997	96,166	97,204	1,038	
経常費用	100,760	99,596	98,823	▲ 773	
事業費	92,588	90,320	87,529	▲ 2,791	
うち人件費	21,863	23,375	24,091	716	
うち支払利息	0	0	0	0	
管理費	8,172	9,276	11,294	2,018	
うち人件費	5,464	6,372	7,799	1,427	
評価損益等増減額	0	0	0	0	
当期経常増減額	▲ 2,763	▲ 3,430	▲ 1,619	1,811	
経常外収益	0	0	0	0	
経常外費用	0	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	0	
法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	▲ 2,763	▲ 3,430	▲ 1,619	1,811	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	
正味財産期末残高	3,488,536	3,485,106	3,483,487	▲ 1,619	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	内容
長期貸付金残高	0	0	0	0	
短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
損失補償(残高)	0	0	0	0	
補助金(運営費)	0	0	0	0	
補助金(事業費)	0	0	0	0	
委託料(指定管理料除く)	0	0	0	0	
指定管理料	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
自己資本比率(%)	99.6	99.7	99.6	▲ 0.0	=正味財産/総資産×100
流動比率(%)	213.0	257.0	261.69	4.7	=流動資産/流動負債×100
有利子負債依存度(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債/総資産×100
管理費率(%)	8.1	9.3	11.4	2.1	=管理費/経常費用×100
人件費比率(%)	27.1	29.9	32.3	2.4	=人件費/経常費用×100
独立採算度(%)	97.3	96.6	98.4	1.8	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
総資本当期経常増減率(%)	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.0	0.1	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
財務評価	B	B	B		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

<p>〔貸借対照表・正味財産増減計算書について〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営の根幹をなす資産の運用は、運用環境が非常に厳しい中、資産運用規程の範疇で効率的な運用に努めた。 <p>〔県の財政的関与について〕</p> <p>該当なし。</p> <p>〔財務指標・財務評価について〕</p> <p>人件費比率が増加傾向にあり、関連して管理費率も上がっている。</p>
--

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	<ul style="list-style-type: none"> ・県内唯一の林業就業者の確保・育成を目的とした法人として、林業への就業希望者に対する紹介斡旋件数や林業就業者の育成目標を定め、いわて県民計画において定められている「農林水産業の次代を担う意欲ある新規就業者の確保・育成」（新規就業者数の確保）に寄与している。 ・岩手県林業労働力確保基本計画（第6次）に定める、現場管理責任者等の育成については、事業の活用促進を図るための説明会を開催することで、育成目標達成に寄与した。
所管部局	県施策に掲げる方針に即した事業目標を設定し、目標達成がなされていることから、評価は適正である。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	<ul style="list-style-type: none"> ・林業就業者の確保・育成を図るため、県、市町村、林業関係団体からの出捐金の運用益を活用して岩手県林業労働力確保基本計画に基づき事業を実施している。事業内容は営利を目的としたものではなく、民間企業での実施は困難であり、また類似事業を実施している非営利団体等もないことから、林業就業者の育成を図る県内唯一の法人である。
所管部局	・予算内容は収益性や営利を目的としたものではなく、民間企業での実施は困難であることから、評価は適正である。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	<ul style="list-style-type: none"> ・業務執行理事（常務理事）は、理事長に対し毎月1～2回業務の執行状況や課題等について報告協議を実施し情報共有を図っている。 ・当法人の経営理念や業務運営方針は、策定の都度、全ての職員に周知すると共に業務を実際に執行する職員間で日常業務の中で打合せ等を頻繁に行い情報共有を図りながら、執行している。 ・林業就業者の確保・育成に特化した組織で、職員は、民間団体出身で、技術者の育成に必要なスキルを有する者を採用し、林業事業者等のニーズを踏まえた専門性の高いサービスを提供している。 ・総務的業務を担当する職員は、総務職や会計職を20年以上経験した民間出身者を採用し、業務を行っている。
所管部局	<ul style="list-style-type: none"> ・当法人は、「林業労働力の確保の促進に関する法律」で規定する「林業労働力確保支援センター」に指定されており、関係省庁の委託事業の活用により、少ない負担で事業を実施している。また、安全管理指導専門家をはじめ総務や会計に造詣のある職員により、専門性の高いサービスを提供していることから、評価は適正である。 ・業務運営方針や経営理念は、県の施策との整合が図られているほか、日常業務における打合せ等を通じ、全役職員とこまめな共有が行われている。また、中期経営計画や経営状況報告書等は常務理事と職員間で協議のうえ作成され、理事会の承認のもとに決定されているため、方針や理念も適切なものとなっている。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク関連情報は、業務執行責任者である常務理事及び理事長に速やかに伝達する体制をとっている。また、リスク防止対策及び実際にリスクが発生した場合の対策として「内部統制システムの整備に関する基本方針」を制定している。 ・運用の対象となる債券は、法人の内部規程において、資金の執行方針、運用手続等について定め、資金の適正かつ効率的な運用を行っている。
所管部局	<ul style="list-style-type: none"> ・「内部統制システムの整備に関する基本方針」により、リスク防止対策及び実際にリスクが発生した場合に備えた対策を適切に行っている。 ・内部規程に基づき、信用力の高い債券を理事会の承認を経て購入しているほか、運用状況についても理事会にて定期的に精査がされており、資産運用のリスク管理は適切に行われている。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	<ul style="list-style-type: none"> ・当法人の安定的経営を図るために、全国公益法人協会の定例講座の受講や内閣府及び証券会社各社からの情報を随時的に得ている。 ・経営力向上を図るために、役職員は、外部研修の受講や資産運用研修を行っている。 ・当法人の経営基盤である運用益を安全に安定的かつ継続的に見込むための資産運用研修は、毎年役員に対し実施している。 ・毎年、認定事業主等に対し実施事業の調査を実施し、担い手の確保・育成等が安定的かつ効果的に図られるように事業の見直しを行っている。
所管部局	<ul style="list-style-type: none"> ・実施事業について現場ニーズの把握を毎年行っているほか、理事会においても定期的に精査が行われており、適切かつ効率的な事業が実施されている。 ・中期経営計画において「役職員の経営能力の向上」を位置づけ、積極的に職員を研修等に参加させて人材育成を図っており、人的資源の維持・確保が適正に行われている。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	該当なし。
------	-------

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の基本的情報は法人ホームページ上で公開しており、情報公開は適正に行われている。 ・また、令和5年度から新たにインスタグラムを活用し、イベントや森林・林業に係る情報発信を開始した。
所管部局	・「岩手県出資等法人連携・協働指針」で定める情報公開すべき項目は既に法人ホームページ上にて公開されており、評価も適正である。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年度は、経営改善目標の達成率は100%となった一方で、財務状況は、当期一般正味財産増減額は▲1,619千円と赤字が継続しているため、目標達成による経営改善の効果が見えない状況にあることから、目標の見直しの検討と赤字縮小又は黒字化に取り組む必要があります。
所管部局	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、経営改善に向けた取組に積極的に関与する必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和4年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 現行の中期経営計画（R1～R4）について令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。 この評価結果を踏まえて、課題を明らかにした上で、事業目標等の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分に行い、令和4年度に策定する次期中期経営計画（R5～R8）に反映させる必要があります。	取組中	・前期中期経営計画では、事業目標として「林業技能の育成」、「林業への就業希望者に対する事業体斡旋件数」、「認定事業主における林業労働災害発生件数」を項目に掲げ、「認定事業主における林業労働災害発生件数」以外は目標を達成したところで、また、経営改善目標では、「実施事業の効率的な推進」、「役職員の経営能力の向上」を掲げ、全ての目標数値は達成しました。 ・しかし、経営改善目標については、目標値の達成がどのように経営改善に結びつくものであるのかの確認が困難との指摘を受け、今期中期経営計画（R5～R8）では、収支均衡を図ることを目標として経営を実施したが、不安定な経済状況により、事業体支援の強化を図るために、林業機械拡充強化事業計画の増額変更などを実施したことより、収支均衡が達成できなかった。 ・経常費用を343万円多く費消した。	令和5年3月
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	・次期中期経営計画策定の際に、目標内容及び目標値の設定を見直した。具体的には、新規就業者数のうち林業作業士1年目の研修生数や、法人経営の収支均衡を図り健全経営に努めるなどの目標を設定した。	令和5年3月

【令和5年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標の目標値及び収支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。 なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を充分に行う必要があります。	実施済	中期経営計画策定の際に、経営改善目標を見直した。具体的には、経営改善の取組がわかり易い目標とするため期末残高を経営改善目標に設定したところ。令和5年度決算では目標値をクリアできたところであるが、令和6年度も収支均衡を図りながら安定した経営を行い、計画的な事業実施と確実な資産運用に努めている。	令和6年3月
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。	実施済	中期経営計画の時点修正の際に、当法人が掲げている経営改善目標について、目標達成のための具体的な取組内容とスケジュールについて記載するように指導を行った。引き続き、所管部局として積極的に指導監督を行う。	令和6年3月

No. 34 一般社団法人岩手県栽培漁業協会

I 法人の概要

1 基本情報

令和6年7月1日現在

法人の名称	一般社団法人岩手県栽培漁業協会		所管部局 室・課等	農林水産部 水産振興課		
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律		代表者 職・氏名	代表理事 大井 誠治		
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	平成6年3月14日	事務所の所在地	〒022-0001 岩手県大船渡市末崎町字鶴巻120番地			
	一般社団法人への移行年月日 平成26年4月1日	電話番号	0192-29-2135			
		HPアドレス	http://www.it-saibai.or.jp/			
資(基)本金等	10,070,000 円	うち県の出資等 割合	4,000,000 円	39.7%		
設立目的	栽培漁業の推進に関する事業を行うことにより、水産資源の維持増大を図り、岩手県の漁業の振興に寄与することを目的とする。					
事業内容	(1) 水産動植物の種苗の生産及び放流に関する事業 (2) 水産動植物の種苗の放流による効果調査に関する事業 (3) 栽培漁業に関する技術の開発及び指導並びに知識の普及啓発に関する事業 (4) その他本協会の目的を達成するために必要な事業					
常勤役員の状況	合計	1名	うち県現職	0名	うち県OB	1名
	平均年収 ※	《非公表》千円	平均年齢 ※	62.0才	※令和5年度実績	
常勤職員の状況	合計	7名	うち県派遣	0名	うち県OB	0名
	平均年収 ※	6,314千円	平均年齢 ※	49.1才	※令和5年度実績	

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	つくり育てる漁業の再生による漁業所得の向上のため、漁業協同組合が行うアワビ・ウニ等の種苗放流に要する、種苗の生産と供給を実施（いわて県民計画 長期ビジョン関連）
2	生産性・市場性の高い産地づくりに向け、漁業協同組合が行うアワビ・ウニ等の種苗放流に要する、種苗の生産と供給を実施（いわて県民計画 第2期政策推進プラン関連）
3	漁業生産量の回復・向上のため、漁業協同組合が行うアワビ・ウニ等の種苗放流に要する、種苗の生産と供給を実施（いわて県民計画 第2期地域振興プラン関連）

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

本県には、県内の需要を満たすだけの放流用種苗の安定生産と供給を行える団体は他になく、当法人と県が連携することで、質の高いサービスを提供しています。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

放流用種苗の生産には、高度な専門的知識と経験が必要であり、県直営と比較して、技術力・経験・人員が確保されている当法人によるサービス提供体制に優位性があります。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は、岩手県内において「つくり育てる漁業」の中核的な組織として重要な役割を担っており、漁業者や漁業協同組合の経営安定に寄与していることから、県は、本法人が展開する事業について、より効果的なものとなるよう連携・協働を強化し、法人の長所、強みを発揮することにより、効果的な施策を推進していきます。
--

II 役職員の状況

1 役員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	1		1		1		1		1		1	
非常勤	16	1		15	16	1		15	16	1		15
計	17	1	1	15	17	1	1	15	17	1	1	15

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	3	3			4	4			3	3		
	一般職	5	5			3	3			4	4		
	小計	8	8			7	7			7	7		
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職												
	小計												
計		8	8			7	7			7	7		

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和4年度 人 令和5年度 人 令和6年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
		常勤	管理職					3
	プロパー					3		3
	県派遣							
	県OB							
	その他							
	一般職			1	1	2		4
	プロパー			1	1	2		4
	県派遣							
	県OB							
	その他							
	計			1	1	5		7

法人説明欄

〔役員数数の状況について〕
 プロパー職員は令和5年度から7名体制となり、令和6年7月1日現在も7名である。

〔県の関与の状況について〕
 県からの派遣職員はいない。

〔職員の年齢構成について〕
 高齢化が進んでいるので、令和3年度に20代の職員を採用するなど、若返りを進めることとしている。なお、令和4年度途中で職員1名が死亡退職していることなどから、若手職員の採用補充を検討している。

Ⅲ 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)		
貸借対照表	資産	464,930	481,799	501,424	19,625	
	流動資産	263,169	296,229	312,415	16,186	
	うち現預金	171,765	262,654	280,709	18,055	
	うち有価証券	0	0	0	0	
	固定資産	201,761	185,570	189,009	3,439	
	基本財産	10,070	10,070	10,070	0	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	特定資産	174,454	168,483	173,072	4,589	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	その他固定資産	17,237	7,017	5,867	▲ 1,150	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	負債	75,159	94,401	89,995	▲ 4,406	
	流動負債	31,032	51,746	42,750	▲ 8,996	
	うち有利子負債	0	0	0	0	
	固定負債	44,127	42,655	47,245	4,590	
うち有利子負債	0	0	0	0		
正味財産	389,771	387,398	411,429	24,031		
指定正味財産	0	0	0	0		
一般正味財産	389,771	387,398	411,429	24,031		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)		
正味財産増減計算書	経常収益	401,159	437,300	462,788	25,488	
	経常費用	378,253	439,673	438,757	▲ 916	
	事業費	360,931	420,239	416,989	▲ 3,250	
	うち人件費	145,354	144,162	150,803	6,641	
	うち支払利息	0	0	0	0	
	管理費	17,322	19,434	21,768	2,334	
	うち人件費	10,575	12,080	13,534	1,454	
	評価損益等増減額	0	0	0	0	
	当期経常増減額	22,906	▲ 2,373	24,031	26,404	
	経常外収益	0	0	0	0	
	経常外費用	0	0	0	0	
	当期経常外増減額	0	0	0	0	
	法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0	
	当期一般正味財産増減額	22,906	▲ 2,373	24,031	26,404	
	当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	
正味財産期末残高	389,771	387,398	411,429	24,031		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	内容	
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0	
	短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
	短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
	損失補償(残高)	0	0	0	0	
	補助金(運営費)	0	0	0	0	
	補助金(事業費)	1,200	400	0	▲ 400	
	委託料(指定管理料除く)	792	3,762	3,762	0	種苗生産受託費(ホシガレイ養殖技術開発業務委託)ほか
	指定管理料	0	0	0	0	
	その他	17,135	17,135	2,400	▲ 14,735	会費2,400千円
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)		
財務指標	自己資本比率(%)	83.8	80.4	82.1	1.7	=正味財産/総資産×100
	流動比率(%)	848.0	572.5	730.8	158.3	=流動資産/流動負債×100
	有利子負債依存度(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債/総資産×100
	管理費率(%)	4.6	4.4	5.0	0.6	=管理費/経常費用×100
	人件費比率(%)	41.2	35.5	37.5	2.0	=人件費/経常費用×100
	独立採算度(%)	105.3	99.0	105.1	6.1	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
	総資本当期経常増減率(%)	5.9	▲ 0.6	5.8	6.4	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100

法人説明欄

〔貸借対照表・正味財産増減計算書について〕
 貸借対照表について、資産合計は主に現預金の増により増。
 正味財産増減計算書については、経常収益の増に伴い当期経常増減額がプラスとなり、正味財産期末残高は増。

〔県の財政的関与について〕
 委託事業費及び会費は前年と同額であるが、補助事業の終了やヒラメ種苗生産経費負担金の廃止により、財政的関与は低下。

〔財務指標について〕
 賦課金見直し等により経常収益が増となり、総資本当期経常増減率がプラスとなった。

IV 統括部署（総務部）の総合評価

【経営状況等について】
当法人は、県の関与が大きくないことから、平成21年度から、類型2法人として簡易版による経営状況の把握を行うこととしています。
財務の状況は、経常増減額の黒字により正味財産が増加しており、自己資本比率及び流動比率とも一定の水準にあり、財政基盤の安全性と短期的な支払能力は確保されています。

No. 35 公益財団法人 岩手県漁業担い手育成基金

I 法人の概要

1 基本情報

令和6年7月1日現在

法人の名称	公益財団法人岩手県漁業担い手育成基金		所管部局 室・課等	農林水産部 水産振興課		
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		代表者 職・氏名	代表理事 大井 誠治		
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	平成3年10月1日	事務所の所在地	〒020-0023 岩手県盛岡市内丸16番1号			
	公益財団法人への移行年月日 平成24年4月1日	電話番号	019-626-3063			
		HPアドレス	https://if-ninaite.or.jp/			
資(基)本金等	510,000,000 円	うち県の出資等 割合	250,000,000 円	49.0%		
設立目的	漁業生産を担う漁業者の確保及び育成を図るため、漁業を志向する青年等の就業促進及び青少年等の漁業に対する理解の向上や青年等漁業者の漁業経営及び漁家生活等の改善向上を図るための自主的活動に対して支援を行い、もって本県漁業・漁村の健全な発展に寄与する。(定款第3条)					
事業内容	漁業担い手の育成のため、岩手の漁業を知る機会づくりから漁業での自立まで一貫した活動を支援 ① 基金財産運用益等を用いた、漁業担い手の確保・育成、地域を担う青年・女性漁業者の自主的活動への助成、情報発信活動 ② 被災地次世代人材確保支援事業(国庫)を用いた、全国漁業就業者フェアへの出展や就業希望者の長期研修への支援 ③ 基金財産運用益等を用いた、「いわて水産アカデミー」の運営支援					
常勤役員の状況	合計	0名	うち県現職	0名	うち県OB	0名
	平均年収 ※	千円	平均年齢 ※	才	※令和5年度実績	
常勤職員の状況	合計	1名	うち県派遣	0名	うち県OB	1名
	平均年収 ※	非公表 千円	平均年齢 ※	64.0 才	※令和5年度実績	

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	漁家女性の活躍や漁家の所得向上を図るため、青年等漁業者グループ等(女性含む)が行う研究実践活動、研修・交流活動等を支援
2	いわて水産アカデミー運営協議会の主要な構成会員であるほか、令和4年4月から同運営協議会の事務局を当基金に移設し、兼業として総務事務や研修生の漁業就業までのフォローアップを実施
3	増養殖技術の開発・普及を推進するため、青年等漁業者グループ等が行う研究実践活動、研修活動を支援

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

県内には、漁業の担い手の確保・育成を目的とした民間団体はなく、当法人と県が連携してサービスを提供しています。
--

(2) 県直営との比較(機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み)について

県直営と比較し、地域事情に配慮した、きめ細やかなサービスの提供が可能であるほか、国の就業支援事業の窓口や県事業の対象外を補完する役割も担っており、効率性や専門性の点で質の高いサービスの提供が期待できます。
--

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は、岩手県内において漁業担い手の確保・育成を目的とし、漁協、漁業者グループ、水産高校等の活動支援を行う唯一の公益法人であり、加えて、いわて水産アカデミーの運営や新規就業者の着業支援においても重要な役割を果たす法人であることから、県は本法人との連携・協働を強化し、効果的な施策を推進します。

II 役職員の状況

1 役員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤												
非常勤	10	1	1	8	9	1	1	7	9	1	1	7
計	10	1	1	8	9	1	1	7	9	1	1	7

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	1		1		1		1		1		1	
	一般職												
	小計	1		1		1		1		1		1	
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職	1			1	1			1	1			1
	小計	1			1	1			1	1			1
計		2		1	1	2		1	1	2		1	1

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和4年度 人 令和5年度 人 令和6年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職						1	1
	プロパー							
	県派遣							
	県OB						1	1
	その他							
	一般職							
	プロパー							
	県派遣							
	県OB							
	その他							
計						1	1	

法人説明欄

〔役員数数の状況について〕
定款に基づく定数を満たしている。

〔県の関与の状況について〕
県派遣職員はいない。

〔職員の年齢構成について〕
常勤職員は60代1名のみである。

Ⅲ 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
貸借対照表	資産	596,230	569,554	546,590	▲ 22,964	
	流動資産	7,612	7,661	7,377	▲ 284	
	うち現預金	7,522	7,499	6,696	▲ 803	
	うち有価証券	0	0	0	0	
	固定資産	588,618	561,893	539,213	▲ 22,680	
	基本財産	588,150	561,318	538,531	▲ 22,787	
	うち投資有価証券	587,948	561,139	538,373	▲ 22,766	
	特定資産	393	500	607	107	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	その他固定資産	75	75	75	0	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	負債	485	568	728	160	
	流動負債	92	68	121	53	
	うち有利子負債	0	0	0	0	
	固定負債	393	500	607	107	
うち有利子負債	0	0	0	0		
正味財産	595,745	568,986	545,862	▲ 23,124		
指定正味財産	588,150	561,319	538,532	▲ 22,787		
一般正味財産	7,595	7,667	7,330	▲ 337		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
正味財産増減計算書	経常収益	15,445	14,449	18,809	4,360	
	経常費用	17,063	14,377	19,146	4,769	
	事業費	14,752	12,535	17,420	4,885	
	うち人件費	2,794	2,202	2,244	42	
	うち支払利息	0	0	0	0	
	管理費	2,311	1,842	1,726	▲ 116	
	うち人件費	1,545	1,340	1,251	▲ 89	
	評価損益等増減額	0	0	0	0	
	当期経常増減額	▲ 1,618	72	▲ 337	▲ 409	
	経常外収益	0	0	0	0	
	経常外費用	0	0	0	0	
	当期経常外増減額	0	0	0	0	
	法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0	
	当期一般正味財産増減額	▲ 1,618	72	▲ 337	▲ 409	
	当期指定正味財産増減額	▲ 19,167	▲ 26,831	▲ 22,787	4,044	
正味財産期末残高	595,745	568,986	545,862	▲ 23,124		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	内容
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0	
	短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
	短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
	損失補償(残高)	0	0	0	0	
	補助金(運営費)	0	0	0	0	
	補助金(事業費)	0	0	0	0	
	委託料(指定管理料除く)	0	0	0	0	
	指定管理料	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)
財務指標	自己資本比率(%)	99.9	99.9	99.9	▲ 0.0	=正味財産/総資産×100
	流動比率(%)	8,273.9	11,266.2	6,096.7	▲ 5,169.5	=流動資産/流動負債×100
	有利子負債依存度(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債/総資産×100
	管理費率(%)	13.5	12.8	9.0	▲ 3.8	=管理費/経常費用×100
	人件費比率(%)	25.4	24.6	18.3	▲ 6.4	=人件費/経常費用×100
	独立採算度(%)	90.5	100.5	98.2	▲ 2.3	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
	総資本当期経常増減率(%)	▲ 0.3	0.0	▲ 0.1	▲ 0.1	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100

法人説明欄

〔貸借対照表・正味財産増減計算書について〕
 指定正味財産は、最近のアメリカ・日本の金融政策にともなう長期金利の上昇や満期に近づくともない債券価格が収れんにより評価損(▲22,787千円)が発生。
 経常収益・費用の増は、国の補助金割当額の増によるもの(10/10)。
 〔県の財政的関与について〕
 令和5年度における県の財政関与はない。
 〔財務指標について〕
 特になし。

IV 統括部署（総務部）の総合評価

【経営状況等について】
当法人は、県の関与が大きくないことから、平成21年度から、類型2法人として簡易版による経営状況の把握を行うこととしています。
財務の状況は、経常増減額の赤字などにより正味財産が減少しましたが、自己資本比率及び流動比率とも一定の水準にあり、財政基盤の安全性と短期的な支払能力は確保されています。

No. 36 公益財団法人岩手県土木技術振興協会

I 法人の概要

1 基本情報

令和6年7月1日現在

法人の名称	公益財団法人岩手県土木技術振興協会		所管部局 室・課等	県土整備部 県土整備企画室		
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		代表者 職・氏名	理事長 田中 隆司		
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	昭和56年4月1日	事務所の所在地	〒020-0122 岩手県盛岡市みたけ二丁目2番10号			
	昭和58年4月1日、旧(財)岩手県駐車場 公社及び旧(社)御所湖開発協会を吸収合併 平成25年4月1日公益法人へ移行	電話番号	019-643-8585			
		HPアドレス	http://www.i-doboku.com/			
資(基)本金等	11,000,000 円	うち県の出資等 ・割合	6,000,000 円	54.5%		
設立目的	本協会は、岩手県内の地方公共団体が施行する公共事業の円滑かつ能率的な執行及び公共施設の適正な管理を補完し支援するとともに、岩手県内の建設技術者の技術の向上を図り、もって良質な社会資本の整備に寄与することを目的とする。					
事業内容	<p>【公益目的事業】 建設事業の土木技術支援事業</p> <p>(1) 建設技術者の技術研修事業</p> <p>(2) 環境整備事業</p> <p>(3) 建設事業の設計、積算、施工管理等支援事業</p> <p>(4) 建設事業の材料試験事業</p> <p>(5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p> <p>【収益事業】 社会資本の整備・維持管理支援事業</p> <p>(1) 公共土木施設の維持管理支援事業</p> <p>(2) 建設事業の設計等関連支援事業</p> <p>(3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>					
常勤役員の状況	合計	2 名	うち県現職	0 名	うち県OB	2 名
	平均年収 ※	7,678 千円	平均年齢 ※	61.5 才	※令和5年度実績	
常勤職員の状況	合計	48 名	うち県派遣	2 名	うち県OB	3 名
	平均年収 ※	4,927 千円	平均年齢 ※	47.4 才	※令和5年度実績	

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	施策に資する事業の発注工事等に係る設計・積算業務等の補完・支援の実施
2	蓄積してきた豊富な実績と高い専門性を生かし、災害時における迅速な技術支援の実施
3	公共土木施設に係る維持管理業務の補完・支援の実施

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

設計積算業務や設計関連業務は、行政が担っている業務の一部であり、公益性、公共性が高く民間企業では困難な業務である。また、材料試験業務は公的試験機関として県の業務を引き継いで実施しているものである。なお、道路パトロール業務については、他に民間事業者にも外部委託されている。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

橋梁・トンネル・水門・砂防急傾斜等の重要構造物を多数積算した実績と技術力を有している。また、協会設立時から災害復旧業務を含む設計積算業務を継続して実施してきていることから、業務に十分精通した職員を確保しており、機動力において、県直営より優位性がある。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人が、設立目的である、「岩手県内の地方公共団体が施行する公共事業の円滑、かつ能率的な執行及び公共施設の適切な管理を補完し支援するとともに、岩手県内の建設技術者の技術の向上を図り、もって良好な社会資本の整備に寄与していく」ために、県では、関係機関と情報共有を図り、被災地域の社会資本の早期復旧、復興に協会が貢献できるよう、随時指導・助言に努めていきます。

II 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	公共土木事業の設計積算・管理業務等を実施し、社会資本整備を支援する。	① 県、市町村からの通常業務に係る支援依頼に対する応諾率：100% ② 県、市町村からの災害業務に対する応諾率：100%	応諾率100%	応諾率100%	応諾率100%
取組内容	①県からの委託76件（主要地方道盛岡横手線夕顔瀬橋橋梁補強工事積算資料作成業務委託ほか）、市町村からの委託50件（花巻市市道寺林線道路改良舗装工事積算資料作成業務委託ほか）を受託し実施した。 ②令和5年7月及び8月に発生した豪雨災害による災害復旧事業に係る委託10件				
課題	記録的な集中豪雨による浸水被害や土砂災害の頻発・激甚化する中、大規模災害発生時における各発注機関との通常業務の調整や、協会内部の体制を迅速に構築する必要がある。 今後も設計積算業務支援者としての責任を果たしていくため、豊富な経験と専門知識の活用と更なる技術力等の向上に努めていく必要がある。				
2	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	市町村道路施設における定期点検（地域一括点検）を実施し、社会資本の品質を確保するため支援する。	① 市町村への人的支援、技術的支援が有効的に機能するよう、支援依頼に対する応諾率を100%とする。	応諾率100%	応諾率100%	応諾率100%
取組内容	道路施設点検業務を8市町村から受託実施した。				
課題	外部有識者（大学教授）等からの助言を受けながら、市町村管理の道路施設の計画的な更新を支援することと併せて、協会職員の技術力、業務調整力の向上を図っていく必要がある。				
3	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	県・市町村の技術職員を対象とした各種土木技術専門研修を実施し、技術力の向上に貢献する。	① アンケート調査の満足度80%以上を確保する。	満足度99%	満足度80%以上	満足度80%以上
取組内容	次の研修会を開催した。 5月：CAD操作研修（2回）、6月：災害復旧実務研修、6月土木材料研修、6月市町村職員初級研修、7月：一般構造物等研修、8月：橋梁施工研修（初級）、橋梁施工研修（診断）、9月：地質、道路・河川計画研修、10月：ICT研修、11月：現場研修、12月：土砂災害研修（基礎）				
課題	各研修ごとにアンケート調査を行っているが、様々な要望等があることから、その内容を精査し研修内容や受講環境等の充実に努めていく必要がある。				
4	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	公的試験機関としての機能の発揮する。	① 試験依頼への応諾率：100% ② 公的試験機関としての試験技術の維持	応諾率100% ISO17025審査で適合、認定維持	公的試験機関としての試験技術の維持	公的試験機関としての試験技術の維持
取組内容	アスファルト試験50件、骨材試験60件、コンクリート試験1,000件、鉄筋試験40件、土質試験7件を実施した。				
課題	試験の精度、試験結果の信頼性を保つため、職員的能力・資質の向上及び技術・経験の継承を図っていく必要がある。				

II 経営目標の達成状況

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	建設関連の資格を取得により、技術力の向上を図るとともに品質を確保する	① 建設関連資格取得者1名以上	3名	新規取得者1名以上	新規取得者1名以上
取組内容	技術士、土木施工管理技士、測量士、道路橋点検士は、協会業務において必要となる資格であることから、毎年1名以上の取得を目標としている。 令和5年度は、道路橋点検士試験を2名及び二級土木施工管理技士を1名が受検し、全員が当該資格を取得した。				
課題	職員の資格取得のための受験を促すため、資格取得助成要領に基づく受験対策セミナーの受講費用等の支援を行っている。今後とも一人ひとり、協会全体の技術力の向上を進めるため、協会業務に必要な資格の取得拡大を図って行く必要がある。				
2	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	研修機会の確保により、職員の土木技術の能力向上を図る	① 技術職員について年1回以上の技術研修を受講 ② 技術情報共有のための研修報告会の実施(年4回以上)	1回以上受講済み 4回	年1回以上の技術研修受講 年4回以上の研修報告会実施	年1回以上の技術研修受講 年4回以上の研修報告会実施
取組内容	①岩手県又は協会が主催する専門研修及び県外又はオンデマンドで実施された全国建設研修センターの専門研修を受講した。 ②職員が受講した外部研修の報告会を令和5年6月、10月、12月及び令和6年3月の計4回実施し、職員間の情報共有及びプレゼンテーションスキルの向上を図った。				
課題	「職員基本研修計画」に沿った研修受講に加え、資格取得の促進、OJT等を通じて継続的に能力向上を図っていく必要がある。				
3	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	計画的な新規職員の採用及び人材育成を行う。	① 技術職員新規採用者2名	1名	1名	—
取組内容	令和5年度は、技術職の新卒及び社会人採用各1名の合計2名の募集を行い、新卒技術職員1名を採用した。				
課題	令和5年度は、技術職2名募集のうち1名だけの採用となったことから、令和6年度の採用に向け、幅広い応募者の確保のためには、募集についてホームページ、就職サイト等を活用して周知を図っていく必要がある。				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	2		2		2	1	1		2		2	
非常勤	9	1		8	9	1		8	9	1		8
計	11	1	2	8	11	2	1	8	11	1	2	8

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		令和4年度				令和5年度				令和6年度						
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他			
常勤	管理職 (役員兼務)	8	7	1		9	8	1		10	9	1				
	一般職	40	16	1	3	20	38	14	1	3	20	38	14	1	3	20
	小計	48	23	2	3	20	47	22	2	3	20	48	23	2	3	20
非常勤	管理職 (役員兼務)	1				1										
	一般職	6			2	4	6			3	3	6			2	4
	小計	7			2	5	6			3	3	6			2	4
計		55	23	2	5	25	53	22	2	6	23	54	23	2	5	24

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和3年度 人

令和4年度 人

令和5年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
		常勤	管理職				2	8
	プロパー				2	7		9
	県派遣					1		1
	県OB							
	その他							
	一般職		5	8	11	8	6	38
	プロパー		3	4	5	2		14
	県派遣				1			1
	県OB					1	2	3
	その他		2	4	5	5	4	20
	計		5	8	13	16	6	48

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕
横ばいである。

〔県の関与の状況について〕
常勤役員として1名が派遣減となった。派遣職員については2名と横ばいである。

〔職員の年齢構成について〕
新規採用職員1名を採用したが、年齢構成の高年齢化が進んでいる。
26歳から38歳の層が薄く40歳以上の割合が高くなっている。

IV 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)		
貸借対照表	資産	2,578,934	2,135,336	2,012,632	▲ 122,704	
	流動資産	1,889,016	1,358,595	1,110,460	▲ 248,135	
	うち現預金	1,032,182	675,507	150,502	▲ 525,005	
	うち有価証券	0	0	0	0	
	固定資産	689,918	776,741	902,172	125,431	
	基本財産	11,000	11,000	11,000	0	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	特定資産	345,079	422,633	542,657	120,024	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	その他固定資産	333,839	343,108	348,515	5,407	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	負債	1,255,833	725,725	501,943	▲ 223,782	
	流動負債	919,480	480,046	246,580	▲ 233,466	
	うち有利子負債	0	0	0	0	
固定負債	336,353	245,679	255,363	9,684		
うち有利子負債	0	0	0	0		
正味財産	1,323,101	1,409,610	1,510,689	101,079		
指定正味財産	11,000	11,000	11,000	0		
一般正味財産	1,312,101	1,398,610	1,499,689	101,079		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)		
正味財産増減計算書	経常収益	1,891,315	1,282,047	2,018,202	736,155	
	経常費用	1,866,649	1,193,785	1,916,418	722,633	
	事業費	1,862,072	1,181,209	1,908,835	727,626	
	うち人件費	316,232	328,419	317,229	▲ 11,190	
	うち支払利息	0	0	0	0	
	管理費	4,577	12,576	7,583	▲ 4,993	
	うち人件費	2,475	3,641	3,603	▲ 38	
	評価損益等増減額	0	0	0	0	
	当期経常増減額	24,666	88,262	101,784	13,522	
	経常外収益	0	0	0	0	
	経常外費用	10,436	33	40	7	
	当期経常外増減額	▲ 10,436	▲ 33	▲ 40	▲ 7	
	法人税、住民税及び事業税	1,505	1,720	665	▲ 1,055	
	当期一般正味財産増減額	12,725	86,509	101,079	14,570	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0		
正味財産期末残高	1,323,101	1,409,610	1,510,689	101,079		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	内容	
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0	
	短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
	短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
	損失補償(残高)	0	0	0	0	
	補助金(運営費)	0	0	0	0	
	補助金(事業費)	0	0	0	0	
	委託料(指定管理料除く)	1,285,607	569,691	1,350,646	780,955	設計積算・材料試験・維持管理業務委託料等
	指定管理料	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)		
財務指標	自己資本比率(%)	51.3	66.0	75.1	9.1	=正味財産/総資産×100
	流動比率(%)	205.4	283.0	450.3	167.3	=流動資産/流動負債×100
	有利子負債依存度(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債/総資産×100
	管理費率(%)	0.2	1.1	0.4	▲ 0.7	=管理費/経常費用×100
	人件費比率(%)	17.1	27.8	16.7	▲ 11.1	=人件費/経常費用×100
	独立採算度(%)	100.8	107.4	105.3	▲ 2.1	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
	総資本当期経常増減率(%)	1.9	6.3	6.7	0.4	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)		
財務評価	A	A	A		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)	

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

〔貸借対照表・正味財産増減計算書について〕
 令和5年度は、前年度から繰り越した一般国道107号大石地区道路災害復旧等に伴う業務により、前年度と比較して一般設計積算等事業の収益が増加した。また、民間からの派遣技術者数を受託業務量に応じて調整するなど経費の削減に努め、当期一般正味財産増減額は101,079千円のプラスとなっている。

〔県の財政的関与について〕
 県から設計積算等業務1,239,579千円、維持管理業務39,314千円、設計等関連業務71,753千円をそれぞれ受託している。

〔財務指標・財務評価について〕
 財務指標については、自己資本比率、流動比率が上昇し、管理比率及び人件費率は減少となった。また独立採算度も100%以上を維持している。

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	協会は、県の施策に資する事業の発注工事等に係る設計・積算業務等について、応諾率100%を目標に補完・支援し、更に、これまでに蓄積してきた豊富な実績と高い専門性を生かし、災害時における迅速な技術支援を行った。また、公共土木施設に係る維持管理業務の補完・支援も行った。
所管部局	県・市町村の業務繁忙期における公共事業の円滑な発注及び施行並びに専門技術者が不足している市町村の事業執行体制確保を支援し、県内の社会資本の整備、災害復旧の推進に関する業務を展開しており、法人の役割は重要である。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	当協会が実施する設計積算業務や設計関連業務は、行政が担っている業務の一部であり、公益性、公共性が高く民間企業では困難な業務である。また、材料試験業務は公的試験機関として、県の業務を引き継いで実施しているものである。なお、道路パトロール業務は、他に民間事業者にも外部委託により実施されている。
所管部局	設計積算業務は守秘性、中立性、公平性が求められる業務であり、公益目的で設立された法人が行うことが適当である。また、公共土木施設維持管理業務については民間委託に移行しているが、一部の地域においては、管理延長、道路の利用状況等、地域の特殊性等を考慮し、県直営と同等のサービスの提供が期待できる法人への委託が適当である。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	年度当初等の理事長訓示において、「業務方針」を説明し、全職員に周知した。また、「協会運営に係る戦略・実行プランⅡ」について、毎週の定期幹部会議を通じ重点項目の確認及び検証を行い、その結果等について全職員への浸透を図った。更に、同会議において各課の事業の進捗状況等を確認し、計画と差異が生じている場合には、その原因を調査分析するなど、目標達成の手段として評価・活用している。
所管部局	当該年度の「業務方針」について職員全員への周知を図っており、全職員に浸透していると認められる。また、毎週の定期幹部会議において「協会運営に係る戦略・実行プラン」の重点項目の確認及び検証し、検証結果については全職員で共有しているほか、事業の進捗状況等の確認、分析を行い、具体的な改善策を講じるなど、組織全体で取り組んでいると認められる。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	設計積算業務における研修及び意見交換会議を継続的に開催し、審査体制の強化を図った。また、緊急に対応を要する施設管理業務用の緊急連絡系統図を作成しているほか、経営上の危機管理対策として、契約不適合責任に対応するための契約不適合責任引当金を設定している。 守秘義務を課された積算業務を実施していることから、関係者以外立入禁止ゾーンを設けるほか、職員に対し随時守秘義務の遵守を職員に徹底している。 全職員に対しコンプライアンス研修を実施するとともに、毎月15日をコンプライアンス確立の日として職員が分担して掲示板等で情報発信を行い、周知する取組を行っている。 また、道路交通法遵守のための方策として、協会車運転前後のアルコールチェックに加え、年2回運転免許証の内容を確認している。
所管部局	研修や意見交換会の実施により審査体制の強化を図っている。その他、緊急連絡系統図の作成、契約不適合責任引当金の設定及び守秘義務の遵守を徹底するなど、危機管理対策が取られていると認められる。 また、コンプライアンス研修の実施や毎月コンプライアンス確立の日に職員が情報発信を行うなど、定期的な周知啓発により職員に浸透していると認められる。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	職員の高齢化により、近年、定年退職者が多くなっているため、県・市町村の要請に対応できる体制を確保すべく、部長職以上による「部長等会議」を行い、個々の職員の適性を踏まえた教育及び育成等を検討し、適材適所となる人員の配置に努めている。 そのうち、技術職員については、東日本大震災前の業務量の水準人員である23名を目標とし、採用計画に基づいて新卒者及び社会人採用の募集を行い、このうち新卒者1名を採用した。今後は不足する技術職員及び事務職員について、協会の業務内容、募集内容が幅広く認知されるよう、大学等の機関への周知、ホームページ及び就職サイト等を活用し、必要な人員の確保に努めていく。
所管部局	部長職以上での会議を実施し、職員育成方針等の策定、適材適所となる人員の配置に努め、業務体制の確保に努めていると認められる。 技術職員確保について、引き続き、計画に基づき採用できるよう対応の検討に努めている。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	県から法人へ職員3名の派遣を行っている。県との事務事業と密接な関連を有しており、本県の施策推進や建設技術者の育成等の観点から県の関与が必要であるもの。 毎月の給与は県から支給されているが、年度末に相当額を法人から県へ負担金として支払われており過度な関与とはなっていない。 現時点での派遣期間の見通しは不明であるが、毎年必要性を判断し、派遣契約を締結している。
------	---

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	公益法人の設立許可及び指導監督要領に基づき、定款、事業計画・収支予算、事業報告・収支決算及び中期経営計画等について協会ホームページ等で公開している。 また、協会が保有する文書等の開示等に関する要領を定め、保有する文書等の開示申出があった際の手続きを明確にしている。
所管部局	各種情報をホームページで随時公開のほか、法人事務所に備え置きしている。 ホームページで公開されていない情報については、今後拡充を促していく。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年度の財務状況について、一般正味財産は1,499,689千円となっており、経営改善目標の達成率も好調を維持していますが、経営が安定的に継続するよう、環境の変化などによる新たな課題がないか把握した上で、必要な対応をしていく必要があります。
所管部局	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、積極的に関与する必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和4年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 現行の中期経営計画（R1～R4）について令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。 この評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標等の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分に行い、令和4年度に策定する次期中期経営計画（R5～R8）に反映させる必要があります。	実施済	次期中期経営計画（R5～R8）については、現行の中期経営計画（R1～R4）の事業目標及び経営改善目標に対する取組内容やスケジュールについて精査を行い、現状を踏まえて新たな目標値の設定、具体的な取組及びスケジュールを設定しました。 今後は、この経営計画の取組について達成度を検証していくとともに、課題等について把握し反映させていくこととしています。	R5.3
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	法人が県施策推進における役割を果たすために、事業目標及び経営改善目標の設定内容について確認等を行いました。 計画期間においても達成度の検証を踏まえて、指導及び助言に努めていきます。	R5.3

【令和5年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。 なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。	実施済	当協会の主要業務である設計積算及び設計関連業務は県内自治体からの支援要請により、応諾率100%を目標に実施しているものであり、令和5年度は目標を達成しました。 県内の公共事業費は、新型コロナウイルス感染症が感染症法上5類移行の前後で大きな変化はないと見込んでいますが、今後とも社会経済情勢の変化を注視しながら、人材育成や組織強化を進め、中期経営計画に掲げた目標の設置の実現に向けて取り組んでいきます。	R6.3
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。	実施済	社会経済情勢の変化に注視するとともに、目標値の達成状況を踏まえ、適時適切な計画変更や検討を促し助言を行うなど、積極的に関与していきます。	R6.3

No. 37 岩手県空港ターミナルビル株式会社

I 法人の概要

1 基本情報

令和6年7月1日現在

法人の名称	岩手県空港ターミナルビル株式会社		所管部局 室・課等	県土整備部 港湾空港課		
設立の根拠法令	会社法		代表者 職・氏名	代表取締役社長 高橋 達也		
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	昭和56年6月8日		事務所の所在地	〒025-0003 花巻市東宮野目第2地割53番地		
			電話番号	0198-26-5011		
			HPアドレス	https://www.hna-terminal.co.jp/		
資(基)本金等	340,000,000 円		うち県の出資等 ・割合	100,000,000 円	29.4%	
設立目的	空港ターミナルビルの賃貸及び運営管理、航空旅客・航空貨物及び航空事業者に対する役務の提供、飲食物・旅行用日用雑貨及び観光土産品の販売、広告業・宣伝及び広告代理店業					
事業内容	1 空港ターミナルビルの賃貸及び運営管理 2 飲食物、旅行用日用雑貨、観光土産品、玩具等の販売業 3 広告業 4 航空機給油施設の賃貸業 5 航空機機内清掃 6 貨物ターミナルビルの賃貸及び管理					
常勤役員の状況	合計	1 名	うち県現職	0 名	うち県OB	1 名
	平均年収 ※	非公表 千円	平均年齢 ※	62.0 才	※令和5年度実績	
常勤職員の状況	合計	16 名	うち県派遣	0 名	うち県OB	1 名
	平均年収 ※	4,108 千円	平均年齢 ※	49.1 才	※令和5年度実績	

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	保安体制の強化などによる安全安心な空港づくり
2	空港ならではのイベントの開催や積極的な情報発信によるおもてなしの向上と魅力ある空港づくり
3	国際線就航空港としての機能強化
4	施設設備の計画的更新と経営基盤の強化

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

類似団体、類似施設なし ・花巻空港ターミナルビルという代替性がない施設を唯一所有し、管理している。
--

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

・空港ターミナルビルは、ビルの賃貸事業以外にも飲食物や土産販売等の各種事業など、県直営では実施困難な事業なども機能的に行い空港機能の充実に寄与している。
--

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は、県内で唯一の空港ターミナル施設を管理運営している会社であり、ターミナル施設の機能向上に大きな役割を果たしていることから、引き続き連携・協働しながら、空港機能の向上や空港の賑わい創出を進める。
--

II 役職員の状況

1 役員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	1		1		1		1		1		1	
非常勤	6	1		5	7	1		6	7	1		6
計	7	1	1	5	8	1	1	6	8	1	1	6

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1
	一般職	13	13			13	13			13	13		
	小計	16	14	1	1	16	14	1	1	16	14	1	1
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職												
	小計												
計		16	14	1	1	16	14	1	1	16	14	1	1

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和4年度 人

令和5年度 人

令和6年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職					3		3
	プロパー					1		1
	県派遣							
	県OB					1		1
	その他					1		1
	一般職			4	4	2	3	13
	プロパー			4	4	2	3	13
	県派遣							
	県OB							
	その他							
計			4	4	5	3	16	

法人説明欄

〔役員数数の状況について〕

・令和5年度と役員数数の増減はない。

〔県の関与の状況について〕

・常勤役員に県現職、県派遣職員はいない。

・令和5年度末で県OB常勤管理職1名が退職し、令和6年度同ポストに県OB職員1名を採用した。

〔職員の年齢構成について〕

・令和5年度と変更はない。20歳代以下の社員はいないが、各年代の割合は概ね同じ状況にある。

Ⅲ 財務の状況

【空港ターミナルビル】

(単位：千円)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
貸借対照表	資産	1,244,809	1,291,666	1,338,183	46,517	
	流動資産	466,876	578,286	661,876	83,590	
	うち現預金	436,388	541,469	609,763	68,294	
	うち有価証券	0	0	0	0	
	固定資産	777,933	713,380	676,307	▲ 37,073	
	有形固定資産	773,585	708,705	662,069	▲ 46,636	
	無形固定資産	754	703	653	▲ 50	
	投資その他の資産	3,594	3,972	13,585	9,613	
	うち投資有価証券	1,128	1,128	11,128	10,000	
	負債	80,092	98,700	100,620	1,920	
	流動負債	37,255	57,285	57,317	32	
	うち有利子負債	4,916	3,634	0	▲ 3,634	
	固定負債	42,837	41,415	43,303	1,888	
	うち有利子負債	3,634	0	0	0	
純資産	1,164,717	1,192,966	1,237,563	44,597		
資本金	340,000	340,000	340,000	0		
利益剰余金	824,717	852,966	897,563	44,597		
うち繰越利益剰余金	824,717	852,966	897,563	44,597		
評価・換算差額等	0	0	0	0		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
損益計算書	営業収益	286,149	342,208	390,503	48,295	
	営業費用	279,402	302,065	324,154	22,089	
	売上原価	15,020	24,166	32,877	8,711	
	販売費及び一般管理費	264,382	277,899	291,277	13,378	
	うち人件費	99,289	84,308	86,809	2,501	
	営業利益	6,747	40,143	66,349	26,206	
	営業外収益	6,472	5,613	4,120	▲ 1,493	
	営業外費用	658	526	517	▲ 9	
	うち支払利息	311	180	49	▲ 131	
	経常利益	12,561	45,230	69,952	24,722	
	特別利益	13,286	1,000	0	▲ 1,000	
	特別損失	5,688	1,535	1,042	▲ 493	
	税引前当期純利益	20,159	44,695	68,910	24,215	
	法人税、住民税及び事業税	5,053	17,170	24,274	7,104	
法人税等調整額	361	▲ 724	39	763		
当期純利益	14,745	28,249	44,597	16,348		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	内容
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0	
	短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
	短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
	損失補償(残高)	0	0	0	0	
	補助金(運営費)	0	0	0	0	
	補助金(事業費)	4,274	4,424	3,448	▲ 976	保安対策費補助
	委託料(指定管理料除く)	253	253	253	0	展示管理業務委託
	指定管理料	0	0	0	0	
その他	9,059	10,802	10,520	▲ 282	施設負担金(空港事務所、物産展示場の賃貸収入・管理費収入)	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
財務指標	自己資本比率(%)	93.6	92.4	92.5	0.1	=自己資本/総資産×100
	流動比率(%)	1,253.2	1,009.5	1,154.8	145.3	=流動資産/流動負債×100
	有利子負債依存度(%)	0.7	0.3	0.0	▲ 0.3	=有利子負債/総資産×100
	売上高対販管費比率(%)	92.4	81.2	74.6	▲ 6.6	=販管費/営業収益×100
	人件費比率(%)	37.6	30.3	29.8	▲ 0.5	=人件費/販管費×100
	総資本経常利益率(%)	1.0	3.5	5.2	1.7	=経常利益/総資本×100
総資本回転率(回)	0.2	0.3	0.3	0.0	=売上高/総資本	

法人説明欄

【貸借対照表・損益計算書について】
 ・減免復元による施設賃貸収入、台北線再開による国際線施設収入、レストランオープンによる委託業務収入により営業収益が増加した。営業費用は、各物件の償却期間終了に伴い減価償却費が減少したものの、ペースアップによる給与手当の増、空港利用者増に伴う施設管理費や、経年劣化に伴う保守修繕費が増加し、当期純利益は44,597千円(前年度比57.9%増)となった。

【県の財政的関与について】
 ・保安対策費補助3,448千円、展示管理業務委託253千円

【財務指標について】
 ・流動比率145.3ポイント増の要因は、収益回復により現預金等の流動資産が増加したことによるもの。流動負債としては、借入金が令和5年12月で完済となったが、増益による法人税が増加した。

IV 統括部署（総務部）の総合評価

【経営状況等について】
当法人は、本県における産業・観光等の振興に向けた施策に対応し、いわて花巻空港のターミナルビル地域の基幹施設であるターミナルビルを管理運営しており、「岩手の空の玄関」として空港利用者に対する利便性の提供の役割を担っています。このため、県の出資を継続し、毎年度経営状況を把握し、指導監督を行うこととしており、今後もこの方針を継続します。
財務の状況は、当期純利益を継続して計上するなど良好な状態を維持しており、自己資本比率及び流動比率とも一定の水準にあるなど、財務基盤の安全性と短期的な支払能力は確保されています。

No. 38 公益財団法人 岩手県下水道公社

I 法人の概要

1 基本情報

令和6年7月1日現在

法人の名称	公益財団法人 岩手県下水道公社		所管部局 室・課等	県土整備部 下水環境課		
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		代表者 職・氏名	理事長 幸野 聖一		
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	昭和62年4月1日	事務所の所在地	〒020-0832 岩手県盛岡市東見前3地割10番地2			
	平成23年6月1日	電話番号	019-638-2623			
	公益財団法人へ移行登記	HPアドレス	https://www.isf.or.jp			
資(基)本金等	10,000,000円	うち県の出資等 ・割合	5,000,000円	50.0%		
設立目的	当法人は、岩手県及び県内市町村の下水道行政を支援するため、下水道の普及啓発や下水道施設の管理運営等の支援業務を行い、もって県民の衛生的で快適な居住環境の改善及び公共用水域の水質の保全に寄与することを目的とする。					
事業内容	1 公益目的事業 (1) 下水道の普及啓発事業 (2) 下水道施設の管理運営支援事業 (3) 下水道技術者育成事業 (4) 下水道に関する調査研究事業 (5) 排水設備工事責任技術者の資格認定事業 (6) その他公社の公益目的を達成するために必要な事業 2 収益事業 (1) 下水道施設整備支援事業 (2) アセットマネジメント支援事業 (3) その他前号に掲げる事業に関する事業					
常勤役員の状況	合計	1名	うち県現職	0名	うち県OB	1名
	平均年収 ※	6,987千円	平均年齢 ※	62.0才	※令和5年度実績	
常勤職員の状況	合計	23名	うち県派遣	5名	うち県OB	0名
	平均年収 ※	6,140千円	平均年齢 ※	44.3才	※令和5年度実績	

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	下水道施設の管理運営支援事業、施設整備支援事業、普及啓発事業を行うことで、県内の下水道行政を支援する。自然災害等により被災した下水道施設について、復旧・復興に向けた市町村の汚水処理施設整備を支援する。
2	流域下水道の管理運営支援者として、流域下水道4処理区の適切な維持管理に貢献する。
3	下水道出前講座や下水道施設の見学会を実施し、汚水処理事業の普及啓発を推進する。

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

日本下水道事業団が類似団体となりますが、県内における下水道施設の管理運営や施設整備への実務支援は、事実上当法人が唯一提供できる公的サービスとなっている。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

下水道維持管理には、機械・電気・化学・土木の各職種における高度な専門的知識と経験が必要であり、県直営と比較して、技術力・経験・人員が確保されている当法人によるサービス提供体制に優位性があります。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は、岩手県内において下水道の普及啓発や下水道施設の管理運営等の支援事業を実施している唯一の公益法人であり、県民の衛生的で快適な居住環境の改善及び公共用水域の水質保全に寄与していることから、県は、本法人が展開する事業について、より効果的なものとなるよう連携・協働を強化し、法人の長所、強みを発揮することにより、効果的な施策推進を目指します。

II 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	下水道の普及啓発 ①浄化センター等の見学対応、出前講座の開催 ②普及啓発イベントの開催等	① 開催及び協力回数 20件	46件	50件	55件
		② 集客者数等 1,000人	2,286人	2,300人	2,400人
取組内容	①新型コロナウイルス感染症が5類へ移行されたことに伴い、休止していた施設見学を再開し、29件875名に施設見学を実施した。また、出前講座は対面により17回371名に実施した。広報活動は、年1回県内全市町村下水担当部署へPRするほか、教育委員会を通じて県内の全小学校へチラシを配布した。 ②9月9日に北上浄化センターで「下水道探検ツアー」を開催したほか、市町村が開催するイベントへブース出展を6件（10日間）行った。				
課題	①施設見学は、コロナ禍以前の実績（R1:51件）まで利用団体が戻っていない。また、出前講座は、少子化に伴う小学校の統廃合により対象の小学校数が減っている。				
2	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	下水道の管理運営支援 ①適正な放流水質（流域下水道） ②省エネルギー対策（流域下水道） ③適正な放流水質（公共下水道）	① 放流水質BOD目標値5mg/L以下の目標達成日数90%以上	100%	目標達成日数90%以上	目標達成日数90%以上
		② 省エネ法に基づくエネルギー消費原単位対H28比7%削減	5.7%削減	対R4比1%削減	対R4比2%削減
		③ 放流水質BOD目標値5mg/L以下の目標達成日数90%以上	100%	目標達成日数90%以上	目標達成日数90%以上
取組内容	①下水処理後の放流水質（BODとSS）の確認、水質悪化時の早急な対応。（運転方法変更や薬剤投入など） ②下水処理施設のエネルギー使用量を毎月確認し、省エネルギーを意識したポンプや送風機の運転を実施した。目標値は省エネ法に基づく中長期計画で定めており、基準年から毎年1%削減を上乘せとしている。 ③下水処理後の放流水質（BODとSS）の確認、水質悪化時の早急な対応。（運転方法変更や薬剤投入など）				
課題	②省エネルギーを意識した設備の運転など既に取り組んでおり、基準年から毎年1%削減する目標を達成することは困難である。				
3	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	下水道技術者育成 ①県・市町村の職員を対象とした各種下水道研修の実施 ②研修受講者の満足度	① 研修利用者数 延べ100市町村（県）	115団体	延べ100市町村（県）	延べ100市町村（県）
		② 満足度4.0点以上（5.0点中）	4.5点	4.0点以上	4.0点以上
取組内容	①技術研修会（5月、6月）、及びテーマ別研修会（地方公営企業会計をテーマとした研修会 6月、8月、10月、12月）の開催 ②研修受講者から満足度に関するアンケートを実施				
課題	市町村ごとに下水道事業の進捗が異なるため、ニーズに沿った研修内容とすることが難しい。 下水道担当職員数が少ない理由から本研修を受講出来ない市町村への支援が課題である。				
4	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	下水道施設整備支援事業 ①岩手県並びに市町村の下水道施設整備における積算及び現場監督補助等の技術支援 ②自然災害等により被災した市町村への災害復旧支援	① 要請対応率 100%	100%	要請対応率 100%	要請対応率 100%
		② 要請対応立 100%	100%	要請対応率 100%	要請対応率 100%
取組内容	①積算資料作成及び現場監督補助に係る市町村へのPR（6月） 下水道施設の整備や自然災害等により被災した下水道施設の復旧に必要な積算資料作成及び現場監督補助を行うことで、技術職員が不足している市町村への支援を行っている。事業の円滑な執行に繋げていただくよう、県内全ての市町村を訪問し、当社の支線内容をPRしている。 ②積算資料作成及び現場監督補助に係る市町村ニーズの把握（5月、10月） 上記訪問とは別に年2回、下水道事業に係る困っていることや当社へ依頼したいこと等の聞き取りを行いながら、きめ細かな支援を実施している。				
課題	市町村技術職員不足の進行に加え、市町村職員は異動があるため、初任者等にも分かりやすく下水道公社の支援内容を知ってもらう必要がある。				
5	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	アセットマネジメント支援事業 ①下水道ストックマネジメント計画の策定支援及び台帳データベース入力業務	① 要請対応率 100%	100%	要請対応率 100%	要請対応率 100%
取組内容	①下水道ストックマネジメント計画の策定支援及び台帳データベース入力に係る市町村へのPR（6月） 老朽化した下水道施設の計画的な改築更新にあたり、ストックマネジメント計画策定支援や設備台帳の整備を行うことで、技術職員が不足している市町村への支援を行っている。事業の円滑な執行に繋げていただくよう、県内全ての市町村を訪問し、当社の支援内容をPRしている。				
課題	市町村技術職員不足の進行に加え、市町村職員は異動があるため、初任者等にも分かりやすく下水道公社の支援内容を知ってもらう必要がある。				

II 経営目標の達成状況

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	事務事業における効率化 ①超過勤務の効率化	① 超過勤務時間 月平均ひとり 15時間まで	8時間30分	15時間まで	15時間まで
取組内容	毎月の社内会議において超過勤務時間を把握し、各課長が担当者変更など業務配分の調整を行っている。				
課題	特定の時期に業務が集中するため、業務量を平準化することが難しい。				
2	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	労働環境の改善 ①年次休暇取得日数	① 取得日数 12日/人以上	17.1日/人	12日/人以上	12日/人以上
取組内容	毎月の社内会議において年次休暇取得人数を確認し、計画的に取得するよう進めている。また、年次休暇を中々取得しない職員へは所属する課長が職員の意見を聞いたうえで積極的に年次休暇取得の働きかけを行っている。				
課題	職員個々の意識により、取得する日数にばらつきが生じる。				
3	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	職員能力向上 ①職員採用 ②プロパー職員の保有資格数	① 1名採用（電気職） ② 保有資格数50	0名採用 51	1名採用（電気職） 52	1名採用（技術職） 54
取組内容	①組織体制の強化を図るため、令和6年4月電気職1名採用に向けて、企業説明会を開催し職員採用を募集したが、採用に至らなかった。 ②毎月の社内会議において資格取得実績を確認するほか、資格取得支援により資格取得の意識向上を図っている。				
課題	①技術系職員の採用は、民間企業との競合により人員確保が難しい状況が続いている。				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	1		1		1		1		1		1	
非常勤	7	1	1	5	8	1	1	6	8	1	1	6
計	8	1	2	5	9	1	2	6	9	1	2	6

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		令和4年度				令和5年度				令和6年度						
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他			
常勤	管理職 (役員兼務)	4	2	2		4	2	2		4	2	2				
	一般職	19	16	3		19	16	3		19	16	3				
	小計	23	18	5		23	18	5		23	18	5				
非常勤	管理職 (役員兼務)	/				/				/						
	一般職	10	/		1	9	9	/		1	8	9	/			
	小計	10	/		1	9	9	/		1	8	9	/			
計		33	18	5	1	9	32	18	5	1	8	32	18	5	1	8

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和4年度 人

令和5年度 人

令和6年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職					4		4
	プロパー					2		2
	県派遣					2		2
	県OB							
	その他							
	一般職		3	4	7	5		19
	プロパー		3	3	5	5		16
	県派遣			1	2			3
	県OB							
	その他							
計		3	4	7	9	9		23

法人説明欄

〔役員数の状況について〕
役員R5→R6 増減なし

〔県の関与の状況について〕
プロパー職員の採用に取り組み、県派遣職員の解消に努めている。

〔職員の年齢構成について〕
40～50歳代の職員の割合が高く、若手・中堅層の割合が低いため、若手のプロパー職員採用に向けて取り組んでいる。

IV 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
資産	288,714	286,435	275,444	▲ 10,991	
流動資産	186,049	192,694	173,841	▲ 18,853	
うち現預金	121,927	155,223	141,420	▲ 13,803	
うち有価証券	0	0	0	0	
固定資産	102,665	93,741	101,603	7,862	
基本財産	10,000	10,000	10,000	0	
うち投資有価証券	0	0	0	0	
特定資産	64,045	58,111	70,506	12,395	
うち投資有価証券	0	0	0	0	
その他固定資産	28,620	25,630	21,097	▲ 4,533	
うち投資有価証券	0	0	0	0	
負債	68,648	68,497	79,198	10,701	
流動負債	43,471	44,664	51,150	6,486	
うち有利子負債	0	0	0	0	
固定負債	25,177	23,833	28,048	4,215	
うち有利子負債	0	0	0	0	
正味財産	220,065	217,938	196,246	▲ 21,692	
指定正味財産	10,000	10,000	10,000	0	
一般正味財産	210,065	207,938	186,246	▲ 21,692	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
経常収益	304,090	307,467	292,097	▲ 15,370	
経常費用	301,548	303,617	312,683	9,066	
事業費	257,557	256,175	293,370	37,195	
うち人件費	152,587	150,490	179,436	28,946	
うち支払利息	0	0	0	0	
管理費	43,991	47,442	19,313	▲ 28,129	
うち人件費	35,904	37,161	16,985	▲ 20,176	
評価損益等増減額	0	0	0	0	
当期経常増減額	2,542	3,850	▲ 20,586	▲ 24,436	
経常外収益	566	176	0	▲ 176	
経常外費用	0	0	0	0	
当期経常外増減額	566	176	0	▲ 176	
法人税、住民税及び事業税	3,845	6,153	1,106	▲ 5,047	
当期一般正味財産増減額	▲ 737	▲ 2,127	▲ 21,692	▲ 19,565	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	
正味財産期末残高	220,065	217,938	196,246	▲ 21,692	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	内容
長期貸付金残高	0	0	0	0	
短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
損失補償(残高)	0	0	0	0	
補助金(運営費)	0	0	0	0	
補助金(事業費)	0	0	0	0	
委託料(指定管理料除く)	188,169	215,441	190,129	▲ 25,312	流域下水道施設管理運営支援、流域下水道施設整備支援等
指定管理料	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
自己資本比率(%)	76.2	76.1	71.2	▲ 4.9	=正味財産/総資産×100
流動比率(%)	428.0	431.4	339.9	▲ 91.5	=流動資産/流動負債×100
有利子負債依存度(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債/総資産×100
管理費率(%)	14.6	15.6	6.2	▲ 9.4	=管理費/経常費用×100
人件費比率(%)	62.5	61.8	62.8	1.0	=人件費/経常費用×100
独立採算度(%)	101.0	101.3	93.4	▲ 7.9	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
総資本当期経常増減率(%)	1.2	1.8	▲ 10.5	▲ 12.3	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
財務評価	A	A	B		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)

*財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

<p>〔貸借対照表・正味財産増減計算書について〕 実費弁償方式による県から受託している流域下水道管理運営支援業務において、包括外部監査結果の措置により法人運営に係る管理費負担分が減額となり経常収益が減少したことから税引前当期一般正味財産増減額が減少し法人税が減少している。</p> <p>〔県の財政的関与について〕 県から流域下水道管理運営支援業務と流域下水道施設整備支援業務を受託している。管理運営支援業務では182,011千円、下水道施設整備支援業務では3件8,118千円となっている。(前年度繰越分)</p> <p>〔財務指標・財務評価について〕 ・流動比率の減少は、受託している業務の委託料が減額したことによる。 ・管理費率の減少は、包括外部監査結果の措置により管理費が減額となったことによる。 ・独立採算度については、包括外部監査結果の措置による管理費が法人負担となったことにより、採算ラインが不足となったもの。</p>
--

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	当法人の設立目的は、岩手県及び県内市町村の下水道行政の支援である。施設の老朽化の進行、技術職員の減少など自治体の下水道事業はますます厳しい状況にあり、社会的要請は設立当初よりも大きくなっている。 下水道事業は建設から維持管理・改築に移行し、市町村からの要請は建設・維持管理のみならず、ストックマネジメント計画策定支援、施設改築など多様化している。当法人の果たすべき役割は今後さらに大きく幅広くなっていくものと考えている。
所管部局	下水道公社は、県の下水道行政の一翼を担うために設立されたものであり、施設の長寿命化を見据えた効率的かつ適正な維持管理など、設立時に比べ公社の担う役割は増加していることから、県施策の推進や県内市町村からの要請に対する貢献が一層期待される。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	県・市町村は、下水道管理者として、事業実務や経営に関する業務を実施する必要があるが、技術職員の減少、職員の異動等による技術の継承に課題がある一方、当法人は多様な専門職の技術者を有し、長年にわたり技術を継承している強みを活かし、下水道管理者を補完する役割をになっている。 更に当法人が実施している下水道施設の積算業務は、公平中立的な観点から民間会社では困難な業務である。 類似事業を行っている非営利団体として、日本下水道事業団が挙げられるが、市町村からの要請内容や規模で棲み分けを行っている。
所管部局	下水道公社が実施している業務は、下水道管理者の視点で公益性、公共性の高い業務を補完していることから民間団体との棲み分けがされると認められる。 なお、市町村から要請のある処理場維持管理について、日本下水道事業団では主に技術指導を行っており、下水道公社では運営支援を行っていることから業務の棲み分けが行われている。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	簡素効率的かつ安定した組織運営に向け、平成28年度に県南支社を本社に統合し円滑な運営が行われている。また、事業や機能ごとに組織を3課に分け役割を明確にしながらも、セクション間の連携が必要な場面では課の枠にとらわれず柔軟に対応している。また、人材育成については、基本研修計画及び専門研修計画を定め、役職、職種、経験年数に応じて計画的な人材育成に取り組んでいる。その他、資格取得を奨励し受験費用の支援を行っている。
所管部局	平成28年度の組織再編以降、組織の簡素効率化、業務課に同じ職種の職員チームを編成したことから、バックアップ体制が充実し、適切な組織管理に繋がっている。また、人材育成については、役職、職種、経験年数に応じて、外部の研修への受講を奨励するほか、資格取得支援や日常業務におけるOJTによって職員の能力向上に努めている。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	個人情報保護や情報セキュリティ対策について、社内研修を実施するなど強化を図っている。また、社内の不正等の防止のためコンプライアンス通報・相談窓口を設置している。 また、事務処理・会計処理の適正確保の取組として監事監査を実施するほか、税理士法人と顧問契約を締結し、2ヶ月に1回、会計書類の確認や電話等による税務相談を行っている。
所管部局	個人情報保護の強化の観点から、情報セキュリティ対策について、セキュリティハンドブックを作成するほか、職員研修により周知を図っており、リスク管理が適正に行われている。 また、会計事務について、内部での取組だけでなく、第三者による定期的な確認や助言指導を受けるなど、会計処理の適正確保に取り組む姿勢が認められる。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	役員には理事会、評議員会で中期経営計画、業務方針、事業目標等について報告し、了承を得ている。 社内向けには、毎月の社内会議において事業目標及び経営改善目標に対する達成状況を確認し、収益事業の営業強化や超過勤務時間の縮減など対策を講じている。
所管部局	経営理念・経営基本方針に沿った事業の推進について、役員に対する説明、職員への周知・情報共有の推進に努めている。また、社内会議を通じて経営目標における進捗状況の確認や調整を行うほか、業務執行状況報告を理事会及び評議員会で行うなど、計画に対しての取り組みが概ね適正に行われている。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	県から法人へ職員5名の派遣を行っている。このうち、県派遣職員4名については、県から委託している流域下水道管理に関する業務等への従事及び支援の割合が高いため、県が給与を負担することとしている。 下水道の維持管理は、様々な専門職（土木、電気、機械、化学等）の高度な専門的知識と経験が必要であること、施設の老朽化に伴う適切な維持管理体制の確保や人口減少による技術者不足等の下水道行政を取り巻く環境の変化に対応することが求められるため、相互の人材の技術継承や市町村支援のニーズの増加によるプロパー職員の増員等の必要性を総合的に判断し、中期経営計画に基づき段階的に派遣職員を縮小しようとしている。
------	--

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	情報公開に関する規則を定め適切に公開している。また、法人ホームページで積極的な情報公開に努めている。県民からの意見聴取の仕組みとしてホームページにお問い合わせフォームを開設している。
所管部局	公益財団法人への移行と同時に情報公開規則を定め、ホームページ等により定款・事業報告書等の財務・業務に関する資料のほか、流域下水道の各処理区における維持管理状況（水量・水質・汚泥等）等を積極的に情報公開・情報提供している。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年度は、経営改善目標の達成率は66.7%となった一方で、財務状況は、当期一般正味財産増減額は▲21,692千円と赤字が継続しているため、目標達成による経営改善の効果が見えない状況にあることから、目標の見直しの検討と赤字縮小又は黒字化に取り組む必要があります。
所管部局	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、経営改善に向けた取組に積極的に関与する必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和4年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 現行の中期経営計画（R1～R4）について令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。この評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標等の見直しや、より効率性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分に行い、令和4年度に策定する次期中期経営計画（R5～R8）に反映させる必要があります。	実施済	次期中期経営計画（R5～R8）を策定するにあたり、事業目標及び経営改善目標が未達成となった項目について、要因分析を行った。普及啓発事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、施設見学及び出前講座を休止したほか、市町村が主催するイベントの開催が無くなったことにより、事業目標が未達成となった。次期計画では目標値を下方修正し、徐々にコロナ禍以前の状態へ回復することを期待する。公共下水道施設管理運営支援事業においては、近年、機器の故障に起因する水質悪化により目標値を下回っている。次期計画では放流水質の管理項目を透視度から流域下水道と同様のBODIに変更し、より適切な管理に努めるものとした。	R5.3
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	当法人の次期中期経営計画作成にあたり、実績値や計画期間内の取組内容を確認し、事業目標及び経営改善目標の策定に積極的に関与した。	R5.3
	2 法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。	実施済	前年度に引き続き、県派遣職員の必要性と妥当性について検討したうえで、県職員の派遣を継続した。なお、当法人は、自立的な運営に向けて各職種の業務量や年代的バランスを考慮したプロパー職員の採用を行っており、県派遣職員解消を進めると共に、管理者層をはじめとする県派遣職員からプロパー職員へ行政マネジメントスキルの継続的な移転が図られるよう指導助言を継続する。	R5.3

【令和5年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及事業目標の目標値及び収支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。なお、計画見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。	実施済	新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したことを受けて、施設見学や下水道出前講座の実施件数が増加した。令和5年度の目標10件に対し、実績が46件と大幅に目標値を上回ったことから、令和6年度普及啓発事業の事業目標を①開催及び協力回数50件、集客者数等2,300人へ、令和7年度以降も同様に上方修正を行った。なお、その他事業においては、特に新型コロナウイルス感染症の影響を受けていないため、令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直しは行っていません。	R6.3
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。	実施済	中期経営計画の時点修正において、実績値や令和5年度の取組内容を確認し、事業目標及び経営改善目標の計画変更に関与した。	R6.3
	2 法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。	実施済	前年度に引き続き、県派遣職員の必要性と妥当性について検討したうえで、県職員の派遣を継続した。なお、当法人の自立的な運営に向けて、プロパー職員の採用を行い、県派遣職員解消を進めていると共に、管理者層をはじめとする県派遣職員からプロパー職員への行政マネジメントスキルの継続的な移転を図るよう指導助言を継続する。	R6.3

No. 39 公益財団法人 岩手育英奨学会

I 法人の概要

1 基本情報

令和6年7月1日現在

法人の名称	公益財団法人 岩手育英奨学会		所管部局 室・課等	教育委員会事務局 教育企画室		
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		代表者 職・氏名	会長 遠藤 洋一		
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	昭和42年7月14日		事務所の所在地	〒020-8570 盛岡市内丸10-1 教育委員会事務局教育企画室内		
	(平成26年8月1日公益法人へ移行)		電話番号	019-623-2050		
			HPアドレス	http://www.iwate21.net/ikuei-syougaku/		
資(基)本金等	525,000,000 円		うち県の出資等 ・割合	410,958,867 円	78.3%	
設立目的	岩手県に住所を有する者の子女で、有能な素質を有しながら経済的理由により高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)及び専修学校の高等課程の修学が困難な者に対し、学資の貸与その他育英奨学上必要な業務を行い、もって社会有用の人材を育成する。					
事業内容	<p>1 予約採用 中学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中等部の3年生で、翌年度に高等学校等への進学を希望する者を対象として募集・選考し、翌年度進学後奨学生として奨学金を貸与する。</p> <p>2 在学採用 高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校の高等部に在学し、奨学金の貸与を希望する者を対象として募集・選考し、奨学金を貸与する。</p> <p>3 緊急採用 高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校の高等部に在学し、家計急変の事由により緊急に奨学金の貸与が必要な者に対して募集・選考し、奨学金を貸与する。</p>					
常勤役員の状況	合計	0名	うち県現職	0名	うち県OB	0名
	平均年収 ※	千円	平均年齢 ※	才	※令和5年度実績	
常勤職員の状況	合計	4名	うち県派遣	1名	うち県OB	1名
	平均年収 ※	3,699千円	平均年齢 ※	58.3才	※令和5年度実績	

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1 有能な素質を有しながら経済的理由により就学が困難な高校生等に奨学金を貸与し、就学機会を確保する。

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

県内には、対象者等の条件を限定して奨学事業を実施している団体はあるが、県内全ての高校生等を対象として採用しているのは当法人のみである。
また、当法人の奨学事業は、採用者数が多く、貸与金は無利子であるため、営利を目的としている民間企業等が実施することは困難である。

(2) 県直営との比較(機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み)について

当法人は、昭和42年度から奨学事業を実施しており、業務遂行上のノウハウを蓄積している。
また、平成16年度に旧日本育英会の奨学金事業が都道府県に移管される際に、事務の効率化とサービス水準の維持のため、実績のある当法人において事務処理を行うこととした経緯もあり、県直営に比べて優位性がある。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

当法人は、岩手県内において全ての高校生等を対象として奨学事業を実施している公益法人であり、有能な素質を有しながら経済的理由により高等学校等の修学が困難な生徒に対し、奨学金の貸与により教育の機会を確保し、人材育成に大きく貢献していることから、県は、当法人が事業を円滑に実施できるよう、必要な支援と日頃からの情報共有を行い、効果的な施策推進を目指す。

II 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	基準を満たす希望者を全員採用（タイプA、B、C、D）	① 基準を満たす希望者の採用率100%	100%	100%	100%
取組内容	滞納金の発生防止及び回収強化、寄附金の増加等により原資を確保し、奨学金を希望する者のうち、基準を満たす者は全員採用した。 ・新規貸与者数：タイプA…46人、タイプB…12人、タイプC…13人、タイプD…33人（新規） ・年度末時点の貸与者数：タイプA…148人、タイプB…43人、タイプC…45人、タイプD…33人（新規） タイプA…旧日本育英会から事務の移管を受けた奨学金貸与事業 タイプB…法人の独自事業である奨学金貸与事業 タイプC…東日本大震災津波により被災した世帯の高校生等を対象とした奨学金貸与事業 タイプD…大学等へ進学する意欲のある住民税所得割非課税世帯の高校生を対象とした奨学金貸与事業（令和5年度新規）				
課題	奨学金原資の確保、基準を満たす奨学生希望者全員の採用は出来ていることから、引続き制度の周知強化による真に奨学金を必要とする奨学生希望者の掘り起こしを行う必要がある。				
2	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	独自事業の財源となる寄附金の確保（タイプB）	① R4見込（5,500千円）の維持	6,709千円	5,500千円	5,500千円
取組内容	これまでの寄附状況を踏まえ、依頼する事業者を見直すとともに、新規開拓に努めた。				
課題	寄附金収入は、概ね順調に確保されているが、滞納額の増加がみられることから、引き続き寄附金を広く募って増額を図る必要がある。				
3	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	奨学金制度の周知（全タイプ）	① 中学校、高校へのパンフレット等の全校配布	実施済	令和5年度に同じ	令和5年度に同じ
		② ニーズ把握のための貸与者へのアンケート調査の実施（タイプD）	未実施	令和5年度に同じ	令和5年度に同じ
取組内容	・ホームページを最新の情報となるよう適時に更新するとともに、年度当初には、中学校や高等学校及び市町村等の関係機関へ、募集案内やポスター等を送付した。なお、タイプDについてはより多く活用してもらうため、再周知と追加募集を実施した。 ・タイプDの貸与者を対象としたアンケートは、学校を通じて実施する予定であるが、貸与時期が年度末で繁忙期であったため、新年度になってから実施することとした。				
課題	令和5年度に創設した新規事業のタイプD（大学等進学支援）を加え、中学生、高校生（奨学生）の視点から効果的な周知を実施する必要がある。また、更なる理解と協力を得るため、諸会議等を利用し手続の窓口となる学校担当者等に対する直接的な説明機会を設けるなど制度の周知に向けた取組を充実させる必要がある。				

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》															
	新規滞納の年度内解消	① 新規滞納（当該年度に5年超の長期滞納となる者）の防止	5年未満滞納額 △11,570千円	令和5年度に同じ	令和5年度に同じ															
取組内容	マニュアルに沿った督促を行ったほか、それに応じないケースの場合は債権回収委託業者による回収に移行するなど、効率的な債権回収を進めた。 <table border="1"> <tr> <td>滞納額</td> <td>6ヶ月未満</td> <td>6ヶ月～1年未満</td> <td>1年以上3年未満</td> <td>3年以上5年未満</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>11,333千円</td> <td>12,483千円</td> <td>41,876千円</td> <td>31,208千円</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>9,893千円</td> <td>10,183千円</td> <td>36,524千円</td> <td>28,730千円</td> </tr> </table>					滞納額	6ヶ月未満	6ヶ月～1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満	R4	11,333千円	12,483千円	41,876千円	31,208千円	R5	9,893千円	10,183千円	36,524千円	28,730千円
滞納額	6ヶ月未満	6ヶ月～1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満																
R4	11,333千円	12,483千円	41,876千円	31,208千円																
R5	9,893千円	10,183千円	36,524千円	28,730千円																
課題	マニュアルに沿った督促によっても滞納額が多額になってからでは回収が進まないケースが多い。滞納者に対しては、初期段階から当会からの督促を実施するほか、時期を逃さず債権回収委託業者へ移行するなど、滞納額が発生した早期段階での回収に向けた取組を効果的に実施する必要がある。																			
2	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》															
	滞納額の減少	① 滞納額の前年度からの減少	△9,529千円	令和5年度に同じ	令和5年度に同じ															
取組内容	マニュアルに沿った督促を行った。また、債権回収委託業者による回収対象を拡大するなど、債権回収業者への委託により効率的な債権回収を進めた。 返還残額 R4 1,533,828千円 → R5 1,319,853千円（△213,975千円） 滞納額 R4 148,869千円 → R5 139,340千円（△9,529千円）																			
課題	長期滞納額の割合が増加している現状にある。マニュアルに沿った通常の督促を効果的に行うため、滞納者のうちの住所不明者の解消（連絡先の分かる者への聞き取り等）に努めるとともに、滞納期間が長期にわたる滞納者の適切な債権償却処理や、督促に対応しない者については債権回収委託業者による回収への移行を図るなど、滞納額の減少に向けた取組を効果的に促進する必要がある。																			

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

	令和4年度				令和5年度				令和6年度						
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他			
常勤															
非常勤	9	1	1	4	3	9	1	1	4	3	9	1	1	4	3
計	9	1	1	4	3	9	1	1	4	3	9	1	1	4	3

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		令和4年度				令和5年度				令和6年度				
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	
常勤	管理職 (役員兼務)	1			1				1				1	
	一般職	3	2	1		3	2	1		3	2	1		
	小計	4	2	1	1	4	2	1	1	4	2	1	1	
非常勤	管理職 (役員兼務)													
	一般職													
	小計													
計		4	2	1	1	4	2	1	1	4	2	1	1	

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和4年度 人

令和5年度 人

令和6年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職						1	1
	プロパー							
	県派遣							
	県OB						1	1
	その他							
	一般職				1	2		3
非常勤	プロパー					2		2
	県派遣				1			1
	県OB							
	その他							
計				1	2	1	4	

法人説明欄

〔役員数の状況について〕
役員については全員非常勤であり、人数も概ね適切なものと考えている。
職員数については、プロパー2名と県OB1名の職員体制を維持・継続しており、経営に大きな支障をきたすことはないものの、業務が専門的で多岐にわたること、適正業務の確保や弾力的な勤務体制の確保の観点から職員数の検討も必要と考える。

〔県の関与の状況について〕
常務理事である県教育長から法人経営を総括的に指導を受けており、また、県派遣の事務局次長に適正な業務処理についてチェックしていただいている。

〔職員の年齢構成について〕
管理職が県OBで60代であり、一般職のプロパー職員も50代であることから、今後は将来を見据えて若い世代へ引き継ぐことも検討が必要と考える。

IV 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)		
貸借対照表	資産	5,080,837	4,967,039	4,931,725	▲ 35,314	
	流動資産	15,724	18,249	21,048	2,799	
	うち現預金	8,852	11,396	14,849	3,453	
	うち有価証券	0	0	0	0	
	固定資産	5,065,113	4,948,790	4,910,677	▲ 38,113	
	基本財産	521,691	494,362	469,524	▲ 24,838	
	うち投資有価証券	520,102	492,819	468,225	▲ 24,594	
	特定資産	4,528,945	4,440,200	4,427,045	▲ 13,155	
	うち投資有価証券	986,800	1,508,450	1,490,010	▲ 18,440	
	その他固定資産	14,477	14,228	14,108	▲ 120	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	負債	3,738	2,889	3,131	242	
	流動負債	3,738	2,889	3,131	242	
	うち有利子負債	0	0	0	0	
固定負債	0	0	0	0		
うち有利子負債	0	0	0	0		
正味財産	5,077,099	4,964,150	4,928,594	▲ 35,556		
指定正味財産	4,315,142	4,233,530	4,216,830	▲ 16,700		
一般正味財産	761,957	730,620	711,764	▲ 18,856		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)		
正味財産増減計算書	経常収益	67,911	68,852	53,824	▲ 15,028	
	経常費用	67,010	68,857	52,680	▲ 16,177	
	事業費	65,014	66,650	50,319	▲ 16,331	
	うち人件費	9,978	11,060	11,499	439	
	うち支払利息	0	0	0	0	
	管理費	1,996	2,207	2,361	154	
	うち人件費	1,171	1,320	1,374	54	
	評価損益等増減額	▲ 18,040	▲ 31,310	▲ 18,255	13,055	
	当期経常増減額	▲ 17,139	▲ 31,315	▲ 17,111	14,204	
	経常外収益	0	0	45	45	
	経常外費用	0	0	1,768	1,768	
	当期経常外増減額	0	0	▲ 1,723	▲ 1,723	
	法人税、住民税及び事業税	22	22	22	0	
	当期一般正味財産増減額	▲ 17,161	▲ 31,337	▲ 18,856	12,481	
当期指定正味財産増減額	▲ 48,965	▲ 81,612	▲ 16,700	64,912		
正味財産期末残高	5,077,099	4,964,150	4,928,594	▲ 35,556		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	内容	
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0	
	短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
	短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
	損失補償(残高)	0	0	0	0	
	補助金(運営費)	11,708	12,311	13,308	997	高校奨学事業費補助金
	補助金(事業費)	12,744	13,490	17,166	3,676	高校奨学事業費補助金
	委託料(指定管理料除く)	0	0	0	0	
	指定管理料	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)		
財務指標	自己資本比率(%)	99.9	99.9	99.9	0.0	=正味財産/総資産×100
	流動比率(%)	420.7	631.7	672.2	40.5	=流動資産/流動負債×100
	有利子負債依存度(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債/総資産×100
	管理費率(%)	2.3	3.2	4.5	1.3	=管理費/経常費用×100
	人件費比率(%)	16.6	18.0	24.4	6.4	=人件費/経常費用×100
	独立採算度(%)	83.9	82.1	74.5	▲ 7.6	=経常・経常外収益-補助金【運営費】/(経常・経常外費用)×100
	総資本当期経常増減率(%)	▲ 0.3	▲ 0.6	▲ 0.3	0.3	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100
財務評価	B	B	C		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)	

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

【貸借対照表・正味財産増減計算書について】
 基本財産及び特定資産の減少は、運用債券に係る時価評価額の減少が共通する理由である。また、特定資産にあつては、震災特例分(タイプC)に係る償還免除による奨学金貸付金C資産の減少も要因である。
 正味財産増減計算書において経常費用の事業費に年度間に増減があるが、これは震災特例分(タイプC)に係る返還免除額Cの対象者が年度によって増減するためである。

【県の財政的関与について】
 安定的な事業の運営の確保には、県の高校奨学事業費補助(人件費等事務費の補助)によるところが大きく、引き続き所要額の補助が必要である。
 また、同事業費補助の震災特例分についても、被災した世帯の高校生への継続的な支援のため、引き続きいわての学び希望基金を財源とする県の補助事業のほか、令和5年度新規事業の大学進学支援分についても、大学進学率や地元定着率の向上に向けた県の施策と密接不可分であり県の補助事業の継続が必要である。

【財務指標・財務評価について】
 正味財産増減計算書において経常費用が震災特例分(タイプC)に係る返還免除額Cが年度によって増減するため、人件費比率や独立採算度の財務指標が変動して増減している。このため、これを変動要素分として控除して評価すれば、財務指標には大きな課題はないと考えるが、奨学金の貸与額が減速していく一方で、返還金の滞納額が増加傾向にあることから、債権回収と事業効果の確保が課題である。

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	奨学生採用率を確保するため、奨学資金の確保（寄附金）に努めるとともに、各学校と緊密な連携のもと奨学金制度の周知を図り、奨学金を希望する者のうち、基準を満たす者は全員採用するなど、県内の高校生等の修学機会を確保に寄与している。
所管部局	有能な素質を有しながら経済的理由により高等学校等の就学が困難な生徒に対し奨学金の貸与を行い、就学機会の確保に貢献しており、周知の強化にも取り組んでいる。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	県内には、対象者等の条件を限定して奨学事業を実施している団体（公益法人）はあるが、県内全ての高校生等を対象として採用できるのは当法人のみであるほか、採用規模や貸与条件（無利子）などの面を考慮すれば、他団体が事業を代替することは困難と考える。
所管部局	法人の奨学事業は、採用者数が多く、貸与金は無利子であるため、営利を目的としている民間企業等が実施することは困難であることから代替性はない。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	適時会長及び常務理事の指示指導を受けながら、限られた人員体制で業務を円滑かつ確実に執行するため、事務局長を中心に職員が高等学校等の修学状況の環境変化や、奨学金返還状況等について常に情報共有を図るとともに、課題事案に対しては職員間で連携しながら取り組んでいる。 また、多額の金額を取り扱う専門性のある法人会計処理の適性を確保するため、民間会計事務所による定期的な業務支援とチェックを委託している。 なお、輪番によるテレワークなどコロナ禍に対応した業務執行体制をとっていたが、コロナの感染症法上の5類移行を踏まえ通常体制に戻す一方で、働き方改革の一環として県の制度に準じた時差出勤を導入した。
所管部局	事務局長を中心に情報共有が図られ、職員間の連携体制が確立されているとともに、適性に応じた事務分担により効率的な業務運営が行われている。 また、働き方改革にも力をいれ、時差出勤を導入するなど業務体制の確保が図られており、法人の評価は妥当である。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	当法人の業務は、その性質上プライバシーに関わる情報や、金銭や利害に関わる情報等、取扱いに十分に配慮しなければならないことが多いことから、業務執行に当たっては、職員が常に情報を共有しながら相互に確認、チェック等を行って適正な業務の確保を図っている。
所管部局	プライバシーに関わる情報等は常に職員間で情報共有、相互チェック等が行われ、リスク管理は適切に行われている。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	滞納金の回収に向けた取組を強化しているが、長期滞納者の増加により、滞納額が増加していることから、債権回収業務の委託対象を拡大しながら滞納金の回収を行うとともに、奨学生の現状を考慮した償還計画の変更等、滞納の未然防止にきめ細かく対応している。
所管部局	奨学生の現状を考慮しながら償還計画の変更など、きめ細かく対応しており、滞納の未然防止に努めている。 一方で長期滞納者が増加傾向であるため、その縮減に向けた取り組みが求められる。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	運用益の減少により運営費に見合う独自財源が確保できない状況にあることから、円滑な奨学金事業運営のために、必要な補助を継続する必要がある。
------	--

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	ホームページを開設し、業務及び財務等に関する情報を国の指針等に基づき公開している。 公開情報は、トップページから直接アクセスできるように利用者の利便性を考慮し、最新の情報を公開している。
所管部局	事業内容や財務諸表等をホームページに掲載し、随時情報を更新しており、利用者の利便性を考慮するなど適切に公開されている。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年度は、経営改善目標の達成率は100.0%となった一方で、財務状況は、当期一般正味財産増減額は▲18,856千円と赤字が継続しているため、目標達成による経営改善の効果が見えない状況にあることから、目標の見直しの検討と赤字縮小又は黒字化に取り組む必要があります。
所管部局	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、経営改善に向けた取組に積極的に関与する必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和4年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 現行の中期経営計画（R1～R4）について令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。この評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標等の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分に行い、令和4年度に策定する次期中期経営計画（R5～R8）に反映させる必要があります。	実施済	次期中期経営計画において、事業の特殊性も考慮しながら目標の達成度合いの測定が可能な定量的な目標及び目標値を設定した。	R5.3
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	過去に指摘を受けた目標達成度合いの測定が可能な定量的な目標の設定や、課題解決に向けた取組等について検討を行うなど次期中期経営計画の策定に積極的に関与した。	R5.3
	2 県は法人に対して運営費の補助を行っています。本来、運営費については法人の自主財源で賄うものであることが原則であるところ、法人の担う事業の重要性及び法人の経営状況を鑑みて、県として財政的関与を行っているものと思われれます。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、県の関与の必要性及び妥当性（手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で運営費の補助を行う必要があります。	実施済	運用益の減少により運営費見合う独自財源が確保できない状況であり、円滑な奨学金事業運営のため、補助金を継続することが適当であると判断した。	R5.6

【令和5年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直し検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。	実施済	新規事業の一層の活用と今後の事業内容の充実を図るための検討の参考とするため、貸与者に対するニーズ把握のためのアンケートを実施することを取組に追加したほか、最新の見込による収支計画等を更新した。	R6.3
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画変更まで積極的に関与する必要があります。	実施済	ポストコロナの観点から、最新の見込みによる収支計画等の見直しや、検討結果に応じた変更計画の更新に積極的に関与した。	R6.3
	2 県は法人に対して運営費の補助を行っています。本来、運営費については法人の自主財源で賄うものであることが原則であるところ、法人の担う事業の重要性及び法人の経営状況を鑑みて、県として財政的関与を行っているものと思われれます。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、県の関与の必要性及び妥当性（手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で運営費の補助を行う必要があります。	実施済	運用益の減少により運営費に見合う独自財源が確保できない状況であり、円滑な奨学金事業運営のために、補助を継続することが妥当であると判断した。	R6.6

No. 40 (公財) 岩手県暴力団追放推進センター

I 法人の概要

1 基本情報

令和6年7月1日現在

法人の名称	公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター		所管部局 室・課等	岩手県警察本部 刑事部 組織犯罪対策課		
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		代表者 職・氏名	理事長 吉田 瑞彦		
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	平成4年4月27日	事務所の所在地	〒020-0022 岩手県盛岡市大通一丁目2番1号			
	(平成23年1月12日公益財団法人へ移行)	電話番号	019-624-8930			
		HPアドレス	https://www.iwate-boutsui.jp/			
資(基)本金等	600,000,000 円	うち県の出資等 ・割合	499,105,000 円	83.2%		
設立目的	この法人は、暴力団員による不当な行為(以下「不当行為」という。)を予防するための広報事業、不当行為の相談事業及び不当行為の被害者に対する救援事業等を行うことにより、不当行為の防止及びこれによる被害の救済に資するとともに、県民の暴力団追放意識の高揚と暴力団追放運動を推進し、もって安全で住みよい岩手県の実現に寄与することを目的とする。					
事業内容	(1) 不当行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動を行うこと。 (2) 不当行為の予防に関する個人または法人その他の団体の活動を助けること。 (3) 不当行為に関する相談に応ずること。 (4) 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動を行うこと。 (5) 暴力団から離脱する意思を有する者を助けるための活動を行うこと。 (6) 暴力団の事務所の使用により付近住民等(付近において居住し、勤務し、その他日常生活又は社会生活を営む者をいう。)の生活の平穩又は業務の遂行の平穩が害されることを防止すること。 (7) 岩手県公安委員会の委託を受けて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第14条に規定する講習を行うこと。 (8) 暴対法第32条の3第2項第8号の不当要求情報管理機関の業務を助けること。 (9) 不当行為の被害者に対して見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救援を行うこと。 (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条に規定する少年指導員に対して、少年に対する暴力団の影響を排除するための活動に必要な研修を行うこと。 (11) 上記に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業					
常勤役員の状況	合計	1名	うち県現職	0名	うち県OB	1名
	平均年収 ※	4,627千円	平均年齢 ※	63.0才	※令和5年度実績	
常勤職員の状況	合計	4名	うち県派遣	0名	うち県OB	4名
	平均年収 ※	3,479千円	平均年齢 ※	64.0才	※令和5年度実績	

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	暴力団犯罪に関する広報・啓発活動を行うことにより、犯罪被害の未然防止を図るとともに、県民からの暴力団等にかかる相談に対し、専門的見地からの適切な助言・指導により解決を図る。
2	暴力団組織からの離脱、更生、社会復帰を希望する者に対して、更生支援金制度の活用や関係行政機関、離脱者受入賛同企業等と連携した支援活動を推進する。
3	暴力団からの不当要求に対する助言、暴力団犯罪被害者に対する訴訟支援や見舞金の支給を行うことにより、暴力団による犯罪被害者の救済、救援を実施する。

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

類似した事業を行っている他の団体はありません。

(2) 県直営との比較(機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み)について

暴力団事件被害者、組織離脱希望者への支援事業は、緊急性が高く、早急な意思決定が求められるが、本法人は少人数の機関であり早急な意思決定が可能であることから、スピーディに事業が実施できる点で県直営よりもメリットがあります。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は、岩手県内において暴力団員による不当な行為を予防するための広報事業、不当行為の相談事業及び不当行為の被害者に対する救済事業等を行っている唯一の公益法人であり、県民の暴力団追放意識の高揚と暴力団追放運動を推進し、安全で住みよい岩手県の実現に寄与していることから、県は、本法人が展開する事業について、より効果的なものとなるよう連携・協働を強化し、法人の長所、強みを発揮することにより、効果的な施策推進を目指します。

II 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	暴力団犯罪被害防止のための広報啓発・教育活動（不当要求防止責任者に対する責任者講習の計画的な実施）	① 県内各地で23回以上実施 ② 受講率75%以上	23回実施 受講率78.7%	県内各地で19回以上実施 受講率75%以上	県内各地で23回以上実施 受講率80%以上
取組内容	昨年度は対象業種を郵便業、運送業、建設業を中心として県下一円で実施した。新型コロナウイルスの感染拡大の状況を鑑み、密状態の回避のため会場キャパシティに余裕を持たせたり、検温、消毒作業を徹底する等受講者が安心して受講ができるように努めた結果、回数、受講者数共に目標を達成するに至った。				
課題	不当要求防止責任者講習は、各事業所の不当要求対応責任者に対して直接実践的な対応要領等を講義するものであり、受講人数の増加は暴力団からの犯罪被害の未然防止に繋がるものであるから、内容の充実を図ると共に未受講者の多い業種に対して受講を促す等、受講者数の拡大に努める必要がある。				
2	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	暴力団追放機運醸成のための暴力団追放県民大会の実施	① 参加目標300人以上	約400名	参加目標500人以上	参加目標500人以上
取組内容	10月4日に釜石市民ホール（TETTO）を会場として開催。暴力追放活動に功労のあった個人・団体への表彰、警察本部組織犯罪対策課長による講話のほか、アトラクションとして南極越冬隊に参加した岩手日報記者による講演と、地元女性2名による津波被害者を追悼する「震災甚句」を披露したところ、県内各地から集まった参加者からの反響は大きく、顕著な広報効果が認められ暴力団排除機運が高まった。				
課題	本大会は県民の暴力団追放に対する意識の向上を図ると共に、法人のPRをする絶好の場でもあることから、今後も法人の一大イベントとして、県民の関心を惹くため、講話内容やアトラクションに工夫を凝らすなど実効性を上げるための方策を講じ、県民の暴力団排除意識を更に高めていく必要がある。				
3	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	暴力団被害者等に関する相談への適切な対応と支援	① 適切な助言指導、必要に応じた関係機関への引継ぎ	75件受理	適切な助言指導、必要に応じた関係機関への引継ぎ	適切な助言指導、必要に応じた関係機関への引継ぎ
取組内容	本法人は県民の身近な相談窓口として、暴力団による犯罪被害者に限らず、犯罪の予兆事案等も含めて広く相談を受理しているところであり、昨年は75件の相談を受理した。内容は、前年度に引き続き暴力団排除のための暴力団情報提供依頼が大部分を占め、これに適切に対応することにより、企業による暴力団排除の推進を支援した。				
課題	相談数の大部分を暴力団排除のための情報提供依頼が占めていることから、法人が県民にとって身近な相談窓口として認知され、県民の間にも高い暴排意識が浸透していることがうかがえる。今後も県民からの期待に応えるべく、個人情報の適正な取扱いに十分に配慮しながら事業を推進する必要がある。				
4	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	暴力団離脱者に対する社会復帰支援	① 支援の実施	実施あり	支援の実施	支援の実施
取組内容	暴力団離脱希望者は、離脱後すぐには銀行口座を開設できないことから、離脱後の生活を営む上での大きな障壁となっている。組織犯罪対策課とともに雇い主、金融機関との連絡・調整を密に行い、また、離脱者へは各種制約が付された上の制度であることを丁寧に説明する等の支援を行ったことで口座取得が可能となるよう支援を行った。				
課題	昨年度は支援事業があったものの、本事業の実績低調の要因として、事業の認知度の低さが挙げられる。法人が会長として主宰する社会復帰対策連絡会には職業安定所、少年刑務所、少年院等国の機関も参画しており、本事業の重要性に関して理解は得られているが、ここ数年、未開催の年が続く各機関担当者の異動もあり、事業低迷の一因となっている。今後は隔年であっても連絡会を定期的に開催し、横の連携と情報交換に努める。				

II 経営目標の達成状況

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	県の指針及び基本財産運用方針に基づく安全かつ積極的な資金運用の実施	① 平均年利2%以上確保	平均3.02%	平均年利2%以上確保	平均年利2%以上確保
取組内容	従来は安全性の高い公債での運用を原則としてきたが、低金利政策に伴う利率の低下により公債のみでは目標利率の確保が困難な情勢であることから、運用できる商品に幅を持たせるために基本財産運用規程の変更を行い、ドル建ての日本社債への買い換えを行い積極的な運用を図った。				
課題	低金利政策により国内の公債は現状利率が低いが、今後の経済状況やリスクヘッジを考慮しつつ利回りの良い商品を織り交ぜる等柔軟な対応が必要とされるが、同時に基本財産が欠損することが無いよう、県の方針に沿って安全性にも十分配慮した資産運用を行う必要がある。				
2	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	法人の認知度向上のための広報活動	① 機関誌の作成配布	18,300部作成・配布	前年度の実施効果を検証し費用対費用を考慮した広報活動の実施	前年度の実施効果を検証し費用対費用を考慮した広報活動の実施
		② 各種媒体を利用した広範に渡る広報	実施	前年度の実施効果を検証し費用対費用を考慮した広報活動の実施	前年度の実施効果を検証し費用対費用を考慮した広報活動の実施
取組内容	法人の作成した広報誌や不当要求防止責任者に対する教材資料等を配付し、暴力団情勢や不当要求の手口等について、広く広報啓発を行ったことにより、暴力団による犯罪や不当要求の手口についての認識向上が図られた。また、鉄道や路線バスへの広告掲示やラジオでのスポットCM放送など聴覚・視覚に訴える宣伝活動事業の強化を図った。				
課題	暴力団への対応は、不当要求の手口に関する知識や実際の対応要領を身に付けることが肝要である。そのため、刻々と変化し、複雑化する暴力団情勢について最新情報を発信する本事業は、犯罪被害の未然防止の為に必要不可欠であり、かつ本事業は法人のPRも兼ねていることから、費用対効果を考慮のうえ、実効が上がる形を模索しつつ、今後も継続して推進する必要がある。				
3	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	法人の事業内容の積極的なPR活動による賛助金、寄附金収入の確保	① 賛助会員前年比増	前年比±0	前年比増	前年比増
		② 賛助金・寄附金前年比増	前年比-22万円	前年比増	前年比増
取組内容	責任者講習等を通じて法人の活動への理解を得られるよう広報活動に努めたが、物価上昇等の影響による経済状況の悪化等の影響で、賛助会員数は変動なし、賛助金や寄附金については前年度マイナス22万円の減少となった。				
課題	会員の減少は収入状況に直接の影響はほとんど与えていないが、賛助会員数は法人の活動への理解度を表すバロメーターとも言えるものでもある。賛助金や寄附金については、金銭が発生することから経済情勢の影響を受けることはやむを得ないものの、法人や事業のPR活動を通じて積極的に新規会員の獲得に努める必要がある。				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	1		1		1		1		1		1	
非常勤	10			10	10			10	10			10
計	11		1	10	11		1	10	11		1	10

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	1		1		1		1		1		1	
	一般職			(1)				(1)				(1)	
	小計	3		3		3		3		3		3	
	小計	4		4		4		4		4		4	
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職												
	小計												
	計	4		4		4		4		4		4	

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和4年度 人 令和5年度 人 令和6年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
		常勤	管理職					
	プロパー							
	県派遣							
	県OB						1	1
	その他							
	一般職						3	3
	プロパー							
	県派遣							
	県OB						3	3
	その他							
	計						4	4

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

平成23年に公益財団法人に移行する際、役員を削減して現在の人数として、以来変更無く現在に至っている。職員数については、その以前より現在と同じ専務理事を含めた4人体制であり総数に変更は無いが、令和3年度に経理課長を非常勤職員から常勤職員に変更している。

〔県の関与の状況について〕

県職員の派遣はない。

〔職員の年齢構成について〕

法人の職員は、法人の主事業である相談業務を遂行するために必要な暴力追放相談委員の資格を取得できる者である必要があり、国家公安委員会規則の定めにより警察OBであることを前提としていることから、高い年齢層で構成されている。

IV 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
資産	738,856	697,239	741,356	44,117	
流動資産	1,169	17,253	10,868	▲ 6,385	
うち現預金	1,071	17,110	10,771	▲ 6,339	
うち有価証券	0	0	0	0	
固定資産	737,687	679,986	730,488	50,502	
基本財産	691,900	629,951	673,239	43,288	
うち投資有価証券	691,820	629,871	673,159	43,288	
特定資産	45,420	49,063	55,603	6,540	
うち投資有価証券	20,004	20,020	25,080	5,060	
その他固定資産	367	972	1,646	674	
うち投資有価証券	0	0	0	0	
負債	2,051	3,424	3,999	575	
流動負債	1,027	1,633	1,611	▲ 22	
うち有利子負債	0	0	0	0	
固定負債	1,024	1,791	2,388	597	
うち有利子負債	0	0	0	0	
正味財産	736,804	693,815	737,357	43,542	
指定正味財産	689,549	596,090	637,307	41,217	
一般正味財産	47,255	97,725	100,050	2,325	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
経常収益	21,453	25,042	29,212	4,170	
経常費用	21,756	26,421	29,191	2,770	
事業費	15,336	18,682	21,381	2,699	
うち人件費	10,230	11,863	11,618	▲ 245	
うち支払利息	0	0	0	0	
管理費	6,420	7,739	7,810	71	
うち人件費	5,655	6,428	6,417	▲ 11	
評価損益等増減額	▲ 1,628	154	2,457	2,303	
当期経常増減額	▲ 1,931	▲ 1,225	2,478	3,703	
経常外収益	0	51,695	▲ 153	▲ 51,848	
経常外費用	0	0	0	0	
当期経常外増減額	0	51,695	▲ 153	▲ 51,848	
法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	▲ 1,931	50,470	2,325	▲ 48,145	
当期指定正味財産増減額	▲ 19,320	▲ 93,459	41,217	134,676	
正味財産期末残高	736,804	693,815	737,357	43,542	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	内容
長期貸付金残高	0	0	0	0	
短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
損失補償(残高)	0	0	0	0	
補助金(運営費)	0	0	0	0	
補助金(事業費)	0	0	0	0	
委託料(指定管理料除く)	2,415	2,372	2,371	▲ 1	
指定管理料	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
自己資本比率(%)	99.7	99.5	99.5	▲ 0.0	=正味財産/総資産×100
流動比率(%)	113.8	1,056.5	674.6	▲ 381.9	=流動資産/流動負債×100
有利子負債依存度(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債/総資産×100
管理費率(%)	29.5	29.3	26.8	▲ 2.5	=管理費/経常費用×100
人件費比率(%)	73.0	69.2	61.8	▲ 7.4	=人件費/経常費用×100
独立採算度(%)	98.6	290.4	99.6	▲ 190.8	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
総資本当期経常増減率(%)	▲ 0.3	▲ 0.2	0.3	0.5	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
財務評価	B	B	B		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

〔貸借対照表・正味財産増減計算書について〕
有価証券の評価額の上昇により基本財産が増加している。

〔県の財政的関与について〕
当法人は岩手県公安委員会からの委託事業として、責任者講習業務を受託して実施しており、その委託料以外に県の財政的関与はない。

〔財務指標・財務評価について〕
流動資産減少に伴い流動比率が減少した。また、流動資産減少に伴い流動比率が減少したことから、独立採算度も減少したが100%に近い数値となっており特に問題はないと考えられる。なお、流動負債は預り金と引当金であり、借入金や法人事業に係る負債は存在しない。

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	当法人の事業は、県民の暴力団排除気運の醸成を促し、広報・啓発により暴力団による犯罪被害の未然防止を図ることを主目的とするものであり、年度単位で明確な成果を示すことができる性質のものではないが、近年、暴力団犯罪被害に係る相談が減少傾向にあり、一方で相談事業において、相談内容のほとんどを暴力団排除のための個人情報提供依頼が占めていることを鑑みるに、法人の存在は県民に浸透し、順調に成果を上げており、県の施策推進に寄与しているものと考えられる。
所管部局	法人は、より民間に近い立場で暴力団排除を推進しており、警察への相談の前段階として法人を頼るケースも多く、県民の身近な相談窓口としての役割を十分に果たしていると認められる。法人の事業目標については、法人の事業は数値で明確に達成状況を測定できる性質のものではなく、かつ、受動的な性質の事業が多いことから、成果目標を立てることが非常に困難であるものの、目標の数値化が可能なものについては極力数値化がなされており、内容も施策推進に寄与する妥当なものであると認める。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	当法人は法律（暴力団対策法）に基づいて設置された法人であり、実施する事業も法律で定められている。また、事業の実施のためには警察OBであることを前提とした国家公安委員会規則で定められた資格が必要であるほか、特に法人の主たる事業である相談事業では、犯罪に対する知識や経験を生かして対応する必要がある。これらの事業の特殊性は、他の民間団体や自治体では代替しえないものである。
所管部局	法人が行っている相談事業について、弁護士と違い無料で相談ができ、警察よりも敷居が低いため相談がしやすく、事案により両者に適切な引継ぎを行って橋渡し役となっており、特にこの相談事業を通じて県民にとって身近な存在となっている。このように、警察と弁護士の両方に太いパイプを持ち、県民に身近な相談窓口となれるのは法人以外には無く、犯罪被害防止、被害回復及び抑止にも貢献しており、必要不可欠な存在である。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	当法人は暴力団等反社会的勢力に関わる業務であるという特殊性から職員全員が警察職員OBであり、同じ土台であることで業務を進める上で大きなプラスとなっている。一方で公務員的な硬直した思考に陥ることなく時勢の変化に対応できるよう、アンテナを高くして積極的な情報収集、能力向上に努める必要がある。
所管部局	法人は警察と県民との間で暴力団排除のための架け橋となる存在であるから、実効ある事業の推進のために民間の立場、感覚への理解を深める必要がある。そのために職域暴排組織等を通じての情報交換、積極的な交流等により、各職員が官民両方のバランスの取れた感覚を保持するように努める必要がある。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	当法人は暴力団等反社会的勢力に係る個人情報を扱っている特殊性から、他組織よりも高い法令遵守の意識が求められている。情報漏洩、不正利用、不適切な事務・会計処理等の絶無のため、個人情報保護規程に基づく運用と個人任せにしない複数チェックを徹底し、リスク管理体制の強化を図っている。
所管部局	法人は、会計処理を含めた業務における意思決定に当たっては担当以外の職員も内容を確認、把握のうえチェックを行い、最終的に事務局長を兼務している専務理事の決裁を必要としており、担当者任せにならないチェック体制が整っている。今後はこれが形骸化することなく十分に機能するように、内外によるチェックを確実に働かせる必要がある。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	当法人は収益事業を一切行っていないことから、主要な収入源である基本財産運用益及び寄付金・賛助金の増収を目指すこととしている。経営改善に直結する項目であるが、当法人は公益法人であり、公益認定の観点から収入超過とならないように数値目標を設定した。
所管部局	法人は収益事業を行っておらず、事業資金は寄付金・賛助金収入と基本財産運用収入に依っていることから、これら収入の増加は自立経営継続のために不可欠である。コロナ禍が尾を引く経済情勢であるが、寄付金・賛助金の納入額は法人の事業活動への理解度の表れとも言えることから、積極的な事業PRにより法人への理解を促進し、収入増加に繋げる必要がある。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	※県の人的関与・財政的関与（貸付金・損失補償・補助金（運営費））はなし。
------	--------------------------------------

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	法人の事務室内にて書類を備え置き全ての情報を閲覧可能としているが、HPの掲載情報には不足が有り指針の基準を満たしていないことから、今後指針に沿った積極的な情報公開を進めていく。
所管部局	HPでは法人の役員の氏名を公表していないが、法人の事業内容から暴力団や暴力団関係者による犯罪行為の標的とされる危険性があるため公表していないものであり、役員保護のため適切な措置であると認める。しかし、それ以外の法人が公開すべき情報について一部公開されていない項目があることから、今後公開を検討する必要がある。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年度の財務状況について、一般正味財産は100,050千円となっており、経営改善目標の達成率も好調を維持していますが、経営が安定的に継続するよう、環境の変化などによる新たな課題がないか把握した上で、必要な対応をしていく必要があります。
所管部局	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、積極的に関与する必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和4年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 現行の中期経営計画（R1～R4）について令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。 この評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標等の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分に行い、令和4年度に策定する次期中期経営計画（R5～R8）に反映させる必要があります。	実施済	当法人の事業は申し出を受けて開始される受動的な性質なものがほとんどであるが、事業全般が広く県民に認知されているとは言い難い現状であり、これが一部事業の活用に至っていない要因のひとつであると認識している。 よって、所管部局である警察本部の助言を受けながら次期計画の整理を行い、事業内容を含めた広報活動に重点を置き、法人の活動のPRを強化することにより事業実績に繋げることを目指す。	R5.3
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	当課は業務を通じて法人と連携を取ることが多いが、その中で感じるのは、県民の法人の認知度、事業への理解度は未だ低いと言わざるを得ないということである。 法人の事業は受動的な性質のものが多く法人が主体となって事業実績を上げることには限界があるが、その前段階として法人や事業の認知が無ければ事業の活用は成されないものであるから、暴力団が関与することも多い特殊詐欺など、身近な犯罪に対する注意喚起も織り交ぜた広報、教育活動に重点を置いて県民の関心を惹くことにより法人の認知度を高め、事業実績や寄付金・賛助金の増額に繋げることを図った。	R5.3

【令和5年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。 なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。	実施済	当法人の事業が広く県民に認知されているとは言いがたい現状があり、これが一部事業の活用に至っていない要因の一つであった。そこで、基本財産の時宜を得た安全な運用を進めて得た運用益を事業費として充てることができ、昨年度から新規事業として、ラジオのスポット放送、バス車体への広告掲示、バス・列車車内への広告掲示等の広報活動を始めたほか、法人名と所管部局の警察本部名を付したボールペンをノベルティグッズとして県民に配付する等、攻めの広報活動を推進した。その結果、認知度アップの手応えが感じられるに至った。今後も、所管部局の助言を受けながら、事業活動のPRを強化し、事業実績に繋げられるよう努めたい。	R6.3
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した事項について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。	実施済	当課は業務を通じて法人と連携を取ることが多いが、その中で感じるのは、県民の法人の認知度、事業への理解度は未だ低いと言わざるを得ないということである。 法人の事業は受動的な性質のものが多く法人が主体となって事業実績を上げることには限界があるが、その前段階として法人や事業の認知が無ければ事業の活用は成されないものであるから、暴力団が関与することも多い特殊詐欺など、身近な犯罪に対する注意喚起も織り交ぜた広報、教育活動に重点を置いて県民の関心を惹くことにより法人の認知度を高め、事業実績や寄付金・賛助金の増額に繋げることを図った。	R6.3

(参考) 財務指標の考え方について

	財務指標項目 (計算式等)	説明
安全性・健全性	自己資本比率 [%] 【公益法人の場合】 =正味財産 / 総資産 × 100 【会社法・特別法法人の場合】 =自己資本 / 総資本 × 100	法人の総資産 (総資本) に占める自前の資本である正味財産 (純資産) の割合を示しています。正味財産 (純資産) は自己資本といい、金融機関からの借入により調達した資金 (他人資本) とは異なり、返済の義務がありません。したがって、自己資本比率が高いほど、法人の財務基盤の安定性・健全性が高いと判断することができます。 【ポイント】 自己資本には返済の義務がありませんので、指標が高いほど、安定性が高い状態といえます。
	流動比率 [%] =流動資産合計 / 流動負債合計 × 100	1年以内に償還が必要な負債 (流動負債) を、同じく1年以内に現金化することができる資産 (流動資産) でどれだけ賄えるかを示しており、法人の短期的な支払能力と安全性を判断することができます。 【ポイント】 一般に 100%以上であれば、1年以内に支払い不能になる可能性が低いと理解されます。逆に、100%を下回ると望ましくない状態であるとされます。ただし、流動資産の中に遊休資産が多い場合であっても指標が高くなる場合がありますので、この点は留意が必要です。
	有利子負債依存度 [%] 【公益法人の場合】 =有利子負債 / 総資産 × 100 【会社法・特別法法人の場合】 =有利子負債 / 総資本 × 100	法人が保有している資産 (資本) のうち、どのくらいの資金を外部からの有利子負債によって賄っているかを判断することができます。 【ポイント】 指標が高い場合、資金繰りに苦慮しているほか、金利負担も大きくなることから、資金調達面でのリスクが高い状況と判断されます。したがって、一般に低い方が好ましいといえます。
効率性	【公益法人の場合】 管理費比率 [%] =管理費 / 経常費用 × 100	経常費用全体に占める管理費の割合を示しており、法人の経営の効率性を判断することができます。 【ポイント】 指標の値が低いほど事業活動における効率が良いといえます。
	【会社法・特別法法人の場合】 売上高対販売・管理費比率 [%] = (販売費 + 管理費) / 売上高 × 100	売上高に対する費用 (販売費 + 管理費) の割合を示しており、法人の生産性の経費効率を判断することができます。 【ポイント】 指標が低いほど販売コストや経費の効率が良いといえます。
	人件費比率 [%] 【公益法人の場合】 =人件費 / 経常費用 × 100 【会社法・特別法法人の場合】 =人件費 / (販売費 + 管理費) × 100	経常費用 (販売費 + 管理費) に占める人件費の割合を示しています。人件費は、直ちには削減することができないことから、法人の財務の硬直度高いを判断することができます。 【ポイント】 指標が高いほど財務が硬直化の傾向にあるといえます。したがって、指標が低いほうが好ましいと言えますが、従業員・職員のモチベーション (適正な給与水準) の維持も必要である点にも留意が必要です。

財務指標項目（計算式等）		説 明
自立性	独立採算度〔%〕 = (経常収益+経常外収益-補助金収入[運営費補助]) / (経常費用+経常外費用) × 100 ※ 公益法人及び特別法法人のみ記載のこと。	県等からの運営費補助を差し引いた法人の収益合計と、費用合計の比を示しており、法人の独立採算度を判断することができます。 【ポイント】 指標が 100% 以上の場合、独立採算が取れているといえます。
収益性	総資本経常利益率〔%〕 【公益法人の場合】 = 当期経常増減額 / 正味財産期末残高 × 100 【会社法・特別法法人の場合】 = 経常利益 / 総資本 × 100	法人の経常的な活動による業績を判断する指標であり、総資産（総資本）を使って経営活動を行った結果、どれだけの経常利益を上げたかを示しています。 【ポイント】 投下した資産（資本）に対する収益性を分析する指標であり、数値が高いほど効率が良い（収益性が高い）といえます。
	総資本回転率〔回〕 = 売上高 / 総資本 ※ 会社法法人のみ記載のこと。	1 事業年度において、法人の売上高が、総資本に対してどれぐらいあったのかの比率を示しています。総資本の運用効率、活動能率、回転状態を示しています。 【ポイント】 指標が高いほど総資本が効率的に活用されていると判断できます。